
研究論文

デリダと「権利」の観念

—そして、「権利」とハイデガー ? !—

中 田 光 雄

On the notion of Right -Derrida & Heidegger-

Abstract

J.Derrida, deconstructivist of modern & traditional axiomatics in philosophy & politico-social history, has published in his latter & last years a series of jurisprudential texts, for example: Force of Law, from the Droit (positive law) to the Justice, On the Droit (Right) to the Philosophy, etc. But it is not clear what idea he has had of the notion of right itself, y compris celle de droit de l'homme. This paper essays to define a possibly & probably derridish notion of right in comparison with modern & contemporary political philosophies and with reference to Heidegger's anti-jurisprudential ontology.

KeyWords: J.Derrida, notion of right, modern politico-social history & contemporary French political philosophies, deconstruction, difference & differance, law & justice, Heidegger

I

デリダは「権利」の観念にどう対応するだろうか。この問いを立てるのは、この問いがたんなる一人の思想家の一つの観念へのそれではなく、より広範な射程と意義を含むからである。三点から確認しよう。

1. 「権利」の観念はたんに一つの観念であるに止どまらず、「近代」、いわゆる西欧近代を代現する観念である。西欧近代、そのいわゆる人間主義が、人間、近代人のために、この観念を発明 (invention)、措定 (poser)、創設 (fondation)、制定 (instituer)、した。周知の通り、とりわけ、米仏人権宣言によって。一定の人間たちによって「宣言」されたのであって、普遍的真理として神によって「啓示」されたのでも、自然のなかに「発見」されたのでもない。しかし、それはともかく、ひとつの象徴的な言いかたをすれば、これによって中世・古代ヨーロッパの《noblesse oblige》、つ

まり「選良」の負うべき「責務・義務」(obligatio)の観念は、「市民」「人間」の「権利」(droit)なるものへと捉え替えされた。たしかに、それに先立ち、イギリス革命やボーダン、ホブズらによる「人身保護令」その他の権利思想がある。しかし、近代中期の政治的宣言から近代前期の哲学思想へと遡るのであれば、いっそのこと近代ヨーロッパの成立・起源(Ur-sprung)、その歴史的生起・出来事(événement)そのもののなかに、権利観念(の近代的出自)は定位させるべきであろう。つまり、新大陸発見とその膨大な、それなくしては近代ヨーロッパの興隆がありえなかった自然資源のヨーロッパへの「横奪」¹⁾(コラル他)、その一環としての当時の世界人口の約十分の一にあたるメソ・アメリカ・インディオ 5,000 万のジェノサイド、いや、新大陸への神の真理の布教という誇るに足る使命の遂行の途上で、この未曾有の惨劇に出食わさなければならなかったサラマンカの聖学徒たちの驚愕と断腸の悲りのなかから発出してきた「人間の尊厳」、たんに「人間であるということ」そのことのなかに認められなければならない不可譲の「尊厳」、別言すればそれゆえの「生と、安全と、幸福」への「権利」... という発想のなかに、である。近代ヨーロッパは物理的には二つの欧州大戦によって自滅し、道義的にはユダヤ・ロマ 1,000 万のジェノサイドによって自壊した。近代ヨーロッパの成立はインディオ 5,000 万の犠牲において可能となったが、その惨劇の只中から結実した「人間の尊厳」「人権」「権利」... の思想が、その後の近代ヨーロッパ 500 年のおそらく最良の理念の背骨となって、近代西欧を現代から未来への世界社会へと繋げる。哲学史は近代哲学をルネサンス・宗教改革・科学革命・《コギト・エルゴ・スム》から出発させ、それに先立つこの自らが引責すべき世界史的惨劇をほとんどまったく考量することがなかった。追って再説するように、権利・人権-理念すら政治・社会史に任せたまふ十分に主題化することはなかったのであって、近代人間主義への批判としての脱人間主義なる現代思想の自己宣言文言には、(人権理念の等閑と忘失という)自らの職務怠慢への無自覚的な隠蔽と忘失の作為が含まれている。なお、「権利」の観念は、近代にいたってクローズアップされ、それを近代の発明・所産と称するとはいえ、潜在的にはそれ以前から発動していたことは、一応確認しておかなければならない。人類のいづこの民族社会にも見られるさまざまな正義・義の体系はそれを内含しているし、一見、権利とも義務とも関係のない純粋な自由の世界と思われる古代ギリシャも、そのデモクラシーの確立にあたっては過去 1,000 年近い僭主政治との確執を経なければならず、ディケー(正義)概念のみならず、プラトン流のディアレクティケー(対話的思惟方法)すら、ギリシャ悲劇というより、正義と権利をめぐる法廷抗争の哲学への転換摂取の所産であり、ギリシャのロゴスに該当するといわれるローマのラティオ(ratio)もまた、周知の通り、近代思惟のいう理性というより、法廷弁論における根拠・証拠提示の操作に起源、そして紀元一世紀のキリスト教は、すでに、ギリシャ(ヘラス)人・ローマ市民「である」ことから食み出した「たんなる生き者としてのその他大勢の人間」にすぎない《homo》²⁾や《zoe》³⁾を、「神による被造物」と規定し直すことによって、その存在の尊厳、

存在の権利を、世に「宣言」した。歴史的詳細はともかく、権利観念のこの前史から近代への展開を把握するにあたって哲学的に重要なのは、デリダの発想を利用していえば (cf.DPh.57sq.)、「権利」を自然的・宇宙的・神的-所与性のなかに「確認」(constatif)するか、それとももっぱら人間自身の発意と制定の所産として「遂行」(performatif)論的に捉えるか、簡略化すれば、「自然権」として認めるか、「実定権」(約定権)として認めるか、しかし、前者も後者と同じく人間によるなんらかの認定判断を前提とする以上、後者の一様態であるとする、近代以降の、脱形而上学的・脱神学的・脱自然主義的、別言すれば人間主義的(超越論的)な、(この分野における)共通の発想であろう。近代思惟にとって「権利」とは、人間恣意ならぬ、人間的創意による、客観的・汎人類的に妥当な、判断、構成、制定、「遂行」の所産である。今日、現時点において「権利」観念を問うとは、近代思想・伝統的思惟への抜本的批判を主要な任務の一とする現代思想にとってこの近代出自の観念がどのように現前しているか、それを現在と未来に向かって問うということにはほかならない。

2. デリダに「権利」観念への対応の如何を問うのは、もうひとつ、デリダがたんに一人の現代思想家であるに止どまらず、自ら称して「脱構築」(déconstruction)の思想家、既存の、旧来の、伝統的な、特に西欧近代的な、思惟、哲学、文化、価値、...の脱構築をもって自らの思惟の核心・任務とする思惟者であることによる。「脱構築」とは何か。追ってその一端を紹介するデリダ的な、デリダに固有の難解で個性的な定義に先立って、極く一般的な定義を示しておけば、おおむねこうである。すなわち、何であれ有意義的な事象——事象はすべて人間にとって有意義的である。使いものにならない、不可解な、忌避したい事象であっても、そのようなものとして有意義的である。一切の認識の外なる事象についても、その「ある」「なし」を語る以上、有意義的である——は、さまざまの多様な構成要素の統合構成つまり構築によって成る。だが、それらの多様な構成要素は、現に此処にあるこの有意義的事象に向かってしか、統合構成されえなかったものなのであるか。この方向への統合構成の過程を逆方向に遡って、次のような時点にまで至ってみよう。つまり、それらの構成要素がまだ十分に現に在るこの方向に向かって統合構成される以前の、他の、一つそれ以上の多方向可能性を孕んでいた(いる)時点にまで、である。その時、現に今在るこの有意義的事象性への方向決定はなんら必然性をもたぬ偶然的な出来事であり、他の諸方向への可能性がいまなお十分に活きていることを見出すかもしれない。そのような状況へと、現に今在るこの有意義的事象を解体し、開放しよう。そして、そこにあらためて復活・蘇生してくる他の可能的方向へと新たに賭けてみよう。...「脱構築」とは字義通りにはここにいう遡行、解体、開放、の操作と運動の謂いであるが、勝義的には開放状態からの他の方向可能性への選択・決定と新たな(再)構築の操作・運動をも含む。デリダ思惟が「脱構築」思想であるとともに「差異・差延」思想とも称されるのは、ここにいうさまざまの多様な構成要素とそれらの統合構成による有意義的事象は、他のさまざまの、ここには含まれていないそれをも多く含む、諸要素・諸有意義的事象との「差異」によつ

てこそ独自に意味づけられ、しかもその「差異」関係は固定的・静態的なものではなく、絶えず変容しつつ諸要素・諸意味事象をそのつど新たに意味づけ続け、それを通してそれらの統合体としての事象の意味もそのつど新たに可能になっていくのであるから、事象の「意味」はつねに後から遅れて生起・結果してくるもの、つまり「差延」の結果、だからである。かつて伝統的形而上学は、プラトンのアイデア論議に典型的に見られるように、事象（構成要素も）の「意味」は、その事象の永遠不変の本質として、あらかじめ先行的に決定されており、われわれは理性や直観をもってそれに到達する、としていた。しかし、20世紀初頭に始まる現代言語科学は、言葉、一つの単語の「意味」を、それを構成するさまざまな要素（音素、字素、等）の（上記二種の）「差異」とその組み合わせ、両者の重畳的な反復展開動の所産、その後発性^{こうはつせい}において捉え直した。デリダ思想は、むしろ、現代思想として、後者の脱形而上学的-科学性に立脚する。目下のテキスト（後述《droit》論稿）におけるデリダ自身による「脱構築」「差異・差延」思想の別称は、それゆえ、難解にも「反復の書記学」（une graphique de l'itérabilité）（DPh.88）である。ある有意味的な事象（構成要素も同じ）は、永遠不変の自己同一性など有さず、他のさまざまな有意味的事象とのさまざまな「差異」関係のなかで、そのつど自らを自己差異的に自己「反復」しながら、そのかぎりにおいて自己同一性を保つ。すでに19世紀のキエルケゴール³⁾は、ヘーゲルの自己同一性がさまざまの変容を経ながらもその止揚において成立するに抗して、信仰のたんなる維持ならぬ、イエスの生と死・受難と復活を現時点において自らそのつど「反復」し続けるその差異と同一性にこそ、「反復の実存論」たるキリスト教の核心を指摘していた。デリダ流「反復の書記学」「脱構築」「差異・差延」思想とは、いわばこれをより基本的・一般的な意味論議の地平に開展しなおし、すべての有意味的事象もしくは事象の有意味性、その外観上の（自己）同一性を、多様な「差異・差延」動からの暫定的な結果として捉え、前者から後者への解体、開放、さらには別方位への変換と、後者から前者への新たな方位操作の推進、それらの「反復」により、前者の可変的躍動性さらにはその画期的な刷新・変容への可能性を維持することにある。デリダはこの問題意識を、他の多くの現代思想家たちと同じく、むしろ独自デリダ的な内実と同時代的類似性・普遍性の交錯のなかで、発生論的（意味織成論的）アプローチ（généalogie）（DPh.107）とも呼んでいる。さて、このような脱構築の思想家デリダは、「権利」という近代ヨーロッパが数々の流血と惨劇のなかから造形してきた輝かしい観念・理念に、どう対応するであろうか。多くの大多数の一般人と同じく全面的に肯定するのであろうか、それとも超-人間的な真理への責務・義務（obligatio）を重視する旧来の哲学者たちのようにこれを無視しつづけるのであろうか、それとも脱構築の現代思想家としてこれらとは別の独自・独創的な途を示唆するのであるか ...、これがわれわれの問いの第二の意義である。

3. 問いの必然性は、しかし、もうひとつ、思想史上のひとつの先行事例の重要さからもわれわれに課せられる。周知の通り、大部分の現代思想家たちにとって、立場の異同は如何あれ、とに

かく不動の指標の一であった聖マルクス思想は、「権利」観念を人間の、というよりフランス革命期の上層有産市民階級人たちの利己的な所有・私有衝動の一表出形態⁴⁾とし、類的人間の解放⁴⁾という普遍的大義のための思惟カテゴリーから、これを放逐した。以後200年にわたって哲学者たちが「権利」観念を軽んじ、1948年の世界人権宣言にもかかわらず、かえってむしろ反人間主義への方位を採ったのは、古代ギリシャ以来の普遍的真理への責務の感覚とこの類的人間の解放の大義が重合したことによる。マルクスの判断が正当であったか否か、とにかく歴史的な特殊状況における喫緊の問題提起であったことは否みようがないが、とまれ今日のわれわれの任務はむしろ、哲学史の伝統と、近代政治社会史が提起・造型しながら哲学が等閑に付してきたこの「権利」なるものとの両立をはかること、前者を刷新・豊饒化する方向で後者をそのなかに組み込み位置づけていくこと、にある。デリダというマルクスの批判精神を自覚的に受け継ぐ現代思想家の一人、伝統的哲学と近代思想の双方に脱構築の刃を向ける思想家に「権利」観念への関わりの如何を問うのは、その企ての一環としてであるといつてよい。

II

デリダには特に後期・晩年に《droit》論稿とも呼ぶべき一群のテキストがあり、であるからわれわれもここでの問題を立てたのだが、しかし、皮肉なことに「権利」(droit)概念には言及していながら、いやむしろこの語・概念を使用していながら、デリダらしくもなくほとんど反省的な検討の姿勢は示さず、要するにおよそ脱構築の主題とするには至っていない。二つの主要論著『哲学への権利』(*Du Droit à la philosophie*) (1991年)と『法の力』(*Force de loi*) (1994年)を手がかりに、この辺りの事情を考察してみよう。なお、些事ながら、問題の内実から刊行年の前後は無視し、この題名邦訳も追って補填する。

『法の力』は三論文のうち第一論考を《droit》問題に当てているが、ここでの《droit》は論の途中(p.32～35)までは「法(実定法)」と「権利」の双方を意味しているが、それ以後、結論に向かっての主要推論の筋道においては、もっぱら「法(実定法)」観念に特化されてしまう(cf.p.38,47～48)。加えて、この論考の副題はとりあえず仮訳しておけば「法(実定法)から正義へ」(*Du droit à la justice*)であって、文字通り、中心主題は「正義」概念のデリダ的考察にある。ちなみに、「法」(droit)と「法」(loi)の異同については特別な定義的な言及はない。われわれはテキストの意を汲んで、前者を「実定法」と限定訳したが、これで大過なからう。後者は「実定法」と「正義」の双方を含むやや漠然たる包摂概念らしく、訳語にこだわらなくてもテキストを誤読する危険はない。他方、この論稿は米国カルドーゾ・ロウ・スクールの「脱構築と正義の可能性」と題する、いかにもデリダをアメリカに招待しての観あるシンポジウム(1987年)での講演であり、「正義」といういかにもアメリカ的でさほどデリダ的ではない概念をあらためてデリダ的-脱構築の立場から考察

してみせるというかたちをとっている。とはいえ、むろん、事前の相談や賛同表明もあったであろうが、デリダはこの問題が自ら自身の思想の内発的な関心事であることを強調し、これはこれで（後述もする理由から）虚偽ではないが。さて、その場合、いまやこの時点でこの論考はわれわれの当面の主題領域から外れていくが、一言のみ付しておけば、これは特別なデリダの説明がなくても一般良識から判るように、「実定法」(droit) は脱構築可能 (FL,35)、しかしその可能性の条件（つまり、それを参照しつつ実定法の構築も脱構築も行なう、その基準、また、これを存在論的に言い換えれば、すべての実定法を存在可能たらしめ、むろん現実存在させている、その究極の条件）ともいうべき「正義」は脱構築不可能 (FL,35) とし、さて、ここでわれわれの考察にも関わる二つの思想史的に重要な問題が非主題的に提起されていることが判ることになる。まず、この脱構築の思想は脱構築不可能のものも認める（のか?!）ということ、それは伝統的な形而上学の発想に逆戻りすることになるのではないかということ、いやデリダたるものそのような粗相をするはずがなく、脱構築不可能のものとは脱構築の作働そのものであるであろうということ、「正義」はしたがって伝統的哲学のいう「価値」ではなく、むしろあの現代言語科学が持ち出した全ての（「価値」を含む）「意味」を可能にする「差異・差延」動に該当するものであり、むしろ伝統的形而上学のほうが哲学的思惟にあるまじき無自覚さのなかで後者を「価値」へと実体化させていたのではなかったか、ということ、しかし、他方、「差異・差延」といういわば機能概念は、そうはいってもやはり「正義」という「価値」概念とぴったり合致するか、いや、「正義」を例えばユスチニアヌス法典のように「各人に各人のものを然るべく配与すること」と解すれば、「正義」はこれはこれでたしかに機能概念でもあるのではないか、ということ。つぎに、このことは、このデリダ・テキストのいう《droit》をテキストから離れて「権利」と解してみる場合にも、甚大な意味をもちうる。既述の通り、「権利」観念は近代思惟のいう「遂行」(performatif) の所産であるが、しかし、これも既述強調した通り、近代的良心の掲げる「理念」「価値」でもあり、米仏人権宣言でもサラマンカ聖学徒たちの弁論においてもその「宣言」はたんなる「宣言」ではありえず（むろんキリスト教由来の）「確認」(constatif) でもあらねばならぬはずのものであり、さて、こうなると、「実定法」としての《droit》はともかく、「権利」としての《droit》は、例えば脱構築の思想家であるデリダにとって、「近代」と「遂行」と「宣言」の名のもとに——ちょうどマルクスが「階級」の名のもとにそう指摘したように——脱構築すべきものなのであるか、それともむしろ（デリダにとっての「正義」に類する）脱構築不可能な、もっぱら「確認」をのみなすべき筋合いのものなのであるか……。デリダという反形而上学的でかつまた反人間主義・反主体主義でもある脱構築の思想家において、これはなかなかにあるいはむしろ普遍的に重要な問題であるが、デリダ自身は応えていない。

『哲学への権利』は 600 頁を越える部厚い一連の論考のこれまた第一章＝序論を《droit》問題に当て、今度は「実定法」ではなく「権利」の意味でこの語を用いているが、しかし、ここでも主題は、『法

の力』における「正義」と同じく「哲学」であって—— ちなみに、この論考はミッテラン政権の成立(1981年)にあたって託された国際哲学アカデミーの、いわば現代教育における哲学の不可欠的な重要性を主張する、「宣言」にしては難解な理屈が過ぎるが!、とにかく宗旨宣言である——、「権利」観念はそれとして主題的に考察されることなく、むしろ—— これまたデリダ的でないが—— あたかも自明の語彙・概念であるかのように「使用」されている。とはいえ、われわれの目下の考察にとっては数年後の『法の力』よりも、《droit》を「実定法」に偏らせることなく、むしろ「権利」へと偏らせて、一步前進を示している。例えば、デリダらしい拘わりのなかで、こう指摘する(DPh.49sq.)。「哲学への権利」と題したが、この《Du Droit à la philosophie》には少なくとも三つの意味がある。ひとつは、①「権利」(droit)「から」(de, du=de+le)「哲学へ」であり、これはここでの発想が「近代的」「近代市民社会的」「近代国民主義的」...な「権利」観念を前提にしてなされていることを、その是非は未問のまま、含意している。もうひとつは、②「哲学への権利」に「ついて」(de, du=de+le)であり、この発想には、①からの帰結として、「市民、国民、近代文明に相応しい教育を受けた文字を読む能力、考え・議論する志し、つまり哲学・西欧哲学に相応しい能力、哲学への資格」が前提されており、別言すれば、この基準に適わぬ者の「排除」が含意されている。そしてもうひとつは、③「哲学」へと「真直ぐに赴くこと、哲学に対して二心のないこと、直志性、直行性、直在性」(droiture)であり、これは①の特色と②の限界を超えて、あるいは①と②の脱構築を超えて、これこそ哲学・哲学教育の本然の姿... というのは本質形而上学の発想に逆戻りすることになるから、より慎重に言い換えれば、目下の文言の示唆するところ、である。... ここにいう「哲学」とは、ひっきょうするところ、デリダ的には、先の「正義」と同じく「脱構築」の能作動そのものであるが、われわれはこれを踏まえて目下のわれわれの主題に必要な二点のみ拾い上げておこう。(i)「権利」とはしたがって「脱構築」へと向かう「資格・能力」「二心なき直志性・直行性・直在性」、それゆえのそれら以外のものの「排除」ではなく、そのそれら以外のものをも可能にする「差異・差延」動への「資格・能力」「直志性・直行性・直在性」の人間における「確認」を含意する。(ii)『法の力』の第一論文の副題《Du droit à la justice》は、したがって、①「法から正義へ」、②「正義への(に向かったの)法について」、③「正義への二心なき直志性・直行性・直在性について」(「資格・能力」は省いてよい。理由は説明するまでもないだろう)... ということになり、(i)と(ii)の両者を合わせれば、①「権利から正義へ」、②「正義への権利について」、③「正義への直志性・直行性・直在性(としての権利)について」、さらには、①「権利から脱構築へ」、②「脱構築への権利について」、③「脱構築への直志性・直行性・直在性(としての、という、権利)について」... ということになろう。「権利」の基底を「生命、安全、幸福」へのそれとするB・クリージェル⁵⁾流の自然主義に対して、L・フェリー／A・ルノー⁵⁾のカント・フィヒテ流-超越論的思惟は共和主義的-共存への《cogito = co-agito》⁵⁾「普遍的意志」にこそそれを見た。A・バディウ⁶⁾は権利よりも

やはり義務を重視するとはいえ、この種の脱自然主義を「真理への意志」「真理への忠誠」「真理への直志性・直行性・直在性」として「メタ・ポリティック」と呼ぶ。デリダは「正義に向かったの法」「脱構築としての哲学への権利」「それらへの直志性・直行性・直在性」の名において、「権利」の基底を、メタ・法 - 権利 (meta-droit, meta-juridique) 論的な、「脱構築」への知的意志、さらには、このことは追って再説するが、やや先取りのいっておけば、脱構築の「差異・差延」動そのものへの直在性、それとしての「自由」、に見ているといつてよい。

III

もっとも、デリダ流の「権利」観念をこの種の言葉遊びの類いによって解決することがわれわれの本意なのでは、むしろ、ない。これらの形式的な推論をデリダ自身の思惟・文言によって内実あらしめなければならない。二側面から整理する。

1. まず、実践面から。デリダはわれわれのいう近代的良心の最良の成果 (の一) としての「権利」観念を、そのまま脱構築不可能な絶対価値として受け取るわけではない。近代思惟の脱構築からその刷新的再構築への方向性において継承する。四点確認しよう。

(i) 米仏人権宣言もサラマンカ聖学徒たちも、「権利」を、理論的に「義務」との対関係において論じたわけではなく、「義務」論議をあえて捨象したまま、もっぱら実践的・一方向的に「権利」のみを「宣言」し「主張」した。その後の近代社会においては、「権利」はおおむね国民国家の法体系のなかに位置づけられてこそ (むしろ「義務」との対関係において) 有意味的たりうるが、デリダ的「権利」観念は、彼のあちこちのテキストに見られるように、この近代国民国家「実定法」の脱構築なくしては可能ではない。脱人間主義の一として人間概念を究極の立脚点とすることはないとしても、少なくとも国民・市民概念をそれに代えることはない。デリダ的「権利」観念はその先の圏域に定位する。

(ii) 脱構築すべきは近代国民国家とその法体系のみではない。それを含む近代ヨーロッパ文明全体の本質骨格であり、目下のテキストでのデリダはこれを「西欧における正義と非正義の思惟を律している形而上学的・人間中心主義的 - 公理体系の全体」、さらには人類学的・精神分析的に「男性中心主義的・肉食文化的 - ログス中心主義」(carno-phallogocentrisme) (FL.43) と呼ぶ。「権利」観念はその領域の外で捉え直されるのでなければならない。

(iii) 外で、とは、何処であるか。デリダ⁷⁾は時折、最晩年にはしばしば、「ギリシャ・ラテン・ヨーロッパ三角形」の「外」なるユダヤ思惟圏を示唆し、これを承けるかたちで J・F・リオタール⁷⁾等はユダヤ的 - 法思想を持ち出すが、少なくとも「権利」観念に関するかぎり、デリダがこれをユダヤ的 - 法体系のなかに位置づけて脱構築の完遂を宣言するとは思われない。というよりも、デリダ的に肝要なのは時空的・文化圏論的 - 規定ではなく、この種の規定 (意味) を可能にする先述の

差異・差延-動への開放であり、本質必然的に未規定性を随伴していると思わなければならない。

(iv) したがって、場所論的-規定よりも、方位論的-想定を問うほうがよいともいえることになるが、実際、最晩年のデリダは「やがて来たるべきもの」⁸⁾ についてしばしば関説するようになり、これは「差異・差延」の「結果」の先取りであると同時に、「脱構築不可能のもの」の先述の「確認」の観念にも連動し、この脱構築の思想家の宗教的発想への接近を、是か非か、示すことになる。ただし、その「来たるべきもの」は、これも規定してみるとすればいかにも平凡・一般的・抽象的に、目下のテキストでは「あらゆるかたちの歴史的進歩の政治的チャンス」(FL.39)、他のテキストでは「来たるべき民主主義」... 等である。もう少しましなのは、脱構築は「求め来る不可視の他者、他者一般」への「責任」(responsabilité) に「応え」(réponse) るかたちで為される (FL.48～49)、とのレヴィナス的 (さらには、後述のハイデガー的) な発想であり、ここにも「遂行」論議との矛盾と両立が相半ばするが、とまれ (i)～(iv) から、デリダ的「権利」観念が近代ヨーロッパ的「権利」観念の多くの側面・局面を脱却してのみ可能となるものらしいことだけは、はっきりと確認しうる。

2. デリダ的により重要なのは、しかし、実践面よりも、理論面である。「権利」観念の使用はあっても、その主題化はなく、別言すれば主題化的なアプローチはないのであるから、「正義への法 (droit)」と「哲学への権利 (droit)」という (デリダの) 二つの発想・文言から、われわれ自身が適宜いくつかの構成環節を切り取って可能的にデリダ的な「権利」観念に向けて配置・方向づけなければならないということになるが、四点、指摘しうる。

(i) 近代の政治社会史が「権利」理念を掲げたとすれば、近代哲学もまた、「権利」観念そのものは主題化しなかったとはいえ、たしかに、「権利問題」(quid juris) (cf.DPh.90sq.) なるものは上程した。人類社会の往古より事実上展開してきている実践 (ノモス) としての裁判・法廷弁論を導入してというその非独創性は残念だが、とまれ哲学上の諸概念・諸推理の「理性の法廷」による妥当性・正当性-審問、このテキストでのデリダ自身の文言を使えば「おのおのの権利を判定する (dire le droit)」(DPh.90,93, 他) 営みとしてである。このいわゆるカント批判哲学とデリダ脱構築の同と異を、デリダ自身も確認している。同の局面に関しては、脱構築もまたあれこれの有意味の事象の存続妥当性・成存権利を問い改めなければならないからこそ (DPh.90sq.)、企てられる作業にほかならない。他方、むしろ異の局面をこそ、デリダは強調する。カントのいう近代的理性の法廷は、まず近代 (ドイツ・ヨーロッパ) 大学内部の「諸学部争い」にあたって全ての学部 (ただし、おおむね、中世以来の、神学部、法学部、医学部、つまり、魂の救い、財産の保障、生命の持続、のための利益追求の実践学) の権能、もしくは有意味性、価値-主張の権利、を純粹理性の公正・客観的な立場から裁定し、その裁定能力を根拠に哲学科の必然 (必要) 性・優位・主権を確立する (hyperjuridisme) (DPh.96,99)。ついで、大学外の全ての有意味の事象の (同種の) 裁定をも行ない、

結局、プラトン形而上学以来の世界・宇宙ヒエラルキー秩序を、近代理性主義の立場から再建・継承し、これによってここにも哲学の全宇宙に対する、むしろ象徴的な意味での、支配権を確立する (hyperbole, hyper-symbolique) (DPh.99-98)。たしかに、かつての形而上学的理性と異なり、近代の批判的理性は自らの分限・権利・限界についての自覚にも富み、その哲学は例えば物自体のような自らの権能の及ばぬ領域をも認めはするが (docte ignorante) (DPh.100) ...。これに対して、脱構築は審問も裁定も解体も行なうが、カント的「批判の法廷」のような、理性的秩序・理性的妥当性という一定の方位に向かっての一定の基準による再建・秩序構築は自制する。脱構築の主眼は現に此処に在る有意味的事象の、それが内含する (これはデリダ的語彙ではなく、或る意味ではデリダ的「表層」主義に反する概念だが、例えば数学集合論のいうそれとすれば、デリダ解説に使用しても大過はない) 諸々の多可能性に向かっての開放である (cf.DPh.103sq.)。この時点に至ってデリダが言葉少なになるのも、この未規定性・未決定性への尊重ゆえにほかならない。

(ii) 今度は「権利問題」と「事実問題」(quid facti)のそのような諸々の近代哲学の思惟カテゴリーをめぐって、それらの脱構築としての観点から、デリダの文言を追ってみよう。

(1) 『法の力』は既述の通り、実定法 (droit) の脱構築可能性、むしろそれが事実上の諸々の脱構築を可能にすること (つまり、それが脱構築の可能性一般の現実的事例・先例となって後続の脱構築を誘発しうること)、正義の脱構築不可能性、それがまた事実上の諸々の脱構築を可能にすること (実際、脱構築不可能な規範態を前提しなければ、目前の事実態の脱構築を行なう必要は感じられまい。ただし、ここには形而上学への逆戻りの危険が潜んでいるが、デリダ的解決は先述した)、を指摘し、両者からの「帰結」として、「脱構築は正義の脱構築不可能性と実定法の脱構築可能性を隔てる懸隔 (intervalle) に成立する」(FL.35) という。この発想・推論に特に既述のところに加えるべき斬新なものがあるわけではないが、デリダ的文言を「正義への権利」「脱構築への権利」と言い換えたわれわれは、ここにデリダにおける「権利」観念の、脱構築「への」(à) に含まれる場所論的-差異性と方位論的-同一性ゆえの、脱構築可能性と、それにも関わらぬ脱構築不可能性の、両立可能性を見ることができよう。脱構築への《droiture》なる先述デリダ語も、われわれはこの差異性・同一性・両者の両立性の含意において「直志性・直行性・直在性」と訳出しておいたが、このことは後述ハイデガー参照の時点で再説する。

(2) 脱構築はさまざまなかちを取りうるが、もっとも判りやすいそれは、既存の伝統的哲学のさまざまな二元論を解体・分解・変形・転成... させるケースである。われわれの目下の主題からすればこの二元論はカント以降の「権利 (問題)」と「事実 (問題)」、新カント派の強調する「存在と価値」「存在と当為」「事実性と妥当性」、さらに一般的には「権利と義務」... 等であるが、長の哲学史を考えれば他にも多く、『法の力』の一頁はこの種の脱構築を二元関係の「不安定化」(déstabiliser)「錯雑化」(compliquer)「ずらし」(déplacement) として、ほとんど古典的もしくは

教科書的なかたちで示している。「脱構築の問いは、ノモスとピュシス、テシスとピュシスの対立、すなわち法 (loi)、約定 (convention)、制度 (institution) と自然の間の対立、それとともにこれらのものが条件づけているさまざまな諸対立、例えば、たんなる一例にすぎないが、実定法と自然法のそれ、を、不安定化もしくは錯雑化させるところから始まる。差延とはこの対立論理のずらしなのだ。別言すれば、脱構築の問いは諸価値の間の関係を不安定化させ、錯雑化させ、さまざまな逆説へと呼び戻す。例えば、あらゆる意味での自らの所有物や財産の価値、主体の価値、それゆえ責任ある主体のそれ、法-権利 (droit) の主体のそれ、道徳的主体のそれ、法的・道徳的-人格のそれ、志向性のそれ、またそれに伴うすべてのもののそれ、これら諸価値の間の関係を、である。このような脱構築の問いは、徹頭徹尾、法-権利 (droit) と正義についての問いである。法-権利の、道徳の、政治の、根底 (fondement) についての問いである」(FL.22)。つまり、脱構築とは、何であれ或る有意味的事象の (存在・存続・成存) 権利を可能にするその根拠 (fondement) への問いということであるが、ただし、デリダは脱形而上学たる立場上、永遠不変の実体的で窮極的な根拠 (fondement) などという発想を採ることは許されず、続く部分 (FL.22~23) で急ぎいわゆる根拠付け主義や原理主義 (fondationnaliste) のいうそれとは別の意味での根拠、結局はそのものの「差異・差延」動における境位、ラカン流に言い換えれば「象徴系」における境位、であることを示唆している。

(3) 脱構築は、しかし、たんなる破壊ではなく、再もしくは新-構築への途上であることも忘れられてはならない。逆にいえば、当該有意味的事象が外観上既存のままであっても、脱構築がなされ続けていることがありうる。先述キエルケゴールのいう実存論的反复としての日々瞬間毎に新たな信仰の堅持はその一例であるが、ここでのデリダの一文。「正しく (juste) あるためには、例えば判事の決定は、たんに何らかの法 (droit) の規則 (regle) や何らかの一般的な法 (loi générale) に従わなければならないのみならず、それらを自ら引き受け、それらを新たに再興 (réinstaurative) するような解釈の営みを加え続けることによって、その価値を自ら肯定しつつ、それらの法や規則の正当性を証明 (approuver) し続けるのでなければならない。ひっきょうするところ、法律などこれまで一度も存在したことがなかったかのように、あたかもその判事自身が自らそのつど法律を発明 (inventait) していくかのように。」(FL.50)「要するに、ひとつの決定が正しく責任あるものであるためには、それが下される瞬間に、それが法に適っている (réglée) と同時に法なき (sans règle) 状態での決定であるのでなければならない。法 (loi) に対して保守的であるとは、同時に法に対して脱構築的・拒否的であって、そのつど新たに法を再創設 (réinventer) し、その正当性を新たに再証明 (re-justifier) し、少なくともその原理のそのつど新たに自由な認証 (confirmation) と再肯定 (réaffirmation) のなかで、それを再創造 (réinventer) していくのでなければならない。そのつどケースは別であり、それゆえそのつどの決定は相互に差異 (différente) し、既存のいかな

る規則 (règle) も保証することができず、保証してはならないような、絶対的に独自の解釈を必要とする…」(FL.51)。既述した「反復の書記学」はここでは「反復の実存論」とはいわずとも少なくとも「反復の意志論・行為論」を兼ねている観がある。

(4) 脱構築は、したがって、例えば二元対立の一方か他方に偏ることなく、さりとて中庸の行などではなく、対立両項に対する第三の、というよりバディウやラカンやカントールの語彙を採用すればまさに「斜行的 (en biais)」で「対角線的 (diagonal)」⁹⁾ な関係境位において、両項を分離・脱体化させつつ同時に両項をそのつど新たに再-産出する。「脱構築の思惟は正義の問題など提起しないように見えるが、直接的に提起することはありえないとしても、斜行的 (oblique) な方式では、まさしくそれを行なう」(FL.26)。平易に言い換えれば、脱構築のデリダ思惟は正義を振り回すことはしないが、さりとて非正義・反正義に与するものでもなく、両項からバディウ的にいえば自己控除 (se soustrait) する対角線的な領域から双方への公正 (公平) としての正義をそのつど産出・再興することによって、「反復の書記学」として、斜行的に正義をなす。既述した「脱構築が正義なのである」(FL.35) というイタリク強調文の真意もここにある。脱構築は正義を絶えず刷新することにおいて、まさしく正義なのである。

類似のテキストは他にも少なくないが、このあたりで止めておこう。これらの注釈を通してわれわれが示そうとしているのは、論のこの段階で方途を見失わないためにあえて先走っていっておけば、要するに、①デリダ思惟に「権利」(droit) 観念の直接的な主題化はなくとも、「正義への法 (droit)」や「哲学への権利 (droit)」なる発想のなかで、「権利」観念への「斜行的」な志向が作働していること、②近代的「権利」観念をそのまま脱構築不可能な絶対的価値として受け取ることはしていないが、脱構築の再・新-構築局面における「再興、再創出、刷新」の動きのなかで、近代的「権利」観念をも「斜行的」に肯定・継承しているらしいということである。

(iii) 脱構築は、既述のところからひとつの要約的な言い方をすれば、解体から別構築に向かったの、開放性、未規定性、錯雑性、不安定性、中断性、斜行性・斜在性、要するに両義的曖昧さ (ambiguïté) のなかに展開するが、これは脱構築の不埒さを示すものではなく、既定の、あるいは未来の空域を独断的に先行規定しようとする (ラカンなら《imaginaire》な、というだろう) 規則や理念の固定性・疑似明晰性から自らを解き放って、自らを「自由」の営みとするための、いわば試練のアポリアと見なければならぬ。「実際、これらの諸局面には唯一のアポリア的な潜勢力が無限に分散するかたちで作働しているのだ。一例のみ挙げよう。これらの諸局面は、よくみれば、正義と実定法 (droit) の間の区別、一方には (無限、無規定、無限定、計量不可能、反-規則的、シンメトリー関係への無縁、異質にして異義的な) 正義、他方にはその正義の実定法 (droit) としての行使、つまり合法性、適法性、安定のための、秩序だった、計量可能な装置、規則化されコード化されたさまざまな対処法システムの展開、これら双方の間の非一義的で厄介な区別を、あそこ

では前提し、ここでは開示・産出し、というかたちをとっている」(FL.48)。デリダは続く最後の13頁(FL.50-63)を使ってこの「アポリア」とその現象形態を、三点から、①「第一のアポリア：規則のエポケー（「不在」と訳して大過ないだろう）」、②「第二のアポリア：決定されざる状態の憑依」、③「第三のアポリア：（にもかかわらず）知の地平線を打ち破って迫ってくるもの（つまり脱構築不可能な、レヴィナスのいう「他者の顔」、デリダ自身のいう「他者一般への責任の想い」...）」、と整理しているが、もはや多くの説明は不必要であろう。実のところ、この種のアポリアのなかでデリダ的に「正義」や「他者一般に対する責任への応答」の途を取るためには、そしてこれはわれわれの目下の問題設定からすればデリダ的に「権利」の観念をポジティブに主題化するためにはということになるが、そのために採るべき途の教示は既存の尺度・基準・規則からは与えられず、尺度・基準・規則そのものを自ら暫定的に創出しながら判断していくのでなければならないのであるから、いわゆるカント流の規定的判断力に対する反省的判断力の行使が唱えられてよいはずであるが、デリダはこの種の伝統的な認識問題に向かうことなく、新しい途を取り新しいものを創出する以前の、旧き法の解体とそれゆえに引き受けなければならない未規定性の闇への覚悟を、ここでも語っていることになる。

(iv) 伝統的哲学における二元対立関係のなかで、もうひとつ、われわれにとって、というより現代思想全体にとって、もっと、あるいは最も重要なのは、既述カントにおける「権利問題」と「事実問題」のそれに連なる、あるいはそこからの一展開としての、前者を主題とする系譜の思惟と、後者を前者への服属から切り離して古代ギリシャ哲学以来の存在論の伝統のなかで賦活する20世紀の存在論的転回の思惟、両者の対合関係である。デリダはカントの法理論著をめぐっている。「責務 (obligation) の意識はすでに法的 (juridique) なものであり、またまだ道徳的 (morale) なものである。狭義での法 (droit strict. 実定法) を<根拠づける> (fonde) のは、この意識なのだ。しかし、カントは、この責務意識はそれが根拠づけるもの（すなわち実定法）の次元に属するものではない、と示唆する。カント的には実定法 (droit strict) の根拠 (fondement) は法的 (juridique) な性格のものではないわけである。ただし、ハイデガー流儀ではそういうかもしれないように、実定法 (droit) の法としての内実 (juridicité) あるいは実定法 (droit) の本質 (essence) は法的なもの（ならびにそこから演繹的に導き出さるさまざまな制度的帰結）とは何の関係もない (n'a rien de juridique) (引用者註、つまり、むしろ純粹に存在論的なものだ) という意味においてではない。そうではなくて、実定法の実定法たることは、実定法たることへのその（道徳的・法的な）直志性・直行性・直在性である (l'être droit du droit, c'est son droit (moral et juridique) à être droit)、という意味においてである。法 (loi) の次元であって、存在 (être) の次元ではないのだ」(DPh.78)。この（「法次元」と「存在次元」の）明快な二元論と一方の極（「法次元」）の選択はカントのものであるとはいえ、デリダのものであるか。デリダは二元論脱構築の「錯雑なアポリア」に身を晒すの

ではなかったか。しかし、デリダがその「差異・差延」の思想をハイデガーの「存在論的差異」の観念から受け継ぎつつも、ソシユール言語科学を手立てにそれを脱存在論化、より一般化、デリダ的にいえば「書記学 (graphique)」化することによって、自らに独自の例えば「グラマトロジー」(grammatologie) という境地を拓くとすれば、このハイデガーへの反立定位にデリダ自身の自己確認をも見ざるをえないではないか。デリダ&カント vs ハイデガーとまではいわずとも、カントとハイデガーの間に、両者へのそれぞれ「斜行的」関係において、デリダ思惟、目下はその「権利」観念を、あらためて位置・意味づけなければならないのではなからうか。

IV

むろん、問題を拡大するつもりはない。焦点を絞ったまま一歩進めるに止どめよう。われわれは脱構築という法の構築や権利の定立に一見相反するデリダ思惟に「正義への法」や「哲学への権利」なる発想を見て、われわれのいう近代西欧の構築物の一たる「権利」観念へのデリダの対応をデリダに問い、一応「正義への権利」「脱構築への権利」「正義や脱構築への直志性・直行性・直在性 (なる権利)」… という発想を得た。近代前半期のサラマンカ学派、イギリス政治哲学、米 (仏) 人権宣言… 等のいう「生命、安全、幸福」への生得的権利、その自然主義的発想、近代中半期の (米) 仏人権宣言、カント・フィヒテ… 等のいう共和主義的 - 共存の理念に則る理性が構築する法的秩序への定位としての権利、その超越論的思惟、現代における前者のクリージェルと、後者のフェリーノール¹⁰⁾、これらの伝統的な権利思想に対して、デリダ的権利思想はどのように位置・意味づけられるべきか。ここでデリダのハイデガー思惟に対する斜行・斜在的な自己定位が考量されなければならないように思われる。

ハイデガー? 存在と価値、存在と当為、事実と妥当、「事実問題」と「権利問題」を峻別して「権利問題」を主題とする同時代新カント派に対して、あれほど批判的・破壊的な挙措を取りつつ「存在論的転回」を果たしたハイデガー思惟…? だが、ハイデガーは「権利問題」を捨象して「存在問題」を採ったのか、「権利問題」を「存在問題」へと還元したのか、それとも「権利問題」を「存在問題」の主題化を介して再考しようとしたのか、「権利問題」を「存在問題」のなかに包摂したのか。実際、ハイデガーは「在るべき」(devoir-être) は「在る」(être) の一形態であり、それゆえ前者は後者から思惟されなければならないという (NI.42 他)。いまはもっと焦点を絞ろう。デリダとハイデガーの対比考察に相応しく、「差異」の観念、後者の「存在論的差異」から前者の先述・既述「書記学的差異」への「斜行」的いわば斜転の動きのなかで。ハイデガーのいう「存在論的差異」とは「存在者」(Seiende) と「存在そのもの」(Sein) のそれ、端的に言えば「である」(Was-sein) と「がある」(Daß-sein) のそれ、両者の間の差異というよりも (実際、そう解すると、二つの存在者の間の差異、ということになってしまう)、現前的で「～である」と規定可能な前者に対

して、単なる、それら「が在る」という事態性として、一見現前的だが規定不可能な、要するに閉覆的にしか開顕（現前）していない後者、後者はそれ自体としては積極的に規定しえず、前者との、前者からの、「差異」として了解するほかない、ということの意味する。「存在そのもの」(Sein) は、それゆえ、次第に《Seyn》、「差異 (Differenz) そのもの」、(抹消記号つきの)《~~Sein~~》、「存在者で無い、その無 (Nichts)」、「存在と無を共に与える動き」(Es gibt Sein und Nichts) ... 等と変更表記されることになり、最後は《Lichtung》となる。《Lichtung》とは、「光」(Licht) というより、「光」を「与える」(Es gibt) 「動き」(-ung) であり、内容的には「存在」と「無」を「差異」化して「無」に対して「存在」(Sein) を「在らしめる」(sein-lassen) (抹消記号つき、つまり閉覆的開成としての)《~~Sein~~》の動き、むしろその先で全ての「存在者」をそれらの間の他の諸存在者との相互「差異」において「在らしめ」もしている動き、である。さて、われわれの主題に急ぎ戻れば、周知の通り、ハイデガー的には「人間存在」は「存在」に「帰属」(gehören) し、それゆえ「本来的」には（この語は誤解されて悪評に晒されている¹¹⁾が、いまの場合などは、ごく自然に理解可能である)「存在」の上記のような「企て」(Entwurf) に「聴従」(hören) する、あるいは、しているはずである、そうで在らなければならない（事実性、存在論的必然性、当為性、事実問題と権利問題の、不可分性）。ハイデガーはこれを「存在」の「呼び掛け」(Ruf) への人間存在からの聴従とし、この「存在の企て (Wurf) への「応答」(antworten) という「責任遂行」(verantworten) (先述デリダの「他者一般への応答 (réponse) という責任 (responsabilité) を想起せよ) によっていわゆる「人間の尊厳 (Würde)」も可能になる、とする (W.172-173)。となると、「人間の権利」は？ ハイデガーは「権利」(Recht) についてはおそらく一度も語っていない。多くの伝統的哲学者たちと同じく、むしろ「存在の真理」への「聴従」の「義務・責務」をこそ主題とするのであるから。だが、ここにいう上記「存在の真理」への「帰属」において成立する「人間の尊厳」「人間の存在論的尊厳」「人間の存在の尊厳」なるもの、これは、これこそ、近代政治社会史の喧伝する「人権」「権利」のデリダのいう「根底・根拠」(fondement) た(りう) るものではなかろうか。全ての人間が、その「何である」か、理性的存在であるか、欲動的存在であるか、ドイツ・アーリア人であるか、ユダヤ人であるか、... に関係なく、たんにそのひと「が」そこに「居る (存在する)」という事実性においてその尊厳を保証されているとき、そしてそれゆえにこそそこに共存の秩序も可能になりうるとういうとき、このことには「存在」のディスクールと「権利」のディスクールの互換可能性、あるいはむしろ「存在」と「権利」への二つの「対角線」の交雑未分性を指摘しうる、あるいは指摘しなければならないような思いがする。ハイデガーが新カント派や伝統的哲学のさまざまな二元論に抗したとき、そこには既存二元論の一方の極への選択・偏向ではなく、デリダ流の脱構築、つまり既存二元論の解体、旧弊・観念論的な二極分化の作為性への批判と、その破壊 (Destruktion) からの再・新・構築への哲学的発意があった。ハイデガー思惟そのものが、伝統的哲学に対して斜行的・対

角線的な、もしこれらの語がなんらかの偏奇さの印象を与えるとすれば、もっと一般良識的に、根源的 (ursprünglich) もしくは既述・根源生起的 (ur-sprünglich)・脱根源的 (abgründig) な、脱構築の営みであったと見ることになんの不自然もない。

さて、ここからデリダ的な、あるいはデリダ的に可能な、「権利」の観念とはどのようなものか、もう一度考えてみよう。「正義への権利」？「脱構築への権利」？「脱構築としての正義への権利」？「脱構築としての正義への直志性・直行性・直在性」？ ... 遅ればせながら確認すれば、「脱構築」が「正義」であるのは、既存の理性的秩序や二元関係そのものが、価値中立的であるはずの論理学のそれすら含めて、たんなる二元関係ではなく優劣ヒエラルキーであるか、そうなりがちであり、その解体が価値論的な公正・公平化を含意するからである。実際、デリダ＝書記学的にいて、或る意味を他の諸意味との差異関係において可能ならしめ、前者の自己差異的な自己反復とそれに伴う差延によって自己同一化させていくデリダ的「差異・差延」の動きは、優劣ヒエラルキーの「差別」関係を自らの一変容態・歪曲態として成立させることがあるとしても、もともとは全ての意味を可能ならしめる価値中立的な動きにほかならない。興味深いことに、存在論的差異の思想家ハイデガーも、ニーチェが自らのいう「生」をもって「正義」とする発想を一旦は取り上げ、しかし「生」はニーチェにおいてはもともと存在論的・宇宙論的概念のはずであり、それを「正義」なる人間主義的な賓辞で包み返すのは至当でないとして却下し (NI.642)、自らの「存在」の存在論的純粋性を心がける。しかし、ここには御覧の通り「存在」と「正義」の峻別とともに (ちょうど、「がある」と「である」の場合と同じような) 或る種の離接的-接合が窺えるのであり、書記学的差異の思想家デリダにおける「意味 (諸意味)」と「差異・差延」動との関係 (つまり、価値ヒエラルキーと「正義」の関係) についても同様である。他方、念のために確認しておけば、「意味 (既存の諸意味)」の「脱構築」というその (前者の)「差異・差延の動き」への関わりは、「意味」次元に対しては、デリダ的には「斜行的」、バディウのいう「対角線的」とされるが、「脱構築」から「差異・差延」への関わりに関しても、デリダ自身によれば「直志的・直行的」(droiture, droit) であり、さらにこう言い換えても支障ないはずであるが、「直接的・直在的」であるが、後者も「差異・差延」動の展開次元へのそれである以上、当然、離接的な、離接的-接合のそれである。ハイデガーにおいて人間存在は、「人間」と「存在」の存在論的差異において、しかし聴従と帰属の呼応性において、つまり離接的-接合の直在性 (droiture) において成立する。デリダにおいても、「権利」という「人間」的-有意味性は、書記学的差異において、脱構築や正義がそれを内実とする「差異・差延の動き」への、当然、離接的な、接合の直在性 (droiture) において可能となる。そして、繰り返すまでもなく、ハイデガーの「存在」は存在者からの差異であるのみならず、最終的には、「リヒトウング」(Licht-ung) として、存在と無を、存在と存在者を、存在者レベルにおけるさまざまの無尽の多様な有意味性を ... 可能にする、差異・差延-動である。

デリダ思惟とハイデガー思惟のこの対応指摘は、一般の読者にも専門家諸氏にも多少とも難解で多少とも(少なくとも通り一遍に読むかぎりでは)怪訝の思いを生じさせる態のものかもしれない。いまはこれ以上の詳しい説明を加える余裕は(紙幅のうえからも、論稿構成上からも)ないが¹²⁾、要は、デリダの「権利」観念が、サラマンカ学派や英米革命思想を通して現代のクリージェルにいたる系譜が指摘するように自然的・生命的-秩序への人間存在の組み込みを内実とするもの¹³⁾でも、カント・フィヒテや仏革命を通して現代のフェリー&ルノーにいたる系譜が指摘するように理性による法秩序体系への人間存在の位置づけを内実とするものでもなく、現代思想に相応しく、近代思想のいう理性秩序や自然秩序の脱構築と再・新-構築への冒険的な営み、その基底(fondement)をなす(デリダ的自由としての)差異・差延-動への直志性・直行性・直在性(droiture)を内実とするものであるということである。同じく近代批判の現代思想であるハイデガーの存在論的転回において、「権利」が存在そのものの企て(Wurf)への応答(antworten)と引責(verantworten)によって成る「人間の尊厳(Würde)」を内実としながら、不注意な眼には存在思惟によって隠されてしまうように、デリダにおいても、その書記学的転回による脱構築の多彩な作業が近代人間主義的な「権利」観念を風塵と化してしまう趣きがあるが、しかし晩年の「正義への法」や「哲学への権利」の発想が、その未完に終わった「権利」論の可能的内実を示唆してくれる。20世紀の存在論的・書記学的-転回は、近代「権利」観念をその狭隘な人間主義的-利己主義の「鉄の檻」から開放し、クリージェルやフェリー&ルノーの新しい自然主義や理性主義と¹³⁾ともに、新たな実践哲学への段取りを固めるものとみななければならない。

後注

文中、略符号は以下の諸テキストを示す。

DPh : J.Derrida, Du Droit à la philosophie, Galilée, 1990.

FL : J.Derrida, Force de la loi, Galilée, 1994.

NI : M.Heidegger, Nietzsche I, Neske, 1961.

W : M.Heidegger, Wegmarken, V.Klostermann, 1967.

- 1) L.D.D.Corrall, El Parto de Europa, 1954、小島訳、『ヨーロッパの略奪-現代の歴史的解明』、未来社、1962。この種の発想や歴史解釈は今日では他にも多いが、ここでは本著を連想して「横奪」の語を用いた。
- 2) cf.B.Kriegel, Philosophie de la république, Plon, 1998, p.47.
cf.G.Agamben, Homo Sacer, 1995。高桑訳、『ホモ・サケル』、以文社、2003年、p.7。他。
- 3) S.Kierkegaard, Gjentagelsen, 1843。舛田訳、『反復』、岩波文庫、1956年。

- 4) K.Marx,Zur Judenfrage,1844. 城塚訳、『ユダヤ人問題によせて』、岩波文庫、1974年、p.39以下。
K.Marx,Ökonomisch-philosophische Manuskripte,1848, 城塚訳、『経済学・哲学草稿』、岩波文庫、1964年、p.93以下、他。
- 5) B.Kriegel,op.cit.
B.Kriegel,Les Droits de l'homme et le droit naturel,PUF,1986.
L.Ferry,Homo Aestheticus,B.Grasset,1990.
A.Renaut,L'Ère de l'homme,NRF,1989. なお、ルノーは《cogito = co-agere》とはいつている(p.32)が、筆者が《cogito = co-agito》として捉え直す。
- 6) A.Badiou,L'Être et l'événement,Ed.Seuil,1988.
A.Badiou,Abrégé de Métapolitique,Ed.Seuil,1998.
- 7) J.Derrida, De l'Esprit,Heidegger et la question,Galilée,1987,p.164sq.
J.F.Lyotard,Hidegger et 《les Juifs》 ,Galilée,1988,130sq.
- 8) cf.J.Derrida,E.Roudinesco,De Quoi demain...,Galilée,2001. 邦訳では『来たるべき世界』となっており、内容的にむろん正しい。
cf.J.Derrida,《La Bête et le souverain》, in La Démocratie à venir,Galilée,2004.
- 9) A.Badiou,Théorie du sujet,Ed.Seuil,1982, p.142 他。
- 10) 拙著『真理、正義、法 - 権利 - 米仏現代政治哲学のアリーナー』（近刊予定）にて詳論。
- 11) Th.Adorno,Jargon der Eigentlichkeit,1964, 他。
- 12) 筆者のハイデガー思惟検討は、デリダとの直接的な対比を行なっているわけではないが、以下の論稿を参照。
『政治と哲学 - <ハイデガーとナチズム> 論争史の一決算 -』、上巻、岩波書店、2002年。
『抗争と遊戯 - ハイデガー論攷 -』、勁草書房、1987。
「ゲームと歴史的召命 - ハイデガー・ウイトゲンシュタイン現象の意味：試論 -」、思想、No.785,787~788,1989~1990年。
- 13) 上掲拙著『真理、正義、法 - 権利』にて詳論。

研究論文

『アダム・ビード』(George Eliot) の成功の秘密

— 『親和力』(Goethe) との関連

渡 辺 千枝子

< The Secret of Success in *Adam Bede* by George Eliot : Its Narrative Structure compared with that of *Die Wahlverwandtschaften (Elective Affinities)* by Goethe >

Before George Eliot became a novelist, she studied *Die Wahlverwandtschaften* by Goethe in detail and was very familiar with it. Comparing the narrative structure of *Adam Bede* with that of *Die Wahlverwandtschaften*, we can recognize the parallels between the two texts. Both texts look to social duty over natural law as the source of order. It is, therefore, possible that Goethe's narrative strategy very likely provided a model for George Eliot.

In *Adam Bede*, Hetty is linked with Arthur in their inability to accept social or moral bounds. This is dramatized when we learn of the inner workings of Arthur's mind. Although he determines to settle his mind about Hetty, he hesitates. As a result, the opportunity he tries to seize disappears quickly. As Hetty is forced to acknowledge her responsibility for the death of the infant, so Arthur must accept his part in the sin and sorrow.

In *Die Wahlverwandtschaften*, Eduard also leaves things to chance instead of his own self-determination. But it is too late for him to alter the consequences: He must, therefore, accept the responsibility. Otilie's death is also the necessary outcome of her indulgence in sensuality and the death of the infant, because in this world moral forces must always triumph in the end.

We can conclude that George Eliot adapted the narrative structure of *Die Wahlverwandtschaften* for her own purposes. George Eliot as well as Goethe insisted upon moral responsibility within the deterministic world of their own novels.

KeyWords: George Eliot, J.W. von Goethe, *Adam Bede*,
Die Wahlverwandtschaften, *Elective Affinities*,

< I > 小説『アダム・ビード』の成功

英国の女性作家ジョージ・エリオット (George Eliot, 1819-80) は、まだ文芸評論家であった1854年9月に、大陸通のジャーナリストで思想家のジョージ・ヘンリー・ルイス (George Henry Lewes, 1817-1878) との新婚旅行先をドイツに選んだ。そして二人は当時のイギリスでゲーテ研究者としてもっとも有名であったベルリン (Berlin) 大学教授アドルフ・スタール (Adolf Stahl) を訪ね、ドイツの文豪 J.W. ゲーテ (Johann Wolfgang von Goethe, 1749-1832) の小説『親和力』(*Die Wahlverwandtschaften, Elective Affinities* (英), 1809) を長時間かけて詳細に分析検討し、議論を重ねている。⁽¹⁾

8ヶ月以上に及ぶドイツ滞在の後に帰国したエリオットは、評論「ヴィルヘルム・マイスターの道徳性について」(*The Morality of Wilhelm Meister*, 1855) を発表し、ゲーテの教養小説『ヴィルヘルム・マイスター』(*Wilhelm Meister*, 1795, 1829) において一貫したテーマとなっている教養理念 (*Bildungsidee*) を高く評価した。⁽²⁾ さらに翌年彼女は、「ドイツ民族の自然史」(*The Natural History of German Life*, 1856) と題して、ドイツ社会民族学者 W. リール (Wilhelm H. Riehl) の作品『市民社会』(*Die Bürgerliche Gesellschaft*, 1851) と『国と国民』(*Land und Leute*, 1853) について、ドイツ農民の姿をありのままに描いた功績を高く評価し、人間を客観的に観察し真実をリアルに描くことが芸術の義務であると論評している。⁽³⁾

しかしエリオットがドイツ滞在中にもっとも心血を注ぎ、帰国後も続けたユダヤ人思想家 B. スピノザ (Baruch de Spinoza) の代表作『エチカ』(*Ethica*, 1667) の英訳作業は 1856年2月に完了したものの、結局出版されずに終わった。また『親和力』についても何も語らないまま、彼女は6か月後に小説家に転向した。

新進作家となったエリオットが初めて書いた3部作小説『牧師館物語』(*Scenes of Clerical Life*, 1857) は、出版界に影響をもつ伴侶 G.H. ルイスの推薦と、理解ある好意的な出版社主 J. ブラックウッド (John Blackwood) によって出版され、当時としては異例なほど順調に女性作家としてのスタートをきった。それにもかかわらず、エリオットは第一作目の『エイモス・バートン師の不幸』(*The Sad Fortune of Amos Barton*, 1857) のなかで、いかにも自信のない新人作家の初仕事らしく、「お気づきのように私には、盛んな想像力はないのです。ありふれた人間の微細な経験をありのままに表現することしか私の取り柄はありません。」(ch.7) と書いている。

ところが、次に書かれたエリオットの最初の長編小説『アダム・ビード』(*Adam Bede*, 1859) は、作者の予想をはるかに超える売れ行きを示した。ルイスは、ブラックウッドからの収支報告に対して、「あなたからの手紙は、驚きの連続です。この成功は、全ての予想を超えるものです。『アダム・ビード』によって示された真実は、思慮深く感情豊かな人々と同様に、考えることをしない大衆さえも動かしたのです。」(GEL. III. 35-6) と書き送っている。

実際、『アダム・ビード』は一年間で第7版まで重版され、合計16,000部が印刷された。その年、1859年にエリオットが獲得した収入は、1,942ポンド、そのうち1,705ポンドが、本書の売り上げによる収入として報告されている。それは、『ミドルマーチ』(*Middlemarch*, 1871) 40章において、メアリー・ガース (Mary Garth) が小学校教師として得る年収が35ポンドであることを考えると、非常に大きな金額だったことがわかる。

『フロス川の水車場』(*The Mill on the Floss*, 1860) がその翌年に出版され、前の二作品の依然好調な売れ行きを背景にして安定した読者数を獲得した。しかし今日では前期の代表作とされ、牧歌的で色調豊かなこの小説も、出版当初は一部の読者や批評家から、筋の不統一と終局における主人公の溺死が不自然で非教育的であると指摘されていた。

これに対してエリオットは、『アダム・ビード』は、確かに『フロス川の水車場』よりも完璧で、よりバランスが取れているけれど、私の感情からいえば『フロス川の水車場』には、『アダム・ビード』におけるよりもっと思想や深い真実味があります。私が子供時代の光景への愛着にあまりに長く拘泥したために、悲劇が起こる結末では、物語のはじめから注意し、備え、計画していたほど十分に終局を発展させることができなかつたのです。(GEL.Ⅲ.374) と友人に書き送っている。

それから15年を経て、ブラックウッドからの手紙で『ミドルマーチ』が大成功を取めたことを知らされたエリオットが1873年1月1日の日記に、「私のこれまでの作品で、『ミドルマーチ』以上に熱狂的に迎えられたものはありません。『アダム・ビード』でさえもこれほどではなかつたのです。(GEL.V.357) と表現しているように、『アダム・ビード』はかつて読者から、驚きと共に熱狂的に受け入れられた。さらに、1878年1月にブラックウッドがルイス宛ての手紙 (GEL.VII.8) のなかでロンドンにおける前年度の販売総数一覧に示したように、『アダム・ビード』は出版後20年を経ても、常に『フロス川の水車場』や『ミドルマーチ』を押さえて第一位の売り上げ実績を記録していた。こうして小説『アダム・ビード』の記録な売り上げによって、またたく間に遅咲きの新進作家は、影響力の大きい大作家への道を歩むことになった。

ところでエリオットは、最初に本格的に取り組んだ小説『アダム・ビード』において、芸術家としての自ら使命は、平凡な人々の単調で素朴な生活を忠実に描写したものに共感し、同情心を持つことであると明言している。そして彼女は、「私が最も強く努力するのは、そのような気まぐれな描写などは避けて、私の心に映じたままに人間と事物を正確に描くことである。…私は事物を実際以上に立派に見せようとすることなく、単純な物語をするだけで満足である。」(ch.17) という自らの芸術的使命と創作方針を展開しているが、執筆経験が浅い作家のこうしたリアリズム論は、いったい何に由来しているのだろうか。

エリオットが小説構成の「均整がとれている」と認め、出版後20年経ったときでも常に多くの読者をひきつけたロングセラー小説『アダム・ビード』は、実はゲーテ『親和力』の完璧で緻密な

小説構成と強く関連しているのである。

この小論においては、G. エリオット作『アダム・ビード』とゲーテ作『親和力』とのあいだに見られる作品構造の強い関連性を明らかにしたい。

<II> 『アダム・ビード』

エリオットの初めての長編小説『アダム・ビード』は、前作『牧師館物語』と同様に、イングランド中部を舞台にした田園小説といえる。

作者が明言していたように、作品は小説構成の均整が良く、プロットは作中人物の環境とその相互関係によって自然に決定されている。そしてそのプロットの展開は極めて整然と論理的に構成されているために作品はひとつの秩序づけられた世界を形成し、各部分が互いに緊密に影響しあう有機体社会となっている。

小説の舞台となるヘイスロープ (Hayslope) 村は、自然の法則と秩序の下にあって変化に乏しく、封建的な慣習が重んじられている共同体社会である。こうした村を背景にして、大工アダム・ビード (Adam Bede) と美しい村娘ヘティ・ソレル (Hetty Sorrel)、彼女のいとこで熱心なメソヂストの説教師ダイナ・モリス (Dinah Morris) とアーサー・ドニソーン (Arthur Donnithorn) が相互に織りなす人間ドラマが進行する。そこでは、主人公たちがそれぞれの感覚的認識のゆえに自己矛盾に陥り、苦悩と悲哀を経て次第に理性にもとづく真の認識にめざめ、自由と愛を獲得するという倫理的発展が主題として描かれている。そして、作品は写実的なオランダ派の絵画に比されるように、主人公たちが田園を舞台にしていとなむ日常生活の丹念な描写ゆえに、イギリス小説中で屈指の名作であると評されている。

叔母夫婦の農場で働く孤児の美しい娘ヘティは物質欲が強く、貴婦人としての贅沢な暮らしが可能な相手として地主階級の青年アーサーとの結婚を願望する。村の秩序を乱す身分違いの結婚は不可能であるという認識をもつことができないまま、やがて彼女の内面はアーサーだけに占められ、ついに二人は肉体関係を結んでしまう。だがまもなく彼が村を去ると、残されたヘティはアダムと婚約する。しかし結婚式の前に妊娠に気づいた彼女は遠方の軍隊に駐留するアーサーを訪ねて村の外に出るが会えず、長旅の途中で産気づいて一人で嬰兒を産み落とす。この先どうしたら良いかわからず、錯乱状態に陥ったヘティは、誤って嬰兒を窒息死させたために捕らえられ、死刑を宣告される。

一方、人々に愛される地主になることを望むアーサーは、秩序と伝統が支配する封建的な村では身分違いの結婚が不可能であると認識している。しかし衝動的な彼は、激情に溺れて理性的抑制を欠き、そのために二人の人生を破綻に陥れることになる。終局においてアーサーは、地主としての相続権を放棄して永久に村を去り、軍隊に入る。

他方、有能で人望が厚いアダムも、ヘティが逮捕され入獄していると聞いた時に、事件の本質を理性的に知ろうとせず、やみくもに彼女の無実を信じ、嫉妬と憎悪の感情からアーサーに復讐心を燃やす。その後さまざまな試練を経て成長したアダムは、次第にヘティの本質や事件の真相があるがままに認識し受容することができるようになり、終局でダイナとの愛を実らせて結婚する。

ところで『『アダム・ビード』の成立史』(The History of *Adam Bede*, GEL. II.503)によると、エリオットが一卷のはじめの部分を読んだとき、彼はダイナを非常に気に入り、彼女を主演としてアダムと結婚させることを提案した。エリオットはその案をよろこんで受け入れ、第三章の終わりからはたえずそのことを念頭において筆を進めていったという。また、彼女が作品を書き始めたときに、ダイナの性格の他に決めていた要素は、アダムの性格、彼とアーサーとの関係、そして彼ら二人とヘティとの相互関係だけであった。もちろん嬰兒殺しを犯した少女の牢獄での場面はクライマックスにしようと考えていた。その他の全ては作中人物と彼らとの相互関係から自然に生じていったと記されている。

作者が小説構成の均整がよいと認めていたように、『アダム・ビード』においてプロットの展開は極めて整然と論理的に構成され、作中人物の資質と環境、その相互関係によって自然に決定されている。そして、田園社会はひとつの秩序づけられた世界を形成し、村を背景として主人公たちの日常生活がいきいきと描かれている。

さらに作品中の人物描写や展開に関する技法の特徴をしらべると、そこには、作家がかつてさまざまな角度から深く分析し、研究したゲーテ『親和力』との強い関連がみられる。すなわち、ゲーテが自然界の化学元素の結合作用を人間の感情に応用させて創作した小説『親和力』は、社会の秩序に合った一組の夫婦に、友人の大尉と親戚の若い女性が加わったために別の組み合わせになり、激情に溺れた組が死を迎えるまでが描かれている。

一方、『アダム・ビード』においても、共同体の摂理に合う男女アダムとヘティにアーサーとダイナが加わって展開する人間模様は、『親和力』と極めて類似した作品構造と人物関係を形成しているのである。

<Ⅲ>ゲーテ『親和力』

「親和力」とは化学用語である。二種類の化合物を混ぜ合わせるとき、ひとつの化合物を構成する各原子が他の化合物の原子に対して、より大きな親和力を持つ場合、両化合物は分離して新たな化合物を作ることがある。ゲーテは小説『親和力』において、この化学原理を人間の恋愛関係に応用し、主人公たちの情熱作用に当てはめて描いた。

小説は執筆当初、「諦念の人々」(Die Entsagenden) という副題をもつ教養小説『ヴィルヘルム・マイスターの遍歴時代』(*Wilhelm Meisters Wanderjahre*, 1829) のなかの一挿話として書かれる予

定であった。しかし作品は最初の計画よりも大幅に分量がかさんだために、独立した小説として出版されることになったものの、『親和力』も『ヴィルヘルム・マイスターの遍歴時代』と同様に、「諦念」(Entsagung)という作品理念が貫かれている。

物語は、周囲を自然に囲まれた田園の中に建つ屋敷を舞台にして展開される。地方貴族エドアルト(Eduard)と妻シャルロッテ(Charlotte)は、若い頃に相思相愛の仲だったが、双方の両親の思惑により、互いに別の配偶者と結婚した。しかしそれぞれ配偶者と死別した後に二人は再会して結婚し、田舎の広大な屋敷で平穏な生活を送っている。そこへエドアルトは幼な友達である大尉(Hauptmann)を、そしてシャルロッテは孤児となった姪の美しい娘オットーリエ(Ottolie)を屋敷に招き入れる。

ある日、団欒の席で「親和力」という化学用語が話題に上る。大尉がその化学用語を人間に当てはめて説明する。「記号を使ってお話ししましょう。AがBと結びついてどうしても切り離せない。CもDに対して同じ関係にある。今度はこの二組を接触させると、AはDに、CはBに寄っていくが、どちらが先に相手を見捨てるか、また相手と結びつくか、どうとも言えません。」(Ich.4)と言うと、シャルロッテの胸中に悪い予感が芽生える。さらに今度はエドアルトがその指摘を受けて、シャルロッテに、「その公式をたとえ話とみなすならば、君がA、わたしがBになるとすると、Cは紛れもなく大尉となる。そして、Dは、間違いなくオットーリエのことだ。」と無邪気に話すが、シャルロッテの胸中にますます悪い予感が募り、それがこの物語の悲劇的結末を暗示する。

やがて、その「親和力」の化学原理のとおり、エドアルトとオットーリエ、シャルロッテと大尉が深く愛し合うようになる。そして、シャルロッテの誕生祝いに行われた祭り(新館起工式)のあったある晩、エドアルトとシャルロッテ夫妻は互いに愛する人を夢想しながら交わり、その結果妊娠する。それを契機としてシャルロッテと大尉は、互いの分別と自制によって情愛を克服するが、大尉が就職のために屋敷を去ってまもなくすると、これまで何とか均衡を保っていた四人の間柄は不均衡をきたす。やがて、自身の妊娠の事実を知ったシャルロッテの強引な関係修復案に折れて、エドアルトは屋敷を離れ、しばらくの間は平穏な日々が戻ったかに見える。

しかし、個々人の意志にもかかわらず、絶対的な自然の法則、運命の強い力に押し流されるように、事態は急速に破滅に向かって進んでいく。すなわち、シャルロッテが誕生祝いの晩に夫と交わった結果、生まれた子供はオットーリエと大尉の面影を宿している。ある日、その運命の子供の世話を引き受けていたオットーリエが、毎日の日課である散歩中に、不意に屋敷に帰る途中のエドアルトと再会する。すると彼女は平静心が乱れ、子供を誤って湖に落として溺死させてしまう。

このときになってようやくオットーリエは事態の重大性を認識する。彼女は、自らの無分別な情熱に溺れて道徳の規範を超え、自然の法則に基づく社会の秩序を破綻させたという罪悪感を持ち、

それ以来こっそりと絶食を続けて結果的に死を選ぶ。それからしばらくしたある日、エドアルトも死んでいるところを、元牧師のミットラー (Mittler) に発見される。

二人の死後、シャルロッテは、夫エドアルトを姪オットーリエの隣に手厚く埋葬し、今後は誰もこの「塚穴」(das Gewölbe, II -ch.18) に葬られることのないよう充分に手配して、二人の安らかな永遠の愛を祈願する。

ゲーテは『エッカーマンとの対話』(*Gespräche mit Goethe*, 1836) のなかで、「物語はある統一的な理念の展開を意識的に試みながら書いた唯一の作品であり、その理念にしたがって、小説の各部分が緊密に関連しあっている」(1827.5.6) ことを、秘書の J. P. エッカーマン (Johann Peter Eckermann) に語っている。

作者は、「道徳的社会的根底」(Grund aller sittlichen Gesellschaft, I -ch.9) としての結婚を主題にもつこの悲劇的な家庭小説において、秩序を尊ぶべきこととそのための強い意志が必要なことを、元牧師で結婚制度の擁護者たるミットラーの言葉を通して表現している。ゲーテは「諦念」の理念に貫かれたこの物語のなかで、物質間で相互に働く親和力を人間の情愛になぞらえるだけでなく、人間の内面・感情・心理を含む人間存在が、いかに自然界の法則と離れがたく結びついているかを見すえ、そこから人間感情をめぐる社会的関係とのさまざまな葛藤を象徴的にとらえて描いた。

<IV>ゲーテ『親和力』の構成

『親和力』は、ゲーテの作品の中でもっとも緻密な構成を持つ小説であると言われる。さらに、本作品は、構造ばかりでなくストーリーも完璧に近い均整を保ち、微細な部分に至るまで釣り合いが保たれている。広大な田園を舞台背景として、物語を荘園に囲まれた大きな屋敷での出来事に限定し、水をテーマに設定して、繰り返し水による事件を背景にして物語が進行する。そして、登場人物を限定することで、4人の行動が明確に浮き彫りになる。人物配置は、エドアルトと大尉、シャルロッテとオットーリエという対極的な資質を持つ二人ずつを結び、さらに4人が交錯して引き合い、また反発し合う。

この4人の周囲には、彼らの生活・行動を阻止するか、または促進させる人物が配置されているのみである。ドイツ語で「仲介者」(Mittler) を意味するミットラーを除く全ての登場人物が、姓でなくてクリスチャン名または称号・職業名で呼ばれている。

季節は、エドアルトとオットーリエの愛が春に始まり、秋に別離し、次の春の終わりに転回点があり、秋に破局が訪れて両者の死で終わる。また、さまざまなモチーフが、反復されるたびごとにますます鮮明になり、それが重大な意味を含み、次第に運命的な色合いを帯びてくる。

ゲーテは、エドアルトとシャルロッテがそれぞれの恋人を想像しつつ交わった結果、生まれた子供が、両親ではなくてそれぞれの恋人に似ているという設定をとった。そうした蓋然性は、きわめ

て非合理的であるにもかかわらず、作者はこの場面を数回にわたって書き直し、念入りに描いている。

さらに『親和力』の終幕が、若きヒロイン・オットーリエの奇跡・埋葬という神話仕立てになってきわめて美しく描写されている。そこではオットーリエの葬列が通る際に、遺骸となった彼女の眼⁽⁴⁾が、4階の屋根裏部屋に閉じ込められている女中ナンニー(Nanny)に合図を送る。それに答えるべくナンニーは、無意識に部屋の窓から身を投げ、地面に落ちて手足が砕け散る。しかしその屍体が葬列のオットーリエの遺骸に触れたとたんに跳ね起き、立ち上がるという奇跡が起こる。作者は、そうした「愛の奇跡」を最終場面で描いて、オットーリエを聖なる天女のような印象を与えて昇天させている。

小説『親和力』は、1809年10月に発売されるや否やドイツにおいては、読者が先を争って書店に殺到し、空前の売れ行きを記録するとともに、様々な賛否両論のセンセーションを巻き起こした。なかでもゲーテの入念で緊密な作品構造と人物設定は、多くの批評家や読者から激賞され、ドイツでは、「悟性と愛、古典的な完成と若さの永遠の灼熱とから成る珠玉の作品」(1809.11.11)⁽⁵⁾と評された。

しかし当時は、シラー(Friedrich von Schiller)の戯曲『群盗』(*Die Räuber*, 1781)に見られるように、思想や情念よりも、封建社会の青年の正義感と情熱を背景にした葛藤や苦悩を抱える人間の方が、お上品な道徳教育論が盛んに偏重されていたビクトリア時代のイギリス人の好みに合っていた。また、一般に抽象性よりも具体的な現実性に重点を置くイギリス人には、小説よりも戯曲の方が理解しやすく好まれていた。『親和力』は、カーライル、スコット、コールリッジなど少数のゲーテ賛美者を除いて、イギリスでは総じてみだらな不倫小説とみなされ、不評であった。

エリオットとルイスが、新婚旅行先ベルリンで訪ねたゲーテ研究家・スタール教授も、『親和力』の終局場面の描写に不満を言い、最終結末の扱い方は、「非理性的」(*unvernünftig*)だとの見解であった。⁽⁶⁾しかしこのときエリオットは、スタールやイギリス世論とは逆に『親和力』を擁護している。

<V>ジョージ・エリオットと『親和力』との出会い

ところで、ジョージ・エリオットと小説『親和力』との出会いは、記録や日記によれば、1846年であった。その年、C.ヘンネル(Charles Hennel)の妹でC.ブレイ(Charles Bray)の妻となったキャロライン(Caroline Bray)がエリオットに、ちょうど『親和力』を読んでいるところだと知らせた時にさかのぼる。また、1852年にJ.A.フルード(James A.Froude)の監修による『親和力』の英訳が進められていたことが、彼女の書簡(GEL. II.5)からわかる。⁽⁷⁾

G.ヘイト(Gordon Haight)の『ジョージ・エリオット伝』(*George Eliot: A Life*, 1966)によると、ルイスは『ゲーテ伝』の出版を計画した当初は、他の伝記作者と同様にほとんどの部分をゲーテの

自叙伝『詩と真実』(*Dichtung und Wahrheit*, 1831)に依拠して書くつもりでいた。そのため二人が英国を出国する前に、すでに伝記のかなりの部分が書き上げられていた。しかし、最初の滞在地ワイマール(Weimar)で、ルイスは伝記のうちの一部だけを『詩と真実』からの典拠とし、大部分をゲーテ直筆の書簡や、直接ゲーテを知る人を取材して得た一次資料・文献に基づいて書くことに変更した。

ルイスはゲーテを直接知るほとんど全ての人に会見し、さらにゲーテ家の長男である故アウグスト(August von Goethe)の妻と連絡をつけ、彼女を介して当時は未公開だった文豪の書斎や寝室を案内され、注意深く観察して伝記に記した。こうして苦心の賜物である『ゲーテ伝』は、英国で記した箇所の半分以上が書き換えられた結果、従来の伝記とは異なる生き生きとした描写が評価された。この後、半世紀を通して『ゲーテ伝』は、イギリスのみならずヨーロッパ中で高い評価を得るベストセラーとなったために、哲学者・文芸評論家ルイスは今日では、むしろゲーテ研究者として知られている。

ところでエリオットの日記によると、1854年10月1日に新婚旅行先であるワイマールに滞在中の二人は、作品分析の際にいつもするように、声を出して『親和力』を読んだことが記されている。^⑧また同月6日も同様のことが書かれていることから、このころ二人は『親和力』を集中的に読み、考察していたものと推測される。

さらに10月20日の日記によるとルイスは、『親和力』の口述筆記をしたゲーテの秘書、リーマー(F. Wilhelm Riemer)^⑨の未亡人から、ゲーテの恋人だったミンナ・ヘルツリープ(Minna Herzlieb, 1789-1865)に関する情報を得るといふ、格別の収穫を持って喜んで帰ってきた。

それによると、ゲーテは、60歳のときにイェナ(Jena)の出版・販売業者フロマン(Friedrich Frommann)の養女だった18歳のミンナと久しく再会し、美しく成長した彼女に激しい情愛を感じた。彼女に対する恋の苦しみから結晶した小説『親和力』において、ゲーテは自己の分身エドアルトと、ミンナをモデルにした美しい主人公オットーリエを、「塚穴」のなかに二人だけで並べて永遠の眠りにつかせた。そうすることによってゲーテは、娘にふりかかる災難を危惧した義父によって遠方の寄宿学校に送られたミンナに対し、自らの情念を葬るといふ悲痛な経験に光を投げかけたのである。

『ゲーテ伝』の取材・執筆を進めるルイスが、この恋愛事件に関してリーマー夫人から情報を得たため、二人は10月にしばしば『親和力』を読み分析を続けた。この小説は、のちに作家に転向するジョージ・エリオットにとっても非常に大きな意味を持つことになった。

そして1854年11月3日に、二人はドイツのベルリンに移り、ルイスの友人で外交官でもあるゲーテ研究者、ファルンハーゲン・フォン・エンゼ(Varnhagen von Ense)の邸を訪れて、その付属図書館を利用して資料を探し、執筆をし、さらにゲーテ研究を進めた。12月4日に二人はフォン・

エンゼの計らいでベルリン大学のスタール教授と会い、互いにドイツ様式やスピノザについて何時間も論議を交わした。¹⁰⁰その後、12月28日には教授が訪ねて来て、翌日には『親和力』を何時間もかけて詳細に分析し論議している。

エリオットによると、このときスタール教授は、「『親和力』の最終結末の扱い方に不満を言っていた。彼は、結末の扱い方が「非理性的」だと言ったので、私は、実人生ではそうした結末は非常にしばしばあるものだ。だからこそゲーテは、全てがそれぞれの登場人物の性格から考えて、自然の成り行きで起きるような結末の扱い方にしたのだと話した。」として、彼女は『親和力』を擁護した様子を記している。

その後まもなくしてエリオットとルイスはベルリン古代史博物館を訪れた。そこで彼女はオランダ派の画家テルボルフ(Terbolch)の作になる絵画「娘の訓戒」(Väterliche Ermahnung)を見つけた。それは『親和力』の中でシャルロットの娘ルツィアーネ(Luciane)が演じた活人画(II-ch.5)と同じ場面が描かれていたために、エリオットは大喜びであった。その日の感激を描いた日記から、オランダ絵画に詳しいとされるエリオットが、作者をヤン・ステーン(Jan Steen)であると勘違いしていたことがわかる。¹⁰¹

さらにエリオットは、発表した随筆「ヴィルヘルム・マイスターの道徳性について」のなかで「ゲーテの問題提議のしかたは、私たちにあってきわめて道徳的な影響を持つ。彼は、決して読者を急がせず、静かに生の現実と生の流れに従うのであり、また辛抱強く人間性の道徳的發展を待つのです。」¹⁰²と述べている。それは『親和力』の結末の扱い方について、A.スタールと論議したときのエリオットの主張とも同じものであった。それに続く随筆「ドイツ民族の自然史」においてエリオットは、「芸術は人生においてもっとも近いものである」¹⁰³として、独自の芸術論を展開する。

だが結局のところ、エリオットはゲーテ『親和力』については、ついに何も語らないまま、まもなく小説家に転向し、短編3部作『牧師館物語』の次に、初めての長編小説として『アダム・ビード』を発表した。

<VI>ルイスとエリオットの『親和力』評

8ヶ月以上にわたる取材を終えて、1855年3月に英国へ帰国後まもなく出版されたルイスの『ゲーテ伝』は、イギリスで最初にゲーテを高く評価したカーライル(Thomas Carlyle)に捧げられ、発刊されるやたちまち版を重ね、大成功を収めた。

ルイスのゲーテ観は、ヘーゲル右派の哲学者ローゼンクランツ(J.K.F.Rosenkranz)の著書『ゲーテとその作品』(Goethe und seine Werke, 1847)に則って著されている。この中で著者は、ゲーテを「人類の理想に即した形成過程の総合体とみなす」¹⁰⁴と述べている。著者のこうした理想主義的ゲーテ観が、ルイスに継承されたと考えてよいだろう。さらにルイスがゲーテの真の道徳的本性を「無私

の精神』であると『ゲーテ伝』において述べると、エリオットも評論「ヴィルヘルム・マイスターの道徳性について」のなかで賛意を示した。

『ゲーテ伝』は、その後半世紀にわたってヨーロッパでベストセラーとして君臨した画期的な啓蒙書となっていた。一方、日本においても明治期の文化人、内村鑑三が、その著書『宗教と文学』(1898)の中で、「ゲーテの伝記のうちで、もっとも善美なるは、ルイスの『ゲーテ伝』なり。」(ch.2)と述べているように、この書に著されたルイスのゲーテ観は、森鷗外や夏目漱石などの日本人留学生によって移入され、日本人の一般的ゲーテ観として定着していったのである。

ところでルイスは、出版した『ゲーテ伝』第6章に、『親和力』に関する論評を載せている。そのなかでルイスは、ドイツで取材したリーマー夫人からの情報に基づいて、ミンナ・ヘルツリプをオットーリエの原型と断定している。さらに彼は、ゲーテが自身の分身である主人公の二人の男性、エドアルトと大尉を『親和力』においてドラマ化して著したと論じた。

論評の中でルイスは批評家を2つのタイプに分けて、批評家のあり方に言及している。一方の批評家は、人生と芸術を抽象的な観点から見る。彼らは事実と必然性を直視せず、小説の中では非道徳的な状況を描くべきでないと主張する。現実の人生においては、そうした状況は「義務」の観念によって直ちに処理し、終わらせるべきだと批評家は考える。

もう一方のタイプの批評家は、人生をあるがままに見て、人生にはさまざまな複雑な動機が存在することを認める。そして、芸術は真実を描くべきであるとするこのタイプの批評家にルイスは賛同を示している。

これは、エリオットが『エイモス・バートン師の不幸』で、「ありふれた人間の微々たる経験をありのままに表現することにしか私の取り柄はありません。平凡な苦勞に対し、また皆さんのすぐ身近にある、ごくありふれた人の生活の中にある悲しみに対し、皆さんの涙を誘いたいのです。」(ch.7)と披露したエリオット自らの創作の基本方針と同様のものである。

また、ゲーテ自身は、「この小説は、刊行されれば読者に受けるだろうと思います。小説というものは、気持ちよく、一般の人にわかりやすく、また作家にとっても心地よい楽しみとなるジャンルであり、私はこれまで以上に自分の書きたいことをこの形式で表現したいと思います。」(1808.7.26)¹⁰⁾とあり、したがって、エリオット、ルイス、ゲーテの作品意図が共通していることがわかる。

ここでルイスはさらに、「『親和力』のおかれた状況は極めて真実であり、また悲劇的ではあるが、決して不道徳ではない。悲劇は、情念と義務との衝突が、つまり社会法則との不調和が原因である。もしもエドアルトとシャルロッテが結婚していなければ、彼らの親和力は、結婚への単なる衝動となったかもしれない。結婚という事実がこの衝動への障害となり、必然的に衝突が起こったのだ」(ch.6)と分析している。

確かにシャルロッテは、互いの配偶者の死後に再会した当初はエドアルトの求婚を拒否し、姪のオットーリエと彼とを結び付けようとしていた。しかし、彼女が結婚して二人のあいだに子供ができてからは、オットーリエを夫から引き離して大尉と結び付けようとしていた。このことから、シャルロッテは、情愛よりも社会秩序・結婚制度の遵守に重点を置いていたことがわかる。

ゲーテは自己の分身たる二人の人物、つまりエドアルトと大尉の性格や資質を極めて明瞭に描き分けている。また、初めは物語の展開・進行を妨げるように見える多くの細部表現について、一般のドイツ国民は楽しむが、英国やフランスの読者はうんざりし、最終結果をしきりに知りたがるかもしれないとルイスは指摘する。そして、「いつも注目に値する批評をしてくれる親愛なる友」(ch.6)として、彼はエリオットを引き合いに出し、彼女の意見を紹介する。

ここでエリオットは、敏腕な文芸評論家らしく小説を分析し、作品構造の巧みさを指摘している。つまり、エドアルトが屋敷を出てから帰還するまでの、長い空白期間にわたって小説舞台から姿を消し、このことが物語の進行を妨げると一部の批評家からいわれている。しかし、彼女によれば、その間に起こるさまざまなエピソードは、実はゲーテによる芸術的工夫であり、読者に人生のゆっくりした動きを印象付ける効果をねらったものだという。だからこそエドアルトが不在となる空白期間と最終結末は、主題部と極めて近くに提示されているのだというエリオットの持論が展開されている。そしてルイスは、ゲーテが「巧妙な独創的工夫をこらした」というこのエリオットの論評を高く評価した。さらに、ルイスはローゼンクランツの言葉を引き合いに出して、『親和力』の構造は「古典的形式に則っている」(ch.6)と規定し、その小説構成の巧みさを称賛している。

そして最後にルイスは、「同じようなパターンの語彙の繰り返しがあり、美しい詩的な表現が散見される最終章は、さながら詩そのものである」(ch.6)と述べ、さらに、「シャルロッテと大尉が二人で湖畔にたたずみ、かすかに瞬く星の下にいる場面も、詩の旋律に近い。」として、ここで用いられた二組の主人公たちの行動や性格描写が美しく繰り返され、表現されていることにも絶賛を送っている。

このようにルイスとエリオットは、当時イギリスで不評だった『親和力』を、きわめて独創的な工夫をこらした傑作であるとして、終始惜しめない称賛を送っている。

<VII> 『親和力』と『アダム・ビード』

ゲーテ晩年の小説『親和力』は、青年期の『若きヴェルテルの悩み』と同様に、登場人物を限定することで、かれらの行動や心情の推移をきめ細かく描写している。

牧師としてこれまで多くの婚礼を執り行ってきたミットラーは、結婚とは「道徳社会の根底」であり、社会を混沌に陥れかねない性衝動を調整して秩序を維持するための制度であるとする。彼は夫婦の結びつきを社会秩序の根幹に位置する神聖なものとなし、エドアルトに助言・忠告を与

える。しかしそれにもかかわらず、シャルロッセとオットーリエの誕生祝いを境にして、物語の方向が破滅へと転換する。

一方、『アダム・ビード』において、身分的に釣り合いの取れた結婚をすることが、村人が守るべき秩序基盤であると考え、アールウィン牧師は、ミットラーと同様に、「仲裁役」という役割を負っている。彼は、夢見がちな村娘ヘティに強く魅かれる地主階級のアーサーに忠告し、支配者階級に属するものとして、村の秩序を維持するべき義務を再認識させる。しかし、結局は効を奏しない。アーサーの誕生日の祝宴でヘティのロケットがポケットから落ちたのをアダムが目撃し (ch.26)、その日の出来事を境にして物語が急展開し、結局二人の主人公が結ばれることなく破滅していく。

小説テーマも『親和力』と同じく社会制度の因習的形式としての結婚であり、二人を取り巻く生活様式、秩序を重んじる階級制度の中では身分違いのアーサーとヘティとの結婚は認められない。その婚姻制度と情愛との相克の中で、次第に二人は破綻して行く。

ルイスは、小説『親和力』のはじめの導入部が非常に微細に描かれているために、ストーリーの展開が遅いと一部で批判されていることを挙げ、それは「人生と同様に様々の出来事や環境描写などでゆっくりと進めているために、物語は常に明瞭に表現されている。」(ch.6)と述べている。

『牧師館物語』の執筆過程においてもエリオットは、出版社主ブラックウッドから何度も小説導入部をもっと短縮するように督促されていた。そのため、彼女は『アダム・ビード』を執筆した際に、ブラックウッドに物語の経過を伝えることを拒否して雑誌への発表を断念したほどだった。

『親和力』の物語なかばで、「何かをあきらめるといことになれていない」⁽⁶⁾ため、情熱のとりこになったまま「わがままが性格になってしまって」⁽⁶⁾、聞き分けもなく恋の炎を燃やし続けるエドアルトは、「考えにも行動にも、もう節度がなくなってしまう。愛し愛されているという思いが彼を無限の世界に駆り立てる。オットーリエの存在が彼の全てを飲みつくしてしまう。」(II-ch.18)

このようなエドアルトの節度を逸した考えや行動は、アーサーの人物像とも重なる。すなわち、彼も「衝動的」で「計画性に欠け」(ch.12)、感情に押し流されて、「ヘティに会いたいという切ない望みが、うまくせき止められない水流のように、再び彼に襲いかかった」(ch.12)。そして、初めてヘティと結ばれた後には、「たった今わかったばかりのこのすばらしい感情に身をゆだねるためには、他の全てのものを投げ出す覚悟はできていた。」と感じる。

オットーリエとのこうした事態を打開するために、エドアルトは彼女と離れ、家を出て遠方の軍隊へ志願する。このため、彼が物語の舞台を途中で退場し、第II部は、エドアルトと大尉が不在のまま始まる。そして、彼が多くの輝かしい勲功を立てて屋敷に帰還するまでには長い空白期間があり、その間にシャルロッセに子供が生まれ、彼女とオットーリエとのあいだには、子供を媒介にして、それぞれの思いを秘めながらもつかの間の平穏な日々が流れ、湖水を背景にした緊張をは

らむ決定的終局場面までの準備が整えられる。

こうした表現手法について、エリオットは『ゲーテ伝』のなかで肯定的な解釈を下しただけでなく、自身の小説『アダム・ビード』においても、ダイナが物語の途中から長期間にわたって姿を消す際にこの手法を用いている。アーサーも、事態打開のためにヘティに手紙を残して遠くの戦場に赴き、勲功を立てて帰ってくるまでに長い空白期間があり、そのあいだにヘティとアダムとの婚約によって、つかの間の平穏な時間が進み、決定的運命へと導かれていく。

また、オットーリエは、シャルロッテの子供を溺死させてしまったことから、これまでの自分の行為に激しい罪の意識を覚えるようになる。子供の死を目前にして彼女は、「突然、自分の愛が完成するためには、無私でなければならないことがはっきりとわかった」(II-ch.15)のである。彼女はこの認識によって自己を客観視し、清浄な心で「親和力」という自然の法則を受け止めることができるようになる。そして、その自然法則の典型を自ら体現することによって罪の購いの姿に近づこうとする。

ヘティの場合も、子供を窒息死させ嬰兒殺しの罪で死刑の宣告を受けるが、自らの罪を認めることをかたくなに拒んでいる。しかし彼女がダイナの熱心な説得によって自分の罪をはっきり認識し、その罪を受け入れて心安らかに刑に服する覚悟が出来るようになるまでの牢獄での会話や状況・微細な心の推移・ストーリーの展開は、『親和力』よりも、むしろ作者が「万有の存在意義と同じくらいに重要な」⁹⁷座右の書としていたゲーテ『ファウスト』(Faust, 1831)に依拠するところが大きい。

『ファウスト』において、恋人に置き去りにされて錯乱の中での嬰兒殺しの罪で死刑を宣告され、牢獄のなかにつながれたグレートヒェン(Gretchen = Margarete)の嘆きは、常にエリオットの脳中にあった。彼女は欧州旅行のたびに『ファウスト』を戯曲やオペラで鑑賞し、そのたびごとに、感激に涙していた。彼女は「グレートヒェンの哀れな境遇とその資質に、シェイクスピアや他のどの登場人物よりも深い感銘を受けていた。」⁹⁸ だからこそエリオットは、作品の構想段階で、既にこの牢獄場面をクライマックスにしようと心に決めていたのである。

一方、『親和力』において構築された小説構造や人物描写の手法は、『アダム・ビード』のみならず、エリオットの他の作品のなかにもさまざまな形をとって取り入れられている。⁹⁹

<VIII> 結論

以上のことから、『アダム・ビード』の小説構成は、ゲーテ『親和力』の構成を基に構築されたと断言することができよう。

さらに、『親和力』で構築された人物描写の手法、化学記号における< A・B・C・D >の関係、そして、妻 A と夫 B という、身分的に釣り合いの取れた間柄にある婚約者や夫婦が、A の親類である D に強くひかれ、許されぬ恋に陥る。相反する性格や資質を持つ人物 A・D は、互いに親類・

縁者の間柄でもある。さらに、A との間に恋愛関係・愛情関係がある B と C とが対立する資質をもつ。こうした小説構造はエリオットのほとんど全ての作品に共通して見られる。そして、さらに小説中の4者 A、B、C、D 関係が『親和力』の完璧な構成に近ければそれだけエリオットの作品の売れ行きも評価も高いといえることができる。

また、『『アダム・ビード』成立史』で記されたように、エリオットが、次回作『アダム・ビード』のストーリーをルイスに話したときに彼が示唆したものは、この『親和力』の構造であったと推測できる。通常は、ルイスと文学論議を重ねながら新たな作品の方針を確認していくエリオットが、彼の短い助言だけで納得することはほとんどない。つまりこのときのルイスの示唆は、『親和力』の小説構造をエリオットに思い起こさせるものであったのだろう。『親和力』に示された完璧ともいえる小説構造を応用することなしに、『アダム・ビード』はあれほどの成功を果し得なかったであろう。

さらに二人のドイツ滞在中に、ルイスがリーマー未亡人から、ゲーテとミンナ・ヘルツリープとの恋愛情報を持ち帰らなかつたら、エリオットも夢中になって『親和力』を分析し討論に明け暮れることもなかつただろう。その意味で、このドイツへの新婚旅行は彼女のその後の運命を大きく変えたといえることができる。

しかし何よりも、伴侶ルイスの存在なしには、大作家ジョージ・エリオットは生まれなかつただろう。ルイスは、常に自信のない彼女を励まして作品創造に向かわせ、彼女の人類への使命感と彼女自身の人生をも充実させたといえる。

「我が最愛の夫、ジョージ・ヘンリー・ルイスにこの原稿を捧げる。彼の愛が私の生活に幸せを与えなかつたならば、この小説は書かれなかつたであろう。メアリアン・ルイスより。1859.3.23」(GEL. III. 40) と記した『アダム・ビード』の献辞は、まったく適切な表現である。

<注>

- (1) *The Journal of George Eliot*. ed. J.Rignal. M.Harris & J.Johnson. Cambridge UP. 2000. p.27
- (2) *The Morality of Wilhelm Meister*,1855. 「リーダー」(Leader) 誌。
- (3) *The Natural History of German Life*.1856. ウェストミンスター・レビュー (Westminster Review) 誌
- (4) 聖オットーリエの「眼」の伝説に基づいている。『詩と真実』(Ⅲ部 11 卷)によると、ゲーテはシュトラスブルク大学に遊学した当時から、市の南方にあるオットーリエンベルクの聖女 Odilia の伝説に心を惹かれていた。
- (5) *Goethes Werke: Briefe*. Hamburger Ausgabe Bd3,1965,p.353
- (6) *The Journal of George Eliot*. p.27

- (7) J.A. フルード (James A. Froude) は *The Nemesis of Faith* (1849) の著者。エリオットは本書に強い印象を受けて好意的な書評を書き、最初の小説『牧師館物語』と『アダム・ビード』を献じている。
- (8) *The Journal of George Eliot*. 2000. p.26,28.
- (9) 『親和力』の創作時において、リーマーは、ゲーテの口述筆記を行った。1803年に、ゲーテの息子アウグストの住み込み家庭教師になり、やがて作家の秘書となって、1912年まで同家に住み込んだ。その後も文献学・古典古代学・自然科学にわたる博識のために、ゲーテ老年期の創作活動を支え、信頼できる助言者として重んじられた。
- (10) *The Journal of George Eliot*. p.36
- (11) *George Eliot: A Biography*. Gordon S. Haight. New York and Oxford: Oxford UP, 1968. p.174
- (12) *Essays of George Eliot*, ed. Thomas Pinney. London: Routledge, 1963. p.146-7
- (13) *ibid.* p.266
- (14) 『ゲーテ研究』木村直司、南窓社 1976. p.18
- (15) *Goethes Werke: Briefe*. p.302
- (16) *Gespräche mit Goethe in den letzten Jahren seines Lebens*. Johann Peter Eckermann, 1827年1月21日.
- (17) *George Eliot*. : Mathilde Blind, London: W. H. Allen & Co., 1883. p.36
- (18) *George Eliot's Life, as Related in Her Letters and Journals*: Cross, J. W. vol.3. p.421
- (19) たとえば『フロス川の水車場』においても、主人公マギーがスティーヴンの大きくて優しい手に我が手を握られたとき、どうにもならないほどやりきれない悲しみの中で、‘Oh, it is difficult – life is very difficult! It seems right to me sometimes that we should follow our strongest feeling....But I see one thing quite clearly – that I must not, cannot, seek my own happiness by sacrificing others. Love is natural; but surely pity and faithfulness and memory are natural too...’ (Book VI、ch.11) という時のマギーの苦悩、そして自然の法則に基く自己放棄の姿は、嬰兒の溺死に強い罪悪感をもった時のオットーリエの姿を典拠にして描写されている。

<参考文献・資料>

- * *The George Eliot Letters*. ed. Gordon S. Haight. 7 vols. New Haven: Yale University Press. 1954-1955.
- * *The Writings of George Eliot, together with the Life by J. W. Cross*, 25 vols. Warwick Edition. 1907-08. repr. New York: AMS. 1970.
- * *George Eliot's Life, as Related in Her Letters and Journals*. 3 vols. Warwick Edition. 1907-08, New York: AMS. 1970.

- * *The Journal of George Eliot*. ed. J.Rignal. M.Harris & J.Johnson. Cambridge UP. 2000.
- * *Essays of George Eliot*. ed. Thomas Pinney. London: Routledge. 1963.
- * *The Life and Works of Goethe; With Sketches of his Age and Contemporaries*. G.H.Lewes. London. 1855.
- * *Goethes Werke*. herausgegeben im Auflage der Grossherzogin Sophie von Sachsen. Weimar. 1887-1918.
- * *Goethes Werke: Briefe*. Hamburger Ausgabe. Bd3,,1965.
- * *Gesprache mit Goethe in den letzten Jahren seines Lebens*, 1823-1832, 3 vols. Johann Peter Eckermann, Leipzig and Magdeburg, 1836-48.
- * *Elective Affinities*. trans . R. J. Hollingdale. 1971 , Harmondsworth, 1983.
- * *Mitteilungen über Goethe*. Friedrich Wilhelm Riemer. Berlin. 1841.
- * *George Eliot : Eminent Women Series*. Mathilde Blind. London: W. H. Allen & Co.1883.
- * 『ゲーテ研究』. 木村直司著、南窓社 . 1976.

研究論文

Perspectives on Victimology The Science, the Historical Context, the Present

Gerd Ferdinand Kirchoff, Prof. Dr. jur.

Professor of Victimology and Victim Assistance, Tokiwa Daigaku Mito, Department of International Applied Studies

Graduate School of Human Sciences, Graduate School of Victimology

Tokiwa International Victimology Institute

Globalization and Internationalization are terms that are used to characterize contemporary trends. Victimology fits into these trendy terms: From the beginning on, victimology was an international scholarly activity. This paper looks into international aspects of victimological ideas and at the worldwide important ideological backdrop. After a short introduction into Victimology, this paper describes victimological activities at Tokiwa University. The paper then looks deeper into problems of interdisciplinary sciences. It reports on known but overlooked facts in the history, and how the victim has been discussed in scholarly discourses over the past 250 years. This paper sheds light on some of the neglected areas in the history of scientific thinking about victims. It then returns to worldwide victimology and its crystallization in Tokiwa University.

Victimology – History of Victimology – Enlightenment - Classical School and
Victimology – Positivism – Tokiwa University

I. Introduction?

Before we look into the long-term historical aspects of victimology, we must know what this field is. Victimology is the social science of (man - made) victims, of victimizations by Human Rights violations including crime and of the (existing and desirable) reactions towards both.

As a social science Victimology assembles and generates knowledge in what could be described as a

circular process. The iter victimologicus¹ is symbolized by a sequence of distinct steps conceptualizing the process of studying Victimology as a cycle of foci. One step leads to the next. Some studies go the whole circle, some go only a part of it. Some research may go through it over and over again. Practically, you can start the cycle at any point. This victimological journey leads from asking previously unasked (or unanswered) questions to definitions and from there to a knowledge base of what we know already about the problem. From here steps take you to measurement problems and description and operationalization, to the collection of data and information, and to the analyses of data. The circle leads to the interpretation of patterns, regularities, associative relationships and probabilities, offering guides to the establishment of hypotheses either derived from existing theories or cautiously formulated from the interpretation of the patterns observed in data. These hypotheses might be further explored. This cannot be done without the statement of theoretical attempts from which further hypotheses or expectations can be derived. From these, expectations on possible data can be formulated, expectations and predictions that lead us to new stations in the circle.

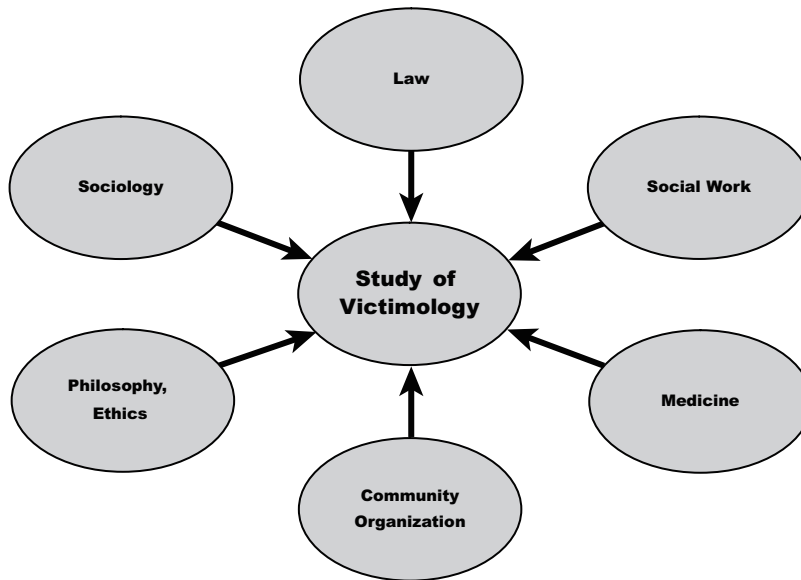
It does not really matter where you – as a student or as a researcher - enter this circle. What is important, however, is that in the twenty first century, Victimology no longer can mainly rest on speculation – it has matured to a social science and, it is therefore primarily interested in reality as it is open to our experience. Victimologists are not philosophers or normative thinkers any longer.

Interdisciplinary sciences like Victimology can best be symbolized by a ring of intersecting circles. The single circles represent the contributions of other fields to victimology. They intersect with their neighbors² and with other contributors of the ring. The area which these contributors share with the inner circle symbolizes the contributions of this science to Victimology. The figure demonstrates that there is an area which is NOT determined by contributors of some sorts. A typical field of independent Victimology must be defined. Victimology as a separate science will establish itself as an own field when and insofar it has its own area as well, an own a unique area which is NOT fully determined by its contributors.

Many “home faculties” have contributed to this new science. For a while, topics like “The Contribution of the Victim to the Genesis of Crime”³ or “The Victim in the Criminal Justice System”⁴ were discussed. Scholars with a legal background defined these as the center of the new field, as the essence of Victimology⁵. They occupied the new field immediately as their territory. They tried to prescribe what

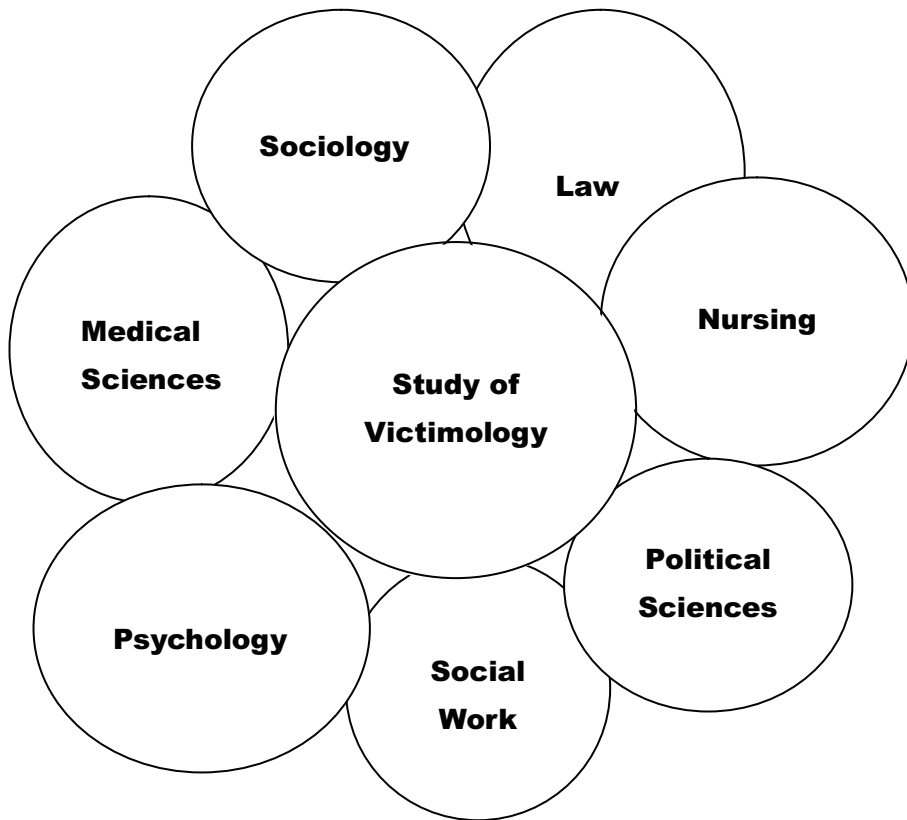
Victimology should be – a part of (their) criminology. They tried to prescribe what questions it should ask⁶. This domination ended when victimologists realized that there is the large field of victim assistance, and there are other activity oriented applications of knowledge about victims and their needs. These areas need to be included, fields of knowledge in which the legal orientation does not really help. The usual general “stocktaking”⁷ is but one step in the circular itinerary described above.

Fig.1 The Contributive Model of the Study of Victimology



If we evaluate the emerging international situation, we pretty much deal with the contribution of the home faculties of victimologists to Victimology. Often – too often victimologists cover only the contribution of their home faculty to the new field (Fig.1). But victimology is more than the sum of the relevant contributors.

Fig.2 The Substantial Model of the Study of Victimology



The development here corresponds to that found in other fields e.g. in nursing, counseling or social work.⁸ In the beginning it is kind of necessary to teach the contributions of the home faculties to a new field (contributive model of study). But it is not enough. It is our task to develop the center area in the illustration of victimology (Fig.2) and to explore what is the specific victimological substance (substantial model of study), different from what the home faculties are (already) able to say.

As previously stated, victimology becomes a separate science when and insofar it has its own area which is NOT exclusively determined by its contributor fields. A victimologist knows more than the contribution of the own “home faculty” to the science. A victimologist is a social scientist in an interdisciplinary science.

II. Thoughts on the Historical Development of Victimology.

Interdisciplinary sciences pose a problem when we try to trace the historical development – Victimology is no exception.

Walklate⁹ observes: new areas of inquiry have made efforts to create for themselves an intellectual history – even if these areas are multidisciplinary in character. Of course we cannot say that Victimology exists from a definite date on. There is, however, a discussion about victimization, victims and abuse of power. When (especially influential) people – be they intellectual philosophers or political leaders - react to this discussion, then the discussion is taken seriously.

Saponaro¹⁰ (2005) saw that in Europe scholars often teach the history of concepts more intensely than the internal structure of the field. In Europe scholars tend to believe that we understand a field best by knowing about “its history”. Looking at the “history” is beneficial. Certainly this has practical reasons too – scientists do not want to omit important contributions of those who dealt with similar topics before. We want to know on whose shoulders we stand. In research publications, we place ourselves into a historical line of scientific development, into a school of thoughts¹¹.

Thomas Kuhn¹² is convincing: science – and Victimology is no exception – is nothing else than a specific construction of reality. Different paradigms indeed determine different realities. We take notice of the influence of the “backdrop”, the leading contextual philosophical ideologies and of their intentions. We will have to deal with the influence of the Enlightenment and of Positivism since these two schools have deeply influenced social science in the Western culture.

When was the victim an issue of scientific discussion for the first time?

Usually, textbooks of Victimology refer to Hans von Hentig and to Benjamin Mendelsohn as the first victimologists, the “Founding Fathers” of Victimology¹³. Hans von Hentig is the famous author of early pioneering scientific contributions¹⁴. Usually reference is given to Benjamin Mendelsohn, especially to his presentation in 1947 in Rumania as the first occasion that the word Victimology was used and a new science, victimology, was designed¹⁵. It appears that the history of Victimology starts with these two authors in the fifth decade of the 20th century.

Surely, the topic “victim” is much older – Schafer (1975) even constructs a “Golden Age of the

Victim” which he located in ancient Mesopotamia, from where the influential Code of Hammurabi came to us¹⁶. This Golden Age is seen as era when the victim alone determined what happened to the offender¹⁷. Usually ancient norms mentioning the victim are quoted without closer analyses of their context. For the development in Japan, they are important since modern Japan is developed in interaction with Western ideas.

The topic “victims” can be found on the scientific agenda predating these Founding Fathers¹⁸.

A word of caution is in place: if we use the word “scientific” today, we have in mind the connotations of the twenty first century. Scholarly writing in the eighteenth century was different. The arsenal of science - the scholarly methodology at that time - did not include the same tools we have today. It would be utterly unfair to deny scholarship to those who do not have “our” methodological equipment.

III. Cesare Beccaria in His Time

In this meaning, one of the first scholarly writers to deal with victimization and its consequences is Cesare Beccaria, the Italian “genius” who is placed by most criminologists at the cradle of criminology.

Marvin E. Wolfgang 1999 called his contribution the most important document in the history of Western criminal law culture. Beccaria is widely known as the father of the “Classical School of Criminology”, a school of thoughts in the 18th century. Members of this (informal) group believed in rational choices, and in logical deductions from a more abstract concept to practical applications. The ideological principles of this school are similar to those which governed the criminal legislation in Europe hundred years later. The basic principles Beccaria coined, are still valid today. Germany’s criminologists reflect Beccaria’s high reputation by naming their highest scholarly award the Beccaria Medal¹⁹.

Let us look at this man and in which context he stands. Cesare Bonesagna Marquis de Beccaria was born March 15, 1738 in Milan, at that time part of the Austrian empire of the Habsburgs, soon to be governed by Maria Theresia (1717–1780)²⁰.

He received his formal education from Jesuits in Parma before he studied mathematics, philosophy and

economics. Jesuits, an order of monks, the intellectual elite of the Roman Catholic Church, had and have a legendary reputation as brilliant thinkers. They seem to adhere often to an innovative opposition to conservative traditional ideologists. Beccaria turned out to be a dignified disciple. From March 1763 to January 1764 he wrote on the book which was to bring him legendary fame and the highest accolades in Europe. In Italy it was published July 1764 - anonymously: Beccaria rightly feared the revengeful rage of the powerful, the nobility and the Roman Catholic Church. He wanted to be the witness of the truth, not its martyr.

During the preceding eight hundred years, the Roman Catholic Church had molded important areas of the European culture. The Roman Catholic Church owned donated properties in all parts of Europe, from Spain to Poland, from Denmark to Italy²¹. No wonder that it strived for an easy administration of its – usually tax exempt – real estate under one legal system. It was interested in a unified (of course Roman Catholic) Europe. It managed, in alliance usually with the powerful nobility, to gain control over the accepted definitions of reality.

Beccaria's time usually is called the "Enlightenment". For the first time in European history, eminent philosophers and political scientists insisted that rationality should be the ruling principle of explanation. Authorities like the church in alliance with the feudal rulers of this time, for transparent reasons, maintained that the only ruling principle of explanation was the "Will of God"²². Of course, this will was known only to them.

God's will was the justification of the existence of the state. God had created and instituted the state. Kings were "kings by the grace of God". Therefore, people must obey the authorities²³ - if not, authorities must force them under the will of God. Such magic beliefs were not acceptable for "modern" enlightened people who needed a rational explanation for everything. Enlightened philosophers pronounced the theory of the "contract social"²⁴: The state was created by contracts of free people with the aim to serve the greatest happiness of all. Exercising power excessively (not limited by consent) constitutes abuse of power. It creates victims. Not only this: it gives the justification to overthrow the government. This theory was dynamite: it stated the right to resist and the right to abolish abusing authority. It was immediately regarded as a danger to the ruling classes and their power – and Beccaria rightly was afraid to become a martyr of the truth.

The holders of power tried to repress new ideas as much as they could. In this respect the situation was like the situation in Tokugawa Japan, where discussion of social change was regarded as dangerous and reason for prosecution²⁵. While the Tokugawa feudal establishment was quite successful in controlling what became loud and public, in Europe this kind of social control by the powerful, by church and nobilities, was still effective enough to drive Beccaria into anonymity. But it was too late for a complete oppression of the new ideas.

Beccaria worked in Milan in the communal department of asylums which was the administration of prisons, orphanages, houses for the mentally ill and for the aged. The chief of this administration was from the old distinguished Verri family, a well respected kind of intellectual leaders: Verri assembled equally minded intellectuals in Milan's "Academia del Pugno". Here interested people met for intellectual presentations and discussions (pugnare is Latin for "to fight") - pretty similar to the French "salon" in pre-revolutionary France. Close ties existed between the intellectual circles in Milan and in Paris, letters were exchanged with information about new publications. Political initiatives were planned²⁶.

Beccaria certainly was familiar with the philosophies of early utilitarianism, and with the ideas of Hobbes, Locke and also with the writings of Montesquieu and of Rousseau²⁷. Simply for time reasons Bentham does not belong into this line - he published his main writings later than Beccaria. While the modern intellectuals looked for new solutions, the everyday Milanese citizen was confronted with a reality of criminal law that was truly miserable²⁸.

The application of criminal law was process guided but extremely bloody and cruel: In Milan in 20 years, about seventy seven thousand persons had been sentenced to death or long prison terms (from 1741-1762) – an arithmetic mean of eight executions per day! Milan was not even especially terrible – conditions throughout Europe were rather identical. In England for example, the death penalty was described for over 200 different specifically defined crimes. Death penalty was applied in a formal process by judges who sentenced the single offender after a court procedure in which he was found guilty.

Torture was allowed by law and practically omnipresent: suspects as well as witnesses were systematically cruelly tormented to extract "evidence of the truth". Judges could arbitrarily invent

punishments to reflect the perceived outrageousness of the offence. Criminal justice was like a war of the powerful against all who broke their laws. It was a war against criminals who had endangered the “peace of the country”. It served to uphold the power positions of the ruling classes, the feudal nobility and the church. Needless to say that critical thinking was regarded as dangerous.

IV. Beccaria, Read with the Eyes of a Victimologist

What did Beccaria say? What was so dangerous?

He challenges his readers to think independently, to think for themselves. He challenged his readers: Dare to have your own ideas! Dare to know – and do not rely on what others tell you to believe!

Around him he saw a culture where people repeat what others, authorities, have said. Well, that is not reconcilable with the ideals and praxis of an enlightened man. The enlightened man does not accept any authority except for reason. If ideas are not useful for the well being of all, then they are not acceptable (utilitarianism). Rational, reasonable thinking is the only measure against which ideas are to be evaluated.

For these rational thinkers, power must be exercised usefully – that is, to promote the greatest well being of the citizens. “Therefore every act of power is tyrannical which infringes without necessity on the rights of people”²⁹. That is the enlightened credo of Beccaria.

“Reasonable laws enhance the good of all. They serve the interest of all. Unreasonable laws are biased and they favor: they give all possible power to a small part of the population while leaving all the misery and all suffering to the other person”.

Who are these other persons? These are people in misery, the suffering people?

Today, we call them victims.

Beccaria is very cautious to use this word. His topic is “Abuse of Power”, not victims. He looks at the real relationships between the ruler and the subordinate:

“Then (people) realize the horrors of cruel punishment and torture. Should not the rulers of the world, caught in traditional opinions, wake up by the cries of the oppressed which have been sacrificed regularly to the shameful lack of knowledge and to the cold emotionless indifference of the rich and the powerful?”³⁰

These oppressed victims are victims of the ruling classes, of their ignorance and self interest. Rereading the original text of Beccaria, we find a clear engagement on the side of the victims, the powerless. In one occasion he let them complain:

„Argh, these laws are nothing but a covering blanket for power, nothing but sophisticated performances of an adventurous justice. They are nothing but a conspiracy of the powerful to slaughter us with increased certainty as victimized animals on the altar of an insatiable goddess named lust for power³¹ ((Beccaria 1788 § 16 p.83 end of page) ” (all translations are done by the author). .

Beccaria argues consequently against torture, against the death penalty, and against excessively long prison terms. He is the founder of the humanistic development in criminal law, and his contemporaries rightly realized this. Certainly it would be overstated to call Beccaria an early victimologist. He is a precursor. He discusses the victim with the scientific means of his time³² – rational thoughts performed to achieve useful results and intellectual freedom.

V. The Impact in Europe

We, 250 years later, cannot fully imagine the explosive dynamite of Beccaria’s thinking. It was explosive due to the fact that it was received so extremely well by the intellectuals of his time. This “reception” was rather well organized, a cultural political campaign.

One of the leading intellectuals of this time, closely connected to the Encyclopedists, is Voltaire, the famous French philosopher. Voltaire reads the book which is made available by d’Alembert. Voltaire was enthused. He wrote a “Commentary” on the “immortal work” of Beccaria.³³ Interesting for the victimologist is how he uses real cases to make his political points:

Two famous cases enraged the European intellectual class of this time: There were two scandalous

murderers perpetrated by the then criminal justice system in France. First was the murderous assault of the justice system on the Calas family, later another similar assault on the Sirven family³⁴. Voltaire dares to put himself into the shoes of the victim: In one occasion, he describes the torture of Michaela Chaudron – he describes how her torturer brought her into a state in which she confesses to everything the powerful want to hear³⁵. Equally powerful he describes the suffering of the Sirven family. Voltaire is not driven by an indecent lust for voyeuristic details. He uses the gruesome details of inflicted injustice to reach his political auditorium. His language is, like Beccaria's, emotional and full of clarity. Voltaire is passionately politically active on the side of the victims. In the Calas affaire, Voltaire rallied with his friends for several years to confront the King of France and his judges in an open, dangerous and risky campaign. They made public that justice victimized and killed innocent people to serve devotedly the lust for the power inherent in the feudal system. Voltaire was the first to persistently demand state compensation for such abuses of power – and he was successful. Due to the organized opposition of the intellectuals, the two judicial murder stories enraged Europe's public opinion.

In Paris, Denise Diderot (173-1784), another leading intellectual of the Enlightenment and a man working together with Voltaire, was given access to Beccaria's work. In 1750, the "Encyclopedists", led by Diderot and d'Alembert, started the famous "Encyclopedie", a collection of all what humans really know³⁶. We cannot imagine how this immense enterprise - 17 vol. in print, 11 vol. drawings – influenced its time. Jesuits and professors of the Sorbonne tried in vain to convince the French king to prohibit such a "shameful attempt". The king's maitresse Madame de Pompadour side by side with the monarch's chief censor Malherbes opposed in favor of this enterprise - does it not bring fame for France, coupled with lots of money? Czaresse Katharina of Russia, a fan of Diderot, finances Diderot's library and pays him a handsome salary. In Paris, tax money from sales of the Encyclopedia flood into the king's treasury. Diderot is enthused of Beccaria's work and does his share in making it known over Europe.

Beccaria's work was quickly translated into all European languages, in Germany alone there are 3 different translations³⁷. The author was awarded high honors: Czaresse Katharina of Russia invited him to become her Minister of Justice with a guarantee to lead the reform of the Russian criminal justice system³⁸. Influenced by enlightened ideas, the son of Maria Theresia, Emperor Joseph II. abolished torture and death penalty (even if only for a short time) in his empire.

Beccaria's German commenter Ferdinand Hommel³⁹ not only writes the commentary which is quoted and used in this paper. Hommel, a doctor of law and an experienced practitioner, observing all this political activity, dryly comments that a marriage of both is necessary: juridical dogmatic and practical experience united with the philosophical clarity of the Enlightenment. He agreed with most of the ideas of the Italian star and was surprised that many of these ideas have been reflected in his own less widely published more practical – juridical contributions.

In Voltaire's Commentary we read about Europe in the eighteenth century:

*„In all courts of Europe, homicides were committed in the name of law. If one adds to those victims of law the much higher number of victimized heretics, then this part of the world must be regarded as a giant blood stage, crowded by hangmen and victims, surrounded by judges, their servants and spectators.“*⁴⁰

All the related publications in Europe suggest that the victimizations of Calas and of the Sirven family, served to organize a publicity campaign in favor of enlightened ideas and, against the feudal criminal law and against the feudal order. There are indications that the glorious reception of Beccaria's ideas indeed was well prepared. One example is the collation of papers published by Korn I in 1788 as being as part of this campaign. Another example is the first public discussion of state compensation for victims⁴¹. The campaign in its way molded the public opinion on the way to the French Revolution.

VI. The Positivist Paradigm

Too harsh punishment means abuse of power and victimization. How can we limit the power of the state? How can we protect the victim and – since we all are threatened to be victimized by such a state – how can we protect ourselves? The answer of the classical school is: Respect the Human Rights of criminals (to avoid their victimization) and tame the criminal procedure by prohibiting torture and the death penalty. The remedy is seen in introducing guarantees and limits to the power of the state. Think rationally! was the clarion call of the Classical School.

The discussion centers on the offender and his rights in relation to the state. If criminology is an offender oriented science, here are the root causes for this orientation. Here is not the place to describe

the development of criminology and of criminal legal thinking in detail. It must be enough here to state that the classical school developed the justification of punishment on the ideological base of free will and on individual retribution. The result is the absolute school of criminal justice: punishment is justified alone by the principle of revenging guilt. Other purposes are not valid. The offender decided to commit the crime⁴² – that was his guilt and the sole justification of punishment.

This absolute school of criminal law, and its dogmatic fixation on free will and retribution of guilt, becomes the favorite whipping boy of a new way of thinking.

The classical school had made its ideological decisions about the free will and the rational backdrop of behavior. On this basis, the continental European systems of criminal justice developed. These systems simply assumed that victims were striving for punishment. Since victims could not punish offenders themselves, the state took over. Therefore the state apparently did not have to care for the victim in particular – both were seen as having the same interest: punishing the offender. Criminal justice systems are always vertical systems of social control via oppression of the offender. It was not seen as a problem that victims (as witnesses) have nothing but a serving role in these systems⁴³.

In the meantime a scientific revolution had taken place, a change of paradigms occurred: Positivism” became the “new” direction in the philosophy of science which is still today extremely important for sciences generally. Positivism in the eighteenth century elevated the natural sciences to the model of a serious science. This school was founded by the French philosopher and social reformer August Comte (1798 – 1857), who coined the term “sociology” as well.

Positivism declares natural (empirical) sciences to be the sole source of true knowledge. It rejects the cognitive value of philosophical study⁴⁴. Positivists rejected theoretical speculation as a means of obtaining knowledge. Positivism declared false and senseless all those problems that could not be verified by experience. Positivism claimed to be a fundamentally new, non-metaphysical (“positive”) philosophy, modeled on empirical sciences and providing them with a sound methodology.

In the light of these new ideas, the revolutionary thoughts of yesterday, the classical school, looked conservative – and with them the leading authorities in law, administration, state and philosophy as well as – let alone the priests and ministers and their organizations. They saw in positivism the incarnation

of the enemy. Later, the different ideologies like communism, nationalism, fascism and so on had their expressed problems with positivism. It is extremely interesting to follow these developments from what is called the “*Modernitee*” to “*Post-Modernitee*” and to follow the development of positivism as a school of thoughts into communication theory. But this is not our topic. Our topic is to delineate how the victim fared in the Western world in light of these new developments.

VII. Victims and the Positive School

In the history of the „victim“, the Italian School of Positivism became very important. This school represented the „modern” way of constructing the criminal and criminal justice. Three Italian scientists are the famous representatives of this school, Cesare Lombroso, the socialist physician who introduced the positivist method into criminology and the somewhat younger scholars Enrico Ferri and Raffaele Garofalo.

In 1884 Enrico Ferri, 1856–1929, Italian lawyer and, disciple of Lombroso, publishes his “*Sociologia criminale*”. He opposes the classical school, and its unproven reliance on free will and retribution of guilt. The retributive action of the past must be substituted by crime prevention and by “positive” reactions, argued Ferri. . . Ferri very clearly postulates that one important new goal of justice must be: to indemnify the victim. Indemnification takes two routes: one is the indemnification by the offender (that is what we nowadays in Victimology call “restitution”). The other is the indemnification by the state (that is called nowadays “compensation”). Enrico Ferri understood the reason for civil law reparation of damage. He understood why classical lawyers maintained that criminal punishment MUST be an *additional burden* for the offender - in addition to the civil law consequences. But in the view of the empirical reality, the classical way of thinking is a joke, and not taken seriously even by the judges themselves. It was lip service without consequence. In Ferri’s essay of 1895 we read:

“The fundamental principle of the positive system of social defense against crime is that of indemnification for damage, on which the positive school has always dwelt, in combination with radical, theoretical, and practical reforms. Reparation of damage suffered by the victims of crime may be regarded from three different points of view:

(1) As an obligation of the criminal to the injured party;

(2) as an alternative for imprisonment for slight offences committed by occasional criminals⁴⁵; and

(3) as a social function of the State on behalf of the injured person, but also in the indirect and not less important interest of social defense.”

In another chapter he wrote: “

The Positivists believe: if the individual ought to be always responsible for the crimes which he commits, he ought also to be always indemnified for the crimes of which he is the victim. The State must indemnify individuals for the damage caused by crimes which it has not been able to prevent”⁴⁶.

Italy at that time had already a public fund financed by fines. This fund was used to compensate wrongfully sentenced offenders who had become victims of the justice system. Ferri proposes to widen its scope: Compensation for victims of crime is a social function of the state, compensation is part of social law. It was recompense for the violation of the social contract.

These ideas are voiced worldwide: In the meantime, the International Criminalistic Association is founded, international cooperation in different branches of the criminal justice system is getting more and more popular: In 1890, its General Assembly discussed in Christiania, Denmark victim related topics⁴⁷

The final decisions of this congress state: In cases of simple assault, the accused should NOT be sentenced if the defendant restituted the victim. This was exactly in line with Enrico Ferri's postulates.

In the same line, the International Prison Conference in 1885 demanded in Paris: since it is the task of the state to protect the victim of crime effectively, the state has to compensate the victim. Compensation, a public function of the state, should be financed by a fund from all fines.

Edwin Sutherland, the nestor of American criminology, quoted the works of Garofalo and Ferri in the chapter on “The Victims of Crime”⁴⁸ which deals with the losses caused by crime but does not even mention restitution or compensation⁴⁹. A review of the backward methods of Lombroso is more

important for him. That is consequent because – his topic is criminology which had in its focus the offender, not the victim...

Different is the reception in Latin America: The conference of 1929 in Cuba⁵⁰ informed the Cuban members of the Lawyer's Association about the results of the discussions in Europe and in the Spanish speaking world. Obviously, the former Spanish colonies in Latin America were much more willing to accept the ideas of reparation. Figueroa lists these countries in which penal reparation is already established: Argentina, Peru, and in 1929 followed Spain and Mexico⁵¹.

VIII. The Presence in Japan

Victimological precursors exist long before modern victimology. Victim assistance issues are used to move public opinion long before our times.

Opening Japan to modern victimology is attributed to Osamu Nakata⁵². A first highlight in the receptive period was provided when Koichi Miyazawa 1982 invited the symposium of the World Society of Victimology to Japan⁵³. Since then, Victimology in Japan too is evolving from a contributory model to an integrative independent model⁵⁴.

In Tokiwa University, victimology is taught to the undergraduate students in the Faculty of Human Sciences⁵⁵ and in the Faculty of Applied International Studies.

Graduation theses deal with victimological aspects.

In the faculty of Tokiwa Graduate School of Victimology, there are sociologists, lawyers, psychologists, and social scientists⁵⁶. In the wider faculty, we find legal theoreticians, prominent criminal justice and security people and members of the helping professions. They all “do” Victimology. This demonstrates clearly an interdisciplinary social science orientation

A Master Course in Victimology - the only one in Asia - is offered in Tokiwa University. Doctoral dissertations with victimological content are written in the Faculty of Human Sciences Graduate School⁵⁷. A scientific library in the Tokiwa International Institute of Victimology (TIVI) and in the Tokiwa Media Center contains about 1100 victimological publications. The number grows constantly. There is a Tokiwa International Victimological Online Bibliography. We find an International Tokiwa Victimology Institute with permanent staff⁵⁸ and with lively research projects. The research projects

center on the training needs of victim assistance programs, on successful coping and on victimization of minorities. There is the Tokiwa International Victimology Journal⁵⁹. There is joint philological - victimological research in neighboring faculties. The young Asian elite in the field finds its way to the Tokiwa International Postgraduate Courses in Victimology and Victim Assistance⁶⁰. Japanese Symposia on Victimology are convened at Tokiwa annually, for instance, in 2005 the first one on Child Abuse and the last one on Disaster Victimology⁶¹. We find at Tokiwa an Institute for Clinical Psychology which in future might want to explore synergism with the TIVI in fields like crisis intervention, victim counseling and the like. We find on the premises the Ibaraki Victim Support Center, a state funded private organization of victim support⁶², and we find personal close relationships to the local women shelter movement⁶³.

Tokiwa has been the home of a lot of victimological work in contemporary Japan.

It is a logical consequence that the 13th International Symposium of the World Society of Victimology will be hosted by Tokiwa University from September 15 to 20, 2009 in Mito. This event will bring victimologists from all parts of the world to Tokiwa, especially from the Asian countries. The Japanese profile in victimology is already clear⁶⁴ for 2009, I expect that in this event, the profile of Asian scholarly victimology and its position in international victimology becomes prominently clear. From such an event, consequences for research, teaching and studying victimology are expected. Victimology will witness, document and analyze the growth of victim assistance in all Asian countries.

- 1 Iter victimologicus (Latin) = The victimological road, the way of Victimology, here the way, the itinerary, in which victimological study and research progresses See Kirchhoff, Gerd Ferdinand: What is Victimology? Tokiwa International Victimology Institute Monographs Series No.1 Vol.1, Tokyo (Seibundo) 2005 (in Japanese and in English language). 68p.
- 2 Of course there is much more intersection than can be illustrated in this simple two dimensional figure.
- 3 It is easy to see what a great topic this is for defense lawyers. If they can divert the burden from the offender and put the blame on the shoulders of the victim, the defense is successful. At least, punishment will be reduced.
- 4 This was the name of the first series of victimological international courses in the Inter University Center Dubrovnik which now, 22 years after the conception, are called

“Victimology, Victim Assistance and Criminal Justice”.

- 5 E.g. Stephan Schafer and Guenther Kaiser, see Kirchhoff, Gerd Ferdinand: Victimology – History and Basic Concepts. in: Gerd Ferdinand Kirchhoff, Ester Kosovski, Hans Joachim Schneider: International Debates of Victimology. Moenchengladbach (WSVPublishing) 1994 p.1-82, esp.p.11 and 15
- 6 Dahmann, Judith S. and Sasfy, Joseph H.: Victimological Research Agenda Development. Vol.I: Invited papers, Vol. II: Workshop Proceedings. McLean (Virginia) (Mitre Corporation 1980. This highly influential workshop concentrated on the crime victim for a simple reason, it was sponsored by the LEAA, part of the Ministry of Justice. The discussion of scientists is – deplorable but reality – dependent on money and on the political interest of the sponsors.
- 7 “Stocktaking” of victimological research is done e.g. in Kaiser, G., Kury H., H.-J.Albrecht (eds.): Victims and Criminal Justice. Victimological Research: Stocktaking and Prospects. Freiburg (MPI 1991) 3 volumes. For an overview on Japan, see Hidemichi Morosawa’s comprehensive “Trends of Victimological Studies in Japan – Prospects for the Next Decade, Based on an Analysis of Studies carried out during the Past Ten Years.” pp. 220-231. For a review of recent Japanese literature see Morosawa in FN 65.
- 8 In the last 35 years, this author cooperated in the development of an integrative study of Social Work. It first was additive – professors from various faculties brought in the contributions of their home faculty. It developed to an innovative independent study of social work. The curriculum in this department in Moenchengladbach University of Rhineland University of Applied Sciences changed from a contributive model to a substantial model. That had repercussions. These are immensely positive for the students, for their future employments and for the marketing of the Department of Social Studies. In the German nationwide university ranking by the journal “Die Zeit” <http://www.zeit.de/studium> and by the Center for University Development (basically sponsored exclusively from universities) <http://www.che-consult.de/cms/>, the Moenchengladbach study ranks first – one reason is described in the main text.
- 9 Walklate, Sandra: Understanding criminology. Current theoretical debates. Open University Press Buckingham, Philadelphia 1998 p. 2
- 10 Armando Saponaro is Dean of the Faculty of Criminal Justice Studies at the Law Faculty in Bari, Italy. (oral communication, Mito 2005.) See Armando Saponaro: Victimologia origini

- concetti – tematite. Milano 2004 (giuffre editore) 188p.
- 11 In research reports, it is customary to summarize what is known already in the field (history included) and to justify why nevertheless this research still is needed (compare Hans Dieter Schwind: *Methodik und Methodenprobleme in : Kriminologie, Eine praxisorientierte Einfuehrung mit Beispielen*), Heidelberg (Kriminalistik Verlag) 13.edition 2003 p.159.)
Scientific work is not mainly discovery of new findings - to a large part, scientific work is repetition and rewriting of known facts. If we master this body of knowledge and if we interpret it, we have achieved a lot – and we can be very proud if in our life time we are able to contribute to the increase of this science a little bit.
- 12 Kuhn, Thomas: 1962. *The Structure of Scientific Revolutions*. 2nd edition, enlarged, 1970. 3rd edition, 1996. Chicago: University of Chicago Press.
- 13 Instead of all: Morosawa 2002 p, 52 or Walklate 2005 p. 12
- 14 Hans von Hentig: *The Criminal and his Victim*. Studies in the Sociobiology of Crime, preface by Marvin E. Wolfgang . reprint from 1948 , New York (Schocken Books) 1979, Chapter XII from p.379 – 450 has the subtitle :” The Contribution of the Victim to the Genesis of Crime”
- 15 Hanoch Hoffmann: What did Mendelsohn really say? In : Sarah Ben David and Gerd Ferdinand Kirchhoff, eds.) *International Faces of Victimology*, Moenchengladbach (WSVPublishing) 1992, p.89-104 with exhaustive references. See TIVI-BIB in <http://www.worldsocietyofvictimology.org> The first time the word was published, was in Frederic Wertham “Show of Violence” 1948/49 (reprint New York 1969). Compare: Mendelsohn, Benjamin: Une nouvelle branch de la science bio-psycho-sociale – la victimologie. In: *Revue Internationale de Criminologie et Police Technique* 10 (1956) p. 95-109
- 16 Stephen Schafer: *Restitution to victims of crime*. London, Chicago 1960.
The same: *The Victim and His Criminal – a study in functional responsibility*. New York 1968
- 17 – in absence of a functioning criminal justice system of modern provenience, a doubtful privilege.
- 18 Victimologists who work precisely have not neglected these precursors (expression coined by Manzanera) to Victimology, e.g. Hans Joachim Schneider: *Viktimologie – Wissenschaft vom Verbrechensopfer*. Tuebingen (J.C.B.Mohr) 1975 p. 20f. or Louis Rodriguez Manzanera: *Victimologia – el studio de la Victima*. Mexico (Ed. Porrúa) 8th ed. 2003 p. 8 or Hidemichi Morosawa 2003 p.9

- 19 Keio University's criminologist and victimologist Koichi Miyazawa and Sapporo University criminologist Toshio Yoshida are among the awardees.
- 20 Queen of Hungary and Bohemia (1740–1780), whose reign was marked by the War of the Austrian Succession (1740–1748) and the Seven Years' War (1756–1763). She was followed by her son Joseph II who is an example of an enlightened monarch. Joseph II, deeply impressed by Beccaria, abolishes death penalty and torture for Austria (Details at Schwind p.80).
- 21 For a very similar phenomenon in Japan, the growth of the power of Buddhist monasteries, see Sampson Vol. 2 (1334-1615) p. 282 f. and p.152f. p.
- 22 Of course, known and interpreted by the representatives of the religion.
- 23 This was used ultimately for the justification of punishment.
- 24 "Laws are the conditions by which free and independent human beings united themselves into a society since they could not enjoy their liberty since everyone was in war with everybody. They sacrificed a part of their rights to enjoy the rest of their rights in peace and security. The sum of all these sacrificed parts of their Human Rights is the material out of which the government is made." Cesare Beccaria, German Translation 1788 p.10 (see footnote 31)
- 25 George Sansom 1958, A History of Japan, 3 vols. (London:Cresset Press), with numerous examples, especially II p.206,231,
- 26 My main reference is a valuable collection of papers published 1788 in German language. These papers have been printed in Breslau by Johann Friedrich Korn I. The publisher coordinated two volumes. The first volume has 300 pages. It contains a German translation of Beccaria's work plus other material interesting for the enlightened intellectual. According to the "Nachrichten des Uebersetzers" (News of the Translator), the text is a translation of the third edition of Beccaria's work edited by Rinaldo Benvenuti (1781). The text of the original Italian anonymous edition was not changed. - . The first edition of the German text, published by Korn I in 1778, contained a commentary of Ferdinand Hommel 1722-1781 an enlightened German scholar of Leipzig University and an experienced high judge who explains Beccaria's text and illustrates it by his own thoughts, well informed about the reality of criminal law in his time. In addition, the Commentary of Voltaire (1694-1784) is translated (p.207 – 273). Included in this collection are several letters of Jean Le Rond d'Alembert (1717–1783), the famous partner in the Encyclopedia. There are his letters to a

certain Brother Frisio, obviously an Italian Roman Catholic enlightened priest. From these we know that d'Alembert gave "many good philosophers" access to Beccaria's Italian text – obviously the 2nd edition. The intellectuals could read it, the feedback was enthusiastic. In the book, we find two additional philosophical letters (p. 273-292) by Franz Zacchiroli and a short anonymous report on the Calas and Sirven scandal (p.293 ff.). We find new detailed reports on how the Italian text of Beccaria's book came into the hands of the Encyclopedists who in return pressed for the French translation of a book which they regarded as the apex of enlightened philosophical thinking, a book written "as a very appropriate defense of ... unfortunate victims" (p.300).

The first volume is an interesting document. It tells us about the attention the enlightened intellectuals paid to Beccaria's book and how they discussed it. The second volume has the title "Of Crime and Punishment. Counterarguments and many other things." In the voice of Cesare Beccaria, a defense is written against accusations of a religious zealot who published an "Anti-Beccaria" treatise. The first part is a defense against the accusation that Beccaria is an enemy of the representatives of the feudal system. The second part is a defense against the allegation that Beccaria is an enemy of the religion (p.1-86). Further – mainly anonymous - expert statements on the dogmatic content of Beccaria's book are printed on p.87 – 202 - especially on Beccaria's opposition to the death penalty. We find an expertise of the famous scholar Carl von Sonnenfels 1733-1817. Finally, the publication includes a text of Ferdinand Hommel, edited by Karl Roessing. Hommel not only points out the systemic victimization of unwed mothers. Hommel's text documents that Beccaria was reflected the intellectual climate of the thinking elite very well.

Roessing gives an interesting description of why Cesare Beccaria wrote his book (p.48 of the "Philosophische Gedanken ueber das Criminalrecht" footnote on page 48 and 49): Under torture, a robber did not confess to his crime against the personal physician of Beccaria and of his wife. But the offender confessed confronted with two eyewitnesses – confessed what he concealed under torture. That caused the Marquese to think about the uselessness of torture. Roessing quotes the source of this information, a certain Mr. Liquet who is regarded an "enemy" of the Encyclopedists, This alone – so Roessing 1788 – does not make his story wrong.

Margery Fry (1951) gives us another version how Beccaria's book came into existence – according to her it is more a joint venture of the intellectual circle around the Verri brothers

– Beccaria himself is depicted as having made only little own contributions. She relies on information by one of the Verri brothers – whom she does not quote in details (Margery Fry: *The Arms of Law*. 1951 p.49). This Verri brother reports not too friendly about Beccaria. The reasons for that might be that the universal fame of the young and individualistic Beccaria did not find the undivided enthusiasm of his promoters who might have felt “in the shadow”, feeling that their own intellectual merits have been silenced.

- 27 It is the style of the authors of this time, to not exactly quote and to give references to other authors to whom they owe ideas. The state of science was obviously still too shaky that exact quotations were deemed to be necessary.
- 28 The historical context is described excellently in Hans - Dieter Schwind, *Kriminologie – Eine praxisorientierte Einführung mit Beispielen*. Heidelberg (Kriminalistik Verlag) 2003 (13th edition) p.82-86.
- 29 Beccaria, op. cit. p. 12-14
- 30 Beccaria 1788 p.1 and 2
- 31 Beccaria op. cit. Section 16 p.83 end of page. The other quotations are from the same book.
- 32 Contemporary voices call Beccaria’s ideas a “defense of the suffering victims” (compare: *Eine ungedruckte Nachricht...* in the convolute of 1788 p.300). After the scandal of the Calas-case the justice system in France murdered the Sirven family – provoking a concerted echo of the enlightened thinkers in Europe.
- 33 In the Convolute of 1788, this is the text of the commentary on p.207
- 34 References in footnote 31 of this paper
- 35 References for Chaudron: Voltaire in Korn’s *Convolut 1788 Vol. I* p. 231-233, and for Sirven: in *Korns Convolut 1788 Vol. I* page 293 – 300.
- 36 definitely a counterweight to all the libraries full of church related religious publications who informed what the church found right to believe!
- 37 Please compare footnote 31 with details of the references.
- 38 But Beccaria did not accept. A lost chance, as Hans Dieter Schwind (the criminologist who served as minister of justice himself, unlike Beccaria!), commented (Schwind 2003 p. 86/86). It is fair to assume that Diderot made the connection between the Russian Czaresse and Beccaria.
- 39 see reference under footnote 31. See the excellently informed John Lekschas : *Ferdinand Hommel: Des Herren Marquis von Beccaria unsterbliches Werk von Verbrechen und*

- Strafen. Breslau (Johan Friedrich Korn dem Aelteren) with an epilogue by John Lekschas, Berlin (Akademie) 1966, 281 p.:
- 40 Voltaire in footnote 31, Commentary IX p.231-233.
- 41 Carl Ferdinand Hommel: Philosophische Gedanken ueber das Criminalrecht. Last item in the convolute of Korn 1788, FN *** on pages 58 – 66 gives a summary of the relevant contemporary literature from 1618 on. He reports: Brissot de Warville, a French author, was awarded the award winner of a publicly announced competition organized by the “Academie de Charlons-sur-Marne” on the topic of state compensation for the torture of an innocent citizen. The publication of the award winning essay was announced (Berichte der Buchhandlung der Gelehrten 1782 X. From this – often overlooked – footnote we can infer that the discussion among the intellectuals was intense, public and guided by political decisions, e.g. to give an award for the best treatment of current issues. Voltaire himself got an award from the Academie of Bern, a sum of money which was donated for this purpose from a sponsor. From all this we can infer that the debate was a targeted publicity campaign.
- 42 Rational choice
- 43 compare Kirchoff in FN 1
- 44 that was clearly against the classical school.
- 45 In the language of victimology, this is called offender restitution. The offender is ordered to retribute the victim (Restitution orders). Clearly that does not correspond to the everyday language (compare the confusion about compensation or restitution already in Israel Drapkin and Emilio Viano: Victimolog, a New Focus, Vol. IIa
- 46 In the language of victimology, this is called compensation: the state compensates.
- 47 “Should legislation take into account the interest of the injured person to a greater degree than today and if yes, how?” see Kirchoff in footnote 1
- 48 Edwin Sutherland: Criminology .Philadelphia and London (Lippincott), 1924 especially p.62—71. This chapter appears only in the first edition – it was eliminated by Sutherland from further editions.
- 49 Sutherland refers to Ferri’s “Criminal Sociology” generally and specifically to Garofalo’s “Criminology” (in FN 5 and 9 of the first chapter). The “Italian or positive school” is dealt with on page 75 emphasizing its methodological flaws. Since then, it became tradition in sociology to use Lombroso as a favorite whipping boy. Ferri’s work was translated in

America:

Enrico Ferri: *Criminal Sociology*. Translated by Joseph I. Kelly and John Lisle. Edited by William M. Smither with an Introduction by Charles A. Elwood and Quincy E. Meyers, Boston (Little, Brown and Co) 1917. (In the same series see the most important works of Raffaele Garofalo, Cesare Lombroso, and of the European elite in criminology were made accessible to the American reader).

Enrico Ferri: *The Positive School of Criminology: Three lectures given at the University of Naples on April 22, 23 and 24 1901*, translated by Ernest Untermann, Chicago (Charles H. Kerr) 1913.

50 Figueroa, Jose R. Hernandez, Tejera Diego Vicente at Pla, Francisco Fernandez: *La Proteccion de la Victima de Delito*. Habana (Urbano Gody (ed.) *Bibliotheca de Colegio de Abogados de la Habana*) 1930 esp. pp. 75 and 76.

51 Another version of the history of "compensation" came from C.H. Rolphs (Annual Report of Victim Support UK 1987): According to Rolphs, Margery Fry 1935 heard from a friend about an African tribal chief. This chief made it a practice to collect from a murderer and his extended family the means to support the widow and her children.

Rolph, a policeman turned into journalist and author, knew Margery Fry personally. He was member of a committee, set up by the organization Justice and chaired by Margery Fry (personal communication of Helen Reeves to the author of December 15, 2005). Today, Margery Fry is acknowledged by members of the anglo-american victim assistance community as the driving person behind the introduction of victim compensation laws. One of the NOVA awards carries her name. Victim Support UK refers to her role in compensation (http://www.victimsupport.org.uk/vs_england_wales/about_us/navss/history.php#top): "she set the pace for what to come". Her "The Arms of Law" 1951, London (Victor Gollancz Ltd. for the Howard League of Penal Reform) is still fascinating! It is partly a scientific work, partly a "scrapbook" (compare her own description of the book, Margery Fry 1951 p.2). Her article "Justice for Victims" (The Observer 1958 p.8) is a good example of creative journalistic social political activism. According to Helen Reeves, Margery Fry is regarded in most UK literature as the first "victimologist", although that word is rarely used in the UK. With all due respect to Margery Fry's great achievements, this author prefers a more professional usage of the term victimologist (see Kirchhoff in FN 1).

52 Osamu Nakata: *Hanzai Seishin Igaku* (Criminal psychiatry) Kongo shuppan 1972 p.

- 322 - compare Setsuko Richardson: Osamu Nakata – a scholar of some consideration 2005. (unpublished, on file with Tokiwa International Victimology Bibliography Online, forthcoming).
- 53 Koichi Miyazawa and Minoru Ohya: *Victimology in Comparative Perspective*. Tokyo (Seibundo) 1986
- 54 see the folder of the Graduate School of Victimology , Tokiwa University 2 year's Master program:
- 55 by Prof. Nobuho Tomita and by Prof. Masaharu Senzu
- 56 Prof. Abe (Computer Science), Prof. Dr. Chockalingam (Law, Criminology), Prof. Nishimura (Sociology), Prof. Dr. Dussich (Psychology), Prof. Dr. Kirchhoff (Law, Social Science) Prof. Morosawa: (Law) , Prof. Nagai (Psychology), Prof. Tomita (Law)
- 56 Influential for the Christian Bible reflects and modifies rules of Hammurabi. These reflections are mirrored in the criminal law in Europe and then worldwide (compare Kirchhoff 1994, p. 12c under footnote 6).
- 57 E.g. work in progress by Jaco Barkhuizen: *Chikan Victims in Public Transportation*, Dr. Dissertation in progress 2005, Kiyoko Itagaki: *Developing a Curriculum for Disaster Nurses*. Dr. Dissertation in progress 2005.
- 58 Two researchers Mitsuko Kawaguchi M.A. (Psych) , Maiko Kobayashi M.Sc, M.Phil (Crim), and two administrative positions- Kazuhiko Nakamura (Manager), and Yumiko Sakaba- (Secretary).
- 59 *International Perspectives in Victimology Vol.1 Nr. 1 December 2004*, editor John P.J.Dussich
- 60 Director Prof. Dr. Dussich is not only Founding Director of TIVI and professor at Tokiwa Daigaku. He holds a chair of victimology as well at California State University in Fresno. The name of the course is more dictated by the tradition in the World Society of Victimology and for marketing reasons.
- 61 directed by John P.J. Dussich, Director of TIVI, with participation of scholars from Hong Kong (3) , India, Indonesia, Japan (2) and USA
- 62 Ibaraki Higaisya Shien Center, 1-430-1 Miwa, c/o Tokiwa Daigaku, F- Building, Mito-shi, Ibaraki, Japan 3108585
- 63 Women's Net RISE, 2-5-415, Bizen-machi, Mito-shi, Ibaraki-ken, 310-0024, Tel: Office: 029-221-7242, Fax Office: 029-225-6131, Representative: Kazuyo Mitomi. Details are

available from Yumiko Sakaba (sakaba@tokiwa.ac.jp)

64 See the references in: Hidemichi Morosawa, Higaishagaku. Tokyo (Seibundo) 1998, 2nd edition 2001 p.522

研究論文

下関談判と李鴻章

——李鴻章の評価をめぐって

林 和 生

The Shimnoseki Negotiations and Li Hongzhang (李鴻章)

— With regard to his evaluation —

Abstract

The 17th of April this year is the 110th anniversary of the conclusion of the Treaty of Shimonoseki signed by Japan and China in 1895 (the 28th year of Meiji).

The Treaty, which was concluded as a result of the Sino-Japanese War, was the one that had an epoch-making meaning to both countries. Ever since ‘the Treaty of Nanking’ (南京条約) was signed between China and Britain in 1842, China had always been in danger of becoming a colony. To China, the conclusion of the ‘Treaty’ of Shimonoseki meant the beginning of a series of events that increased the danger. On the other hand, by the conclusion of this ‘Treaty’, Japan has achieved her long-cherished ambition of ‘Quit Asia and Join Europe’ and transformed into a nation of feudalistic, military imperialism.

The representative of China who signed the ‘Treaty’ was Li Hongzhang. To this day, there have been various evaluations on the responsibility of Li who participated in the diplomatic negotiations which terminated in this ‘Treaty’: while there have been harsh evaluations that have condemned him as a traitor to China, there have also been favorable ones that have highly esteemed him as a retainer of the nation.

This paper aims, first, to summarize, on various historical materials, the perception of the situation, countermeasures, national strength including the military one on the part of China before the Sino-Japanese War; secondly, to analyze the causes of the failure of China in the War; and, thirdly, to examine, taking recent research results into account, the part Li played in the Shimonoseki Negotiations along with his responsibility.

Today, 110 years after the conclusion of the Treaty, we, looking back at the Shimnoseki Negotiations, not only reevaluate Li Hongzhang, but, ‘studying the past to learn new things’ with history as a mirror, wish to build a fruitful future of the relations between Japan and

China, especially with the words of Li in mind: “Peace profits both countries, but war wounds both of them.”

キーワード

李鴻章 戦争 条約 評価

はじめに

下関条約の調印から、今年（2005年）の4月17日をもって、ちょうど110周年を迎えた。110年後の今日、私達が日清戦争後の下関談判の歴史を振りかえり、特に「下関条約」を調印した歴史人物である李鴻章に対する再評価は、現代の中国社会及び日中関係に対してなお現実的な意味を持つであろう。

日清戦争が中国社会に与えた衝撃は大きく、それは2度のアヘン戦争と清仏戦争を上回っている。この戦争の結果によって結ばれた「下関条約」は、中国にとっても日本にとっても、ともに画期的な条約であった。

中国側から見れば、「下関条約」は1842年にイギリスとの間で調印した「南京条約」以来、最も不平等な条約である。日本が帝国主義へ転換する過渡期における中国への侵略および清朝政府との「下関条約」の締結は、1860年のアロー戦争（第2次アヘン戦争）以来30年間にわたって、英仏が打ち立ててきた極東における国際勢力の均衡を破壊し、欧米列強が再び中国を分割し、資本を動員して勢力圏と租借地を奪い合い、中国をいっそう植民地、半植民地の危機に向わせる発端となった。

一方、日本は「下関条約」によって「朝鮮を独立」させ、中国から台湾及び周辺島嶼の領土を奪っただけでなく、清朝政府から膨大な額の戦争賠償金をせしめ、アジアの成金になった。賠償金は軍事費及び工業の近代化と義務教育の資金として、日本の国力を急速に高めることに貢献すると同時に、日本は極東と世界における国際的地位を高め、1894年7月から1897年末までに欧米列強との間でかつて結んだ不平等条約を改正して、ついに「脱亜入欧」の悲願を遂げ、軍事帝国主義の国家に変身した。

「下関条約」の調印は、日本にとっては、1868年の明治維新から1945年の第二次世界大戦敗戦までの近代外交史上、最も成功した一例であったが、近代社会に入った中国としては、外交交渉史上最も屈辱の経験であった。外国交渉の当事者である李鴻章の責任についての評価は、条約を調印した当初から今日までさまざま、その見方は大きく異なっている。李鴻章を売国奴と評する人がいる反面、李鴻章を「社稷」（国家）の臣として尊んだ人もいる。特に、2003年に中国で「走向共和」（共和に向う）というテレビドラマが放映され、李鴻章の名誉は多少回復したが、同時に一定程度の非難をも受けた。

本稿の課題は、日清戦争前における中国の国勢、軍事力及び戦争に対する認識などを分析し、そ

の戦争の結果とする下関談判に当たった李鴻章がどのような役割を果たしたのか、領土の割譲と戦争賠償金の支払いに対する責任をどこまで負うべきなのか、近年の研究成果を踏まえながら、李鴻章の責任を検討したい。

一 清王朝政治体制の腐敗は日清戦争失敗の主因

1、頑固派の抵抗による洋務強兵政策の破産

1851～1864年、中国全土を巻き込んだ太平天国の乱の結果、宗教結社上帝会の洪秀全は南京を陥れ、正式に都（天京）を定め、わずか2年間で清王朝に対峙する農民政権を作り上げた。太平軍は向かうところ敵なく、清王朝は危機に瀕していた。戦争で消耗した清政府の軍事費は巨額にのぼり、財政は厳しい状況に追い込まれた。農民蜂起を鎮圧するため清朝政府は西洋列強諸国に鎮圧への協力を願い出た。清朝政府と外国植民者の共同鎮圧の下で、太平天国の乱は失敗に終わった。10年余り続いた太平天国の乱と同時に興ったのは、山東・江蘇の白蓮教の武装蜂起、貴州の苗民の武装蜂起、上海の小刀会の蜂起、西北の回教徒の武装蜂起、および長江以北の捻軍などの武装蜂起であった。これら一連の農民蜂起は清帝国の腐敗統治に大打撃を与え、清王朝統治の基礎を大いに弱体化させた。

太平天国の乱の終結から日清戦争までの約30年間の表面的な内政・外交の安定期である「同治中興」時期において、西洋列強と共同で太平天国の乱を鎮圧した過程で、列強の「堅船利砲」（「頑丈な船と精巧な大砲」）の威力を見ていた清政府内部の改革を求める一部の満漢大臣は、崩壊寸前の清朝政府の統治を救うため、奕訢、文祥、曾國藩、左宗棠、李鴻章をはじめとする洋務運動を提唱して推進する洋務派グループを形成した。その先頭に立つ人は李鴻章であった。

その洋務を行う動機については、1865年（同治4）当時の直隸総督兼北洋大臣の李鴻章が皇太后・皇帝への上奏文で次のように述べている。「中国の文物制度は、外洋野蛮の風俗とは、はるかに異なっており、治平を致し、邦を保ち、帝業を不敗の基礎に固めるゆえんのもの、もともとはっきりと存在いたしております。危を転じて安となし、弱を転じて強とする道は、すべて機械を模倣するほかはないという」¹⁾。換言するなら、中国の洋務派が提唱した洋務とは、西洋の技術をただ表面的に真似ただけであり、腐敗した清王朝の封建専制制度を改革する気は全くなかった。

しかし、このような表面的な単に西洋の技術をまねる改革でさえ、各方面からの制約を受けなければならなかった。まず、官僚体制内の保守勢力からの抵抗である。李鴻章が推進する洋務政策に対し、直ちに頑固派の大学士倭仁が批判した。1866年（同治5）、倭仁は皇帝に上書し、「立国の道は礼儀を重んじることであり、権謀を重んじることではない。その根本的な方策は、人心にあって、技術ではない。当今技術を求めるため、外国人を師として頼みとしているが、言うまでもなく外国

人は悪知恵に長けており、その秘密を教えてくれるかどうかかわからず、たとえ確かに教えてもらい学ぶ者の中に成功者が現れたとしても、それはただ術策を弄する者に過ぎない。術策を頼み、弱者を奮い立たせるなどというのは前代未聞のことである。……しかも外国人は、吾の仇敵である」と述べ²⁾、時代遅れの倫理観に基づいて改革を求める新思想に反対し、そして敵対的な態度をもって西洋の先進的な技術にも反対した。李鴻章などが進める洋務運動がいかに困難であったかは想像に難くない。

にもかかわらず李鴻章の努力の下で、1860年(咸豊10)、最初の国家の外交機関である「総理各国事務の役所」が北京に設立され、洋務を推進するための基礎が打ち建てられた。「目前の憂患は内寇にあり、長久の憂患は西洋人にある」³⁾と考えた李鴻章は、日本が西洋に学んで成功を獲得したことをモデルとして、洋務建設では主に強兵策をとって、軍事面に力を入れたのである。李鴻章は洋務思想を持つ恭親王奕訢と四川道監察御使陳廷経等の協力の下で、1865年(同治4)9月、中国近代史上初めての近代軍事産業である江南製造総局と金陵機器局を創設した。1866年(同治5)10月、三口通商大臣崇厚は天津製造局を、同年、左宗棠、沈葆楨は馬尾に福建船政局を創設し、艦船を建造し、更に海軍学校を開設した。丁日昌、容闈等数名の近代産業の先駆者が現れた。

さらに、西洋の先進技術を身につけるため、人材の養成を当面の急務として、1869年8月、曾國藩と李鴻章は連名で清朝政府に上奏文を提出し、欧米各国に留学生を派遣するよう求めた。1872年2月、曾、李二人は再び朝廷に「児童を選び、満漢子弟を問わず、年齢は12歳から20歳に至ったほうがよろしい」、「西洋学を学ぶと同時に中国の学問も学ぶべき」と建言した⁴⁾。彼らの建言は総理各国事務大臣奕訢の支持を得、奕訢の意見に従って、派遣する留学生の年齢は12歳～16歳を決められた。1872～1875年(同治12～光緒元)、李鴻章の主宰の下で、120名の児童をアメリカへ留学させ、近代知識を勉強させた。しかし、頑固派が中華(清)は世界の中心であり、外から学ぶことはないと考えていたため、海外留学のことは「古来いまだ聞いたことがないできごとだ」⁵⁾と非難し、さらに、駐米公使陳蘭彬(翰林)を始め、留学監督の区諤良、呉子登などの中傷と反対もあり、1885年までの10年間で3陣に分けて全員を帰国させざるをえなくなり、留学計画は失敗に終わった。⁶⁾

光緒初年から李鴻章は北洋海軍を創立することに腐心し、1885年(光緒11)に海軍役所の設立と同時に北洋武備学校が設立された。1888年(光緒14)、『北洋海軍章程』が公布され、北洋艦隊は正式に発足した。定遠、鎮遠、濟遠など28隻の軍艦を持ち、その総トン数は8万トンに達して一時期極東で最大の艦隊となった⁷⁾。

しかし、西太后を中心とする満清貴族が西洋列強と日本の中国に対する野望を顧みることなく、自らの奢侈な生活を満喫するために、1885年(光緒11)5月、三海(中海・南海・北海)の工事を命じ、間もなく頤和園の工事も始まった。だが、二つの巨大な土木工事を同時に進めることは、

当時の国家財政能力を超えるものであった。そこでやむなく、関税の税銀が流用され、各省を命じて工事費用を集め、最終的に海軍の軍費も流用された。

1891年(光緒17)、頤和園は完成した。戸部(財務省に相当する)は金庫の銀が借り越し、不足する金額は非常に大きいという理由を以って、「南北洋を命じて外国の銃、大砲、船、機械を買うことは2年間一時停止し、節約した銀を給料に充填する」措置をとった⁸⁾。最新研究によって、経費を管理する戸部尚書である翁同龢が西太后の60歳の誕生日のため頤和園の造営に流用した海軍の経費は「1200～1400万両」にのぼり⁹⁾、その額は歳出の約6分の1に相当した。そこで、北洋海軍は1888年以後に新しい軍艦を建造しなかった。1886年以前注文した艦船の中では比較的新鋭艦がわずか3隻に過ぎず、全体的に老朽艦が多かった。1894年5月、李鴻章が光緒皇帝への上奏文に述べたように、「西洋各国は海軍艦隊をもって海上に縦横無尽に出没し、船式は日進月歩で新しくなり、……日本という狭く小さい国でさえも経費を節約して、年ごとに大きい艦を増やしている。中国は14年(1888)に北洋海軍を創設して以来、今まで1艦も増やしておらず、今後北洋海軍の存続問題を憂慮する」¹⁰⁾と。中塚明氏の指摘したとおり、もし「日清両国海軍を比較すれば、……全体としての平均を欠き、速力においても日本艦隊にはるかに劣っていた」という¹¹⁾。日清開戦の直前に、北洋艦隊はすでに新興帝国日本の艦隊と同列に論じることができなかった。

以上述べたように、頑固な封建的勢力の抵抗と西太后をはじめとする満清貴族の腐敗は、洋務運動の強兵策を頓挫させた。最終的に、日清戦争における威海衛の陥没と北洋艦隊の全滅(1895年2月17日)により、李鴻章の洋務運動、特に強兵策は徹底的な破産を宣告された。

2、清政府政治体制の腐敗

前述の洋務運動の中で、清王朝の時代遅れの政治体制については言及しなかった。伝統的な封建王朝内部の権力闘争と政治体制の腐敗及び地方政権の割拠は国勢の衰弱へとつながり、激変する極東情勢に対応できなかった主な原因の一つである。

1861年の咸豊帝死後、清朝宮廷内部の対立は激しくなった。1884年(光緒10)4月、西太后はクーデターを起こし、洋務に熱心な恭親王をはじめ、軍機大臣を一掃した。縁故のもののみ任用策をとる西太后は、妹の夫である頑固派の醇親王と太子載淳(同治帝)の教師である李鴻藻を軍機処と総理衙門の要職に任命し、朝廷の権力を独占した。

満清貴族内部での対立がおこる一方、満人貴族は漢人官僚に対する強い不信感を抱いていた。満清政権が発足して以来、中央政権の重要ポストには殆んど満人が任命され、漢人はただ諮問機関のような職場に勤めるのみであった。咸豊年間に至って、満清政権は次第に腐敗し、八旗軍と緑營軍は戦力を完全に失ってしまった。太平天国を鎮圧する際、西太后が李鴻章に命じて創立した西洋式近代的な軍隊である淮軍と曾国藩の湘軍は、中央政権を支える主要な軍勢力になると同時に、地方

政権をも支配した。

日増しに増大した漢人の勢力は満清貴族の統治に対して巨大な脅威をもたらすと考えた清朝政府は、漢人勢力の強大化を阻止するため、漢人官僚達の仲を引き離す方策をとった。時に湘軍を重視し淮軍を軽視し、時に淮軍を支持し湘軍を抑え、漢人官僚内部の不和を引き起こした。そのため、日清戦争の前に形成された清朝政府内部の翁同龢・李鴻藻など清流士大夫をはじめとする「主戦派」（帝党）と李鴻章を中心とする「主和派」（後党）とは、お互いに非難を繰り返し、有事の際には、お互いに責任をなすりつけた。日本外相陸奥宗光のいわゆる「第二次絶交書」が出された二日後の1894年7月16日、日清開戦前夜の清朝廷の軍機会議では尚「主戦論者が半分を占め、協議しても決められない」状態であった¹²⁾。満人貴族政権内部の権力闘争と満漢官僚間の相互不信感および漢人官僚間の分裂など、大敵を目前にして、お互いに助け合うことができず、ついに中央政府内に核心となる指導グループを形成することができなかった。

又、上述した清王朝軍隊の主力軍になった漢人で構成された湘軍と淮軍は、近代武器を装備したが、体質的にはなお同郷、同僚、師弟、親族といった封建的な親類関係をもって軍隊を統率していたため、「曾家軍」と「李家軍」と呼ばれ、完全に個人の軍隊となった。そのため他の省の将校はもちろん、中央の湘・淮の2軍でさえ指揮することができない状態であった。

外交面では、当時直隸総督・北洋大臣を務め、長年清朝政府の外交に担当し、日に日に勢力を増す日本の軍事力を十分に認識していた李鴻章は、特に海軍力においては日本のほうが中国より優れている状況の下で、戦争を回避し和議を進める外交政策をとった。西太后は、日本と清国が戦争を始めれば、自分の60歳（還暦）の誕生日を祝うことができなくなることを心配し、「早く和解して決着する」と主張し¹³⁾、李鴻章の主張を積極的に支持した。李鴻章は外交を重視し、「以夷制夷」（夷を以て夷を制する）という列強諸国間の矛盾を利用して日本の野望を牽制する方法を意図していた。しかし李鴻章は、列強諸国が利益を奪い合う面だけに注目しており、他方で彼らが対清拡張の中で互いに結託する可能性があることを見落としていた。

1894年6月20日、李鴻章は英国とロシアに、表に立って日本に対して朝鮮から撤兵するよう忠告してもらいたいと頼んだ。しかし、ロシアは朝鮮への介入は日本と対立することを意味し、日英の同盟を促進する可能性が高いため、朝鮮への介入を望まなかった。7月9日、ロシアは朝鮮内部の改革に関与しないことを李鴻章に通達した。

一方、当時イギリスの極東での政策の要はロシア勢力の拡張を防ぐことにあり、朝鮮への介入により、露日が同盟を結ぶことを望まなかった。そのため、7月2日に、李鴻章がイギリスの駐天津領事と会見した際、イギリスは朝鮮問題に関与するつもりがないことを伝えた。

このように、結局、李鴻章による英・ロへの対日調停工作は、失敗に終わった。調停が失敗した後、戦争に備えることをおろそかにしたにもかかわらず清朝政府の主戦派は、「北洋諸軍の訓練は1日

ではなく、決して精鋭ではなかったとは言えない。取るに足らない日本人について、何を怖がることであろうか」と主張し¹⁴⁾、主和派を攻撃した。

外交交渉に失敗したため、李鴻章はやむなく積極的に戦争に備える方向に転じた。7月16日、李鴻章が光緒帝の命令に従い、衛汝貴、馬玉昆、左宝貴に命じて、北洋軍を率いて朝鮮の平壤に駐屯させた。7月20日、英籍の商船「高昇丸」を雇って援軍を輸送し、朝鮮に駐屯していた葉志超軍を支援した。しかし、そのとき、日本はすでに対清戦争の準備を完成し、7月25日、朝鮮仁川港外の豊島沖で、日本軍艦は宣戦布告せずに「高昇丸」を含む清国軍艦2隻を撃破し、日清戦争を引き起こした。李鴻章の北洋軍は完全に受動的に攻撃を受ける一方の局面に立たされていた。

開戦前の外交交渉と戦争中の北洋軍隊の配置など、清朝政府はすべて李鴻章一人に任せ、いわゆる「内政では奕訢に頼り、外交では李鴻章に頼る」という状態であった¹⁵⁾。而して各省の大官はただ各自の地盤を固守することのみを知り、日清間の戦争は直隸と満州の事をみなし、自分と全く無関係だとする立場をとった。開戦以後、主戦派は具体的な対応策を出せず、戦争準備が万全ではない清軍は慌ただしく出陣し、結局再起不能ほどの大敗を喫した。特に威海衛での海戦に敗れた後、投降した広東省海軍の将校牛昶炳は、日本司令官に「……広東の3隻軍艦は今回の海戦でただ広丙1隻だけ残った。広東の軍艦は今日の事には関わっていないにもかかわらず、その艦を壊して沈ませたなら、私は全く広東の総督に対して面目がたたない。貴官が大恩を下さるようお願い申し上げます。この艦の兵器銃砲をあなた方が接收し、ただ空の艦船を返して下されば、あなたの功德に大変感謝する」と求めたように¹⁶⁾、清軍将校は誰のために戦ったか全くわかっておらず、同時に清国の地方勢力の割拠する事態も明らかになった。

李鴻章の述べたとおり、日清戦争は実に「ただ北洋一軍の力をもって、日本全国の軍隊と戦った」という¹⁷⁾、当時の欧州の新聞記事によれば、日清戦争は「日本は清国と戦うことでなく、実に李鴻章一人と戦った」である¹⁸⁾。

清朝政府は、日本との戦争が目前に迫っていた時期に、軍隊と庶民に対して国防の宣伝を全く行なわなかった。そのため、戦後の下関条約に基づいて、堀口九万一が湖北省の沙市に領事館開設と居留地設置に赴いた際、同地の清政府の役人は日清戦争を知らなかったという¹⁹⁾信じられない事実も生じたのである。

当時の米国の駐清国大使デンビー (Charles Denby) が米大統領宛に出した秘密報告書に指摘したように、「清国が万全の準備をしていない状態のもとで戦争に巻き込まれたのは、史上かつてないことだ。その原因は統治者の無知と国民からの乖離にある。清国の統治者は自分では気高くて権勢が高いと思い、1日中、礼儀交際の中で忙しく、最も敬愛すべき中国人の中で最も馬鹿な者、最も知恵がない者が統治者になった」²⁰⁾。

以上の歴史事実に対する分析を踏まえるなら、清国は軍備の近代化に遅れただけでなく、統治者

の水準、軍紀、国内の世論や民衆の自覚などの諸方面で、すでに日本に負けていたといえよう。日清戦争が始まる前に、清朝政府の敗戦は決定していたといっても過言ではなからう。

1894年7月25日、日清戦争が勃発した。日清開戦前の清国の情勢およびその後の戦争の全過程から見れば、日本が戦略的な進撃の態勢をとる一方で、清朝政府は戦争を回避する戦略的防御の位置に置かれていた。清朝の軍人のなかには、戦争中に勇敢に奮戦して国のために命を投げうった人も少なくないが、清朝政府政治体制の腐敗によって、消極的な応戦態度をとったことと戦略的計画が欠落し、さらに清政府の中で「帝党」と「後党」の間に李鴻章の軍事指揮権をめぐる主導権の争いなどがおこり、清軍を次々と敗けさせ、最後に北洋海軍の全軍が壊滅する原因ともなったのである。

もちろん、清朝政府の敗戦に対しては、李鴻章は清王朝支配集団の一員として、逃れてはいけない責任を負うべきであるが、上述した歴史的な事実を見れば、主な責任は西太后をはじめとする満清貴族であると言わないわけにはいかない。

二 下関談判における李鴻章

1、李鴻章が和議談判の全権として日本に赴く背景

軍事上の失敗により、「帝党」と「後党」の対日和平交渉問題に対する認識が次第に一致するようになった。そこで和議のため、ドイツ人デトリング（Detring Gustavvon）および総理各国事務大臣と張蔭桓湖南巡撫邵友濂が和議全権大使として相次いで日本に派遣された。

日本側は、「今熟々内外の情勢を察するに講和の時機なおいまだ熟せず」、「講和の目的いまだ達するに及ばず」²¹⁾との認識を前提に、和議談判を拒絶した。日本政府が清朝政府の二度にわたる和議要求を拒絶したのは、さらに満州における地位を固め、軍事行動を推進する時間を確保し、これからの談判により有利な条件をつくるためであった。さらに、和議談判による実質的な利益を獲得するため、伊藤博文は清朝政府に「この故に清国が的切信誠に和を求め、その使臣に委ねるに确实の全権を以てし、かつその締結せる条約の実践を担保するに足るべき名望、官爵ある者を択んでこの大任に当らしむるにおいては、我が帝国は更に談判に応じるを拒まざるべし」と²²⁾、奕訢と李鴻章のような実権を持つ人物を和議の全権代表に任命するよう公然と要求した。

このような情勢の下で、李鴻章は清朝政府の命令を受け日本に赴いたが、当時の幕僚である呉汝綸の「この時に講和と言え、直接に投降を申し出ることを意味する。舌戦で勝利を争おうとしても不可能だろう」と言ったように²³⁾、それはただ領土を割譲し戦費を賠償する使命を履行しに行くだけであった。

1895年2月17日、日本軍は威海衛を陥落させ、北洋海軍を全滅させたが、すでにこの頃軍事

的にも財政的にも限界にあったため、日本政府はこのまま戦争を継続すれば欧米列強が干渉する恐れもあると認識し、談判の時期がすでに到来したと考えていた。

正式に談判を開始する前に、日本政府は積極的な外交活動を展開し、対清戦争の「連戦連勝」の有利な情勢を利用して、まず、イギリス政府を始めとするヨーロッパ諸強国の日清戦争に対する連合仲裁を失敗させた。また、日本側は米国の駐北京公使デンビーを通し、2月16日米国公使への覚書により「日本政府は、戦争賠償の支払、朝鮮国の完全な独立の承認、及び戦争の結果としての領土の割譲と将来の国交を規定するための明確な条約の締結への合議を基礎とする交渉を、全権をもって行う用意のある大使の派遣がないならば、中国が再度日本へ講和使を特派することは全くの無益となるであろうことを宣言する」と伝えた²⁴⁾。これは清朝政府に対する講和談判の条件を意味するものであった。

李鴻章は、「敵の欲望は非常に強大なものだ、特に領地の割譲に野望を抱いている」と強く意識していた²⁵⁾。戦争の損害を最小限に抑えるため、李鴻章は日本に赴く直前に、頻繁に欧米各国の公使を訪ね、諸国に表立って干渉するよう求めたが、結局、「各国の大使は本国からの書簡を受けとっていたが、この時期に日本はまだ経緯を説明していないため、(彼らが) 仲裁するのはかなり難しい」と²⁶⁾、英仏などの公使に断られた。干渉を求める外交交渉が失敗した後、光緒皇帝と西太后の「宗廟・社稷〔朝廷・国家〕は大事で、辺境はその次である」という指示によって²⁷⁾、李鴻章は、135人の随行員を伴い、3月5日に出発し、3月19日に日本の下関に着いた。

2、李鴻章の来日と休戦談判

3月20日、李鴻章は参議李経方、参贊羅豊禄、伍廷芳、馬建忠及び通訳盧永銘、羅庚齡など随行員計6人とともに談判会場の春帆楼に向かった。日本側の出席者は、首相伊藤博文、外務大臣陸奥宗光をはじめ内閣書記官伊東巳代治、外務書記官井上勝之助、外務大臣秘書官中田敬義及び外務省通訳陸奥広吉、榎原陳政など同じく7人であった。

会談の冒頭、李鴻章は「日清両国の武力による敵対行為を陸海双方において停止することを要望する」という休戦要望の覚書を提出し²⁸⁾、それから席上で演説を行った。演説の中で李鴻章は清国の戦敗の原因を提起し、主に「清国の改革いまだその効を奏せざるを以て自己才略の短なる」ことを反省し、一方日本の総理大臣である「伊藤総理為政の宜しきを得るに由る」、改革を推進し著しい進歩を得たことを指摘して、伊藤に敬意を表した。そして伊藤に日清双方が戦争を停止し、「彼我永久の友情を回復せざるべからず」ことを呼びかけた。さらに、「両国は人種同じく文物、制度総てその源を異にせず」の同文同種という共通の基礎をもって、「日本は欧州各国に恥じざる學術智識を有し、清国は天然不竭の富源を有す、もし将来両国相結託するを得ばその欧州強国に敵抗するもまた甚だ難事に非ざるべし」「東西両洋の形勢を論じて兄弟鬩牆、外侮を招くを戒め」と主

張した。

敗戦国の使節である李鴻章の言葉は、率直に清国が戦敗の原因を述べ、そして長期的戦略の観点から、日清関係が平和なら双方の利益になるという心の奥底から出たものであるといえる。李鴻章は、外交家として適切な外交交渉を展開し、また理屈をもって説得し清国の面子を守ろうと努めた。

日本全権の伊藤博文は李鴻章の発言に対し「日清同盟を説きて暗に講和速成の必要を諷するが如し。その所論は今日東方経世家の談としては家常茶飯の談のみ。しかれども彼は縦横談論努めて我が同情を惹かんとし」という認識を示した²⁹⁾。

3月21日、二回目の会談が開かれた。日本側は、前日李鴻章が提出した休戦要望の覚書に対する回答として、用意した4つの条件、すなわち「一、日本軍隊ハ大沽天津山海関并該處ニ在ル城壘ヲ占領スル事 二、前記各處ニ在ル清国軍隊ハ一切ノ軍器軍需品ヲ日本国軍隊ヘ引渡スヘキ事 三、日本国軍務官ニテ天津山海関間ノ鐵道ヲ支配スル事 四、休戦期限間清国ハ日本国ノ軍事ノ費用ヲ負擔スル事」を出した³⁰⁾。伊藤が「清国使臣にして先ず休戦問題を撤去せざるにおいては、我は講和問題を提出する能わず」と述べたように³¹⁾、実は伊藤と陸奥は早くから清朝政府が休戦を焦る気持ちを十分に知っていて、受け入れることができないような苛酷な条件をわざわざ出した。そして李鴻章に休戦を放棄するように迫り、休戦しないで講和を達成することを図った。李鴻章はこの4条件を見て驚き、直ちに「苛酷」と言い、「日本政府が再考」することを望んだ。

3日間の交渉期限の間に李鴻章は北京の総理衙門に電報を送り、日本側の休戦条件を伝えた。李鴻章の電報を受けた西太后は、対応策の責任を回避して、光緒帝と諸大臣に一任した。奕劻らは各国の公使と協議し、先に日本側に和平交渉の条件を求めるべきという結論を得た。直ちに「停戦に関する各条項を読んだが、強迫が過ぎる。前3条ではどうしても同意ができかねる。……中朝両国はすでに和平交渉に応じたので、必ず真心を持って付き合い、譲れることが必ず譲ることを日本側に通達してくれ。……必ず朝廷の和平交渉の誠意を適切に述べ、婉曲に相手と協議し、つまり、先に協議の条項を得るのが最も重要な事柄だ」という電報を李鴻章に送った³²⁾。3月24日に再び会合した際、伊藤と陸奥の予想通り、この「苛酷」が奏功して、李鴻章は結局休戦の要望を撤回し、講和条約案を求めた。日本側は、翌日を以て講和条約案を提出することを約束した。

3、李鴻章の殺害未遂事件と休戦協定の調印

三回目の談判の直後、李鴻章は会場から宿舎に戻る途中暴漢小山六之助に短銃で狙い撃たれ、重傷を負った。

李鴻章遭難事件のニュースは直ちに伝えられ、「本日（廿四日）午後四時半頃李鴻章会見の帰途引接寺の曲り角にて短銃よて面部を撃さる犯人は群馬県人小山（録）？之助（二十一）にて直ぐ捕縛せり委細は跡より」³³⁾「……兇漢小山六之助なるもの突然ピストルを以て李を目掛け一発放

ちたるにして理李の面部に鼻の横なる頬を貫きたり」と³⁴⁾、各新聞は次から次へと号外を発行し、事件の詳細を報じた。

また、各方面からの慰問が李鴻章のもとに相次いで届けられた。まず、各新聞社からは合同の慰問状が送られた。議会も閉院式を延期し、慰問決議は実現しなかったが、各政党（自由党・改進黨・国民協会など）ごとに慰問することになった。また貴族院議員の慰問電報・慰問使及び東京・京都市会の慰問決議など、他にも慰問は多数に及んだ。天皇は報告を受け、驚いて直ちに下関へ医者を派遣し、特に李鴻章の傷を治療することを命じた。

李鴻章遭難に関する欧米各国の反応については、日本の欧米諸国に駐在する使節が全力で収集した。各国の反応は全体として曖昧だが、使節たちの報告をみると、例えば独国駐在公使青木（周蔵）より陸奥外務大臣宛に送られた電報に「もし李鴻章殺害未遂の報せが真実ならば、この野蛮な暴力に憤り、我々の表面的な文明を軽蔑をもって見ている全ヨーロッパに対し、直ちに完全な満足を与えることを勧告する」とあるように³⁵⁾、欧米諸国の今後の態度を心配していたようである。また、ロシア駐在公使西（徳二郎）からの電報が「……他の列強の偶発的介入を生じ、事態がひどく複雑化することを恐れている。私もこれがもっとも深刻なことだと考える」と伝えているように³⁶⁾、殺害未遂事件によって不祥な事態が誘発されることが憂慮された。

国内外の世論を考慮し伊藤と陸奥全権は、もしも李鴻章が負傷を利用して途中で帰国し、欧州列強の同情を得て「欧州強国の干渉を招くに至らば、我が清国に対する要求もまた大いに譲歩せざるを得ざる場合に立ち到るやも計られず」³⁷⁾との認識をもった。さらに「故にかつて彼が懇請して己まざりし休戦をこの際我より無条件にて許可するを得計とす、かくすれば我が誠意は清国に論なく他の諸外国にも事実上に発表せられ、かつ我が国警察の不行届きより彼に重傷を負わしめ、その結果は自然に講和の速決を妨ぐるに至りたるに際し、我が軍は勝手に清国を攻撃せんこと道義においても闕如する所なき能わずと縷説したり」³⁸⁾との意見で合意し、その論理で軍部を説得し、天皇の裁決を得て、正式に（台湾、澎湖列島およびその附近においての交戦を除く）休戦条約を起草した。重傷を負った李鴻章は、やむを得ず、遂に3月30日、日本の全権大臣とともに『日中休戦協定』にサインした。

4、下関講和条約の調印

李鴻章の負傷のため遅延した交渉は、4月1日に再開された。即ち四回目の談判で日本側が提出した講和条約原案の内容は次の通りである。

- 一、清国において朝鮮の完全無缺なる独立国たることを確認する事
- 二、奉天省南部の地、台湾全島及び澎湖列島を日本に割与する事
- 三、清国は庫平銀三億兩を日本軍費賠償金として支払うべき事

四、現に清国と欧州各外国との間に存在する諸条約を基礎として日清新条約を締結するべき、日本政府およびその臣民に対し最恵国待遇を与うべき事。従来の各開市港場の外、北京・沙市・湘潭・重慶・梧州・蘇州・杭州の各市港を日本臣民の住居、営業等のため開くべしなど計 11 条に及んだ³⁹⁾。

李鴻章はその苛酷な条件を直ちに電報で総理衙門に送った。電報のなかで、奉天の割與と過剰な賠償金について、李鴻章は「中国は絶対に従うことができない」、もし日本が奉天を割讓する条項の削除と賠償金の減額に応じなければ、「講和の局面を迎えることはできず、結局両国が最後まで苦戦するしかない」と主張した⁴⁰⁾。

清朝政府からの返事を待つ間に、李鴻章は日本の提案に対して長文の覚書を作成し、四つの部分に分けて論じた。

- 一、朝鮮の独立については、「日本においても均しくこれを認めんことを要す、……日清両国が朝鮮に対する権利の平等ならんことを主持し」と主張した。
- 二、領土割讓については、「日本国は今回交戦の初め、清国と干戈を交うるに至りたるは朝鮮の独立を謀り清国の土地を貪るに非ずと中外に宣言せしに非ずや」、と述べ、領土の割讓という理不尽な要求に大いに反駁した。
- 三、軍費の賠償については、「今回の戦争は清国先ず手を下ろしたるに非ず、また清国は日本の土地を侵略せしことなし、故に論理上よりいへば清国は軍費を賠償すべきものに非ざるが如し」、と述べ、賠償金を減額したいという意をにじませた。
- 四、通商上の権利については、清国と欧州各国との現行条約を以て基礎として、「両締盟国の一方は互いに他の一方において最恵国待遇を受くべしとの語を挿入すことを要す」、「彼我対等の権を維持し」と力説した。

覚書の最後に、李鴻章は「今や和議まさに成らんとし、両国臣民、今後数世の幸福、運命は総て両国全権大臣の掌中にあり、ついでにはよろしく天理に遵循し、近来各国政治家が深謀遠慮する所の心意を法師として、以て両国民の利益、福沢はたしめんこそ各自の職分を尽したるものというべし」と、日本の全権大臣に説得した⁴¹⁾。

この覚書は確かな根拠をもって理論構築をし、文才も備えているため、「この覚書全文は、縷々数千言に亙り実に筆意精到、反復丁寧能くその言わんと欲したる所を言いたり。また一篇の好文辞たるを失わず」と⁴²⁾、陸奥宗光さえも称賛しないわけにはいかなかった。

しかし、李鴻章の覚書に対して、伊藤と陸奥は「勉めて事実問題に入るを避け、専ら東方大局の危機を概言する」と反論し、「彼竟に方今彼我の位置如何を了解する能わず」「我にありては論争的地位を占めんよりはむしろ指令的位置を取ること得策ならんといひ」という理を問わず、強権手段を取った⁴³⁾。

日本側の強固な態度に直面した李鴻章は、自ら書いた覚書の内容及び日本の態度を総理衙門に報告した。領土割譲と賠償金については、「もし和議を早く実現させることを望むならば、恐らく賠償金は1億両を超すことになる。土地の割譲は恐らく台湾、澎湖に止まらない。しかし私は独断で許す勇氣はないので、ただ衆知を集めて有益な意見を広く吸収することを求め、指示に従って実施するのみである」と清政府に指示を求めた⁴⁴⁾。

李鴻章の電報に直面する清政府の大臣達は、激しく論議し台湾を放棄する「棄台派」が優位に立ったが、結局、結論が出ないまま李鴻章に「朝廷は南北の両地とも同様に重要視しており、全くもってやむを得ず、あらん限りの力を尽くして論駁し、簡単に割譲を言うわけにはいかない。たとえ敵の要求が行き過ぎでも、完全に拒むことはできないが、担当大臣はどこが決して譲ることができないか、どこが絶対に許すことができないか、率直に詳しく意見を述べて、言わずに逃避することがあってはならない。領地の割譲に関することは一番大事なことだ」というあいまいな内容の電文を出した。電文の中では領地を割譲することについてはっきりと断言していないが、前文の中にある「全くもってやむを得ない」という言葉は、実に李鴻章に領地を割譲する権限を与える意味も含まれていた。さらに李鴻章に「先に土地を割譲するなら一箇所だけで、賠償金は1億両が上限、相手に全力を尽くして弁明すべし」と指示した⁴⁵⁾。しかし、これらの往復秘密電報はすべて日本側に解読され、清朝政府の動向は悟られていた。その結果、談判の内容は日本によって左右された。

李鴻章が粘り強く交渉したため、交渉なかなか決着できなかった。その時の日本政府は、交渉が遅れると不利になると考えていた。そこで清朝政府の講和を焦る心理を利用し、李鴻章の傷がまだ快癒してないことを口実として、清政府に李鴻章の息子李経方を全権大使として更に派遣するように求めた。清朝政府は直ちに同意した。

4月8日、伊藤博文は李経方を住居に招き、李経方の外交経験が少ないという弱点を利用して、脅したりすかしたりする手法で李経方を恫喝した。伊藤はまず李鴻章覚書の陳述に反駁した後、続いて和議を求めたのは戦勝国の日本ではなく、敗戦国の中国だ、もし今回の談判が決裂すれば、「一命の下に我が六、七十艘の運漕船は更に増派の大軍を搭載して舳艫相銜み直ちに戦地に継発すべし、果たしてならば北京の安危また言うに忍びざるものあり、なお酷言すれば、談判破裂して清国全権大臣が一回この地を退去する後再び安然北京城門を出入し得るや否やまた保証する能わざるほどなり」と⁴⁶⁾、言いたい放題の言辞を弄して恐喝した。李鴻章は伊藤博文の脅しを気にもとめず、依然として清政府の意図にそって、9日に、日本政府に日本提案に対応する修正案を提出した。

この修正案は6条項からなり、主に賠償金と領土割譲を交渉の焦点とすることを明記していた。

- 一 割地は奉天省内の安東県、寛甸県、鳳凰庁、岫巖州と、南方における澎湖列島に限る事
- 一 賠償金は1億両とす、但し無利息の事

李鴻章は修正案を提出した後、すぐ総理衙門に当該案の大意を電報で報告した。その文中で「鴻

章再三思惟する所ありたれども、時機切迫したれば姑く自己の意見に抛りたり」と述べ、またその末文では「なおもし日本においてこれに満足せず、堅く前議を主張するときは、場合に依り更に加護することを得べきや否、予め内訓を乞う。もし不可なりとのことなれば談判を息めて帰国するの一途あるのみ」と述べた⁴⁷⁾。

4月10日、第五回目の談判では、すでに李鴻章の電報文で「場合に依り更に加護すること」を解読していた伊藤博文は、単刀直入に用意した修正案を出し、

- 一 割地は、台湾および澎湖列島は原案の通り
- 一 賠償金は、2億両に削減すること

他の諸条項は「変更するを許さず」と主張した。伊藤全権はこの再修正案を提出すると同時に、清国の使臣に対し今回の提案こそ実に我が最後の譲歩なり、「清使臣はこれに対し単に諾否の決答を与えられんことを望むといえり」⁴⁸⁾。

李鴻章は日本側が出した過酷な条件にひとつひとつ反駁を行ったが、伊藤は少しも口調を緩めず、かえって「もし談判破裂して再び交戦するに至ればその結果は更に巨額の償金を要求せざるを得ざるに至るべきをや」と脅迫した。そして「3日内我が提案に対し確然諾否の決答をなすべしと切言せり」と最後通牒を出した⁴⁹⁾。緊迫した情勢の中で李鴻章は、13日に総理衙門に「彼らに迫られてますます緊迫しており、再び交渉の余地はない。前日伊藤が出した修正条項に対してすぐ調印してもよろしいか、大局を過たぬよう、速やかに勅諭を奏請するよう」という電報を送って、朝廷の意思を尋ねた⁵⁰⁾。14日、李鴻章是北京からの「……もし条項を改正する余地がなければ、直ちに前旨に従って、相手と調印する」という指示を受け⁵¹⁾、4月15日の6回目の談判で、日本側が提出した講和条約に調印することを決断した。談判の中で、李鴻章は「一分を争い得れば一分の利益あるべし」との趣旨によって、細かいところを日本側と争ったが、全く無用であった。

4月17日午前10時「下関条約」が調印された。この条約によって、清国は朝鮮の独立、遼東半島・台湾・澎湖諸島の割譲、賠償金2億両の支払い、揚子江4港の開港など計11条項を承認した。陸奥宗光が述べたように、「要するに我が講和条約の大体は総て我が要求の通り肯諾せしめたり」⁵²⁾。苛酷な要求は欧米諸国の中国における利益を侵害することになり、のちに三国干渉を招く結果になった。

以上、簡単に下関談判前後の全過程を振りかえった。談判の最終的な結果により中国は主権を失い、国を辱められ、民族存亡の危機が深くなったのである。条約に署名した日から、中国では李鴻章に対する評価をめぐる論争が起こり、その評価は一定しなかった。

三、中国における李鴻章に対する評価

110年を経た今日、私達は李鴻章の下関談判の中で負うべき責任をどのように評価すべきである

か。次に、百年以来、中国における李鴻章に対する評価を紹介しながら、比較的歴史の真実に相応しい評価を求めよう。

1、「下関条約」調印直後の評価

日清講和条約調印後、全国各地では李鴻章の「売国」の責任を追及する声がひっきりなしに起こり、一時、李鴻章は非難的となった。まず主戦派である翁同龢、文廷式等清流士大夫から厳しい批判を受けた。さらに朝廷から排除する動きが強まり、やがて直隸総督と北洋大臣の職を奪われた。按察使河南候補道易順鼎が非難したように、「悪賢い権力者が国を誤ったのであり、容赦なく扱うべきだ」、「先祖の旧例によって李鴻章を刑部に引き渡して処罰する」⁵³⁾と厳しく李鴻章を弾劾する人が少なくなかった。

にもかかわらず、「漢の大臣は必ず満人をもってお守りの札とする……奕環が死んで、文忠（李鴻章）は単独で朝政を支えられなくなり、戸部には10年間は兵器弾薬の調達を停止する上奏文があり、故に、甲午戦敗の罪を文忠になすり付けようとしても、文忠が責任を負うことはできない」と弁解し⁵⁴⁾、李鴻章の責任を軽減する人もいる。しかし、全体から見れば、李鴻章を非難する世論は当時社会の主流であった。

時が経つにつれて、とくに李鴻章死後、人々が李鴻章の功罪に対して冷静に分析することができるようになり、李鴻章に対して新しい認識が生まれた。その代表的な観点は梁啓超（1873～1929）の書いた『李文忠公事略』である。

下関談判中の李鴻章の責任について、梁啓超は客観的に日清戦争中の戦略戦術と外交諸方面での李鴻章の戦争失敗を追及すべく責任十二点を指摘した。同時に、当時中国社会の実態を分析した上で、「この戦争中に、李鴻章は戦機を逃がすことが多かったが、戦機を逃がさなければ好運によって勝つ、という道理があろうはずもない」⁵⁵⁾、「要するに李はこの戦争の中で、功がなく、また罪もない。その外交手段として、有能な人が腕をふるう場がないのだ。公平な心で議論すれば、李が国の方向を誤らせたのは前章で挙げた戦機を逃がした12件だ。この和議はただ12件のできごとの結果に過ぎず、議論する必要がない」と述べた⁵⁶⁾。つまり、戦敗と談判の過失についての李鴻章の責任は「無功焉、亦無罪焉」という比較的、歴史の事実に接近する評価を作った。

梁啓超は、更に李鴻章を古今中外の政治家、特に同時代の伊藤博文と比較し、「李鴻章が必ずや数千年の中国歴史上の偉大な人物であることは、疑うべくもない。李鴻章が必ずや19世紀世界史上の偉大な人物であることも、疑うべくもない。」と指摘し⁵⁷⁾、「しかし日本では伊藤のような人物は、同世代の中に百人以上もおり、中国では李鴻章のような人物は、同世代の中に1人もいない」とも述べ、したがって、日清戦争中で中国の失敗は「李鴻章ただ一人だけに罪をなすりつけることはできない」という結論を出した⁵⁸⁾。

2、台湾における評価

半世紀後の1962年、台湾の清史編纂委員会が編纂した『清史稿』の列伝「李鴻章」には、李鴻章に対して「一人で国事を数十年にわたり、行なってきた。内政外交をその身に一身に背負う。国家は事の軽重を問わず彼に頼り、その名は世界中に響いた」。「恥を忍んで重責を担い、社稷の臣に恥じない。ただ自分の才気にうぬぼれ、利益と官禄を以て人々を自らの意志に従わせることを好む」というように評価した⁵⁹⁾。

1970年代後半、台湾で出版された李守孔氏の『李鴻章伝』においては、李鴻章に対する評価は次のとおりである。「鴻章は清朝において得難い人材であり、中国の富強を求める考えが終始一貫している。恥を忍んで重責を担うことができ、労苦を避けないのは長所だ。欠点を取り繕って目先の安逸を貪り、権力と地位を名残惜しがるのは短所だ。鎖国時代に手柄を立てることはできるが、列強と戦う国際舞台に対応することができなかった。……北洋を統治し、朝廷内部では重要な事柄に参与し、外交では対外交渉を一人で30年余り担当し、その眼光は遠大で、計略の素速いことには、当時の人は及ばない」、「彼は73歳の晩年になって、内部では激しい非難を受け、外交では事態を片付けて、清流士大夫の議論を恐れず、和議を担当し、狙われて負傷したが、泰然自若として外交折衝を展開し、朝廷の命令を辱めることがなく、清朝の功労者である」と述べた⁶⁰⁾。当時の鎖国状態の中国にあって、李鴻章は時代の束縛から抜け出せず、国のために労苦をいとわない心を持っていたが、揺れ動く国際環境の中で対応できなくなったという事実を分析して、客観的に李鴻章を評価し、李鴻章の短所に対する批判にも簡単に触れている。

3、中国大陆における評価

1949年、新中国が発足した後、周知のとおり、階級闘争を「要」とする時代にあっては、李鴻章に対する評価には、冷静かつ客観的な視点が足りず、つまり、すべての物事自身の結果をもって、「是」あるいは「非」を判断し、唯物史観で歴史人物をその時代の特定の歴史環境の中に位置づけて分析し評価することができなかつたため、提出された結論もあまり妥当なものではなかつた。新中国になってからの50年余りの過程で、時代の変遷に伴い、李鴻章に対する評価も大きく変化した。

1984年と1994年に、日清戦争「90周年」と「100周年」を記念して国際シンポジウムの論文集が刊行されたが、そこにみられる李鴻章に関する評価を比較してみよう。

1984年の日清戦争90周年の論文集における代表的な観点は次の通りである。

- 一、「李鴻章は投降主義の決定者、また執行者である。売国罪の責任を逃れることは決してできない」。(苑書義「載湉・李鴻章与甲午戦争」)⁶¹⁾
- 二、「交渉の中で、伊藤博文は清政府に1ヶ月以内で台湾を割譲する手続きを終わらせるよう

期限付きで命令したが、李鴻章は売国に甘んじ、論争を行わなかった。(謝俊美「翁同龢与甲午戦争」⁶²⁾

三、「当時の中日双方の軍事の実力において、中国は日本より決して悪くない」。「李鴻章は、長年にわたって育成した海軍と淮軍を動員して外国の侵略者と戦うことを願わなかった」。「彼は日本侵略者に心から抵抗しようと思う人物ではない」。(宋秀元『従档案記載看甲午戦争中の李鴻章』)⁶³⁾

四、「李鴻章は戦争中の様々な言動によって、罪責を免じがたい不名誉な役割を果し、環境に迫られあるいは運命にからかわれたものではない」。(姜鐸『中日甲午戦争中与洋務運動』)⁶⁴⁾

以上から判明するように、1980年代の中国の研究者達においては、李鴻章についての非難あるいは否定的な評価が主流であった。彼らの李鴻章に対する批判が、現実の中国政治情勢に直面してやむを得ないものか、それとも歴史の事実を顧みることなく感情的に非難するものか知らないが、結局、李鴻章に対して史実に一致する評価を出せなかった。

次に、1994年の日清戦争100周年の論文集にみられる主な観点を次に紹介しよう。

一、「ある論者は李鴻章が馬関に行って和解を求め、主権を失い、国を辱めるような『下関条約』を締結したため、彼が売国奴だと断言した。筆者はこのような結論が議論する余地があると思う」。また、李鴻章の「外須和戎」の外交政策について、「その意図には外交面において相対的な平和の国際環境を獲得し、『自強親政』のために時間を確保するという必然性と合理性を含んでいる」。「下ノ関条約」の調印については、「李鴻章が最後の勅旨に従って締結したものであり、彼一人にその罪を負わせることは考えにくい」⁶⁵⁾。(劉学照『論李鴻章和伊藤博文の三次会晤』)

二、「李鴻章は近代中国の『第一人者』で、その海洋防衛の戦略思想は中国近代軍事史上の一里塚であり、……そして中国近代化の過程にも影響しているのである」⁶⁶⁾。(張煒『李鴻章海防戦略思想雜議』)

三、「日本の海軍力が発展して強大になってない状況において、北洋海軍の存在は、簡単に朝鮮を併呑し、中国に対して侵略戦争を始める勇気を日本におこさせなかった一つの重要な原因である。」それによって日清戦争の勃発を遅らせた⁶⁷⁾。(史滇生『甲午戦争和中国海軍的近代化』)

上述した論文集の論点は90周年の論文集とは大いに異なり、客観的な歴史の事実に近い評価を提示し、人々に清新な視点を感じさせた。

さらに、1994年半ば、中国大陸で出版された中国近代史研究の第一人者である苑書義氏の『李鴻章伝』では、「清朝政府と李鴻章は日本との条約に調印するよう強いられていたのだ」、下関の条約が締結された後に、全国の世論は「心からの恨みをすべて李鴻章に注いだ」、「国民は皆『殺すべ

きだ』と言って、万人同声の情勢になった。……彼らが李鴻章に対する攻撃は、冷静な分析が足りず、李鴻章に対して実情に一致する評価を作り出しにくくなった」と述べたように⁶⁸⁾、李鴻章に対する直接的な評価を避けて大変曖昧であるが、前述した同氏の1984年の日清戦争90周年の論文では、李鴻章が「売国罪の責任を逃れることは決してできない」という評価より、いくつかの変化が見られるようになった。

以上引用した史料及びそれぞれの時期の李鴻章に対する評価により、条約が締結された当時、大衆の気持ちが沸き立ち、現実を受け入れにくくなっており、いくつかの点において李鴻章に対する非難はどうしても感情的になっていたと理解できる。しかし、李鴻章の死後、梁啓超から現在に至る間に、1949年～80年代までの中国大陸の特殊な政治時期を除いて、すべての評価は、李鴻章が日清戦争の前と戦争の中で誤りを持っていたと認識しているが、彼一人の誤りではなく、その根源は西太后を代表とする腐敗した清王朝にあると考えている。講和条約の締結は、戦争失敗の必然的な結果であり、当時、もし李鴻章でなく、他の人であったとしても同様な結果に至ったであろうし、もしかすると更に悪い結果になったかもしれない。弱小国は外交上非常に不利であり、辛酸をなめなくてはならないということである。その意味でこの戦争は生きた教訓である。

おわりに

上述したように、下関談判中の李鴻章についての評価は、梁啓超の言った通り「無功焉、亦無罪焉」、これは本稿の結論でもある。筆者は李鴻章に対して再評価するわけではない。先行研究を整理すると、かつて李鴻章に対して比較的公正な評価を行ったことがあったことがわかる。

勿論、李鴻章には全く責任がないわけではなく、日清戦争の失敗および講和条約を締結した過程の中で、いくつかの面で重大な責任を負うべきであると考ええる。

戦略面では、「夷を以て夷を制する」戦略思想の支配の下で、外交を重視し、積極的な軍事の防御を軽視した。

戦術面では、「陣地を固守して、敵の進撃を待つ」という消極的、防御的な戦法を主張し、受動的に攻撃された地位に置き、最終的に失敗を招いた。

外交の面では、李鴻章は植民地主義時代における列強の「国と国の間に、ただ実力に頼るだけ、必ずしも条約に従うとは限らない」(森有礼)という⁶⁹⁾「弱肉強食」の価値観に全く無知であったため、国際的交渉の中で「万国の公法」を盲信し、常に儒家の「誠信」という観念で人と触れ合い、相手の約束を信じたが、結局反対に相手にだまされた。

さらに下関条約における交渉の中で屈辱に耐えて重責を持ち、日本の強要する賠償金と領地を割譲するという過酷な条項を受け入れた。

しかし、これらの誤りの一部は時代の制約を受けてもたらされた結果であった。「普天の下王土

に非ざるはなく、率海の濱王臣に非ざるはなし」における時代に、李鴻章が王権に対する忠誠心という制約を脱却できず、かつて「献身的に皇室の世話をし、他に求めることは決してない」⁷⁰⁾と表したように、日清戦争の時期にあつて、彼のすることなすことはすべて清王朝のためであったのである。清王朝の利益を守ることが国家の利益を守ることであるという封建的な礼儀と道徳は、進士出身の李鴻章も例外なく身につけており、したがって、日本の圧力の前で、「辺地」である台湾と「我が朝発祥の地」である奉天省と比べて⁷¹⁾、台湾の割譲という軽い損失を選ぶことをいとわなかったのは、李鴻章が売国奴であるよりもむしろ清王朝の忠実な衛兵であったことを示している。

19世紀の清王朝は、すでに病膏肓に入り、傷だらけであり、李鴻章の表現を借りれば、「私が一生でなした仕事は、兵隊の訓練しかり、海軍の創設しかり、みんな張り子の虎だ。思ったとおり仕事をするのができなかつた。ただいやいやながら飾り、見かけ倒して暴露しなければ、猶一時的にいいかげんにすることができるにすぎない。〔清国は〕一軒の破れたような家で、表具師があちらを補い、こちらを貼るのだ」。⁷²⁾たとえ彼に無限な才能があるとしても、その時代でただ一人の表具師でしかないのである。現代人はあまり彼に厳しすぎる要求をすることができないであろう。

110年前、李鴻章は下関交渉の中で日本の政治家に対して先見の明がある見解を出した。つまり、「東方両国、同室に戈を操り永久怨仇となり、互いに相援けず、適々以て外人の攘奪を来するのみとしい」、「両国政府及び臣民が将来永遠輯睦なるべきか、また永遠に仇視するか」の点に至りては、日本の国計、民生に関係すること甚だ大なるべし。これ最も深思熟慮を加えざるべからず。(中略)而して東洋二大国民の向後永遠に親睦し、彼此相安じ福沢綿長なること実にこの一挙に基づくべし。なお貴大臣の熟慮して籌画せられんことを望む」⁷³⁾という忠告を今復習すると、なお現実的な意義を持っていると思われる。

歴史の現実としては、下関条約により引き起こした「怨仇」という悪い影響は今日までなお残されているのが事実であり、李鴻章は敗国の臣であったが、依然として政治に対する鋭い洞察眼をもって下関条約の悪い結果を予言した。日清戦争当時のアメリカ人 Morse. H.B が言ったように、李鴻章はその時代の中国にとって「唯一の政治家」であった⁷⁴⁾。

本稿では、日清戦争前の清王朝の腐敗政治と敗戦後の日清和議交渉の歴史を振りかえり、李鴻章に対する評価の是非を明らかにしたと同時に、歴史を鑑とし温故知新という気持ちをもって、「和は双方に利があり、争えばともに傷つく」という日中関係の実り豊かな未来を構築することにある点を付け加えておきたい。

[注]

1. 西順蔵『原点中国近代思想史』第2冊 65頁 岩波書店 1977年4月
2. 故宮博物院『籌辦夷務始末』同治朝 47 24～25頁 故宮抄本 1930年

3. 『李鴻章全集』 朋僚函稿 卷4 17頁 海南出版社 1997年
4. 同上書 奏稿 卷19 7頁
5. 苑書義『李鴻章伝』228頁 人民出版社 1994年
6. 同上書 230頁
7. 『清末海軍資料』283頁 海洋出版社 1982年
8. 前掲『李鴻章全集』第4冊：奏稿（1887～1901）卷72 35頁
9. 鄒兆琦『慈禧挪用海軍費造頤和園史実考証』『學術月刊』1984年5期
10. 前掲『清末海軍資料』283頁
11. 中塚明『日清戦争の研究』247頁 青木書店 1968年
12. 石泉『甲午戦争前後之晚清政局』80頁 『翁同龢日記』33冊58頁 三聯書店 1997年
13. 王芸生『60年来中国と日本』卷2 192頁 三聯出版社 1980年
14. 故宮博物院『清光緒朝中日交渉史料』卷14 33-34頁 1933年
15. 戚其章『中日戦争国際関係史』268頁 人民出版社 1994年
16. 前掲苑書義『李鴻章伝』425頁
17. 同上書 310頁
18. 梁啓超『李鴻章伝』172頁 重慶出版社 1994年
19. 安岡昭男『日本近代史』290頁 芸林書房 平成8年
20. 李守礼『李鴻章伝』263頁 台湾学生書局 1979年
21. 陸奥宗光・中塚明（注）『蹇蹇録』236頁 岩波文庫 1992年
22. 同上書 243頁
23. 前掲 苑書義『李鴻章伝』316頁 『桐城吳先生全書』尺牘 卷1 115頁
24. 外務省編『日本外交文書』28卷第2冊 269頁 日本国際連合協会 昭和28年
25. 前掲 苑書義『李鴻章伝』316頁
26. 前掲『李鴻章全集』第8冊：電稿（1894～1901）卷20 20頁
27. 同上書 電稿3 460～461頁
28. 前掲『日本外交文書』28卷第2冊 288～289頁
29. 前掲『蹇蹇録』257～258頁
30. 前掲『日本外交文書』28卷第2冊 289～290頁
31. 前掲『蹇蹇録』260頁
32. 前掲『李鴻章全集』電稿 24頁
33. 『東京日日新聞号外』明治28年3月24日
34. 『時事新聞号外』明治28年3月24日

35. 前掲『日本外交文書』28巻 第2冊 295頁
36. 同上書 28巻 第2冊 302～303頁
37. 前掲『蹇蹇録』266頁
38. 同上書 267～268頁
39. 前掲『蹇蹇録』272～273頁
40. 前掲『李鴻章全集』寄訳署 29頁
41. 前掲『蹇蹇録』280頁
42. 同上書 275頁
43. 同上書『蹇蹇録』282頁
44. 前掲『李鴻章全集』寄訳署 32頁
45. 同上書 訳署来電 33頁
46. 前掲『蹇蹇録』285頁
47. 同上書 289頁
48. 同上書 291頁
49. 同上書 292頁
50. 前掲『李鴻章全集』寄訳署 38頁
51. 同上書 訳署来電 38頁
52. 前掲『蹇蹇録』300頁
53. 前掲 李守礼『李鴻章伝』277頁『張文襄公全集』巻77
54. 同上書 379頁 張一塵『古紅梅閣筆記』
55. 前掲 梁啓超『李鴻章伝』171頁
56. 同上書 175頁
57. 同上書 200頁
58. 同上書 204頁
59. (台湾)清史稿編纂委員会『清史稿』4760頁 国防研究院 中華民國50年6月
60. 前掲 李守礼『李鴻章伝』382～383頁
61. 戚其章編『甲午戦争90周年記念論文集』183頁 齊魯書社 1986年
62. 同上書 196頁
63. 同上書 200頁、209頁
64. 同上書 437頁
65. 前掲『甲午戦争100周年国際学術討論会文集』386、393頁
66. 同上書 225頁

67. 同上書 241 頁
68. 前掲 苑書義『李鴻章伝』322、323 頁
69. 『李鴻章全集』第 6 冊：訳署函稿 卷 4 34 頁
70. 『李鴻章全集』第 5 冊：朋僚函稿 卷 15 『復鮑華潭中丞』10 頁
71. 前掲『蹇蹇録』276 頁
72. 前掲苑書義『李鴻章伝』330 頁
73. 前掲『蹇蹇録』281 頁
74. (米) Morse, H.B 『中華帝国対外関係史』3 卷 60 頁 上海書店出版社 2000 年 9 月

研究論文

マレーシアのIT戦略

インドとの比較による工業化戦略の考察

小 磯 滋・山 本 晋

A Study on the IT Strategy of Malaysia

- A Comparative Study on Industrialisation Strategy -

Abstract

This study is focusing on the IT strategy by the Malaysian government. Malaysia has been successful in industrialisation through a large-scale acceptance of foreign direct investment and export-oriented strategy particularly in the consumer electronics industry. Thanks to this successful policy, Malaysia achieved admirable industrial development since the 80s. However, it is required to further improve economic efficiency and upgrade the quality of workforce in this country to achieve the objectives of “Wawasan (Vision) 2020.”

This is the very reason why the Malaysian government launched the Multimedia Super Corridor (MSC) project. In this study, the MSC project is evaluated from a comparative industrialisation strategy study point of view. Prior to the Malaysian enterprise, India became a successful case in the export-oriented software industry. Throughout the comparative study, the characteristic features of the MSC project are examined.

A decade has passed since its launch of the MSC project in 1996. The project has achieved a large number of Malaysian origin venture businesses. Considering that the political leaders gave bumiputera venture businesses first priority, it is fair to say that the project has worked as an effective business incubator. Nevertheless, taking the fact that the Indian software industry started and developed on a body shopping type of business model into consideration, it is not clear if the Malaysian software industry will grow to become a leading industry of the country or not.

KeyWords

Multimedia Super Corridor, IT industry, software industry, electronics, bumiputera, server-client environment, main frames, e-government

はじめに

マレーシアは1971年以降、自由貿易地域（Free Trade Zone）法、保税工場（Licensed Manufacturing Warehouse）法など、輸出指向型製造業を優遇する法制度を積極的に整備し、例えばペナン地区に代表されるような電子機器を中心とした産業クラスターの形成に成功してきた。特に1985年のいわゆるプラザ合意を契機とした急激な円高が進展して以降、日本のエレクトロニクス企業が大挙してマレーシアに対米輸出基地を移してからは、マレーシアの主要輸出品はそれまでのスズやゴムといった一産品から、テレビや音響製品といったいわゆるコンシューマー・エレクトロニクス製品へと変化してきた。

このような輸出指向型の工業化戦略は、マレーシア経済の急速な発展やマレーシア国民の平均所得の着実な改善をもたらしたし、それまでの国際市況に左右されやすい一次産品中心の脆弱な輸出構造も価格の比較的安定した工業製品のウェイトが移動して、より安定したものとなった。しかし90年代後半以降、ASEAN近隣諸国の工業化の進展、中国の急速な台頭によって、エレクトロニクス産業の輸出基地としてのマレーシアの立場も、必ずしも磐石でないことが強く意識されるようになった。

さらに工業化の基本目標であったブミ・プトラ政策に基づくマレー人の経済的地位の向上は、マレー人優先雇用の義務化などによって、マレー人の製造業への雇用が増加するなど一定の成果をあげたとは言えるものの、経営幹部の中心は依然として華僑系マレーシア人が大勢を占めるなど、十分達成されたとは簡単に断ずることができないレベルに止まっている。マレーシア政府は、このような現状の下で、世界経済の変化に対応しつつ、マレーシアにさらなる経済発展をもたらすために、知識経済（K-Economy）を手がかりとして経済の高度化を目指し、さらにマレー人の人材の高度化を図ることとした。この計画の中心的な位置を占めるのが、マルチメディア・スーパー・コリドー（Multimedia Super Corridor：以後MSCと呼ぶことにする）計画である。

本論文では、このMSC計画の特にソフトウェア開発拠点形成について、インドのソフトウェア産業の発展との比較から議論することで、比較工業化戦略論に貢献することを目標とする。

2. 先行研究の検討

マレーシアの工業化と経済発展については、これまでに多くの先行研究が積み重ねられ、特にマレーシアの輸出指向工業化戦略については、優れた研究が少なくない。またマレーシアの工業化、経済発展戦略の基盤をなす、ブミプトラ政策についても、その政治的背景や政治的インプリケーションに関する研究や^(注1)、あるいは工業化戦略の行政執行における意味付けなどに関する研究が存在する。^(注2)しかし、MSC計画については、まだその成果に対する評価も含めて、限られた数の先行研究例があるのみである。^(注3)

数少ないマレーシアのMSCに関する研究の例として、井出の2004年の論文が上げられる。^(注4) 井出はその論文の中で、MSCについてシンガポールを強く意識する中で、シンガポールの後追的な性格が否めない点、またIT産業のどの分野に特化するかといった戦略的取り組みの不足、そして人材育成の遅れなどを指摘している。^(注5)

しかし井出の論文は、マレーシアのIT産業、とりわけソフトウェア産業が発展するか否かについて、世界的なIT産業の動向の中で工業化戦略という視点から検討しているわけではなく、むしろマレーシアの個別ケースについて、全体を概観してその課題を指摘しているに過ぎない。しかし、これからの発展途上国の経済発展を考える場合、急速に進展するグローバル競争の中で、どのような産業が生き残ることができ、またそのような産業が当該国の経済発展にいかにか寄与できるか、あるいはそもそもそのような産業が当該国に根付くことができるかについて検討する、工業化戦略論の観点が極めて重要である。

一方、青木はその著書の中でMSCについて言及しており、マレーシア経済の発展という大きなフレームワークの中でMSCをとらえていることが注目される。^(注6) 先に述べた産業構造の高度化という、マレーシア政府の問題意識の中でMSCをとらえ、電子政府の実現や遠隔医療の開発などの野心的な取り組みを紹介している。ただこの本が出版されたのは、アジア通貨危機直後の1998年であり、この時期にはまだMSCの評価を下すにはやや早過ぎるために、必ずしも突っ込んだ政策評価をしているわけではない。ただ、この2005年の段階に至っては、世界的な経済の動きの中でMSCについて、発展途上国の経済発展戦略の立場から、政策評価を行うことが可能であろうし、またそうすることが求められているように思われる。

本論文では、このような立場から、マレーシアのMSCについて、世界のIT産業の動向を見据えつつ、インドのソフトウェア産業発展モデルとの比較によって、グローバル競争の下での戦略的課題について検討する。

3. マレーシアのMSC計画

マレーシアのMSC計画は1996年に発表されたが、これは当時のマハティール政権が電気・電子産業の輸出拠点誘致によって成功した自国の工業化を、一層高度化することによって、Wawasan (Vision) 2020に掲げられた2020年までに先進国の仲間入りをするという政権の目標達成を確かなものにするという狙いがあった。その背景には、独立当初一次産業中心であったマレー系マレーシア人の就業構造を第二次産業や第三次産業へとシフトすることによって、彼らと華僑系マレーシア人との所得格差を解消しようとする、プミプトラ政策の政策目標が、80年代以降の急速な工業化によっても、必ずしも十分に達成できないでいることがあった。^(注7)

80年代以降の工業化は、良く知られているように主として電気・電子産業の輸出拠点が主導的

な役割を果たしたが、そこには多くのマレー系マレーシア人が雇用され、その意味ではマレー系マレーシア人の就業構造に一定の変化をもたらされたと言えることができる。しかしながら、マレー系マレーシア人の電気・電子産業における就業は、かなりの部分が電気・電子産業における組立工としての形態であり、エンジニアや経営・管理層などの職種におけるマレー系マレーシア人の割合は、プミプトラ政策の政策目標を下回る水準であった。

さらに、タイやインドネシアといった近隣諸国と比べて、相対的に小さな人口しか持たないマレーシアでは、工業化の成功の後にしばしば深刻な労働力不足に見舞われ、未熟練労働はインドネシア等からの外国人労働者を導入せざるを得なくなり、また熟練労働については華僑系マレーシア人がその過半を占めるといった状況が改善されなかった。^(注8) また、この過少人口という問題は、労働の高度化を図らなければ21世紀のマレーシアのさらなる経済発展を期すことが、極めて難しくなるばかりでなく、グローバル競争の激化によって現在のマレーシアの競争上のポジションさえ守ることが難しくなるとの認識が、当時のマハティール首相をはじめとするマレーシア政府の指導層の間で、一種の危機感として共有されていたのである。^(注9)

MSCは、首都クアラ・ Lumpurの南の、幅15km、長さ50kmの地域を指定し、そこに新しい首都機能を担うPutrajaya（プトラジャヤ）と、情報通信技術の最先端を集めた新しいタイプのデジタル技術団地とでも言うべきCyberjayaを建設し、MSC最南端に位置する新しい国際空港（Kuala Lumpur International Airport (KLIA)）までの地域を、新しいマレーシアの産業社会のショー・ケースとして開発し、やがてこれを全国に広めようとする野心的なものである。^(注10)

この意味でMSCは、IT産業の中でもマルチメディアを核としたソフトウェア産業中心の産業振興プロジェクトと位置付けることができよう。このようなプロジェクト・ドメインの決定には、90年代のインターネットの急速な普及と、コンピューター・システムのサーバー・クライアント環境の実現によるダウンサイジング化、そしてLANやWANなどのコンピューター・ネットワークの進展などを背景とした、いわゆるIT革命が決定的な影響を及ぼした。次章では、米国を中心とした先進国で進んだ、このようなIT革命とそれに伴うソフトウェア産業の急成長について考察することにする。

4. ソフトウェア産業略史

コンピューターは良く知られているように、当初米国においてミサイルの軌道計算などの軍事用と中心に利用が始まった。しかし、1950年代になってコンピューターの民間への利用が考えられるようになり、1954年にはSABREとよばれる民間航空会社の予約システムが、コンピューターを民間の用途に初めて利用するプロジェクトとなった。その後、金融決済システムなどの民需が拡がり始め、やがて世界的にもIBMのメインフレームを核としたコンピューター・システムが形成

されるようになった。^(注11)しかし、ビジネスにおけるコンピューターの利用が現在のようにネットワークを通じて、全てのオフィスで広くおこなれるようになるのは、PCとインターネットの普及が進ん90年代に入ってからである。

ハードウェアのこのような変遷は、ソフトウェアのあり方にも大きな影響を与えた。コンピューター利用の草創期には、ソフトウェアはハードウェアの一部であり、例えばミサイルの軌道計算専用のコンピューターは、軌道計算用のソフトウェアと一体のものに見なされていた。しかし、ソフトウェアを記憶装置に記憶させ、それを必要に応じて起動させることで、必要な計算を行なわせる、いわゆるフォン・ノイマン型のコンピューター・アーキテクチャーが一般化するに従って、コンピューターの利用がより柔軟に行なえるようになり、その汎用性が高まるようになった。

この汎用性の高まりによって同じコンピューターを利用しながら、科学技術計算だけでなく、経理計算や飛行機の予約システムへの利用など、多種多様な業務を行なわせることが可能となった。このことは、ソフトウェアがハードウェアとしてのコンピューターから独立して作成される流れを作り出したのである。その結果、それまではコンピューターを作っていたハードウェア・メーカーが言わば付属品としてソフトウェアを開発・供給していた状況から、ソフトウェアを専門に開発・供給するビジネスの余地が生まれたのである。これが初期のソフトウェア産業の誕生である。

このソフトウェア産業は、その後メインフレームと呼ばれる大型コンピューターが大企業を中心に導入され、航空会社や鉄道の予約管理、企業の会計業務などさまざまな事務処理に広く応用されるようになり、それに伴って広い範囲のソフトウェアが必要となったことを受けて、急速な発展を遂げるのである。このようにホスト・コンピューターと呼ばれる大型コンピューターを設置して、これにさまざまなターミナルやプリンターなどの周辺機器を接続して、業務を行なわせる集中処理方式と呼ばれるシステムが一般化するのだが、このようなシステムに仕事をさせるためには非常に大きなソフトウェアを開発する必要がある。

このような需要に応えるために、次々と新しいソフトウェア開発企業が生まれ、やがてハードウェアメーカーとは独立したソフトウェア会社も台頭するようになってくる。このような流れの中で、これら大型メインフレームで働くソフトウェアの価値が、ハードウェアそのものの価値を上回るようになり、ますますソフトウェアの重要性が高まると共に、ソフトウェアの開発過程が長くなるにしたがって、さまざまな新しいビジネスが生まれ始める。^(注12)

あたかも建築と同じように、ソフトウェアを搭載したコンピューター・システムが、どのような仕事をこなすことによって顧客の要望にこたえ、またそのような仕事をこなすためにどのような情報処理がコンピューターの中で行われるかについての基本的な青写真を上流設計と呼んでいるが、この上流設計の後、さらに具体的なソフトウェアの構造について設計作業を行ない、この詳細設計に基づいてそれを実際のコンピューター・プログラムに具体化していくプログラミング作業に移る。

この一連の作業は、銀行のオンライン・システムなど大きなシステムでは非常に巨大なものになり、多数の人間が長期間張り付いて開発作業を行う場合が少なくない。このようなソフトウェア開発のプロセスは、この産業の特質を決定づけている。即ち、ソフトウェアの開発費に占める労働コストの割合が、他の産業に比べて圧倒的に高いという、高度労働集約産業である点は、この産業の国際展開を考える上で、極めて重要な意味を持つのである。ただ、この点について議論する前に、90年代におけるいわゆるIT革命が、特に米国においてどのようなインプリケーションを持っていたのかについて、確認しておくことにしたい。

5. 米国におけるIT革命とそのインプリケーション

1980年代末までに先進諸国を中心に、ビジネスへのコンピューター・システムの利用が進み、米国や西欧そして日本などの先進各国では、列車や航空機の予約システム、大企業の会計システム、金融における決済ネットワークや自動現金受け払い機ネットワークなどが日常的に見られるようになっていた。この集中処理システムは、前章でも触れたようにメインフレームと呼ばれる大型コンピューターに多くのターミナルを接続し、情報処理はメインフレームが一括して行なう方式であった。

集中処理方式

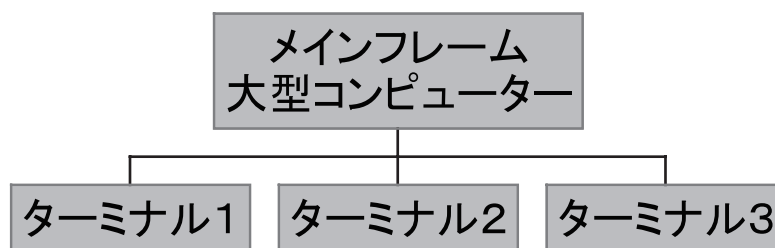


図1. 集中処理方式によるコンピューター・システム

この集中処理方式では、大型のメインフレームが大きな情報処理と情報蓄積の能力を持ち、これと専用回線や電話回線で結ばれた情報の入出力装置であるターミナルやプリンターなどの周辺機器からシステムが構成されていた。ターミナルなどの周辺機器は、基本的には情報処理能力を持たず、情報処理や蓄積はもっぱらメインフレームが担い、その大きな情報処理能力をタイム・シェアリング・システムによって、さまざまなユーザーがターミナルを通して実質的に同時に利用できるようになっていた。

この集中処理方式は、言ってみれば蒸気機関車が多くの客車や貨車を引っ張って走るようなシス

テムである。強力な動力を持つ蒸気機関車、時には何十両もの客車や貨車を引っ張って走るのである。このようなシステム全体の情報処理能力は、したがってメインフレームの能力そのものと言って良い。言い換えると、このシステムはメインフレームの能力が、そのシステム全体の能力の限界を規定するわけで、システムの一部にあるいは全体に大きな負荷がかかって、ある時点でメインフレームの能力を超えると、そこで処理の遅滞や場合によってはシステム・ダウンに至るのである。

80年代後半になると、コンピューターの民間への応用はごく一般的なありふれたこととなり、それはコンピューター・システムが処理しなければならない情報の量が飛躍的に拡大したことを意味する。また、コンピューターが処理すべき情報の量が増えただけでなく、その質的な変化が急激に起こり始める。このことは、パーソナル・コンピューター、いわゆる PC のビジネスへの普及が背景となっている。それまで大変高価であったコンピューターが、マイクロ・プロセッサの登場とその応用機器である PC の普及によって、ビジネスマン個人が自分の PC をオフィスに持つようになり、文書の作成から経理計算に至るまで、さまざまな情報処理がホスト・コンピューターではなく PC によって担われると共に、その応用範囲が拡大するにしたがって、全ての情報をホスト・コンピューターに蓄える意味が薄れてきたのである。さらに多くの PC をネットワークで結びつける技術が進んできて、PC が形成するネットワークが全体としてホスト・コンピューターを上回る情報処理能力を持つようになったのである。

このような PC を始めとする多くの小型コンピューターで形成されるネットワークで、ビジネス情報の処理を行なう考え方が分散処理方式である。分散処理方式では、それまで情報処理能力を原則として持たなかったターミナルを PC で置き換えるだけでなく、PC 間で相互に情報のやり取りをしたり、メインフレームとの共同作業を可能にするなど、フレキシブルな情報の流れを可能とし、またメインフレームへの情報処理負担を軽減するなど、広がったコンピューター・システムのビジネスへの利用に柔軟に対応できるようになったことが重要である。

この分散処理方式の導入によって、非常に大きなメインフレームが必要な場面は減り、むしろ中小型のコンピューターをホストとして、それに多くの PC をネットワークで結ぶ方式が一般化していった。このような流れを当時ダウン・サイジングと呼んでいたのは、巨大ホスト・コンピューターとターミナルという構成から、中小型のコンピューターと多くの PC という組み合わせに変化していくことで、物理的なサイズのみならずコンピューター化の予算のサイズも小型化できることから来ている。

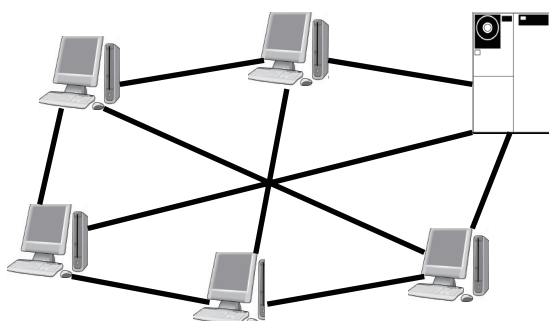


図 2. 分散処理方式によるコンピューター・システム

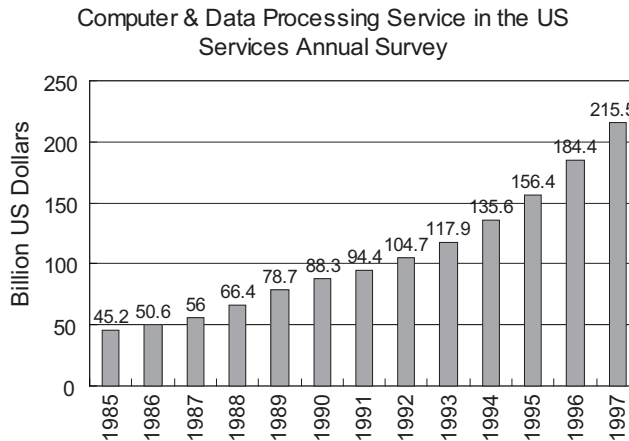
このような分散処理システムがビジネスの世界で一般化してゆく過程は、それまでの専門家によって運営されるコンピューター・センターと、データの入出力のみを行なうターミナルとそれを使う一般従業員という関係を根本から変えるばかりでなく、日常的な業務は PC で、そして共有すべき情報はホストが管理するという情報管理の体系の変化を起し、まさにそのことによって日常的な業務にまでコンピューターを活用するという今日的な状況が生まれたのである。

このことはソフトウェアの世界にも、大きな変化をもたらした。先ずそれまでの大型メインフレームで使っていたソフトウェアは、業務の継続性の点からも、またソフトウェア開発に必要な巨額の費用という点からも、是非引き続き使い続けたいという要求が、ユーザーの多くにあった。この要求に応えるために、メインフレームで集中処理方式の下で使っていたソフトウェアを分散処理方式の下で、中小型のコンピューターでも使えるようにするというビジネスが生まれた。これが一般にマイグレーションと呼ばれていた作業を行なうビジネスである。この他にもダウンサイジングにかかわる多くのビジネスチャンスが、ソフトウェア産業にもたらされ、急速な成長を遂げたのである。

この 80 年代後半からのダウンサイジングの流れが、90 年代後半のインターネットの普及とそれのビジネスへの取り込みに合流してゆく。この時期、通信網の高速化とデジタル化が進み、またインターネットが一般家庭やビジネスの世界に積極的取り込まれることによって、情報検索ビジネスやウェブ・デザインなどさまざまな新しいビジネスが誕生し、ソフトウェア産業が一層大きく発展したことは記憶に新しい。例えばマイクロソフトに代表されるような、ソフトウェアメーカーが誕生し、急成長したのもこの時期である。

このような 80 年代後半から年代にかけてのソフトウェア産業の成長は、特に米国において著しく、またそのソフトウェアを搭載したコンピューター・システムがさらに広汎にビジネスに取り入れられる過程で、米国経済全体の生産性が急速に向上したのである。このことから言われだしたが、いわゆるニューエコノミー論であった。つまり、IT 化にいち早く成功した米国経済は、製造業が中心で、ともすれば景気循環の大きな波に翻弄されてきた旧来型の経済から抜け出し、デジタ

ル化した新しい経済、つまり景気循環の波の影響を受けず、また高い生産性を誇る段階に達したというのである。このニューエコノミー論は、2001年のITバブル崩壊をもって、その命脈を終えるのだが、いずれにせよダウンサイジングの進行とインターネットの普及、そしていわゆるクライアント・サーバー環境が整えられる過程において、ソフトウェア産業はまさに劇的な成長を遂げることになる。



出典：Current Business Reports, Service Annual Survey, the US Census Bureau

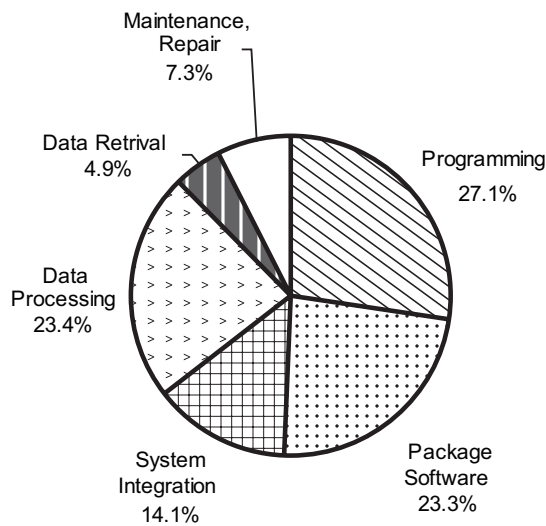
図3. 米国のソフトウェア産業の成長

上の図に見られるように、米国のソフトウェア産業^(注13)は1985年から1997年にいたる12年間に5倍弱のサイズに成長するのである。それは名目の年平均成長率13.9%という驚異的な成長だった。^(注14)この同じ時期の米国の名目平均成長率は5.8%、実質の平均成長率は3.1%であったから、ソフトウェア産業のこの時期の成長がいかに急激なものであったかが良く分かる。またこのことを見て、正にIT革命が起こったと人々が実感しても、何等不思議はない。

ただソフトウェア産業と言っても、場合によってはコンピューター・ソフトウェアだけでなく、映画や音楽などのいわゆるコンテンツ産業まで含む場合があるので、ここでの議論を厳密にするために、ここでのソフトウェア産業の範囲を明確にしておこう。本論文で言うソフトウェア産業とは、コンピューター・ソフトウェアそのものかあるいはコンピューターによる情報処理に付随するさまざまな業種のことを指す。言い換えると、コンピューター・システムに対するさまざまな命令文の集合体であるコンピューター・ソフトウェア開発にかかわるさまざまな仕事。そして、そのソフトウェアによってさまざまな仕事を行なうコンピューター・システムを使って、実際にさまざまな仕事を行なわせることを専門に行なう業種を含めて、ソフトウェア産業ということにする。実際に米

国の Census Bureau における Computer and Data Processing Service に分類されるさまざまな業種をここではソフトウェア産業と呼ぶことにしよう。このソフトウェア産業における、さまざまな業種のシェアは次のようになっている。

Structure of Computer and Data Processing Service Industry in the US (1997)



Source : The Statistical Abstract of the US, the US Census Bureau

図4. 米国ソフトウェア産業のビジネス構成

大まかに言うと、顧客の求めに応じてさまざまなソフトウェアを開発するプログラミングのビジネス、Windows や Power Point のような不特定多数の顧客に対して提供される、いわゆる「出来合いソフト」である Package Software、そして会計事務などのさまざまなデータを入力したり、計算したりするサービスを提供する Data Processing Service の三大業種がそれぞれ四分の一ずつを占める。そして、ホスト・コンピューター、PC、プリンターを始めとする周辺機器などを集めてコンピューター・システムを作り上げ、それを顧客の要求に合わせて LAN などのネットワークとして形成し、顧客の仕事が効率的に進められるようにする事業を System Integration と言っているが、このようなコンピューター・システムを効率的に運用し、また必要なアップグレードや修理を行なう Maintenance。そして、大きなデータ・ベースを整備し、例えば新聞記事検索に代表されるようなさまざまな情報を提供する Data Retrieval を行なうビジネスなどから、ソフトウェア産業は成り立っているのである。

さて、よく知られているように、ソフトウェア産業は典型的な労働集約型の産業である。したがって、売上げベースで年10%を超えるような急成長を支えるためには、それに見合った労働投入の伸びが欠かせない。表1に見られるように、ソフトウェア産業では、急激な雇用の増加が見られた。

表1. 米国ソフトウェア産業における雇用の増加

	Ave. Annual Growth		Annual Growth		
	'85-'90	'90-'95	1996	1997	1998
Software Services Total	7.2%	7.0%	10.5%	16.8%	13.4%
Computer Programming	13.8%	10.2%	11.0%	18.4%	14.9%
Pre-packaged Software	15.5%	9.9%	9.9%	15.6%	9.6%
Computer Integrated Systems Design	10.3%	5.8%	9.2%	14.8%	9.2%
Computer Processing & Data Preparation	0.5%	2.5%	3.6%	7.8%	2.0%
Information Retrieval Services	4.2%	3.5%	19.3%	19.1%	21.0%
Computer Maintenance and Repair	9.9%	4.1%	8.2%	7.5%	5.3%
Computer Services Management, rental & leasing	6.9%	10.0%	18.0%	27.7%	25.2%

Source : Statistical Abstract of the United States, 1998, 1999 and 2001, the US Census Bureau

実際に、80年代から90年代にかけて、顧客の求めに応じてコンピューター・プログラムを開発する業種、そしてパッケージソフトを開発する業種に大きな雇用の伸びが観察されている。この時期、この二つの業種では10%を超える雇用の伸びが見られる。そして、インターネットの普及が本格化する90年代後半になると、これら二つの業種に加えて、データベースによる情報検索サービスや複雑化するコンピューター・システムの維持管理、そしてシステムそのものを貸し出すサービスにおいて、場合によっては20%を越えるような急激な雇用の伸びが見られる。

しかし、米国と言えどもそれほどの急激な労働需要の伸びを自然増だけでまかなうことは難しい。特に近年日本でも問題になっているが、米国における大学生の工学部離れは随分前から始まっていて、コンピューター・サイエンスを専攻した大学新卒者は、このようなソフトウェア産業の急激な伸びに対応するほど伸びなかったのである。そうすると、人員を確保する残りの方法は、先ず国内で他の産業に従事しているコンピューターの知識を持っている人材を確保することになる。つまりこのような急速な雇用の増加を維持するためには、他産業で働いているコンピューターの知識を持った人材を奪い取ってくるのが不可欠になるのである。これは言うまでもなく、急激な賃金の上昇をもたらす。

表 2. 米国ソフト系産業における賃金の上昇

	Annual Wages and Earnings (US\$)					
	1985	1990	1995	1996	1997	1998
Software Services Total	27,683	38,763	50,700	55,760	58,688	65,300
Computer Programming	29,311	41,857	52,700	57,818	60,028	64,700
Pre-packaged Software	32,933	45,505	63,700	70,821	77,422	94,100
Computer Integrated Systems Design	31,569	43,795	54,700	59,810	61,430	65,400
Computer Processing & Data Preparation	23,228	30,452	39,700	43,098	43,660	45,800
Information Retrieval Services	25,121	32,704	42,200	46,501	49,582	63,700
Computer Maintenance and Repair	26,929	34,296	37,800	40,072	40,559	41,200
Computer Services Management, rental & leasing	30,345	41,185	51,800	57,150	60,365	64,100

Source : Statistical Abstract of the United States, 1998, 1999 and 2001, the US Census Bureau

無論名目値ではあるが、多くの業種で 10 年間で賃金が倍以上に跳ね上がっていることが分かる。つまり 10 年間で賃金が倍になるということは、名目値での賃金の年平均上昇率は 7.2% である。名目値で経済成長率が 5～6% 程度であった当時の米国で、それを大きく上回る賃金上昇を記録していた産業があったことは、このソフトウェア産業でいかに労働需給が逼迫していたかを如実に示すことになる。

つまり、ソフトウェア産業の急激な成長は、先ず新卒の労働力を吸収して、それでは足りず他産業に従事していた労働力を高賃金で奪い取ったのである。しかし、それでも米国のソフトウェア産業における労働需要は十分満たされなかったし、また賃金の高騰によって利益率の低下を余儀なくされたのである。

この急場を救ってくれたのは、インド人ソフトウェア・エンジニア達であった。彼らは働き者であったし、先ず第一に米国人ソフトウェア・エンジニアに比べてはるかに安い賃金で雇えた。当初経験や知識は不足していても、知識の吸収は早かったし、コーディングやテスト、デバッグと呼ばれる人手はかかるが生産性の低い仕事でも喜んでやってくれたのである。インド人ソフトウェア・エンジニア達にとっても、憧れの米国で仕事ができ、しかも母国の数倍の給料をくれるとあっては、その条件は大変魅力的であったのである。そのために、オンサイト・ビジネスとインドと呼ばれるいわゆる人材派遣業へのインド人ソフトウェア・エンジニアの志願者は後を立たなかった。

このように、インドのソフトウェア産業が急成長する条件は整っていたのである。当時米国のソフトウェア産業における労働需給逼迫に、すぐに対処できる国はインドをおいて他にはなかった。それでは次章では、インドのソフトウェア産業の勃興と急成長について検討することにしよう。

6. インドのソフトウェア産業の誕生と90年代の急成長

インドは独立以来長らく、東西冷戦の下での両陣営の緊張関係に加えて、パキスタン・中国との国境紛争を抱え、またそれゆえ両国の軍事脅威に晒されて来たため、非同盟主義を標榜してきた。また、戦前の英国支配の下で英国の国際生産システムの原料供給地として位置付けられたため、国内の産業化が制限されてきたことから、独立後はいわゆる自力更生型の産業化を進めようとしてきた。さらに、ネルー政権の中心となったのは、イギリス留学組のエリート達であったが、彼らの多くはフェビアン協会を中心とする計画経済による経済発展を重視する考えに共感を覚える人たちであった。そのため、独立後のインドでは中央集権的な計画経済運営の下、政治的独立ばかりでなく、国際資本主義システムに依存しない経済的独立を確立することが、政権の重要な目標として掲げられた。^(注15)

その結果、極めて高い関税障壁と、輸入数量制限、輸入許認可制度、さらに厳しい外貨の持ち出し制限によって、国内市場をほぼ外国から閉ざしてしまう政策をとったのである。例えば、現在WCO (World Customs Organisation) の下で定められた約5千の関税分類品目があるが、当時インドではその内4千あまりの品目において、何等かの輸入許認可が求められていたのである。1960年代から80年代にかけて、このような厳しい貿易制限が行われたのであるが、コンピューターの輸入も厳しい輸入制限の下にあったのである。

60年代から70年代にかけて、ようやくインドでもコンピューターの民間への利用の動きが始まっていた。しかし、厳しい輸入制限の下で辛うじて輸入された外国製のコンピューターは当然極めて高価で、簡単に一民間企業が自社専用で使える段階ではなかった。そのため、大型コンピューターの時間貸し事業に乗り出す企業が現れ始めたのである。これは当時多くのユーザーに対して大型コンピューターの情報処理サービスを提供するために、タイム・シェアリング・システムという方式が世界中で導入されていたが、これを利用して複数の企業に対して大型コンピューターの情報処理サービスを提供して、それによって利益を上げようとするビジネスがコンピューターの時間貸しビジネスである。^(注16) このようなビジネスに進出した企業の一つに、Tata Consultancy Service (TCS) があった。

当時コンピューターの時間貸しビジネスに進出した企業は、ほとんどの場合主流であったIBMの大型コンピューターを購入することになったが、それは厳しく制限されていた外貨による支払いが求められたので、政府に輸入許可を求める必要があった。インドは当時経済的には、ほぼ半鎖国状態にあったが、少なくとも乏しい外貨を使って輸入しなければならない石油などの必需品があった。そのため、政府は輸入による外貨の流出に神経を尖らせ、輸入に見合った外貨の獲得にコミットしなければ輸入許可を出さなかった。

多くの企業は繊維製品や鉄鉱石など、限られた輸出品を輸出した企業から、その見返りとして与えられる輸入ライセンスを、高額のプレミアを付けて買い取り、それによって大型コンピューターを輸入していたが、TCSは「人間を輸出」することを思いついたのである。^(注17)

当時インド政府は、ハイテク産業の自給政策を進めており、大学でも計算機科学を専攻する学科を設立したり、国産コンピューターの開発計画を進めていた。そのため、大学で計算機科学を専攻したソフトウェア・エンジニアが次々に誕生していたのである。しかし彼らは国内にはコンピューター産業はまだ誕生しておらず、数少ないコンピューターの時間貸し会社に就職したり、あるいは政府機関で仕事を見つけたりしていた。TCSは、これらの若い計算機科学専攻の卒業生に目をつけて、彼等を「人材派遣」することで外貨を稼ぐことを考えたのである。

この若い計算機科学専攻の卒業生たちは、理論は教わっても大学には大型計算機がないことはほとんどであったから、実際に計算機を使って仕事をしたことはほとんどない人々であったが、彼等は米国に送られて、デバッグやテストといったソフトウェア産業の中では典型的に低賃金労働の中でも、OJTしながら実際の大型コンピューターを使った仕事をどんどん吸収していったのである。このビジネス・モデルは若いインド人ソフトウェア・エンジニアの熱心さと米国人よりはるかに安い賃金とによって、短期間に大成功を収め始めたのである。

先に見たように、米国では80年代後半から急速なダウン・サイジングが始まり、ソフトウェア・エンジニアに対する需要が急速に増大した。それによってソフトウェア・エンジニアの労働コストは高騰したが、それでも供給は十分ではなかった。このソフトウェア産業における労働の需給ギャップを埋めたのが、インド人ソフトウェア・エンジニアたちだったのである。

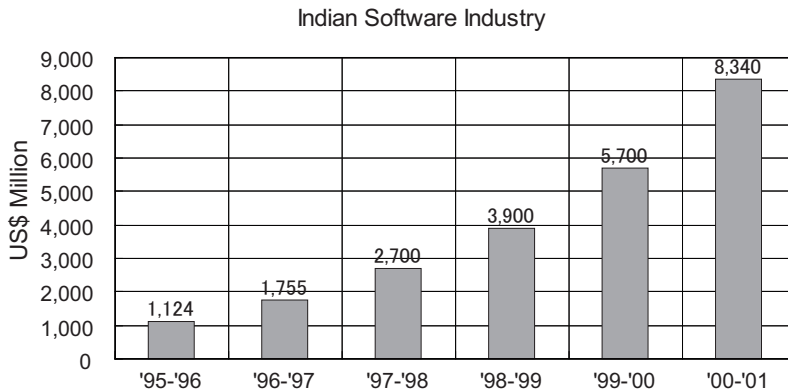
インドは歴史的に見ても、中国と並んで移民が数多く流出した国の一つであるが、インド系移民、いわゆる印僑も世界中に広がっている。北米にも印僑が数多く存在し、一説によると200万人にも上るといわれる。彼等は華僑と同様に、地縁・血縁などを通じて強い団結力を持ち、強力な通商ネットワークを築いている。

ラジャスタン州を故郷とする商業の民、マルワリやシンディーといった部族に始まり、ベンガル人、グジャラート人など、それぞれが地縁・血縁で結ばれた商業グループを形成して、異郷の地で商業ネットワークを形成したのである。因みに東南アジアの印僑ネットワークは主にタミール人など南インドを出自とする人々からなっているが、このように世界各地に印僑ネットワークが形成されたのである。このような印僑ネットワークが、当時若いインド人ソフトウェア・エンジニアの受入れに一役かったのである。

インドのソフトウェア産業はこのようにして、スタートを切ったわけだが先に見たように80年代後半から90年代にかけて、米国のソフトウェア市場はかつて例を見ないほどの勢いで急成長する。この恩恵を最も受けたのがインドのソフトウェア産業であったことは言うまでもない。

当時ソフトウェアで米国の需給ギャップを埋められる可能性を持っていたのは、アイルランド、イスラエルなどであったが、安定した量で、低付加価値の業務にも安い価格で人材を持続的に提供できたのはインドだけであった。最近ソフトウェア面でも台頭し始めている中国であるが、当時はまだ十分な人的蓄積がなかった。インドのソフトウェア産業は、人材の量、安い労働コスト、印橋による人的ネットワーク、そして後に述べるようにインド・ソフトウェア企業の積極的な品質管理認証の取得などによって、米国における地歩を確立した。

1990年代、インドのソフトウェア産業は、ほぼ8倍に成長した。



Source : NASSCOM, Indian Software Directory 1995-1996 and 2001

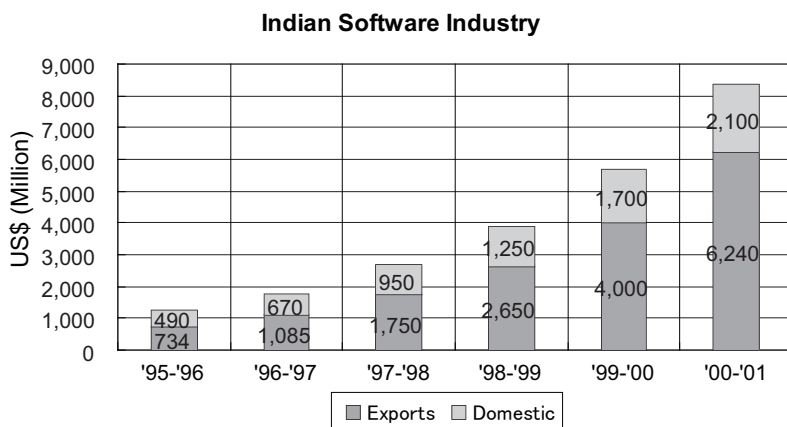
図5. インド・ソフトウェア産業の90年代における成長

つまりこの時期のインド・ソフトウェア産業の年平均成長率は、22.2%に達していたのである。先に見たように米国のソフトウェア産業のほぼ同じ時期における年平均成長率が13.9%であったのに対応して、インドのソフトウェア産業も急成長を記録したのである。

インド亜大陸のほぼ真中に位置するデカン高原と、その西側斜面から海岸までを占めるカルナタカ州の州都はバンガロールというデカン高原の中心に位置する高原都市で、真夏には50度近くまで気温が上昇するデリーや、ほぼ一年中30度前後の気温が続く商工業都市ボンベイと違って、年中20度少々という過ごしやすい気候にお恵まれている。このバンガロールにはこの時期、次々と内資・外資にかかわらずソフトウェア関連企業の新築ビルが建設された。ボンベイには先に述べたTCSの本社があるが、多くのインド系ソフトウェア企業は、このバンガロールに本社を構えた。Wypro社やInfosys社などがその典型例である。それには訳がある。

90年代ソフトウェア・エンジニアの賃金高騰と、絶対数の不足に根をあげた多くの米国企業が、インドにその供給地を求め始めたのである。そしてIBMを始めとする米系企業は、ソフトウェア

の開発拠点をインド国内に選択するにあたって、気候が比較的過ごしやすいバンガロールを選ぶことが多かったのである。インド系ソフトウェア企業は、これらソフトウェア米系大手の顧客と積極的に合弁企業を設立し、顧客の囲い込みをはかった。そして、バンガロールに構えたソフトウェア開発拠点で若いインド人ソフトウェア・エンジニアたちを訓練し、ソフトウェア要員として次々と米国に送り込んだのである。(注18)



Source : NASSCOM, Indian Software Directory 1995-1996 and 2001

図6. 輸出中心のインド・ソフトウェア産業

図6に見られるように、インド・ソフトウェア産業の出荷先別で見ると、95年当時は6割であった輸出比率が毎年上昇し、2000年には74.8%に達している。ここで輸出と言うと、例えばWindowsのようなパッケージ・ソフトを輸出したような誤解を与えるかも知れない。実は、厳密に言うとインドのソフトウェア産業の輸出は、サービスの輸出が主体であって「モノ」の輸出ではない。この事実は、ソフトウェア産業そのものの特性と、インド・ソフトウェア産業のビジネス・モデルの特質に由来する。

ソフトウェア産業は本来、高度に労働集約的な産業であって、生産コストに占める労働コストの比率が著しく高いことで知られている。これに加えて、インド・ソフトウェア産業の当初のビジネス・モデルは、人材派遣業、すなわち労働力の輸出で成り立っていた。需給が逼迫する米国のソフトウェア市場に、大量の労働力を輸出することが、まずはインド・ソフトウェア産業の急成長をもたらしたのである。そして、その後このインド・ソフトウェア産業の輸出構造が急激に変化し始めるのである。

まず最初にソフトウェア・エンジニアの人材派遣業をきっかけとして立ち上がったインド・ソフトウェア産業ではあったが、この人材派遣には常にいくつかのリスクが伴った。第一のリスクは米

国側にあった。90年代にインド人をはじめとする多くのソフトウェア・エンジニアが外国から米国に流入するようになると、その低賃金を武器に米国人ソフトウェア・エンジニアの職を奪い始める。これはやがて「米国人の仕事を守れ」という政治的な声につながる。

米国政府は、外国人が米国で就労するためのビザ、H-1Bの発給を職種別にクォータを設けて制限していた。例えば1997年の同ビザのクォータは65,000であったが、その内ほぼ半分の30,000をインド人が取得していたのである。そしてこのクォータは、時々の政治状況によって、拡大される場合もあれば、縮小される場合もある。これは言うまでもなく、ビジネス上のリスクとなる。

第二のリスクは、競争上のリスクである。米国向けの人材派遣ビジネスで、低賃金を武器にソフトウェア開発の下流部分の業務をこなすビジネスは、サービスの差別化が難しく、またそれゆえ価格競争に巻き込まれやすい。それだけでなくとも低付加価値部分への人材派遣であり、且つ参入障壁は低いため、インド系競合他社以外にも次々と競争相手が参入して来たのである。そのために、インド系の各社は戦略としてビジネスの高付加価値化と差別化を目指したのである。

第三のポイントは、ビジネス・モデル転換のリスクである。すでに述べたように、人材派遣ビジネスで立ち上がったインド・ソフトウェア産業ではあったが、このビジネス・モデルはそれ自身の中に脆弱性をはらんでいた。米国に派遣されたインド人ソフトウェア・エンジニア達は米国人エンジニアより低い賃金で、雇用することができたので、その需要は急速に高まったけれども、それを繰り返していく内に、インド人エンジニア達は仕事の内容や客先の細かな要求にも対応できるよう、業務を通して学習し、その理解を深めていった。そしてやがて、業務の一部をインドに持ち帰って、完成品を納入することが可能となり始めた。また、90年代にはインドにおいても通信衛星を介したデジタル通信が可能となり、業務の一部は常に米国の客先で行なう必要がなくなってきたのである。

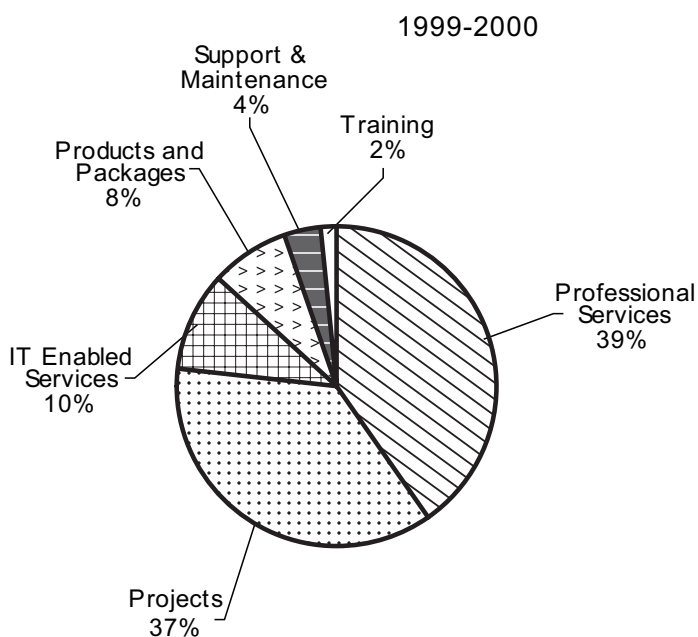
人材派遣ビジネスを On Site Business と呼んでいるが、これに対して新しいビジネス・モデルとして米国の客先の仕事をインドでこなす Off Shore Business が現れたのである。この新しいビジネス・モデルは、On Site Business に対して大きなコスト競争力を持っていたので、インドのソフトウェア各社は一斉にこのビジネスに乗り出すことになったのである。さらに、この Off Shore Business は、第一のリスクであるビザの問題にも一定の回答を与えることになったのである。

ただ、On Site Business から Off Shore Business への転換がなんの障害もなく、簡単に進められたわけでは当然ない。米国の発注元から見れば、コントロールの効かないインドでソフトウェアを開発させることは、大変なリスクを伴う。数ヶ月かけてインドで開発させたソフトウェアが使い物にならなければ、それは直接の開発費だけでなく、納期遅れやリカバリーに大変な労力とコストがかかることを意味する。この面での発注元の懸念を払拭するために、インドのソフトウェア企業はこ

ぞって米国のソフトウェア開発にかかわる品質認証を所得した。

例えばカーネギーメロン大学で開発された CMM Capability Maturity Model は、ソフトウェアの下請け企業のソフトウェア開発能力を認証するシステムの代表的なものであるが、これの上位レベルの認証をインドのソフトウェア企業はこぞって取得したのである。

下の図7は、1999年の時点でのインド・ソフトウェア産業のビジネスドメインの構成を示したものであるが、この中で Professional Service と呼ばれているものが、基本的にはソフトウェア・エンジニアの人材派遣業である。



Source : NASSCOM, Indian Software Directory 1995-1996 and 2001

図7. インド・ソフトウェア産業のビジネス・ドメイン

一方、Project と呼ばれているのは、あるソフトウェア開発プロジェクト全体を任される一括請負方式のビジネスで、このビジネスは明らかに人材派遣業と比べて、付加価値率が高くなる。無論このビジネスにおいても、米国の客先にインド人エンジニアを派遣する部分が残るのは当然で、全体としてみるとこの年の On Site Business は、全体の 58%を占めていた。

ここで注意しなければならないのは、90年代後半になるとインド・ソフトウェア産業に新たなビジネス・モデルがまた生まれる。これが IT Enabled Services と呼ばれるビジネスである。これは、

インド国内の電話通信網の整備はまだまだ遅れていても、海外との通信網は急速に改善されて行き、さらにインターネットによる国際間の通信が容易になってくるプロセスで生まれたもので、お客様サービスセンターなどのコール・センター、会計処理サービス等の労働集約的サービス部門をインドで請け負うものである。

これは、高付加価値化を目指していたそれまでのソフトウェア産業全体の流れとは全く反対に、インド国内の労働コストの安さを武器にして、豊富な労働力をインド国内で活用することで競争力獲得を目指したビジネスである。つまり、インドのソフトウェア産業の高付加価値を目指す流れと、低付加価値分野での競争力を発揮する流れとが生まれてきた事を意味する。

このようにインドのソフトウェア産業は、Body Shopping と呼ばれる人材派遣業から出発して、その On Site Business から Off Shore Business へのビジネス・モデル転換を成功させ、その過程でソフトウェア開発能力の認証を取得する努力を払いながら、ソフトウェア開発の高付加価値部分への進出を進めていったインドのソフトウェア産業は、この海外市場と技術進歩の動向をにらみながら、もう一方で低付加価値の ITES への進出も同時に進めるなど、自らのビジネス・モデルの進化と多様化をはかってきたのである。

7. マレーシア MSC プロジェクトの評価と課題

すでに述べたように MSC プロジェクトは、マハティール前首相に率いられた前政権が威信をかけて取り組んだマレーシアの国家プロジェクトである。このプロジェクトの中で、産業的な意味を持つのは Cyberjaya の建設と、そこでの IT 産業の育成である。ここで、1996 年当時に掲げられた主要プロジェクト、いわゆる Flagship Application について見てみよう。

1) Electronic Government

政府はその業務の電子化を進め、より効率的な行政機能を実現しようとした。具体的には、行政事務の電子化、政府調達電子化、各種プロジェクトのモニタリング・システムの電子化、行政府の人材活用電子化、そして国民への行政サービスの電子化の五つのパイロットプロジェクトが含まれる。

2) Multi-Purpose Card

身分証明書、各種免許証などの機能を一枚の電子カードに納めた、Government Multi-Purpose Card (GMPC) の開発と、決済機能を統合した Payment Multi-Purpose Card (PMPC) の開発からなる。

3) Telehealth

人口密度の低いいわゆる過疎地域が多い、マレーシア東部沿岸やボルネオ島における医療水準改善のために遠隔医療システムを構築することを目的としている。

4) Smart School

遠隔授業、IT教育などを目的としてパイロット・プロジェクトが進められ、国内の教育水準の向上が図られる。

5) R&D Cluster

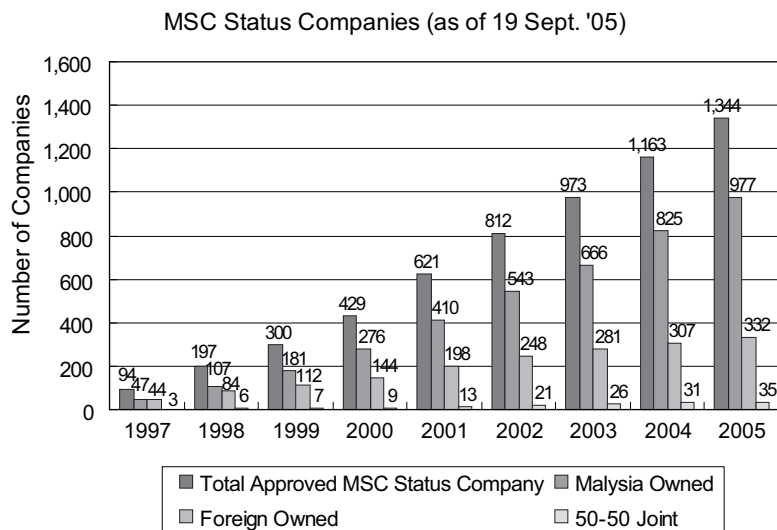
MSCにIT関連の研究開発拠点を誘致すると共に、マレーシア国内のベンチャー・ビジネスを育てたいというのが狙いである。このために、情報通信ネットワークの整備を始めとしたITインフラの整備に精力的に取り組んできた。

6) E-Business

インターネットの普及を背景に、マレーシア発のE Businessを発信させたいとの狙いから、IT関連の法整備にも力を入れてきた。

これらはいずれも野心的なプロジェクトで、電子政府の実現はシンガポールと並んで東南アジア地域の中では飛びぬけて先進的な取り組みといえよう。1996年以来、この地域には多くの多国籍企業がソフトウェア開発拠点を建設したり、あるいは政府がIT技術者の養成のためにサイバー・ユニバーシティー（Cyber University）を建設したりと、多くの動きが見られた。それではこれまでのMSCの成果を統計から観察することにしよう。

2005年9月19日現在、1,344社が法人税税の減免などを含むMSCステータスを取得している。

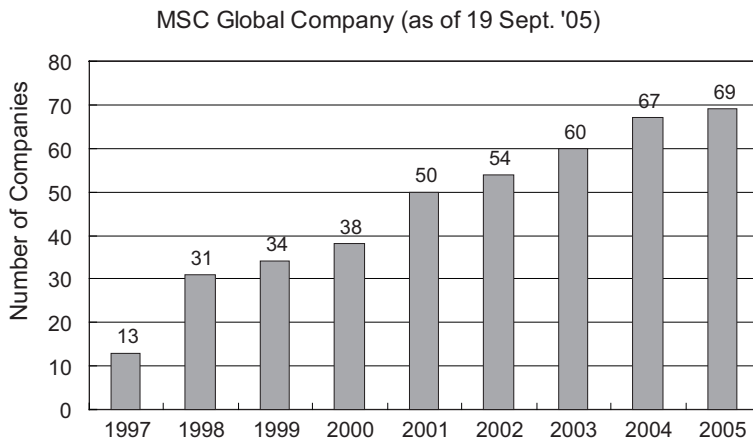


Source : Multimedia Development Corporation

図8. MSC Status 取得企業数の伸び

取得企業は毎年伸びつづけ、当初は40%を越える伸び率を記録した他、最近でも20%前後の伸び率を維持して、堅調な伸びを記録している。その結果、MSCステータスを取得した企業数は、8年弱の間に14倍以上に伸びたことになる。

2005年9月19日当日の累積数で見ると、72.7%がマレーシア資本かあるいはマレーシア資本が過半を占める企業で、外資企業は24.7%であった。つまりMSCプロジェクトは、マレーシア資本主導のプロジェクトであり、従来のエレクトロニクス産業等と違って、初めてマレーシア資本が主流となる産業が生まれつつあることを意味する。現に、MSCステータスを取得した世界的な多国籍企業の本数は、毎年伸びてはいるものの、全体としては圧倒的に少数派になっている。

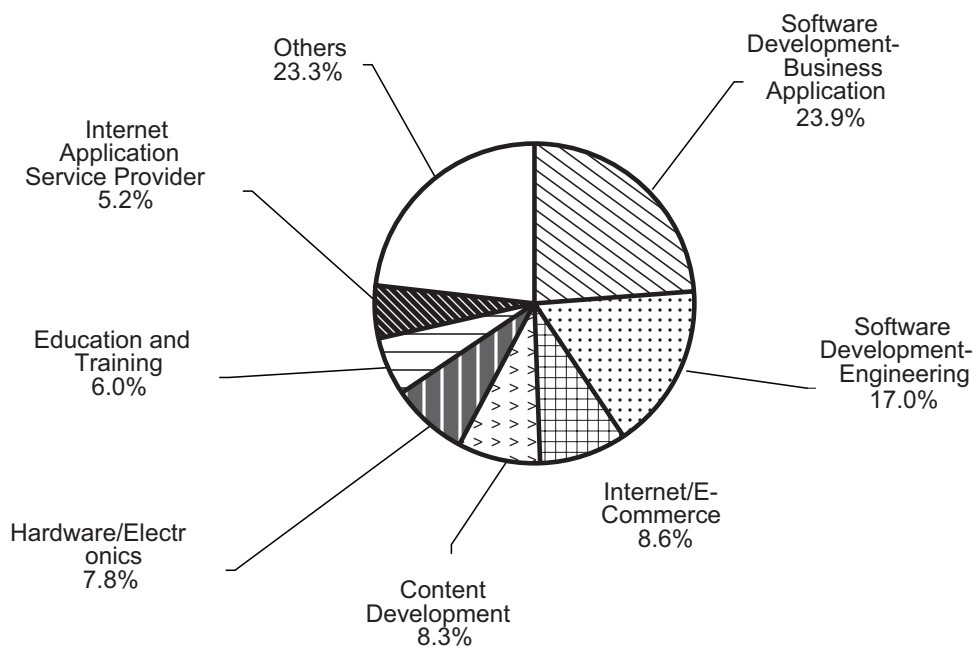


Source : Multimedia Development Corporation

図9. MSC Status を取得した外資多国籍企業数の伸び

これら1,000社を超えるMSCステータス取得企業の内、23.9%の企業は会計業務などビジネス向けソフトウェアの開発を事業の柱に据えている企業である。その他に、17.0%の企業はエンジニアリング・ソフトウェア、つまり機械をコントロールしたりするソフトウェアの開発に従事している。また8.6%は、B to BやB to Cを含むEコマースや、インターネット広告などのインターネット関連ビジネスを行なっている。そして、注目されるのは、8.3%の企業がコンテンツ開発に携わっていることである。

MSC Companies by Sector

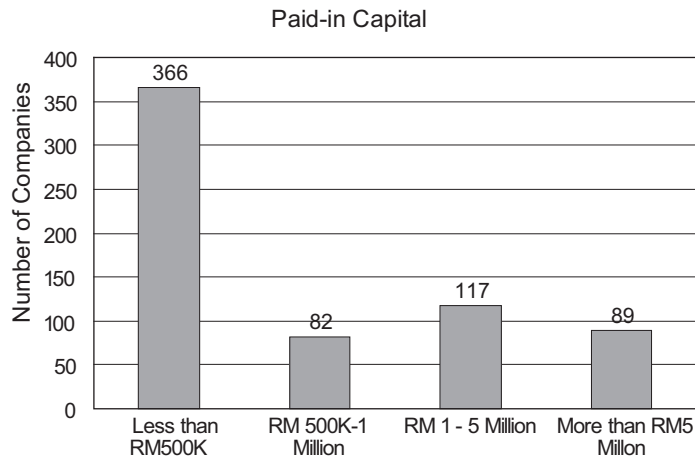


Source : Multimedia Development Corporation

図9. MSC Status 取得企業の事業分野

MSC プロジェクトには、先の六つの Flagship Project に加えて、Creative Multimedia Cluster と呼ばれるプロジェクトがあって、アニメーション、映画、特殊効果など映像芸術分野を中心としたデジタル・アーティストの養成にも乗り出しているのである。この意味で、インターネット関連のコンテンツの他に、ここで挙げられているコンテンツ開発にはこれらのデジタル・アート部門の企業が含まれる。^(注19)

これら MSC ステータス取得企業の内、ハードウェア開発企業は全体の 7.8% に過ぎない。つまり MSC プロジェクトは基本的にはソフトウェア開発主導でプロジェクトが進んでいることを示しているのである。それではこれらの企業は、どのような企業なのであろうか。これまで見てきた統計は、Multimedia Development Corporation がまとめた公表した最新の状況であるが、これに先立って同社がまとめた "Impact Survey 2004" に沿って見てみると、次のようなことが分かる。



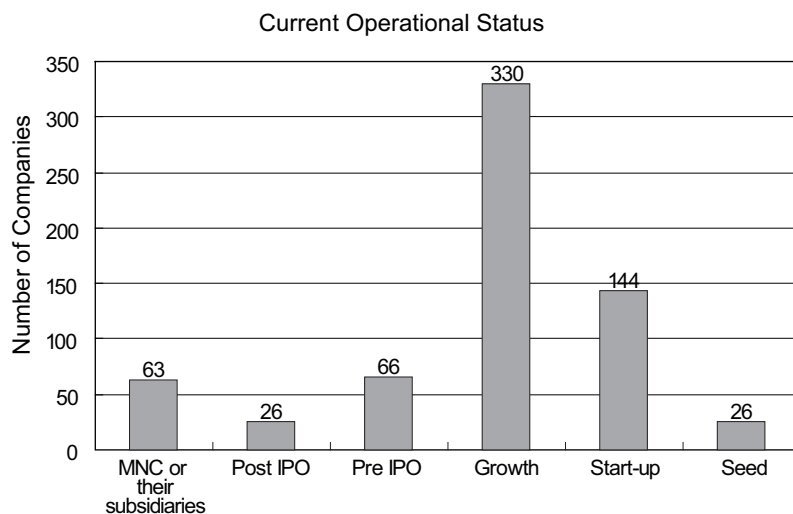
Source : Multimedia Development Corporation, "Impact Survey 2004"

図 10. MSC Status 取得企業の資本規模

2004年の調査時点では、366社が50万マレーシア・リング以下の資本規模であった。50万マレーシア・リングは、2005年9月時点の為替相場で日本円に換算すると、1,500万円余りとなる。この366社は全体では56.0%を占めており、いわゆる零細企業がマジョリティーを占めていることになる。逆に最大資本規模グループの500万マレーシア・リング（約1億5,000万円あまり）以上の資本規模をもつ企業は、89社で、全体の13.6%に過ぎない。

しかし、ここでこのプロジェクト全体を過小評価することは、慎まなければならない。その理由はまず第一に、多くのIT企業は新規参入時に必要とされる資本が極めて小さくて済む場合が多いことである。例えば現在企業の会計業務を中心としたデータ処理に一般的に使われることの多い統合型のパッケージソフトウェアであるSAPをある企業に導入する場合、大なり小なり一定のカスタマイゼーションが不可避である。このような業務を請け負って、ビジネス向けのソフトウェア事業を展開する場合、最小限サーバーと高性能PCが数台あれば商売を始められるのである。これに必要な初期投資は、日本円にしてせいぜい数百万円程度である。

このことから考えると、小規模のソフトウェア・ハウスがマレーシアに多く起業されたとしても何の不思議もないのである。また、MSCの戦略目標の一つは、マレーシア人によってIT業務をこなすことができるように、インフラを整えることであったとすれば、それは一定の成果を挙げたと言えるべきかも知れない。そして第二に、これらの小規模企業はいわゆるスタートアップ企業か、あるいはそれ以前の企業が多いということに留意する必要がある。



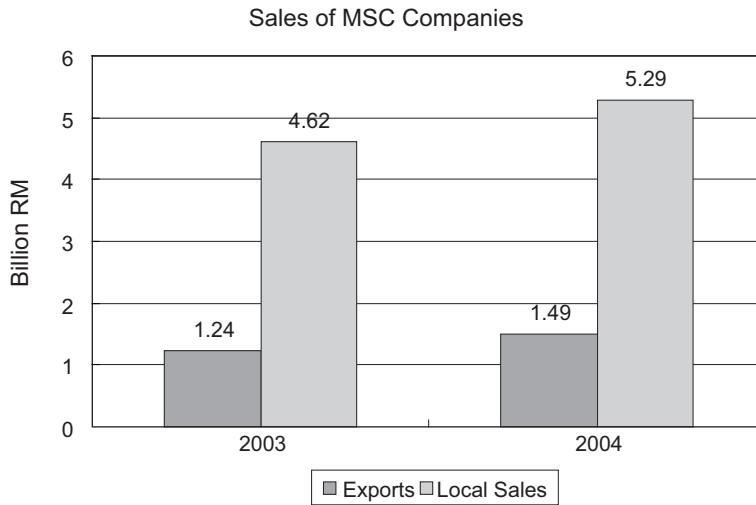
Source : Multimedia Development Corporation, “Impact Survey 2004”

図 10. MSC Status 取得企業の資本規模

“Impact Survey 2004” の調査時点において、株式公開を行なった企業および外資系の多国籍企業やその子会社は全体の 13.6% を占めるに過ぎず、残りは IPO 前か或いはビジネスをスタートして間もない企業だと言える。この意味では、MSC はマレーシア IT 企業のインキュベーターとしての機能を果たしていると言えよう。従って、MSC ステータスを取得した企業に中小零細企業が多いのは、当然のことと言えるであろう。

マレーシアのマハティール前首相は、機会ある毎にマレー系マレーシア人に政府の施策に頼ることなく、自ら起業せよと呼びかけてきた。それはマレー系マレーシア人による起業が、華僑系マレーシア人に比べて非常に少ないことによる。また、マレーシアにおける起業が、民族的背景にかかわらず、マレーシア経済の将来にかかわる深刻な問題であることを意識しての発言であったことは明かである。その意味で、MSC は 500 社にのぼる新しい起業を生み出したことで一定の成果を挙げたことを、認める必要がある。

2004 年には調査に協力した MSC 企業 436 社で、総額 2,041 億円の売上げがあった。これは一社あたり 4.7 億円になる。ただ、この売上げの大半が国内市場向けの売上げであったことは、注意を要する。



Source : Multimedia Development Corporation, "Impact Survey 2004"

図 11. MSC Status 取得企業の売上げ

2004年に全体で67億8千万マレーシア・リングの売上げをあげたMSC企業では、その内53億マレーシア・リングは国内市場での売上げであった。これは全体の78%に当たる。つまりこれは、MSCプロジェクトで誕生したマレーシアのIT産業は、基本的には国内市場向けの産業であって、輸出指向型の産業ではないことを意味する。言い換えると、急速に豊かになりつつあるマレーシア経済は、その労働供給力の限界と平均賃金の向上を踏えてIT化を進めているのである。MSCで誕生したマレーシアのIT産業は、この国内のIT化に対応して成長したといえることができる。

8. 結論

インドのソフトウェア産業は、元々政府の厳しい輸入規制を乗り越えるための、一つの便法として海外に人材派遣を行なうビジネスとして始まったものである。その後、米国のいわゆるIT革命に伴う非常な人材不足とIT人材の件数高騰を千載一遇のチャンスとして、安い人件費、豊富な人材供給力、勤勉なソフトウェア・エンジニアの努力という三つの要素を武器として急速に成長したのである。その一方で、インド国内はいまだIT化がはるかに遅れている世界である。また、インドのソフトウェア産業が、何か新しいイノベーションを達成したから、産業的な成功を収めたというわけでもない。

つまり、インドのソフトウェア産業が立証して見せたことは、常に技術革新のみが発展途上国の産業を発展させる鍵という訳ではなく、豊富で勤勉な人的資源、優れたビジネス・モデル、そして

市場の動向にうまく乗るといふビジネス・センスが発展と成功の秘訣の一つであることを示したと言ふことはできないだろうか。

翻つて、マレーシアの MSC プロジェクトによる戦略は、少なくとも国内の IT 化にマレーシア人を参加させ、そしてそこで新しい企業をマレーシアに生み出したという意味では、成功であったと言ふべきであろう。ただし、マレーシアの 21 世紀を支える新しい輸出産業を生み出したかどうかについては、必ずしも明らかではない。今後マレーシアがどのような産業構造を目指すかは、極めて深刻な問題であつて、MSC プロジェクトによつて始められたマレーシア産業の高度化は、今一度方向転換を求められるのではないだろうか。

本論文においては、エレクトロニクスによる産業発展に成功したマレーシアが、21 世紀のさらなる産業発展を目指して取り組んでいるマルチメディア・スーパーコリドー・プロジェクトに代表される IT 産業振興策を取り上げ、この分野でいち早く成功を取めたインドの場合と比較することによつて、その経済的・産業的・政策的インプリケーションの検討を試みた。

1980 年代後半から 1990 年代にかけて、インターネットの爆発的な普及、メインフレーム中心のシステムからサーバー・クライアント環境による分散処理システムへの移行など、数々の技術革新によつて米国の IT 産業は急速に発展したが、その結果米国の IT 分野における労働市場は、深刻な人材供給不足と賃金の高騰に悩まされることになった。ここへ、価格・量・質において強い競争力を持つインドが、人材派遣業、いわゆるオン・サイト・サービスを通じて参入することに成功した。これをきっかけとして、インドの IT 産業は急速に成長・発展することになる。

1991 年の経済自由化以前、インド政府の徹底した国内産業保護と外貨流出阻止を狙う厳しい保護主義的政策が、その政策意図にもかかわらず、自国 IT 産業の対外的成功の下地になったことは、極めて皮肉なことである。しかし、その後インドの IT 産業はソフトウェア開発の品質管理手法を積極的に導入して、その認証を取得するなど、サービス内容の高付加価値化に努めると同時に、IT Enabled Service と呼ばれる低付加価値・労働集約的な分野にも積極的に進出し、ビジネス・ドメインの拡大に成功してきた。

一方マレーシアの IT 戦略は、電子政府の実現、IC カードの普及、遠隔医療の実現というように、基本的にドメスティックな性格を色濃く持ったものと言へるであろう。実際これまでのところ、マルチメディア・スーパーコリドー計画の下での参加企業の売上げは、約 8 割が国内向けである。この意味では、マレーシアの IT 戦略が、対米人材派遣で成長するというインド的な成功をマレーシアにもたらす可能性は、低いことを見て取ることができよう。

しかし、一方で長年マレーシア国民の起業率の低さに悩んできた政府としては、この一連の政策によつて、数多くの新興 IT 企業が生み出されたことが、政策の成功の証と言ふことができるかも知れない。この意味ではインドのような IT 産業の発展経路をとらないからといって、マレーシア

のIT戦略を批判することは早計と言わなければならないであろう。しかし同時に、マレーシアのIT産業がエレクトロニクスに代わって、マレーシアのリーディング産業になり得るか否かについては、多くの課題が残されていると言わねばならない。

最後に、本論文の作成過程で貴重なご意見を頂戴した久保田政純先生、粕谷雄二先生に、衷心より感謝する次第である。

注1 例えば、小野沢純、プミプトラ政策とプリブミ政策の比較、藤森英男編、発展途上国における現地化政策の評価、アジア経済研究所、1989年、238p.

注2 例えば、佐藤宏・近藤則夫、インド・マレーシアの社会変動と国家官僚制、アジア経済研究所、1986年

注3 MSCに関する先行研究では、参考文献にも挙げた山本(2000)、井出(2003)等の若手の研究の他に、松宮美奈「マレーシアのマルチメディア・スーパー・コリドー計画」アジア・オセアニア情報、大和銀行総合研究所アジア・オセアニア研究部、2000:(77):1-17p.があるのみである。

注4 前出、井出(2003)

注5 井出(2003)182~186p.

注6 例えば、青木健「マレーシア経済入門(第2版)」、38p.、85~91p.

注7 例えば、小磯・山本「マレーシア投資法制度の研究」、常盤国際紀要、第8号、2004年3月の209~210p.参照

注8 青木健「マレーシア経済入門(第2版)」、9~11p.

注9 この考え方を政策的に具体化したものとして第二次工業基本計画(通称IMP2)(1996~2005年)があるが、その背景については、青木健「マレーシア経済入門(第2版)」、36~40p.に詳しい解説がある。

注10 Multimedia Development Corporationの資料Multimedia Super Corridor – the Gateway to the Futureを参照

注11 Hoch他(1999)、259~260p.

注12 実際に1950年代には、ソフトウェアの価値は、コンピューター・システム全体の10%程度にしか過ぎなかったと言われている。これが、90%を超えるようになるのは80年代に入ってからである。山本「ソフトウェアの話」(1994)43~44p.

注13 米国で統計上Computer and data processing industryと呼ばれる産業には、厳密にコンピューター・ソフトウェアを開発・製造・販売する事業の他に、コンピューター・システム全体にさまざまにかかわるビジネスを指す。

- 注14 ここでは敢えて名目成長率でしか議論していない。と言うのも、ビジネスは基本的には実質値ではなく、名目値で好不況を実感するものであるし、また後に議論するように、この時期のソフトウェア産業の賃金上昇は、他産業をはるかに凌ぐものであり、経済全体をカバーする例えばGDPデフレーターで名目値をデフレートしても、あまり意味がないと思われる。
- 注15 Kapila (2001) 605-606p.
- 注16 Heeks (1997) 68-71p.
- 注17 Heeks (1997) 68-71p.、小島眞 (2004) 109-112p.
- 注18 このようなソフトウェア・エンジニアの人材派遣業をインドではBody Shoppingと呼んでいた。要するに「人買いビジネス」である。例えば、インドのビジネス雑誌Business Worldの”H-1B Visa Scandal” Business World, 20 November 2000, 24-34p. を参照されたい。
- 注19 例えば、MDCの広報誌「MSC.COMM」の2002年4月号30～31p. にアニメーション開発の事例が紹介されている。

参考文献

- 青木健、「マレーシア経済入門（第2版）」、日本評論社、1998年
- 井出文紀、「マレーシアに見るIT産業育成戦略の模索－工業化政策におけるK-economy」、関下・中川編著、「ITの国際政治経済学」第8章に所収、晃洋書房、2004年2月
- 小磯・山本、「マレーシア投資法制度の研究－ブミプトラ政策とその行政執行の構造」、常盤国際紀要、第8号、2004年3月
- 小島眞、「インドのソフトウェア産業」、東洋経済新報社、2004年
- 山本欣子、「ソフトウェアの話（第3版）」、日本経済新聞社、1994年
- 山本要、「経済成長を目的としたIT産業育成に潜む阻害要因－マレーシアMSCの成功に対する技術的困難」、立命館国際関係論集、創刊号、81～98p.、2000年4月
- Heeks, Richard, “Indian Software Industry”, Sage Publications, 1996
- Hoch, Detlev J., Cyriac R. Roeding, Gert Purkert, Sandro K. Lindner, with Ralph Muller, “Secrets of Software Success”, Harvard Business School Press, 1999
- Kapila, Uma, “Foreign Trade and Balance of Payments”, in Uma Capila ed., “Indian Economy since Independence 2001-2002”, Academic Foundation, 2001

研究論文

A Short-term Overseas Language Program: What Students Gain

Mayumi Watanabe

Abstract

In this paper, the benefits of a for-credit short-term overseas program are examined. The focuses of the survey are improvement in English proficiency and positive changes in students' behavioral patterns. Although the range of improvement is varied, 93.5% of the students improved their English proficiency. The skill which improved the most was listening and 77.4% of the participants improved their listening skill. In the behavioral aspect, eighteen students reported that behavioral patterns such as independency, autonomy, self-reliance, etc. were changed positively after participation in the program. TEG showed sixteen students changed their behavioral pattern related to the features in the subjects. This result supports the students' self-report of their behavioral changes. Although the program length is only one month, the participants gain much more than might be expected from a short-term overseas program.

1. Introduction

“What can you do only in a month? You can do nothing!” This is what one of the students who took part in this program was told on the first weekend of her overseas stay. Many people seem to believe that only a month is too short to learn something and you cannot count a month as an overseas experience. On the other hand, Bodycott and Crew (2000) report students' increased confidence in speaking English and that their participation in an overseas program enhanced their personal skills and attitudes. In this paper, the gains from a short-term overseas program will be examined. The survey focuses on improvement in English proficiency and positive change in students' behavioral patterns.

2. Program Expectations and Design

The overseas program of our university aims to offer students cross-cultural experiences and opportunities to improve their English skills. Students are expected to increase knowledge about

sociocultural aspects of English speaking society in addition to improving their English proficiency by using it in authentic everyday life. The whole program lasts thirty-three days, including travel days. Students study in the Extension Program of the University of California, Irvine in California (UCI Extension), U.S.A. for twenty-eight days and stay with local host families. The program at UCI Extension is followed by a two-day trip to San Francisco in order to try out their English in a different environment.

UCI Extension sponsors what is called the “Tokiva Program” which is a custom-made program for the students of Tokiva University. It is comprised of two blocks of language classes in the morning and field trips or Conversation Partner (CP) meetings in the afternoon. This program offers enough free time for students to explore the community on their own around the university. Weekends are basically free days and one or two weekdays are also free. Students are expected to explore the community, using bus pass with which they also commute their homestays to the campus. Some go to shopping malls and some visit theme parks. The Extension center provides optional tours on weekends. Many of our students signed up and some of them made friends with the students coming from other countries who were learning in different programs.

Teachers of the Eextension center were mostly trained as ESL teachers and had experience teaching in Japan. All the teachers who taught in the Tokiva Program had experience living and teaching at schools or in conversation schools in Japan. They knew how Japanese students behave in language classrooms. Thanks to this, misunderstandings that typically occur between Japanese students and native speaker teachers rarely happened. Therefore, lessons started and went forward smoothly.

Conversation Partners (CP) are hired from among students of UCI and they are supposed to support Japanese students to learn cultural aspects, especially from young people’s points of view, and to engage in conversation in English outside classrooms. One CP takes care of three Japanese students. For students who stay only short-term, it is very difficult to get acquainted and make friends with the local university students. With their CP, Japanese students can learn trends among young people, slang, and general lifestyles of university students in U.S.A. CPs compensate for the points which instructors and host families cannot cover. The program tries to offer students a good learning environment. Then, what kind of clear outcomes can students make from this program? The study was conducted by using a language test and psychological test.

3. Participants and Method

The author accompanied two groups of students as chaperone, in 2003 and 2004. In 2003,

seventeen students took part: twelve female and five male. In 2004, sixteen students participated, all female. Most of the students majored in international studies, and others in community development or human science. The majority of participants were sophomores and there were no senior participants. Because this program will be accredited, there is no selection process, and all applicants can basically participate. They are all offered pre-departure training which consists of presentations by ex-participants, lessons called "survival English," and semi-self-study of customs and facts of the U.S. For the students in 2004, pronunciation training was also given.

In order to conduct the study, students were asked to take two tests. These are the Computerized Assessment System for English Communication (CASEC) and Tokyo University Egogram (TEG). Detailed explanations of each test are in the following sections.

4. English Language Proficiency

4.1 The tests used and Hypotheses

Students were asked to take CASEC before departure and after coming back from the U.S. in order to measure change in language proficiency. This test is a Web-based test provided by The Japan Institute for Educational Measurement, Inc (JIEM). It measures English communication skills in settings in daily life, school life, and business. The maximum score in each of four sections is 250, so the total score is 1000.

CASEC is a computer adaptive test based on Item Response Theory (IRT). Section 1 measures knowledge of vocabulary using blank-fill items with four alternatives. Section 2 assesses usage of expressions occurring frequently in various settings. The item format is also the blank-fill with four alternatives.

Section 3 and Section 4 measure listening ability, but here only Section 3 is counted. Although JIEM explains that Section 4 measures the ability to listen to concrete information needed to comprehend or to communicate in various settings, the response format is dictation. Test takers listen to statements and fill in the missing words which are actually said in the statements. Because this is the Web-based test and typing skill is required, computer experience might affect the scores. For these reasons, the results of Section 1, 2 and 3 were examined.

The author hypothesized that most of the students --more than 90 percent of the participants-- would improve their English proficiency, especially listening ability, from the one-month immersion experience in the target language society. Many people might believe it is difficult to expect much gain in English proficiency from only a month experience, or even if there is gain, it would be much smaller than from

a longer length of stay. However, students are in full immersion situations. Depending on how the participants spend their time --in other words, the content of the program as a whole-- the results will be vary to a fairly great extent.

4.2 Results and discussions

Although all the students were asked to take the test, one student from each group year could not participate fully because of limited schedules. Those scores are not included in the results. In all, 31 students' test scores --16 students' in the group of 2003 and 15 students' scores in the group of 2004-- are included in the sample.

4.2.1 Outcomes from CASEC

Nineteen out of thirty-one students raised their total scores. This means 93.5% of the students, more or less, achieved better scores. The average total score is 389.3 points in the pre-test and 454.9 points in the post-test, for a 17% increase in average total score.

Two students showed a decrease of 10-11 points. The cause might be the subjects' nervousness. The test will cause stress and some students would be more nervous than other students. The other reason can be what Geis and Fukushima (1997) describe when they suggested that, in their study "anxiety before departure and upon arrival affected the reliability of these scores." Effects of by anxiety must be considered concerning all the students' scores.

The improvement of scores can be because of the authentic immersion setting the students dealt with. The situations where students could speak their native language freely were only at break times and during the bus to commute. In other situations in which students could speak their native language, there were people who watched over and naturally restricted their use of Japanese such as teachers, CPs, or their host-families. Even store clerks and bus drivers naturally put them in language immersion settings.

Average scores are as shown in Table 1. JIEM provides an estimate of TOEIC based on CASEC results. From the accumulated sample of scores of students of Tokiwa University so far, the CASEC score of 389 can be estimated as 365 TOEIC score, and 455 would be around 415 points in the TOEIC.

	Section 1	Section 2	Section 3	Section 4	Total
Before	98	99	101	91	389
Following	100	115	129	111	455
Difference	3	16	28	20	66

Table 1. Average Scores of Each Section and Total in CASEC

Increase in the average of total scores appears very small and the range of the scores is extremely varied. Figure 1 shows its distribution.

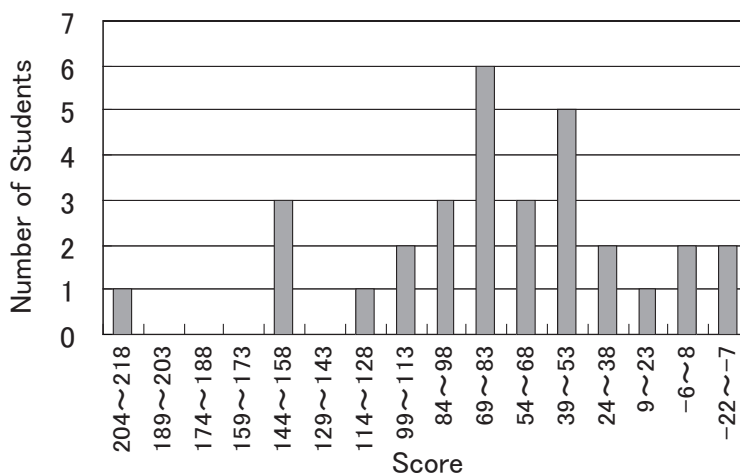


Figure 1. Distribution of students – difference of total scores

One student improved 218 points, though her score at the pre-test was very low, at 252 points. Seventeen students improved more than 69 points. These data suggest that true low-level learners can show appreciable improvements even in a short-term intensive situation compared to higher-level. Most of the students in the range from 69 to 218 points also more or less improved their ranking. That is to say, 75% of the students in this range improved their ranking.

Discussion so far has been concerned with total scores in the CASEC test. In the following section, changes in listening skill will be examined. The hypothesis was that the listening ability would be improved the most.

4.2.2 Outcomes on listening ability

Section 3 measures the ability to understand the purport, for example, of spoken conversations, news, announcements in an airplane, and so forth, which occur in daily, school, and business settings. In this section, twenty-four students, or 77.4 % of the subjects improved an average of 28 points. As shown in Figure 2, again, the range of the gains varies.

A Short-term Overseas Language Program: What Students Gain

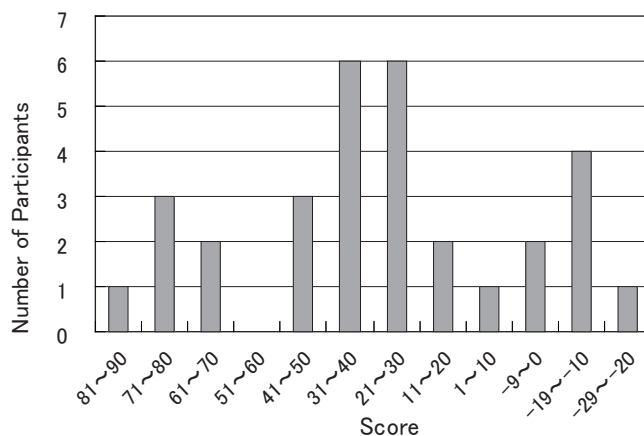


Figure 2. Distribution of students according to gains in listening section scores

The greatest gain was 90 points, while eight students showed decreased their scores.

The percentage gains for each of the four sections and the total score are 3%, 16%, 28%, 22% and 17% respectively. Listening skill scores in Section 3 and 4 show the most gain compared to the other categories of vocabulary and knowledge of daily expressions.

The skill improved the most is listening as hypothesized. As mentioned above, even if it is only for a month, it is possible for learners to improve their listening skills if they are in an emersion environments.

4.2.3 Outcomes on vocabulary

Section 1, which measures knowledge of vocabulary shows unexpected result. In the figure 3, the average score of vocabulary (Section 1) appears to show no eye-catching difference between pre- and post-tests. However, when its distribution is looked at, so many students decreased their scores. In total, seventeen, 67.7% of them lowered their scores. It would be worth to try figuring out the cause.

There might be two possibilities. One can be related to the register they

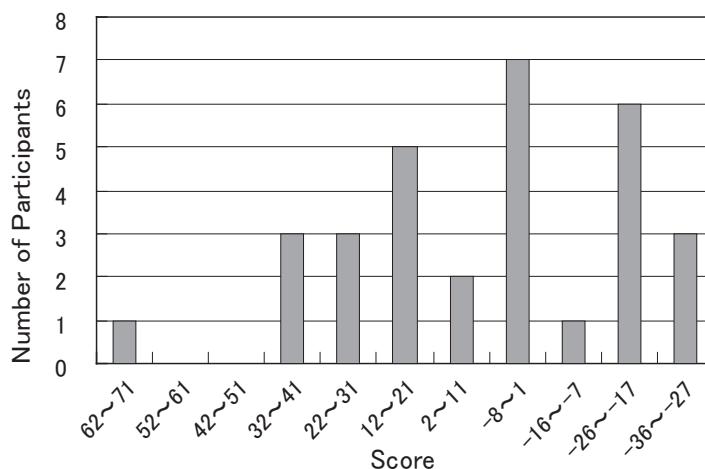


Figure3. Distribution of students according to gains in vocabulary section scores

used while they stayed in the U.S.A. In daily conversation, vocabulary used frequently and repeatedly in daily life would be simple. It is natural to think that they used a limited vocabulary whenever talking with people they acquaint, and they practiced that vocabulary again and again every day and so it was reinforced. A severely limited vocabulary suffices for daily conversation. Then, they did not stimulate their entire stock of vocabulary when they took the test which contained more vocabulary, even though the section deals with daily communication. The other possibility is their genuine experience of speaking. The author heard at least several students complain that they frequently felt they could not get their meanings across smoothly in language. A survey on a six-week overseas program by Tsukamoto (1995), reports that many of her students complained about their frustration at not being able to express what they would like to say during their stay. One month seems not enough to improve speaking ability well. When people have difficulties to speak and get their meanings across, they tend to use other strategies. In real communication situations, people usually depend on not only language but also non-verbal communications, such as face expressions and gestures also, the native speaker as an interlocutor will help the learners by guessing and saying what the learners want to say when they stuck in thinking of expressive words. As a result, they listen much but do not speak much. One student in the group of 2004 actually commented that she became good at expressing herself with a limited vocabulary after her experience in this overseas program because, according to her, she got used to doing it while staying in the native speaker society. Because of such experiences, their vocabulary recall has been limited, and the vocabulary section score declined. The analysis here combines the two groups, however, an

analysis each group revealed no differences between the two groups. The above analysis speculating and concerning vocabulary declines. Further continuous research will be required.

5. Change in Behavioral Patterns

When talking with people who stayed in foreign countries, many returnees say that changes happen not only in their language but also in behavioral patterns. For example, frequent and general behaviors are being positive and being independent. In the groups the author took, students themselves conducted an open-ended questionnaire on changes resulting from their experience in the program. The question was “What has been changed after participating in the program?” There are students who report, for example, being more active, gaining self-reliance, being more positive, etc. Table 2 shows some specific changes reported by two or more students.

Changes reported by students	2003	2004	Total
Being positive and active	4	2	6
Gaining self-reliance/independency	2	2	4
Becoming to be able to express opinions or ideas with less hesitation	4	2	6
Gaining ability to take action	2	0	2
Total	12	6	18

Table 2. Behavioral changes reported by students

In order to supplement self-reports from participants with an objective measure, the TEG behavioral test was used. The TEG might also help uncover changes not mentioned in the open-ended questionnaire.

5.1 Tokyo University Egogram Test (TEG)

In this survey, all the students were asked to take TEG before and following the program. Two of the students in the 2004 group could not make both test sessions, so their results were removed from the analysis. In all, the participants in this survey numbered thirty-one: seventeen from 2003 and fourteen from 2004. The test result was analyzed in accordance with the guidebook published by the TEG Study Group of Psychosomatic Internal Medicine of University of Tokyo Medical School.

TEG measures the state of characteristics and behavioral pattern by five scales of Critical Parent (CP), Nurturing Parent (NP), Adult (A), Free Child (FC) and Adapted Child (AC) based on the theory

of Transactional Analysis. CP represents a paternal parent who tries to raise children strictly while NP represents a maternal parent who tries to raise children gently. A is a self-state where the self tries to judge things logically and objectively from the facts. FC is the representative of a child-state which expresses emotions and desires directly. AC is a “good child” who avoids doing bad things while trying to judge other people’s feelings.

In the analysis, interpretation between high or low among the five scales is the major measure, though it is also important to understand the relations between the scales. Also, each scale expresses the strength of psychological energy. The highest scale is thought to measure one’s overall behavioral pattern.

In order to measure possible change on behavior introduced above, the focus will be put on the scales of FC and AC because those scales are closely related to the changed behaviors showed in Table 2. General features of FC and AC are shown in Table 3.

Free Child (FC)	Adapted Child (AC)
Free/unrestricted	Worrying too much about what other people think of
Expressing emotions directly	Giving priority to other people
Bright and cheerful	Tendency to be reserved
Creative	Not assertive enough
Active	behave oneself

Table 3. General features of FC and AC

Looking at interpretations for those two scales closer would help interpret the students’ results of TEG appropriately. According to the guidebook, the higher level of the scale shows more active behaviors, higher self-affirmation and positiveness. On the other hand, the lower the level of AC goes, the more independent and autonomous behavior appears. Also, if the level of AC is low, the person feels less hesitation or constraint. Based on these characteristics of the scales, it can be assumed that the students who raised the level of FC, lowered the level of AC, or changed both had made a change on their behavioral patterns in positive way. The result of this is shown in table 4.

scales	2003	2004	total
FC↑& AC↓	4 (4)	2	6 (4)
FC↑	0	4 (2)	4 (2)
AC↓	2 (1)	4 (2)	6 (3)
total	6 (5)	10 (4)	16 (9)

Table 4. Number of students who changed their level in TEG

Sixteen or 51.6% of the students show change in FC and/or AC. This can be interpreted as desirable change in behavior such as being positive and active. Numbers in the parentheses are the students who self-reported about their behavioral changes in the open-ended questionnaire on independency, self-reliance, etc. Comparison of the TEG and the self-reported data indicate the reliability of the test result. There may be other participants who changed their behavioral pattern but did not mention this or were not aware of those changes. As a result, besides the improvement in listening skills, there are positive effects on behavior from the short-term overseas program even though its length is only a month. It can be concluded that the enhancement happens even in a one-month overseas program. Teachers can recommend students to participate in a one-month overseas program with confidence.

6. Conclusion

In this paper, the benefits of a short-term overseas program were examined. The foci were on improvement on English proficiency and positive changes in students' behavioral patterns. Although the range of the improvement is varied, 93.5% of the students improved their English proficiency. The skill which improved the most was listening. Concerning behavior, eighteen students self-reported that behavioral patterns such as independency, autonomy, self-reliance, etc. were changed positively. TEG results supported the student self-reports. However, 67.7 % of the students declined the score. The cause of this is not clear and further study is needed.

There are various surveys on short-term overseas programs, however most of them are six-week programs. As there are also many four-week programs, this study is ongoing and should be continued to reveal the potential of this length of program. We can deny the statement by the lady who told one of the students that you can do nothing only in a month.

References

Bodycott, P. and V. Crew. 2000. Living the Language: The Value of Short-Term Overseas English

- Language Immersion Programs. *The Language Teacher*, 24 (9), 27-23.
- Geis, K. L. and C. Fukushima. 1997. Overview of a study abroad. *The Language Teacher*, 21 (11).
- Tokyodaigaku Igakubu Shinryounaika TEG Kenkyukai (TEG Study Group of Psychosomatic Internal Medicine of University of Tokyo Medical School) Ed. 2002. Shinpan TEG Kaisetsu to Egogram *Pattern (TEG New Edition: Description and Egogram Patterns)*. Kaneko Shobo.
- Tsukamoto, M. 1995. Ibunka Rikai Kyouiku toshiten Tanki Ryugaku (The Short-term Study-abroad Program as a Means to Promote Cross-cultural Awareness: The process of Cross-cultural Awareness and Its Effect on Learning). *Bulletin of the Faculty of Cultural Information Resources, Surugadai University*, 1, 81-95.

Other Resources

- Kaigaikenshu I (Oversea Program I) Report 2003*. (Report created by the students of Tokiwa University who participated the program).
- Kaigaikenshu I (Oversea Program I) Report 2004*. (Report created by the students of Tokiwa University who participated the program).

Internet Resource

<http://casec.evidus.com/ex02/01/index.html>

Acknowledgement

This research was supported by grant for research project of Tokiwa University. I wish to thank Satomi Nakajima for introducing TEG to measure students' behavioral pattern. I am also grateful to Atsuhisa Seki and Miho Tokida for kind help for data processing.

研究ノート

アフリカ経済開発と日本の援助

—東アジアの経験を通じて—

粕谷 雄二

Economic Development in Africa and Japanese Economic Assistance

—from the Experiences in East Asia—

1. はじめに

アフリカ支援問題が国際的な高まりをみせる中、東アジアの開発経験と、その自助努力を粘り強く支援してきた日本のODA活動の経験がこの問題に活かせるのではないかと注目されている。

貧困を脱却し、経済成長を図るためには、産業の育成や農業の生産性向上が不可欠である。わが国は、東アジアで、技術協力や借款の供与を通じて民間企業の育成と農業の近代化、そしてそのためのインフラの整備などに少なからぬ貢献をしてきており、その成果に一定の評価がなされている。

本稿は、いわゆる西欧型の行きすぎた工業化論と慈善的な援助論の問題点を指摘したうえで、東アジアの工業化と日本の援助政策を再検討することにより、アフリカ支援問題への適用の可能性を探ろうとするものである。

2. “西欧型”開発論と開発援助

周知のように、第2次大戦後独立した多くの発展途上国が近代化を図るうえで最大の問題であったのは、経済社会開発に必要な巨額の資金をいかにして調達するか、乏しい国内貯蓄と必要投資とのギャップ、つまり、資本財や技術を購入するための必要外貨と現実の輸出能力の差をいかに埋めるかということであった。当時、多くの論者の出した答や、また、実際に採用された開発政策は、その中核に工業化を据えるというものであった。いわゆる輸入代替工業化政策といわれるものがこれである。

工業化に必要な資金は主に、外部からの借入れや先進諸国からの援助に頼らざるをえなかったが、比較的順調かにみえたこの戦略もやがて行き詰りを来すことになる。というのは、輸入代替にとも

なう消費財生産が優先された結果、却って中間財や資本財の輸入が増加し、工業部門で使用された技術も、労働集約的というよりは資本集約的であったために、さほど雇用の吸収には役立たなかったのである。また、国内市場が狭隘であったため、大規模生産の利益が実現できず、コストが高くてしまったからともいえる。輸入代替による工業化戦略はその延長線上に、輸出の可能性を想定した戦略ではあったが、国内生産に主眼がおかれたから多くの発展途上国で、為替レートが市場実勢よりも高く設定、維持されることとなり、資本財を中心とする輸入には有利に作用する一方で、輸出には不利に働き、本来有していたはずの潜在的な比較優位を顕在化させることができなかった。

外部からの資金と貿易の機会さえ与えられれば成功すると考えられたこの戦略は、結果的に、農業部門の遅れと、折角の貿易の機会を逃してしまったことで、却って国際収支の赤字を大きくし、援助への依存を深める結果となった。

途上国への援助がいか程必要で、その算定基準をどこに求めるかという問題は、主に国連を中心とするいわゆるギャップリストと云われる人々により体系化された。彼等の主張を称してギャップ論と云うが、その骨子は、発展途上国は、所与の経済成長に必要な投資に見合うだけの国内貯蓄を賄うことができず(貯蓄・投資ギャップ)、また、投資財の輸入に必要な外貨と実際に稼得しうる能力(輸出)にも開きがあるため(外貨ギャップ)、これらの不足分を先進国からの資本移動によって補填する必要がある、というものである。

ギャップ論は、第2次大戦後発展したハロッド＝ドーマー型経済成長理論の開発問題への応用と解せられるが、しかし難点は、この理論が資本蓄積の役割を過度に評価していることと、基本的に“格差を埋める思想”に立っていることである。“格差を埋める”ことが途上国の国民生産力の向上に資するものであればそれなりの意味をもつが、しかし、それは多分に、発展途上国の性急かつ大規模な開発計画によって、屋上屋的な途上国の援助増額要求の道具として利用される傾向があった。

この、格差を埋める思想の背後にある考えは、要するに、途上国の近代化とは西欧先進国のようになること、そして、西欧先進国のようになることとは、途上国が近代的な工業をもつこと、そのために先進国が工場を建ててやること、と表現して差支えないであろうが、当然のこととして、このような一国の個性や実情を軽視した工業化論ないし近代化論は開発経済学の研究が進展し、また、途上国での経験が蓄積されるにつれ姿を消していった。かつて発展問題の大家 H・ Mint 教授が「低開発諸国の政府がもっとも進歩した資本集約的な型の西洋の技術を体現している『製鉄所』という誘惑に負けているのほとんど同様に、多くの開発経済学者は最近のもっとも高度な理論モデルによって体現されている知的『製鉄所』の誘惑に負けてしまった」¹⁾と皮肉を込めて表現したのはこの間の事情を物語るものである。

固より経済援助の効果を総合的に、しかも正確に捉えようというのは殆んど不可能に近い。国連を中心とする国際開発エコノミストがおしなべて援助積極論を主張する中で、その効果に強い疑問

を持つ人々も少なくなかった。グリフィンとエノスは、ラテンアメリカ15ヶ国について、1962年から64年までの援助の対GNP比と経済成長率との関係を回帰分析し、統計的に有意な関係は見出せなかったとしている。²⁾ だが、もちろん、このような1部の分析結果だけから援助が途上国の経済発展にほとんど効果をもたなかったと結論づけるのは行き過ぎである。むしろ実際は、先に述べたように、途上国での経験が蓄積され論点が整理される中で、例えば、経済インフラの整備や人材育成のための援助、環境改善のための援助など、量的拡大に加え、より実質的、効率的な援助の在り方を求めて努力が積み重ねられてきたことは指摘しておかなければならない。

さて、このように、つまり要するに、発展途上国の近代化とは資金や技術の投入により、前近代的な社会を先進諸国のような近代工業国家に造り変えること、との思想的前提に立ち、それぞれ異なる途上国の現実を無視し、過度の工業化政策を追求したことが結局は際限のない援助拡大の引き金になったと理解するならば、同様に、もうひとつ見逃すことのできない要素は、戦後一貫して世界経済をリードしてきた米国と、実質的にはその支配下にあった国連を中心に展開された地球共同体的発想、つまり、発展途上国の経済開発は人類共通の課題であり、米国を始めとする北側の豊かな国々は道義的に貧しい国々を援助しなければならない、とする思想が相当広くゆきわたっていたことである。

道義的援助という場合、通常は、外交・安全保障のための援助、経済的利益のための援助、国際的な相互依存強化のための援助などと区別して、援助から何の対価も求めないというような形の援助、という狭い意味で用いられているようであるが、いずれにせよ、この地球共同体的発想に基づいて豊かな国アメリカが発展途上国のために何かをしなければならないとする思想は、圧倒的経済力を誇った第2次大戦後の一時期のみならず現在まで脈々と受け継がれている。この背景には、まず第1に、米国では宗教活動の一環として途上国への慈善事業や民間ボランティアへの資金援助などが伝統的になされてきたこと、第2は、建国以来、自由、平等、民主主義を国是としてきた米国にとり、世界に貧しい国と豊かな国が存在することは許されない、それ故、貧しい国々への援助は米国及び米国民としての当然の義務であるとの思想が依然として強く流れていること、そして第3に、元々米国が複合民族国家で、特に、貧しい国から移住してきた人々の祖国や祖国に残してきた家族・親族を思う気持が強いといったことなどが指摘される。³⁾

米国に端を発する道義的援助ないし地球共同体的発想に基づく援助についての考え方は、60年代半ばにUNCTAD(国連貿易開発会議)が設置され、援助活動が本格化する中で、国連でも幅広い支援を得、ほとんど絶対的な援助の政策理念となっていく。それは、ピアソン報告やブラント委員会報告など、多少強調点は異なるものの、国連や世銀から出された報告書にこのような思想が色濃く反映されていることからうかがえる。例えば、ピアソン報告は、途上国自身の努力を期待しつつも、「援助疲れ」に陥り、厳しい姿勢に転じようとしていた西欧先進国の援助政策に反省を求め、

この、いわば援助の危機を「地球共同体」という援助理念の確立で乗り切ろうとしたものであったし、また、ブランド委員会報告は、先進国から途上国への大規模な資金の移転を通じてエネルギー開発や食糧増産の必要性を訴える内容となっており、むしろそのトーンは、ピアソン報告よりも急進的、理想主義的との印象をうける。

これら2つの報告書に共通の難点は、経済開発本来の在り方を問わずして成果の不満足な点を強調し、それを埋め合わせるために国際協力ないし先進国の援助を仰ぐという論理の立て方をしていることにある。このような考えは、開発過程全体を“援助漬け”にしてしまう危険性があり、実際、先進国からは援助の成果に対し、また途上国からは、先進国からの援助の量と質について強い不満が表明された。途上国の経済発展は飽くまで途上国自身のものであり、これを側面から支援するのが援助本来の役割であるとする考え方からすれば、途上国による過大な開発計画への支援も、また、地球共同体的な発想に基づく道義的な援助も共に大いに問題があるということなのである。

3. 東アジアの経済発展と日本の援助

わが国の経済協力は、1950年代のはじめ海外投資と輸出信用の供与という2つの形態により民間主導で始められた。日本の経済協力は賠償支払いから始まったとはよく指摘されるところであるが、実は、政府ベースでの協先に先立つ数年は当時の輸出入銀行が実施の中核を担っていた。政府ベースでの経済協力は1954年10月のコロソプランへの参加により開始された。60年代半ばになるとわが国経済の高度成長のもとで、IMF 8条国への移行、OECDへの加盟、資本の自由化など国際経済化への動きが活発になる。とりわけ、1964年秋に成立した佐藤内閣は、経済協力を中核に据えたアジア外交にも力を入れることを明確にし、翌65年には台湾との経済協力協定、次いで日韓条約を締結した。因みに、わが国ではこの1965年を経済協力元年と呼ぶこともある。

半世紀以上、そして65年の「経済協力元年」からも40年に亘る日本の経済協力、より厳密に云えば政府開発援助（ODA）にはいくつかの特徴が認められる。第1は、地理的、歴史のあるいは経済的に関係の深い、NIES、ASEANなど東アジア地域に2国間ODAの約60%が集中していることである。これは、ベトナム戦争後縮小した米国の援助を日本が肩代りするという意味もあったが、より基本的には、東アジアが本格的な開発を始動させる中で日本の大いなる支援を必要としたという点に尽きる。一方、わが国にも、経済国際化時代を迎え、米国市場のみならず東アジアにも足掛かりが必要であるという事情があった。1985年9月のプラザ合意当時1ドル240円前後であった円・ドルレートが10年間で80円を突破するところまで進行したことは、生産基地、市場としての東アジアの重要性を再認識させた。

東アジア地域では60年代半ばに先ず韓国・台湾が「離陸」を開始し、次いで70年代半ば、ベトナム戦争の終了とともにASEAN諸国が本格的な経済開発をスタートさせた。この中で特に

ASEANは、既に1967年、バンコク宣言により東南アジアの地域協力機構を発足させていたのがあるが、それは多分に軍事協力的な側面のほうが強く、経済協力的な地域機構としての役割を演じるまでには発足から凡そ10年を待たなければならなかった。「眠れるASEAN」と評されたのもこのためであった。日本は、佐藤内閣のアジア重視政策以降、歴代内閣がこの路線を継承していくことになるが、中でも1977年の福田首相によるいわゆる「福田ドクトリン」は、ASEAN諸国による共同工業化プロジェクトへの援助を通じて、日本のアジア傾斜を明確に打ち出す意味での契機となった。なお、序に云うと実は、この共同工業化プロジェクトは、日本の大幅な援助を期待してかなり野心的な計画を立てたところがあり、それ故に、各国でプロジェクトの調整がつかず、必ずしも成功していない。

第2の特徴は、道路、鉄道、港湾、橋梁、発電・送配電、灌漑設備などのいわゆる経済インフラに大量の資金や技術が投入されてきたことである。云うまでもなく、一国の経済発展にとりインフラの建設は不可欠である。インフラの建設過程で直接民間企業の参加を促すと同時に、完成後は、より効率的な企業活動が可能となり、コストの引下げに貢献する。東アジアの経済発展のうえで外国企業の誘致（外資導入）や貿易の振興が果たした役割は大きいが、これらを可能にしたのは台湾の高雄市や韓国の仁川市に始まる「輸出加工区」の設置であった。この方式はその後、マレーシア、中国など多くの途上国で実施されかなりの成果を収めてきた。輸出加工区の考え方は要するに、工業団地と自由貿易地域を組み合わせるものと理解してよいが、外国の輸出企業を呼び込み発展の起爆剤にするという意味でも、また、実際に雇用の拡大や従業員の教育訓練に於いても大きな役割を果たした。

ただ、このような「光」の部分だけでなく「影」の部分もあったことを我々は注意する必要がある。というのは、日本の経済協力ないし援助に付きまってきた黒い噂ないし政治家の介入問題などは問わないにしても、経済インフラの建設にともなう強制立退きや自然環境の破壊などの問題はわが国でも大きく報道された。このことが、援助供与に当っては政府間のみの合意だけでなく、相手国住民との合意形成もより効果的な援助実施のための条件であるという新しい視点をわが国の援助論に付け加えたのである。更に、民間企業の参加問題について、華人系企業や政府関係者の関連企業が優遇されている、そして何よりも、こうしたインフラの建設が開発独裁型の為政者の権威を強固なものにし、政権の強化、延命策に利用されてきたという批判もある。これらの批判は残念ながら故なしとしない問題なのである。

この、経済インフラへの支援と関連してもうひとつ注目すべきは、産業基盤の整備だけでなく農業分野と人材開発分野にも相当力を入れてきたことである。特に後者の人づくり支援については、1979年に時の大平正芳首相が施政方針演説の中で明らかにし、同年5月のUNCTAD（国連貿易開発会議）第5回会議（マニラ）で宣言して以降、日本のODAの中でも中心的なテーマとして重

視されてきたものである。教育や人材の育成、技術者養成を中身とする人づくり支援は物を対象するのは異なり、それが価値観や国民性、伝統などを異にする“人間”であるために難しい点もないわけではないが、東アジア発展の歩調に合わせてわが国が物的資本から人的資本の蓄積に力点を変えてきたことは正しかったと言えよう。

わが国 ODA 供与の第3の特徴は、この経済インフラの建設に主として、元本や利子の返済が必要となる借款（貸付）が当てられてきたことである。わが国の ODA 供与の基本原則は、いわゆる「ODA 大綱」にも謳われているように、⁴⁾ 途上国の自助努力を支援することにある。東アジアを含め、借款を受入れた各国は、従って、元本・利子の返済を行うために大いなる努力が求められたのである。借款の返済に当っては、利率や返済期間、据置期間などの融資条件（コンディショナリティ）にもよるが、わが国のそれは、商業ベースでの借款に比較し、途上国にとり非常に有利なものであった。この結果、後に述べるように、東アジア諸国は継続的に日本からの借款を受入れることができ、その分高い効果が得られたと言えよう。成る程、一部には、日本の援助の中で有償資金協力の比重が高いのはプロジェクト援助中心に展開されてきたためで、その裏返しとして無償つまり、贈与や技術協力の比率が低くなり、援助の質を低下させてきたとの批判もあるが、以上述べてきたことからするなら、このような意見には単純には賛同できない。

だが、日本の援助供与や援助政策に関し、これまでいくつか触れた点以外にも非常に多くの批判や要望が寄せられていたことは事実である。日本の援助は理念がハッキリしない、顔が見えない、贈与の比率が低い…等数え上げればキリがない。最近の例では、アナン国連事務総長から対 GNI（国民総所得）比 0.7% まで増額して欲しいとの要請がなされた。特に、日本企業の東アジアへの進出が盛んになる過程では、日本の ODA がその先兵の役割を果たしていると批判された「日本株式会社論」や「エコノミック・アニマル論」などが、また、国際収支の黒字が累増し貿易摩擦が表面化するに及んでは「黒字国責任論」や米国からの「防衛只乗り論」など厳しいものがあつた。

こうした数々の批判や不満に関わらず日本の ODA が東アジアで一定の成果を上げ少なからず評価を得てきた背景には、日本がいわゆる援助大国として浮上する過程で、経験やノウハウを蓄積するとともに、被援助国のニーズに適合した援助の在り方を模索してきたこと、更には、わが国に於いても援助大綱の策定により政策や目的が明確に打ち出されたことがある。日本の ODA に大きな戦略性が込められていなかった故に受取国や金額、援助条件などが大きく変動することはなく、このことが継続的な援助の受入れを可能にした。先に触れた通りである。加えて、東アジアが基本的に自由主義経済のもとで、政策形成・実施能力を高め政治や社会の安定に努めてきたことが日本からの援助を有効に活用しえた大きな要因であるということも忘れてはなるまい。これらの諸点は、次の支援対象地域、あるいはそのように要請されているアフリカについても非常に示唆的である。

4. 東アジアの経験とアフリカ支援問題

今世紀に入り、ことに2001年の「9.11」同時多発テロ以降、アフリカの貧困撲滅の声が日ましに高まっている。2005年7月英国のグレンイーグルズで開催された主要国首脳会議（サミット）でもこの問題が主要議題となり、ODAの増額、債務の削減、アフリカ内外からの投資の促進などを主内容とする議長総括がとりまとめられた。

独立以降、アフリカ経済が低迷した背景には、自然環境的な難しさや部族・民族の対立による政治、社会の混乱のほか、早急な植民地体制からの脱却を目指し大規模かつ性急な経済開発を進めたこと、非効率な経済運営がなされてきたこと等がある。送配電システムの整備ぬ発電所の建設、破壊されるや長年放置された鉄道（例えばベンゲラ鉄道）、熟練労働者や技術者のいない近代工場といったように、その事例は枚挙にいとまがない。そして、同じことは農業部門についてもいえる。化学肥料を導入したまではよいが、それが土壌に適していなかったり、農薬の多投によってより強力な害虫の発生を招来したなどの事例である。農産物を含む一次産品の輸出生産は発展段階の低い国や発展の初期段階に於いて直接的には外貨収入、そして間接的には生産者への課税を通じて財政収入に貢献するのであるが、アフリカでは国営輸出企業が生産者（農民）からの買入れ価格を低く抑えたため生産者の意欲を削ぎ密輸が横行するなど財政損失を招いた。もっとも、この、意欲を削ぐという点では、これまでの一時救済的な食糧援助などの在り方にも問題があった。需給曲線分析を持ち出すまでもなく、例えば人道援助の“美名”のもとに外部から食糧援助がなされれば価格を低下させる懸念があり生産を抑制する効果をもつ。現にサブ・サハラ（砂漠以南の48ヶ国）では、いわゆる砂漠バッタによる被害の影響も加わり、穀物の輸入が急増している。

東アジアの経験によれば、東アジアに於いて発展の初期には農業を軽視する傾向が強かった。しかし採用した輸入代替型の工業化は当初の予想と異なり、部品や中間財、穀物を中心とする食糧などの輸入を増大せしめ、慢性的な国際収支の赤字を招いてしまった。農業軽視の工業化政策が農業振興の大切さを認識させたという皮肉な話であるが、その後東アジアの主要国は、農業の生産性向上、輸出商品の開発・育成を含む農業近代化に取り組み、輸出志向型工業化政策への転換も加わり、良好な成果を収めていった。例えば韓国は、基本食糧である米の自給達成を目指して多収量の新品種を導入・普及させることにより国際収支の制約を緩和し、工業発展にはずみをつけることができた。農業生産性向上や食糧の自給が工業の発展にとり重要なのは、このような国際収支上の効果にとどまらない。農業部門から工業部門への労働力移動を通じ、無理のない工業化を可能にするからである。すなわち、農業生産を所与とした場合、農業部門から工業部門への労働力移動はそれだけで農業部門の労働生産性を上昇させる。一方、拡大する工業部門に於いては、賃金の上昇従ってコストの上昇が抑えられ、輸出にプラスの効果をもつ。正にこのメカニズムが韓国の工業発展と輸出拡大の核心であった。⁵⁾台湾は、バナナやパイナップルといった特産品の、より高級品への改良や

加工により付加価値を高める一方、農業金融や水利組合などの制度を創設し、土地改革を実施することによって農民の経済的機会に対する刺激を高め、やはり高い生産性を実現した。更にタイでは、東北部の飼料用穀物などに代表されるアグロ・インダストリーの育成を工業化の重要な政策の柱に据えている。日本がこれまで東アジアで実施してきた、灌漑施設や農道、共同出荷場の整備、作付指導などの農業技術や農業インフラへの支援はその経験を通じてアフリカ農業の再生に大きく貢献するものと期待される。

だが、農業の発展が工業化を側面から支えるにしても、東アジアの成長と所得の増加が産業、とりわけ工業の発展により主導されたことは誰の目にも明らかである。よく知られるように、農産物を含む一次産品は概して需要の所得及び価格弾力性が1よりも小さいという性質をもつ。このことは、経済成長率ほどには一次産品への需要が生まれてこないことを意味する。また、一次産品には市況により価格が大きく変動する商品が多く、工業製品を輸入する途上国にとっては交易条件が悪化する要因の1つとなっている。だからこそ、東アジアは輸出構造を一次産品中心から工業製品中心に転換させるべく工業化を進めたのである。このように理解すると、工業化過程における農業の役割はやはり限定的で、経済成長を主導するためには産業の育成が不可欠であると云わざるをえない。

サブ・サハラで工業が進展しなかった背景には色々理由はあるが、その要因の1つに南アフリカを除き各国の市場規模が小さく、比較優位に基づく貿易と生産上の特化、つまり、国際産業調整のメカニズムが機能しなかったことがある。南アフリカを除く国民所得の規模は全体で2千億ドル程度で東アジアの約10分の1ほどにすぎない。⁶⁾ もちろん、このような市場の制約を克服するために各国はこれまで関税同盟や共同市場などの地域経済統合を進めてきているが、以上のような理由により、経済統合論で期待される効果の1つである貿易創出効果を生み出すまでに至っていない。歴史的な経緯や他のアフリカ諸国との関係から難しい点はあるが、恐らくは、比較的規模が大きく工業化の進展している南アフリカ経済の行方と、南アが、この地域にどれだけ本気でコミットしようとするかが鍵になると思われる。

輸出競争力のある産業の育成を進めるうえで、もう1つの課題は、経済インフラが大きく不足しているという点である。鉄道や道路、電力、通信などのインフラの不足は人や物資の移動に支障を来し、そのコストが高くつく。日本のODAが東アジアで経済インフラの整備に貢献し、日・米など外国の製造業進出を促したことは既に述べた通りであるが、サブ・サハラではこれに加えて、政情が安定し治安が確保されるなら、インフラの整備はこの地域が豊富な自然環境にも恵まれていることから、工業以外にも外国人観光客の誘致など、観光産業の振興にも一役支うことになる。具体的に製造業の育成ということになると、サブ・サハラは石油や希少金属などの鉱産物、農畜産物、水産物などが豊富であるから、比較優位をもつか、あるいは早期にこれを実現しやすいのは、こう

した一次産品を原材料として使用するいわゆる資源集約型の産業であろう。東アジアの経験によれば、発展の初期に於いて木材や海産物、農産物などの一次産品がそのままの形で輸出された。しかしやがて、外国企業の誘致や技術の導入、技術協力などにより加工度を上げ、付加価値を高め、一大輸出産業となるまでに育成に成功した国は少なくない。東アジアの場合、国営企業や財閥系企業が輸出を担ったケースが少なくなかったが、中核的な役割を演じたのは、国際的な市場の動向や実務に精通した外国民間企業であった。現実的に、サブ・サハラでも、輸出を担うのは外国企業であろう。

東アジアの経験から、日本がアフリカの零細企業に対して為しうる支援はもう1つ、従業員の訓練から経営改善に至る広い意味での技術や技能の分野であろう。いまアフリカでは、ナイロビの繊維・アパレル産業やアジスアベバの皮革・革靴産業などに代表される地場産業が成長しつつある。こうした地場産業では未だ低級品を生産しているために、東アジアでもよくみられる現象だが、技術を習得した従業員が独立して容易に新規参入する。このため、産業の集積は進んでも競争激化により価格が低下し、現状は、生産性向上の望めない単なる量的拡大の段階にとどまっている。東アジアがこうした段階を抜け出し競争力を高めた背景には、比較的質の高い労働力が豊富に供給されたことや、日本をはじめとする先進国への留学、研修派遣により専門経営者を育成したこと、模倣や不正取引に対する法的整備がなされたことなどがある。アフリカの、例えば上に掲げたいわばローテク産業の経営者が、品質の向上や収益の改善を狙って努力しても、その成果が簡単に模倣されたり、有能な従業員が引き抜かれたりするのでは経営革新への意欲は湧いてこないであろう。なお、ここでいう経営革新とは、品質改善を担う技術者や熟練工の雇用、新しい販路の開拓、部品や中間財の調達先の新たな開拓、部品仕様の変更、社内組織の再編などを指す。

新しい経営に対するリスクないしコストが極めて高くつき、そのために投資がなされないというのであれば、そのような投資環境を整備し、コスト引き下げ、経営革新への意欲を高めることが政府の役割ということになる。しかしアフリカ諸国政府に、これを十分に期待することはできない。正に、ここが先進国 ODA の出番なのである。中でも、東アジアに於いて経済インフラの建設とともに、現地企業の育成に技術支援を通じて貢献してきた日本にはこの面での人材が豊富に揃っている。また、適任者がなければ、東アジア途上国からの技術者や経験者を派遣、これを側面から支援することも考えるべきである。⁷⁾

5. おわりに

一国の経済発展の鍵を握るのは民間部門の動向である。東アジアは積極的に外資（外国投資）を受け入れ、輸出産業を育成し、域内外に貿易と投資のネットワークを拡大してきた。

民間活力を引き出すうえで最大のネックは乏しい経済インフラと人材不足にあったが、これは主

に、わが国をはじめとする先進諸国からの経済協力により満たすことができた。

中でも日本の経済協力は、途上国の自立を側面から支援するとの立場から、主に借款の供与という形で行われたが、援助量や援助条件（金利や期間など）の点で受入国にとっては比較的資金の使い勝手が良く、これが継続的な資金の利用を可能にし、より大きな効果をもたらした。つまり、インフラの整備が外国企業の進出を含めた民間部門の拡大を促し、民間部門の成長が更なるインフラの拡充を必要とするという、かつての日本の高度成長期に似た民間企業部門とインフラ部門との好循環を生み出したということである。

この、東アジアでのわが国の援助活動がアフリカ支援にもつ意味は2つある。第1は、貧困を除去し、雇用を増加させるためには適切な産業の育成が不可欠であること。わが国のアフリカ支援は、債務削減、人間の安全保障など、重要ではあるが未だ救済的な段階にとどまっている。しかしわが国の将来の国益を見据えたとき、産業の発展を含む本格的なアフリカ支援は、わが国の国際協力に対する評価などの点からも大きな意味を持つことになる。

第2は、飽くまでアフリカ諸国の自立・自助を基本とし、これを側面から支援すべきであるという点である。これは、経済発展は本来的に途上国自身の課題であり、「援助」「支援」「協力」といった言葉のもつ意味を考えるまでもなく、主客転倒となつてはいけないのである。東アジアがわが国の借款を上回るベネフィットを生み出すために懸命の努力をしたと前に述べたが、正にこの点が重要なのである。

アフリカ支援に当たり、わが国は各国の尊厳に配慮するとともに、アフリカ諸国もまた現実には個性的に存在しているはずであり、これを活かした国造りを進めるべきである。

注

- 1) Myint, H., *Economic Theory and the Underdeveloped Countries*, 1971, P.31 (邦訳『低開発国の経済理論』渡辺利夫他訳)。
- 2) Griffin, K.B. and Enos, J.L., "Foreign Assistance : Objectives and Consequences," *Economic Development and Cultural Change*, Vol.18, No.3(April 1970), pp. 317-9.
- 3) Myrdal, G., *The Challenge of World Poverty*, 1971, P.368.
- 4) 詳しくは外務省『2004年版政府開発援助白書』などを参照されたい。
- 5) この古典的な事例として、欧州で、産業革命に先立ち、大幅な農業生産性の上昇がみられたことが知られている。明治期以降の日本や近年の中国などの事例も同様である。
- 6) World Bank, *World Development Report*, 2004. 付表。
- 7) この点について園部教授は、集積支援プログラムとして、モデル工場と工業区の設立、並びに、知的プログラムとして、職業学校の教育支援、マーケティング指導などを提言している(2005年3月18日付日本経済新聞)。

研究ノート

プロフェッションを構成する公認会計士に要求される意見の本質および要件

福 嶋 壽

Nature and Attribute of CPA's Opinion as a Member of Profession

I. 問題の所在と背景

公認会計士（以後、会計士、文脈によって監査人という）は、医師・弁護士等と並び、専門職業、いわゆる「プロフェッション」を構成することは判例においても認められている¹⁾。しかし、エンロン事件等を契機に、はたして会計士は「プロフェッション」を構成する「プロフェッショナル」に値するか等の批判がある²⁾。そこで、ASOBAC³⁾が構築している監査人の専門的意見は「絶対的知識」以下の「裏付けられた主張」にすぎないとする見解および「監査人に要求される条件」の観点から、「プロフェッション」を構成する会計士に要求される意見の本質および要件を検討し、社会における会計士の役割を探究してみたい。プロフェッションの特質とプロフェッションの条件としてあげられるものは論者によって様々であるが⁴⁾、西島教授は、完全プロフェッションの要件を

1) *Smith v. London Assurance Corp.*, 109 app. div. 882, 96 N.Y. Supp.820[1905]。当該事件においては、会計士は、今や、専門職を構成するので、他の専門職と同様に、その業務において過失を犯した場合には、責任を問われることになると判示されている。

2) Mike Brewster[2002]は、エンロン事件によって議会は会計士の墮落について疑問を持ちはじめ、ワールドコム事件によって、議会は会計士の能力にも疑問を持ちはじめたといひ、さらに、基本的監査能力の欠落によって、公開会社は外部監査の価値を認めなくなってしまったと述べている(友岡賛・宏訳 [2004]、427頁、428頁)。
エンロン事件・ワールドコム事件以前の1977年にも、国際的大手会計事務所を批判する報告書として、当時の上院議員リー・メトカーフ(Lee Metcalf)の名を冠したメトカーフ・レポートが公表されている。

3) 米国会計学会・基礎的監査概念委員会が発表した*A Statement of Basic Auditing Concepts*[1972]の略称であり、会計理論におけるASOBAT[*A Statement of Basic Accounting Theory*]に対比される。これはマウツ＝シャラフの監査理論を継承し、ASOBATと同じように利用者指向の情報理論の適用を意図して監査の一般理論を展開したものである。ここでは監査は経済的情報伝達の統合的部分として、経済活動及び事象についての表明の設定された規準との一致の程度を確かめて利害関係者にその結果を伝達するために、その表明に関する証拠を客観的に収集かつ評価する体系的プロセスであると定義される。この監査理論は情報利用者を中心にして展開され、情報の監査基準は情報利用者から与えられ、また監査人に必要な属性も情報利用者の観点から規制され、さらに監査報告書においても情報利用者の必要性、情報受信条件、効果なども考慮して作成されなければならないとされる。会計学辞典 [1983]、中央経済社、2頁

4) 友岡 [1995] は、プロフェッションというものの歴史は、結局のところ、集団化と差別化の歴史であると指摘し、石村 [1969] は現代的プロフェッションの特質を技術的側面、社会的側面、および経済的側面という観点から考察し、八田 [2003]

次のように挙げている⁵⁾。

- ① 業務上の科学理論の確立
- ② 高度の技術の獲得を公的に宣言していること。
- ③ 業務団体の結成と自己規律の確立
- ④ 営利性の排除
- ⑤ 倫理要綱の確立

この西島教授の説く基準でいくと、会計専門職は「業務上の科学理論の確立」という点で、「プロフェッション」とはいえないと利害関係者は判断し、会計専門職が「プロフェッション」の市民権を獲得していないのではないかと危惧されるのもこの点においてであると考えられる。そこで、監査人の専門的意見は、単なる「信念」(belief)とは異なり信念に対する「適切な根拠」(appropriate grounds)を保持しなければならないという点で「裏付けられた主張」であるとする ASOBAC の見解を解明して、「業務上の科学理論の確立」という点において、会計専門職は「プロフェッション」としての市民権を獲得しているか否かに係る問題に一つの資料を提供したい⁶⁾。

既に周知されているように、「財務諸表は適正に表示されている」という命題は、監査人の能力によってはその真偽を決定することができない事実の問題である。従って、監査人の専門的意見は、「絶対的な知識」(positive knowledge)、あるいは、真なる信念 (true belief) ではありえない。しかし、信念が適切な根拠を有している場合には、監査人の専門的意見は、「裏付けられた主張」となり、それは監査業務に価値を加えることになる⁷⁾。

及び小俣[2005]はプロフェッションのプロフェッションたる所以は、公共の利益に資するという点にあると述べ、原[2005]は、プロフェッションとは第1に公共の利益の役割を担うこと、第2に専門知識および実務経験を蓄え続けること、第3に会計不信、監査不信を払拭するためには、会計および監査をめぐるすべての関係者と一体となって問題に取り組むことをあげ、ジョージ・メイ[1936]は、倫理責任を引き受けることが、プロフェッションと単なるビジネスの違いであると述べている。

5) 西島梅治 『専門職業責任保険の基本問題—現代損害賠償法講座8』日本評論社、141頁

6) 黒川[2005]は、最近、会計プロフェッションの消滅を予感させる記述のあるイギリスで出版された本の翻訳(『社会・組織を構築する会計』)が出たといい、それを踏まえて次のような見解を開陳している。「エージェント関係を前提に、監査はエージェントのモラルハザードを防ぎ、信頼を回復する手段として機能するが、それゆえに、監査をした人に対する監査の要求も生じます。監査の監査があると、さらには監査の監査の監査も論理的にはありうる。公認会計士の監査は、このような疑いと監視の連鎖を断ち切る最終チェックを果たすべきものではないのか。もともと公認会計士になろうと思った人たちは社会的な付託を受けて、私に任せておけというような使命感を持ってやっていたのに、疑いの目を持って第三者に見られ監視されるというような状況は、会計プロフェッションの消滅ではないかと思うのですが、これはどう見たらいいんでしょうかね。」

座談会「会計監査はどうあるべきか」『三田評論』[2005年6月、No.1080]22 - 23頁。

7) AAA[1973]p.19、青木・鳥羽[1982]41頁

II 裏付けられた主張

それでは、「適切な根拠を有する信念」として認識することができる「裏付けられた主張」を探究者としての監査人はどのようにして実現することができるのであろうか。チゾルム (Chisholm) が指摘しているように⁸⁾、絶対的知識の規準の中で「信念の規準」(Belief Criterion)と「明らかさの規準」(Evident Criterion)は探究者が扱うことのできる規準である。そこで、「信念の規準」と「明らかさの規準」とは、裏付けられた主張を正当化する規準であると ASOBAC が論証しているくだりを分析して調査過程における監査人の意見の本質を究明してみたい。

1. 信念の規準

ASOBAC は先ず「信念の規準」の要点は、その意義がほとんど無視されているが、「確信を得る」ことであり、それは精神的同意を示す信念を表彰しており、主張をなす人の心の中に存在するという。しかる後に、専門的意見の価値は主張者の誠実性により左右されるとする次のような見解が表明されている⁹⁾。

ほとんどの監査計画において、信念の規準は反映されている。資産残高、収益、費用といった財務諸表上の特定の主張に関して、監査人は通常探究によって確信を得なければならない。ここで重要なのは、「確信を得る」(satisfy himself) という語句であり、それは信念 (belief) を意味している。信念の規準は監査手続に関するたいていの議論に反映されているが、その意義はほとんど無視されている。信念とは精神的同意 (matter of mental assent) のことであり、それは主張をなす人の心のなかにもっぱら存在するという性質をもっている。それゆえ専門的意見の価値は、明らかに、それを主張する人の誠実性 (integrity) によって大きく影響を受ける。

次いで、ASOBAC は、虚偽の言明、特に、職業専門家の精神の状態に係る虚偽の言明の摘発は困難であるから、職業専門家の意見を受け入れる者は、かなり、その誠実性を信頼しなければならないという。しかし、知的専門職業の誠実性については、その構成員の判断における「たしからしさ」が、時間という試練によって証明されてきたという意味において名声は既に確立されていると ASOBAC は論証している。

かくして、「職業監査人が社会から信頼されているという十分な根拠があるが、この社会からの信頼にこれからも応えていくためには誠実性にもとづいて意見を表明するという大きな責任が監査

8) AAA[1973]p.22、青木・鳥羽 [1982]42 頁

9) AAA[1973]p.21、青木・鳥羽 [1982]45 頁

人に伴うことを認識しなければならない」、という趣旨の主張を ASOBAC は以下のように行っている¹⁰⁾。

言明（とりわけ、職業専門家の精神の状態についての言明）が虚偽であることを発見することは事実上不可能であるので、職業専門家の意見を受容する人は、かなりの程度まで彼らの誠実性に信頼をおかなければならない。もちろん、真に知的な専門的職業 (truly learned profession) は、そこに属する人々が下してきた判断の確かなること (credibility) が時間という試練により証明されてきたという意味において、自分たちの誠実性に対する名声をかちえてきている。それゆえ、職業監査人に対する社会の信頼には十分な根拠がある。しかしながら、かかる社会の信頼にこれからも応えていくためには、監査人は、自分たちの実際の精神の状態をそのまま反映する意見の表明に対して、大きな責任があることを認識しなければならない。

さらに、ASOBAC は、信念の規準は、倫理的意味において困難な問題を抱えており、それは職業会計人によって無視されてきたという。そして、一般に認められた原則の継続的適用は適正表示をもたらすという「適正表示」に関する通説的見解を例として取り上げ、財務諸表と一般に認められた規準との間の合致の程度に関して、監査人の信念が形成されているかぎり、彼の意見は正当化されるという立場をとっている現在の理由は、信念の規準に関する他のいかなる解釈もあまりに厳しすぎる点にあると指摘している。

しかし、この結論は概念的には未解決の問題なので、信念の規準の意味と意義については、これからの研究が必要であるとの提案を以下のように行っている¹¹⁾。

信念の規準は、重要な倫理的意味あい (ethical overtone) をもつ一つの難しい問題をかかえているが、それはこれまで職業会計人によってほとんど無視されてきた。監査意見の裏付がなされる以前に、財務諸表は財政状態および経営成績を「適正に表示する」ものでなければならないと信じている監査人もあれば、また、財務諸表は「一般に認められた会計原則に準拠して適正に表示するもの」でなければならないと信じている監査人もいる。たとえば、財政状態あるいは経営成績を歪曲するものと監査人が信じている実務を、会計原則審議会意見書 (Accounting Principles Board Opinion) が要求していると仮定してみよう。さらに、代替可能な会計実務に対して実質的に権威ある支持 (substantive authoritative support) がまったく与えられていないと仮定してみよう。典型的な場合、監査人は財政状態または経営成績が歪曲されていることが事実であることを論証することはできないであろう。というのは、もし監査人にできるのであれば、

10) AAA[1973]p.22、青木・鳥羽 [1982]45 頁

11) AAA[1973]p.22、青木・鳥羽 [1982]45 頁

会計原則審議会意見書はすべての監査人にとって明らかな欠点をもっていることになるからである。このような場合に、監査人は意見を表明すべきであろうか。もし監査人が意見を表明しない場合には、彼は、職業監査人一人として、職業上の仲間とは異なる態度をとっていることになる。もし無限定意見を表明するならば、彼は職業会計人全体としての見解を認め、彼個人としての判断を拒否していることになる。

今日に至るまで、ほとんどの監査人は、一般に認められた原則の継続的適用は適正表示をもたらす (consistent application of generally accepted principles results in fair presentation) と当然に仮定してきたにちがいない。かくて、財務諸表と一般に認められた規準との間の合致の程度に関して、監査人の信念が形成されているかぎり、彼の意見は正当化される。職業監査人がかかる立場をとっている現在の理由は、信念の規準に関する他のいかなる解釈もあまりに厳しすぎるという点にあるのかもしれない。この立場は会計原則審議会の会計原則意見書第4号によって支持されているように思われる。

ここで結論した立場は、概念的には未解決の問題であり、しかも、監査済情報の利用者あるいはすべての監査人が認識するところに一致していないかもしれない。信念の規準は監査と関係しており、それゆえ、信念の規準の意味とその意義についての研究が必要のように思われる。

2. 明らかな規準

裏付けられた主張を正当化する二番目の規準である、明らかな規準について、ASOBACは、命題を立証する証拠の検討の観点から、監査の文献ではこれまで多くの関心が寄せられてきたといい、さらに、この規準を充足すれば信念の基礎が得られるとし、加えて、探究者にとっては直接明らかにはなりえない一般命題とその一般命題から演繹される観察命題と各々の信憑度についての見解を次のように表明している¹²⁾。

監査の文献ではこれまで多くの関心が明らかな規準、すなわち、命題を立証する証拠の検討に注がれてきた。この規準を満たすことは、信念の基礎 (basis for belief) を与えることである。いうまでもなく、「適正に表示している」 (present fairly) というような一般的命題 (general proposition) は、探究者にとって直接明らかにはなりえない。にもかかわらず、観察命題 (observation statement) はこの一般命題より演繹され、それぞれについてある信憑度 (some degree of credibility) が確立される。厄介な問題は、その信憑度をいかに測定するかである。しかしながら、信憑度を確立する前に、監査人はなお一層厄介な問題に直面する。財務諸表は「適正に表示している」というような一般命題が与えられた場合に、適切な観察命題はどのように決定されるのか。観察命題は一般命題を定義するという過程を通じて演繹されなければならない、というのがその答えである。

12) AAA[1973]p.21、青木・鳥羽 [1982]44頁

「一般命題」が与えられた場合、その一般命題を定義するという過程を通じて演繹されなければならないことが解明された「観察命題」について、マーヘンケ (Marhenke) は、以下のような説明を加えている¹³⁾。

立証しようとしている命題の意味を知るまでは、観察による立証方法 (observation test) を決めることはできない。

マーヘンケの観察命題に関する見解を引用した後に、ASOBAC は、一般命題の立証方法を考案するには、監査人は命題の操作的定義を熟知している必要があるために、探究者自身の能力がきわめて重要になるが、探究者が探究できる分野は自分たちが精通している分野に限られるとする所説を、物理学者の例を引いて以下のように示している¹⁴⁾。

上に述べたことは、一般命題の立証方法 (general proposition test) を考案するには、その命題の操作的定義 (operational definition of the proposition) が探究者に明らかになっていなければならないことを意味している。かくて、探究者自身の能力がきわめて重要になる。有能な学者はすべて探究についての一般理論を理解しているはずであるけれども、彼らは自分たちが十分に精通している分野についてしか探究を行う能力をもっていない。たとえば、物理学者は $E=MC^2$ という主張を調査する十分な能力をもっているかもしれないが、財務諸表が「適正に表示されている」という主張をなす能力にはおそらく欠けているであろう。前者の探究は自然科学にもとづいているが、後者は会計学、経済学およびマーケティング、財務管理論、生産管理論といった応用経営学にもとづいている。さらに、ある特定の領域で有能な探究者でも、そのなかのとりわけ専門家された分野を取扱う能力に欠ける場合もある。たとえば、監査において、保険会社や銀行の財務諸表を監査するには特別な能力が要求されるであろう。

有能性の概念 (concept of competence) は、また、主たる探究者とその補助者にとっても意味をもっている。たとえば、補助者が立証の方法 (たとえば監査計画) を決める場合は、彼が調査対象たる命題の操作的意味 (operational meaning of the proposition) を十分に理解している場合に限られるべきであろう。

以上、絶対的知識を構成する規準の内では探究者としての監査人が扱うことのできる二種類の規準であり、これらの規準を充足すれば裏付けられた主張が実現されるとされる「信念の規準」と「明

13) Paul Marhenke, "The Criterion of Significance", Meaning and Knowledge : *Systematic Readings in Epistemology*, Edited by Ernest Nagel and Richard B. Brandt [New York : Harcourt , Brace & World, Inc. 1965] p.35

14) AAA[1973]p.21、青木・鳥羽 [1982]44-45 頁

らかさの規準」を洞察し、分析してきた。

裏付けられた主張の項¹⁵⁾で既に洞察したように、ASOBACは、調査過程の本質を命題の信憑度を確立することを目的とした探究 (inquiry directed at establishing the degree of credibility of propositions) であると定義し、調査過程における監査人の役割については、命題の信憑度を確立するために適切な探究を行い、かつ、その結果について意見を表明することであると命名し、意見とは監査人の判断もしくは信念の表明であり、それ自体調査された命題の主張 (assertion of the proposition investigated) であるとしている。

なお、ASOBACは、熟練した探究者 (skilled investigator) としての監査人が行う命題の主張については、信念に対して適切な根拠がなければならぬので、それは裏付けられた主張を構成する、つまり、言明された信念の程度は命題の信憑度に一致しなければならない (declared degree of belief should correspond to the degree of credibility) という。

かくして、言明された信念の程度が命題の信憑度に一致している場合に、信念に対する適切な基礎が存在し、裏付けられた主張が実現することになる。ここにおいては、既に述べたように命題の信憑性の評価が重要になってくる¹⁶⁾。

このように解した場合、監査の調査的側面に関する限り、監査人の業務には科学的理論が確立されていないのではないかという指摘はともかく、それが存在しないという批判は適切ではなからう。加えて、監査の調査的側面は、再述になるが、次のような論拠にもとづいて科学的探究に相当するとされている¹⁷⁾。

監査の調査的側面 (investigative aspects of auditing) は、「概念的には、将来の行動から望ましい結果を得るために利用可能な知識を得ること」 (conceptually, to obtain knowledge which can be used to obtain favorable consequences from future actions) という他の探究分野と同じ目的が意図されている点において、科学的探究 (scientific inquiry) に相当する。

かくして、監査の調査的側面における概念的基礎を見出し¹⁸⁾、それを実践の上で適用していくことが重要になってくる。

監査専門職における倫理行為については、エンロン、ワールドコム事件等を契機に、欧米では改めて監査に従事する会計専門職 (会計プロフェッション) における倫理観の構築の必要性が提唱

15) AAA[1973]p.19、青木・鳥羽 [1982]41頁

16) AAA[1973]p.25、青木・鳥羽 [1982]52頁

17) AAA[1973]pp.18-19、青木・鳥羽 [1982]39頁

18) AAA[1973]p.19、青木・鳥羽 [1982]40頁

されている¹⁹⁾。そこで、会計プロフェッションを構成する会計士に必要とされる要件の観点から、ASOBAC が論及する見解を洞察し、かつ分析して、監査人の社会における役割と機能の解明を図りたい。

Ⅲ．監査人の条件

ASOBAC は、監査人に要求される条件は、監査機能の必要性を創り出す条件と監査機能が遂行される過程から直接的に導き出されるとし、監査人の条件を人的条件と社会的条件という二つの範疇に分類して論じている²⁰⁾。

1 人的条件

ASOBAC は、監査人自身が具備すべき条件を人的または内部的条件と呼び、それには、「独立性」(independence)、「能力」(competence)、「誠実性」(integrity) および「その他の人的特性」が含まれるという。

1-1 独立性

監査機能の必要性を創り出す最も重要な条件である、「利害の対立」の存在が、「独立性」を監査人が具備すべき第一の要件たらしめているとする所説は以下のように展開されている²¹⁾。

…… 情報作成者と情報利用者の間に利害の対立が存在するということ (the existence of conflict of interest between the preparer and the user) は、監査機能が作成者およびその利害関係者から独立した者によって遂行されなければならないことを意味する。独立性は、監査人の行為や活動そして意見に関して、影響も支配も受けないことを意味する。独立性は監査人の他のすべての条件に大きな影響を及ぼす。監査人の独立性に影響を及ぼす要因としては、組織上の地位 (organizational status)、精神的態度 (mental attitude)、調査および報告の自由 (investigative and reporting freedom) そして経済的利害関係 (financial interest) がある。

上述の監査人の独立性に影響を及ぼす要因としての、「組織上の地位」「精神的態度」「調査および報告上の自由」「経済的利害関係」については、次のような説明が加えられている²²⁾。

19) J.I.Carey[1956]

20) AAA[1973]pp.15-18、青木・鳥羽 [1982]30-37 頁

21) AAA[1973]p.15、青木・鳥羽 [1982]30-31 頁

22) AAA[1973]pp.15-17、青木・鳥羽 [1982]31-34 頁

組織上の地位 独立性に関する議論は、これまで監査人と情報作成者の間の関係に関心を払ってきた。両者の間の独立的関係を強調するためには、監査人の選任と契約は取締役会のなかの一委員会 (a committee of the board of directors) によってなされ、株主の承認を受けるべきであるという立場が一般にとられてきている。―― 最近になって、取締役会の非執行役員(non-officer members) から成る小委員会が、株主の承認を受けることを条件に、監査人を任命すべきであるという考え方が台頭してきた。「完全に独立した監査人の存在を望むならば、その最善の方法は、おそらく、監査人の利害と社外取締役の利害とを一体にすることであろう。」

本委員会は、監査人が株主によって承認されることを条件に、この提案に同意する。なぜならば、この提案は監査人の独立的立場を強化し、また、監査人は作成者に従属していないという保証をさらに利用者に与えることができるからである。

監査人と取締役会の小委員会との関係は、直接的な伝達を促がすものである。すなわち、それは監査報告、財務上の問題や政策および組織上の構造や統制といった事項に関して、口頭による伝達を促がす。

取締役会のなかの一委員会を活用することは、確かに監査人の組織上の地位を一步向上させるものである。監査人と依頼人との間の最も望ましい関係を明らかにするための研究が必要とされる。

監査人が被監査会社に対して発起人 (promoter)、証券引受人 (underwriter)、取締役あるいは従業員としての関係をもつことは、自己の独立性を喪失させるものである。かかる関係は監査人を自分自身の仕事を監査させる立場におくものである。

組織上の独立性 (organizational independence) は作成者からの影響を排除する。それは源泉からの偏向がないことを合理的に保証するとともに、監査機能の受容を促がすものである。

精神的態度 調査過程と報告過程における判断作用 (judgmental operation) は、独立不羈な態度 (independent attitude) をもって行われなければならない。本質的には、それは精神の状態 (state of mind) であり、独立的な思考と行動を通じて監査過程を完遂することを意味している。

微妙な判断を行うときには、客観性 (objectivity) が維持されなければならない。調査結果は、私利私欲の排除された監査人の意見として反映されなければならない。したがって、監査人の独立不羈たる精神的態度は、伝達される意見に信憑性を付与するためになくてはならない必須条件である。

調査および報告上の自由 監査意見を裏付けるために必要な証拠の選択および評価は、監査人の判断領域に属する。ここにおいて、監査人の独立性が重要な意味をもつ。というのは、調査過程と報告過程は作成者ではなく、監査人によって遂行される過程であるからである。かくて、監査人は自己の行為について

全責任を負う。このような監査人の行為とそれについての責任の取り方が、監査を専門職業 (profession) と認識させる主要な要因となっている。

基本的には手続の選択や報告内容の決定について、監査人は自由でなければならない。自己の判断を形成し報告するためには、監査人は調査および伝達上の自由をもっていなければならない。監査人の役割は被監査会社の代弁者 (advocate) よりも、むしろ客観的で公正な相談者 (objective, impartial consultant) としての役割である。

経済的利害関係 公正な意見 (unbiased opinion) であるという信頼 (confidence) と受容 (acceptance) を得るためには、監査人は伝達される主題についていかなる経済的利害も有してはならない。さもなければ、監査人はそのために公正でない (biased) と判断されるであろう。

株式所有 (security ownership) や金銭上の債権債務 (financial obligation) という形で被監査会社との間に直接的な経済的利害関係 (direct financial interest) をもつことは、証券取引委員会の準則 (Regulation S-X) や会計連続通牒 (Accounting Series Releases)、米国公認会計士協会の職業倫理規則 (Code of Professional Ethics)、各州の公認会計士協会の定めた倫理規則 (codes of ethics) および会計実務を規制する種々の州法により、これまで一般的に禁止されてきた。

より複雑でなお一層の研究を必要とする問題は、「著しい間接的利害関係」 (material indirect financial interest) の定義とその意義である。何が間接的利害関係を構成するのか。著しいとは何か。検討を要する第三の領域は、現在の監査報酬の仕組み (current fee structure) である。監査報酬が被監査会社の経営者から支払われているという事実は、監査人の独立性に影響を与えるのではないか。独立性に関する議論や調査を行う際には、独立性には二つの本質的な次元があることを忘れてはならない。すなわち、事実としての独立性 (independence in fact) と監査済会計情報の利用者の立場からみた監査人の独立的態度の外見性 (appearance of independence) である。両者はともに監査機能が有効に遂行するためにはなくてはならないものである。

マウツ＝シャラフ [1961] は、内面的、内包的独立性である「実務家としての独立性」と外見的、外包的独立性である「専門職業としての独立性」に分類し、前者は「実質的独立性」であり、後者は「身分的・経済的独立性」であると述べている。さらに、マウツ＝シャラフは実質的独立性と命名した実務家としての独立性を、「監査計画における独立性」、「監査の実施における独立性」、および「監査報告における独立性」に分類して考察している²³⁾。

會田 [1983] は、独立性を「精神的独立性」「身分的独立性」ならびに「経済的独立性」に分類し、

23) Mautz and Sharaf [1961] The philosophy of auditing. pp.204-232

精神的独立性は「実質的独立性」であり、それは監査人の「公正不偏の態度」の保持であるとし、身分的独立性は、公認会計士・その配偶者等が被監査会社の役員・使用人等でないこと、いわば、特別な利害関係のないことをいい、経済的独立性は経済的資格における特別な利害関係のないことをいうと述べている。

このような見解に比較すると、ASOBACの上述したように独立性をそれに影響する四種類の要因から説明する見解は説得的である。特に、独立性に影響する要因として、「調査および報告上の自由」をあげ、それが重要であるのは、調査過程と報告過程は作成者ではなく、監査人によって遂行される過程であるからと指摘している点は、ASOBAC監査論がマウツ＝シャラフ監査論を継承していることをうなづかせるものである。

1-2. 能力

監査人が具備しなければならない個人的資質における第二の要件としての能力 (competence) は、主題と監査過程の複雑性ならびに社会における監査の役割を遂行する上で監査人に要求されるといふ見解を、ASOBACは以下のように述べている²⁴⁾。

主題 (subject matter) と監査過程 (audit process) の複雑性は監査人に対して能力を要求する。能力は監査人と彼が属する職業会計人全体の不断の研鑽 (continued development) だけでなく、教育と経験の産物である。―― 有能であると判断されるためには、監査人は常識をもち、かつ、情報が引き出される主題や情報が作成される過程および監査過程に精通していなければならない。さらに、監査人は適切な知識を実際の監査局面に正しく適用できるよう、適切な段階において十分な実務経験を積んでいなければならない。もちろん、監査人の能力は不断の研究と経験により研磨されるものである。

社会において監査の役割を果たすためには (fulfillment of auditing's role in society)、監査人は有能でなければならない。利用者は一般に監査人の能力を評価することができないので、彼らは監査人が監査業務を遂行するだけの能力があるものとして信頼する。それゆえ、監査人は道徳的に (morally)、職業的に、そして法律的に高度の能力を常に維持する責務を負っているのである。

このように、ASOBACが監査人に要求される条件として「能力」の要件を重視していることは随所で見受けられる。たとえば、前述の「裏付けられた主張」を構成する「明らかな規準」の項では、一般命題の立証方法を考案するには、その命題の「操作的定義」が探究者に明らかになっていなければならないという意味において、探究者の能力が極めて重要になると述べられている。

24) AAA[1973]p.17、青木・鳥羽 [1982]34頁

さらに、「監査機能の拡張」の項での議論においても、能力の要件を重視する態度が見受けられる。そこでの議論を結論的に再現すると次のようになる²⁵⁾。

監査人の適格性 (competence) は、監査上の主題に対する重要な制約条件 (constraint) である。現在、主題は主として財務資料である。しかし、今日でも、たとえば保険会社や銀行の財務諸表のように、特別な能力が必要とされる場合もある。将来、主題を拡張することができるかどうかは、監査人がそのために必要な専門的知識 (expertise) を会得するか否かにかかっているといえよう。

1-3. 誠実性およびその他の人的特性

監査人が備えなければならない個人的資質としての「誠実性およびその他の人的特性」に対して、ASOBAC は、監査人は社会の人々に奉仕することにあると説き起こし、トルーブラッドが唱える「プロフェッショナルにおける倫理行為の範囲説」およびペイトンの所説を引用して、次のような見解を開陳している²⁶⁾。

監査人は社会の人々に奉仕するのであるから、自己の仕事に対する信頼を高めさせる条件を備えていなければならない。高尚な人格 (high moral character)、誠実性そして生来の才能 (natural aptitudes) は、監査人になくてはならないものである。

信頼を得るためには、監査人は正当なる注意 (due care) を働かせて自己の職務を遂行しなければならない。トルーブラッドは職業専門家の倫理的行動の範囲 (the extent of ethical behavior of a professional) を認識している。

かくて、道義上の責任 (moral responsibility) が法律上の責任または職業上の責任よりも重いことについては疑問の余地はない。というのは、もし監査人が自己の職務を遂行するにあたって職業全体の最良の実務 (the best practices of the profession) に従わないならば、その監査人は道義上の責任を負うことになるからである。

ペイトンも専門職業に対する責任と愛着を表明している。したがって、監査人は責任感 (responsive) をもち、信頼され (dependable)、かつ、説得力を兼ね備えて (communicative) いなければならない。また、職業専門家としての職業感覚 (professional sense of service) をもたなければならない。

良い仕事を行うためには、監査人は豊かな想像力 (imaginative) と探究心をもち (inquisitive)、また識別力を有して (discriminative) いなければならない。監査人は現在関与している監査のために、適切で

25) AAA[1973]p.14、青木・鳥羽 [1982]27 頁

26) AAA[1973]pp.17-18、青木・鳥羽 [1982]35-36 頁

(pertinent) 関連性ある (relevant) 証拠を選択できる能力をもっていなければならない。

誠実性 (integrity) は独立性の本質的要素 (essential element of independence) である。監査人は重要な情報を歪曲したり隠蔽してはならず、また、監査を遂行する過程での自己の独立的な判断の行使を損なわせる被監査会社よりの不当な影響を許してはならない。表明された意見は、監査人の独立的な思考と行動の結果として決定された事実に、もとづくものでなければならない。監査人としての職務を果たすためには、監査人は分析的能力 (analytical ability) と的確な判断力 (good judgment) という監査人にとって不可欠な素質 (natural aptitude) をもっていなければならない。

このように、トルーブラッドの「真の倫理的行動とは法律、規則あるいは規定からではなく、強い責任感と結びついた職業専門家個人の人格や信念からもたらされるものである」とする見解、ペイトンの「知的職業専門家は、自己の職業分野に対して愛着と献身の念をもち、より一層高い業務の達成を常に追及しなければならない」との見解を引用して、ASOBAC は、「監査人は社会の人々に奉仕するのであるから、自己の仕事に対する信頼を高めさせる条件を備えていなければならない」という誠実性重視の見解を開陳している。

いままで述べた所は監査人が保持しなければならないと ASOBAC が規定する内部的条件ないし人的条件である。人的条件に加えて、ASOBAC は、利用者が監査人に付与する条件として外部的ないし社会的条件をあげている。

2. 社会的条件

外部的ないし社会的条件として、ASOBAC は、権限と受容をあげて以下のような所説を展開している²⁷⁾。

2-1. 権限および受容

権限 (authority) 監査人は証拠の収集や利用者に対する情報の伝達において制約を受けてはならないので、監査人には自分が必要と認める源泉からあらゆる証拠を収集できる権限があたえられなければならない。監査意見の意義は、情報によって影響を受ける人々の利害を保護するという点にある。国は職業会計人を受容するにあたり、公認会計士が企業に対して行うこのような社会的統制について、公的支持を与えている。これは社会現象に対する立法者の反応を表すものである。一方、内部監査人は経営者の方針によって明らかにされた権限しか有しない。最後に、権限を有するためには、監査人は職業的団体によって認められた資格ある個人でなければならない。

27) AAA[1973]p.18、青木・鳥羽 [1982]36-37 頁

受容 (acceptance) 監査機能の究極的価値 (the ultimate value of the audit function) は、監査意見を通じて、利用者が受け取った会計情報の質を判断するのを助けることにあるから、利用者は監査機能を遂行する監査人の資格を受容しなければならない。かかる受容は、利用者が監査人の独立性・能力・誠実性そして権限を知覚することにもとづいている。それは要するに利用者側の信頼行為にほかならない。監査人と監査機能を追加しても、それにより利害の対立・影響の重大性・複雑性・遠隔性を除去することはできない。そして、会計情報の第一次伝達過程に付加される唯一具体的なものは、利用者が望ましいと考える情報の質を反映しているであろう規準に、会計情報が合致しているかどうかに関して表明された監査人の意見である。監査人と監査過程に対する利用者側の信頼は、監査を行う際に用いられる監査人の技能や技術と同様、監査機能の価値が完全に実現するためにはならないものである。監査人と監査という専門的職業を必要とし創り出す監査過程に対して、ある程度の質的統制が必要なものは、かかる利用者側の信頼が重要であるからである。信頼が存在しないところには、監査機能は存在しない。

IV. 社会における監査人の役割

以上、ASOBAC が提唱する監査人に要求される条件を検討してきた。監査人としての資質、すなわち、監査人に要求される条件のなかに、人的条件に加えて、外部的条件ないし社会的条件を設定し、そこに、権限と受容の条件を盛り込んだこと、特に利用者による監査人の資格の受容を加えたことは、ASOBAC 監査論の特徴であると筆者は評価している。

監査機能の究極的価値は、監査意見を介して、利用者が利用する会計情報の質を判断するのを助けることにあるから、利用者が監査機能を遂行する監査人の資格を受容しなければならないという見解である。そして、この受容とは、利用者によって付与される条件で、利用者が監査人の「独立性」「能力」「誠実性」そして、「権限」の存在を知覚することであり、利用者の監査人に対する「信頼行為」にほかならない。

エンロン事件等を契機に問題にされているのは、広義の利用者としての範疇に属する一般市民や議会からの監査人ないし会計プロフェッションに対する不信感である。エンロン事件によって、議会は会計士の墮落について疑問を持ちはじめ、ワールドコム事件によって、議会は会計士の能力にも疑問を持ちはじめ、さらに、基本的監査能力の欠落によって、公開会社は外部監査の価値をも認めなくなってしまったと主張する論調さえ現れるに至ったのである²⁸⁾。

信念の規準を洞察した際に見た、専門的意見の価値は、それを主張する人の「誠実性」によって

28) Mike Brewster[2002] は、一般市民はエンロンやワールドコムの崩壊を目にして、監査人というものは単に実入りのいいコンサルティングの仕事欲しさに財務諸表にゴム印を押しているだけか、少なくとも財務諸表に対して批判的な目をまったく向けていない、と思うようになったとも述べている(友岡賛・完訳 [2004]、428 頁)。

大きく影響を受けるという ASOBAC の見解がまさに実証されたのである。会計プロフェッションはその構成員におけるこの誠実性を、判断における確からしさの証明を時間という試練を経て既に確立してきたことは既に論じた所である²⁹⁾。現在の事態は、監査人が社会の信頼に添えていくための努力を怠ったために社会からの信頼を失って、利用者による受容を欠いている状況である。

監査人ないし会計プロフェッションに対して現在提起されている不信感を払拭して、会計プロフェッションがプロフェッションとして、社会の信頼に添えて発展し続けるためには、監査人に要求される社会的条件としての受容の意味と意義を改めて問い直す必要がある。

当然、この受容においては、職業倫理を含む倫理行為の受容、複雑化しグローバル化する環境に適応するための教育を含む能力の受容が含まれる。ここで洞察した監査人に要求される社会的条件としての受容論は、情報利用者を中心として展開される ASOBAC 監査論の真髄である。すなわち、そこでの規準は情報利用者から与えられ、また監査人に必要な属性も情報利用者の観点から規制され、さらに監査報告書も情報利用者の必要性を考慮して作成されなければならない³⁰⁾。

かくして、ここで洞察した監査人に要求される社会的条件としての受容論は、会計プロフェッションに現在提起されている問題に対して一つの検討資料を提供するであろう。ASOBAC が監査人に要求する社会的条件としての受容論の骨子を再びここに記し、監査機能の実現においては、監査人および監査過程が社会からの信頼を得ることの重要性ならびに監査という専門的職業を必要とし、かつ創り出す監査過程と監査人に対する質的統制の重要性を確認して、かつ、信頼を欠いている場合や信頼が存在しない場合には、監査機能を完全に実現することはできないことを銘記することに

29) 本稿における信念の規準の項を参照

30) 会計監査の生成の論理を概念的、規範的に検討する見解である ASOBAC 監査論に対して、一定条件下で会計監査へのニーズが生み出されることを解明する実証的論理としては、「スチュワードシップ仮説」(Stewardship Hypothesis)、「情報仮説」(Information Hypothesis) と「保険仮説」(Insurance Hypothesis) が主張されている。スチュワードシップ仮説は、エージェンシー問題として分析されている。ここに、エージェンシー関係 (agency relationship) とは、一人または複数のプリンシパル (principals) が自分たちのために何らかのサービスを提供してくれる他人をエージェント (代理人) として雇用する契約をいう。

情報仮説とは投資家が監査済み財務諸表を必要とするのは、それがかれらの投資意思決定に役立つ情報を提供するからであるという見解である。

モニタリング仮説と情報仮説を用いた監査の需要に関する説明のほか、経営者が監査を受けるか否かを選択する三番目の保険仮説は、経営者の損害賠償責任と関係がある。米国の証券諸法の下で、監査人と被監査会社はともに第三者に対して、欠陥のある財務諸表に起因する損失について連帯責任を負担している。一方、慣習法 (common law) 下では、監査人は一般に、監査済み財務諸表を利用する予見可能な第三者 (identifiable third parties) に対してのみ法的責任を負担するにすぎない。周知のように、監査人の法的責任の範囲は、1960 年代中頃以降の多数の訴訟事件に見られるように拡大化してきている。開示を含む財務活動への参加に伴って損害賠償責任を負わされている投資銀行、管財人 (trustee)、証券引受会社 (underwriter)、弁護士および経営者は、監査人を参加させて、自らに保険をかける誘因をもっている。特に、1933 年の有価証券法は、訴訟当事者に対して「専門家に依拠した」(expert reliance) という抗弁を与えている。報告データについての財務上の責任を監査人に転嫁することによって、証券市場に関与する経営者、債権者、その他の専門家は、自分たちに対する訴訟もしくはそれにかかわる和解から予想される損失を少なくするであろう。訴訟で予想される賠償査定額が増大するにつれて、経営者や財務活動に関与するその他の専門家による、この「保険」としての監査に対する需要は増えるものと予想される。

Wanda A. Wallace, *The Economic Role of the Audit in Free and Regulated Markets*, 1986、千代田邦夫他訳『ウォーレスの監査論』同文館 1991年、13頁、23頁、35頁

する。

監査人と監査過程に対する利用者側の信頼は、監査を行う際に用いられる監査人の技能や技術と同様、監査機能の価値が完全に実現するためにはなくてはならないものである。監査人と監査という専門的職業を必要とし創り出す監査過程に対して、ある程度の質的統制が必要なのは、かかる利用者側の信頼が重要であるからである。信頼が存在しないところには、監査機能は存在しない。

V. おわりに

本稿においては、ASOBACが規定する「信念の規準」と「明らかな規準」から構成されている「裏付けられた主張」および「人的条件」と「社会的条件」から構成される「監査人に要求される条件」を洞察し、分析してきた。

かくして、ASOBACが唱える所説から「プロフェッション」を構成する「プロフェッショナル」としての監査人とは、「所定の条件」を充足して、「裏付けられた主張」を行う監査人、すなわち、次のような属性を備え、次のような意見ないし判断を表明する監査人を想定することができるであろう。

- ・ 監査人に要求される所定の条件は「人的条件」と「社会的条件」から構成される
- ・ 人的条件は、「独立性」「能力」「誠実性」および「その他の人的特性」から構成され、社会的条件は、「権限」と「受容」から構成される。
- ・ 社会的条件の内の「受容」は、人的条件である、独立性、能力、誠実性、およびもう一つの社会的条件である権限に対する情報の利用者の受容であり、その本質は利用者による監査人の「信頼行為」にはほかならない。
- ・ 「裏付けられた主張」とは、単なる「信念」の主張とは異なり、「命題の信憑度」に合致する「適切な根拠」を有する信念にもとづいて、「信念の規準」と「明らかな規準」を充足して表明される命題の主張である。

ASOBAC 監査論は監査の調査的側面に焦点をあて、科学的方法論の概念を証拠の収集と評価にむすびつけるとともに、他方において、伝達過程の目的と問題および社会における監査の役割に対して認識を与えている。監査上の概念を明らかにするにあたって規範的な立場をとっているため、実用的価値は直ちには得られないかもしれない。しかし、このような立場を採ったのは、監査論研究者に一つの研究テーマを与えることを意図したものであることが序文で明らかにされている。

なお、会計や監査における利害調整機能を考える時に、監査論における規範的アプローチの限界

を主張する見解がある³¹⁾。そこでは、当事者と利害関係者の相互の交わりによって、会計や監査の機能や利害関係者の行動が変化していく可能性が排除されているとし、監査論におけるゲーム理論的アプローチの有効性が主張されている。

すでに述べたように、規範的なマウツ＝シャラフ監査論や ASOBAC 監査論に対して、実証的監査論が存在する（注30を参照）。例えば、スチュワードシップ仮説は、次のような引用をして、監査がもっているスチュワードシップ検証機能をエージェンシー問題として分析している³²⁾。

監査の起源は、会計の起源よりもほんの少し遅れる時代にまで遡ることができる。…文明が進歩して、他人の財産をある程度任される人が現れるようになると、任された人の誠実性を何らかの方法でチェックするのが望ましいということが明らかになる³³⁾。

そこで、ここにおいて、筆者は、規範的監査論における限界を克服した監査論を構築する一方策として実証的監査論を一部取り込むことを主張するものである。

<主要引用文献>

1. Mike Brewster[2002]、Mike Brewster、Unaccountable、John Wiley & Sons、Inc.、友岡 賛 監訳、『会計破綻』税務経理協会 [2004]
2. 会計学辞典 [1983]、『会計学辞典』中央経済社
3. 友岡 [1995]、友岡 賛『近代会計制度の成立』有斐閣
4. 八田 [2003]、八田進二「会計職業と倫理」『私の一冊』藤田幸男先生古希記念出版委員会編、白桃書房
5. 小俣 [2005]、小俣光文「会計プロフェッショナルリズムの原点—監査教育からの接近—」『現代監査』No.15
6. 石村 [1969]、石村善助『現代のプロフェッション』至誠堂 [1969]
7. 原 [2005]、原 征士「会計プロフェッショナルリズムの原点—監査史からの考察—」『現代監査』No.15

31) 加藤達彦 [2005]、4-5 頁

32) Wanda A. Wallace, *The Economic Role of the Audit in Free and Regulated Markets* III Agency Theory, [1986]、千代田邦夫他訳『ウォーレスの監査論』同文館 [1991]、13 頁

33) Brown Richard, *A History of Accounting and Accountants*, T.T and E.C. Jack, [1905], p.75

8. 西島 (1973)、西島梅治『専門職業責任保険の基本問題、現代損害賠償法講座 8』、日本評論社
9. 黒川 [2005]、黒川行治『三田評論』[2005年6月、No.1080]
10. ジョージ・メイ[1936]、*George May, Twenty-five Years of Accounting Responsibility, 1911-1936*、Price Water – house,
11. AAA[1973]、American Accounting Association , Committee on Basic Auditing Concepts , *A Statement of Basic Auditing Concepts*
12. 青木・鳥羽 [1982]、青木茂男監訳・鳥羽至英訳『基礎的監査概念』国元書房
13. Marhenke [1965]、Paul Marhenke、”The Criterion of Significance”、*Meaning and Knowledge : Systematic Readings in Epistemology*、Edited by Ernest Nagel and Richard B. Brandt[New York : Harcourt , Brace & World, Inc. 1965]
14. Carey[1956]、J. L. Carey , *Professional Ethics of Certified Public Accountants* , American Institute of Accountants .
15. Mautz and Sharaf [1961]、Mautz R. K and Sharaf, H. A . *The Philosophy of Auditing*、AAA[1961]、近澤弘治監訳・関西監査研究会訳『監査理論の構造』中央経済社 [1987]
16. Wallace (1986)、Wanda A. Wallace、*The Economic Role of the Audit in Free and Regulated Markets*、ワンダ・A・ウオーレス著、千代田邦夫他訳『ウオーレスの監査論』同文館 [1991]
17. 加藤達彦 [2005]、加藤達彦『監査制度デザイン論』森山書店
18. Brown [1905]、Brown Richard、*A History of Accounting and Accountants* , T.T and E.C. Jack,

研究ノート

An Invitation to the Inner Mind of the Japanese

—Toward a Theory of the Japanese Way of Thinking

Shigeru Koiso

I. Introduction

A great number of studies on the Japanese mind and way of thinking have been published to date. However, there appears to be few that focus on how the way of thinking comes to be.

This study explores the question from the perspective of the author's experience in the Japanese electronics industry, including working in Europe for a couple of years as the legal liaison for Sony, wide ranging observations of the Japanese society including the political field, and discussions with many people from other cultures including the American exchange students who visited Tokiwa University.

I have always been wondering why we Japanese people think and behave in such a way as often pointed out as unique or not easily understandable. I wanted to find the motives at source for the Japanese way of thinking and behaviors which can be a problem even in the eyes of ourselves particularly in this globalizing world where our exposure to the outside world is inevitably and drastically increasing. Without finding out the motives or causes, we would not be able to find a way of solution or improvement even if we find it necessary.

In such context, this study attempts to look in at the inner mind of the Japanese and clarify the motives rather than the characteristics themselves. As the title of this paper will imply, this primarily intends to serve as a kind of guide for foreigners visiting Japan or working with the Japanese, including the students from abroad visiting Tokiwa University, who are puzzled by or have difficulties in understanding the way of thinking or behaviors of the Japanese. Of course, I would be more than happy if this study is of some use to those Japanese who are interested in the study of Japan or the Japanese.

Thus, this study is not to respond to the views or arguments on Japan or the Japanese published to date. The purpose of this study is to present some ideas that came into my mind through business and

private lives together with wide reading on Japan in the last thirty years.

This paper may appear to be just a negative criticism. Indeed, this focuses the arguments on the negative aspects of the Japanese way of thinking or behaviors. It is simply as a result of the effort to provide people concerned with a material for considering Japan in the globalizing world. In the meantime, it is true that I thought I could leave the positive aspects to other people or my own future studies. In any case, I tried my best to maintain a neutral or unbiased position in the course of the study.

It should be noted here that as generally recognized, any characteristic in the nature of a person or nation can be a strong and weak point at the same time like the two sides of a coin. And as the characteristics have been formed throughout the history of a nation in particular natural surroundings including the climate, they form the elementary substance of the people. Therefore, even if we find a weak point in the characteristics, it would not be easy to change the same.

This study, in essence, is to clarify that the backgrounds of or the motives for the way of thinking and behaviors of Japanese people are: (A) they are afraid of being disliked by other people; (B) they are afraid of being placed in an awkward or embarrassing situation; and/or (C) they seek a “shelter” or “asylum” as machinery or a last resort for securing their interest and safety. And those motives are a reflection of their efforts to live a comfortable life in a small closed society where there is virtually no place to run.

In this paper, the “Japanese” shall mean a person or people who was or were born and grew up in Japan and whose parents were born and grew up in Japan as well. This simple definition will be helpful in considering the characteristics of the Japanese.

In addition, for convenience purposes, Japanese words and expressions are put down wholly in English capital letters like “SHIMAGUNI-KONJYOU” (insularity) . This applies to the titles of the books in Japanese cited herein (accompanied by an informal English translation by Koiso) , with two exceptions.¹

II. Way of Thinking and Patterns of Behavior of the Japanese

1. Characteristics in Behaviors of the Japanese

There are many distinctive characteristics in the way of thinking and behaviors of Japanese people that are widely known or a great majority of the Japanese recognized as true. Needless to say, many of those characteristics would be more or less shared by other peoples insofar as any nation or race is a member of mankind. And yet, it is true that quite a few characters are recognized as distinctive or unique to the Japanese. (In this paper, the term “characteristics” will be confined to the characteristics in the way of thinking and behaviors and will not include other aspects like the Japanese culture.)

Just as an example, let us pick up a Japanese word “SHIMAGUNI-KONJYOU”, meaning, in a word, an insular nature. It is widely recognized that most of Japanese people more or less share this nature. One of the most established Japanese language dictionaries defines this word as “a nature of people that is narrow-minded, exclusive and worrying about trivial matters, which is formed as a result of little contact with the outside world”.² Interestingly, although it is from a language dictionary, the definition together with the above recognition by the Japanese tells us, among others, two things. They are: (1) it is generally accepted that Japanese people have an exclusive nature; and (2) little contact with the outside world will bring about such a nature. My view based on various experiences and observations supports these points as well.

Although this word relates to the study herein, it does not seem to be enough for explaining the way of thinking and behaviors of the Japanese. It would be necessary to look in at the inner mind of the Japanese as the inhabitants of a land which has in some respects little contact with the outside world.

Before we consider the subject in detail, let us take up some of the well-known words and remarks (with some explanatory comments) relating to Japan that are widely recognized as reflecting the mind or behavioral patterns of Japanese people. These are selected at random from my collection and some of the recent publications.³ These will be helpful in forming an idea of the inner mind of the Japanese and a framework of review:

(1) Group-oriented:

This is usually called “SHUDAN-SHUGI” (group-oriented mentality; collectivism) in Japanese. This is often said to be a cause or effect of lack of individualism or independence of the Japanese. It is true that Japanese people often give priority to the interest of the group or organization to which they belong.

(2) “WA” (harmony; amicable relationship) :

A lot of Japanese people believe “WA” is one of the most important values. Sometime ago, a Prime Minister, at the time of taking office, adopted a catchword “WA NO SEIJI” (literally, politics of harmony), by which he intended to mean that he would give priority to “WA” in managing his party, making policies, etc. “WA”-oriented mentality can naturally result in consensus-oriented practices.

(3) “HIKAEME” (reserved; holding back) :

A reserved person, particularly a reserved child, can be viewed as well-behaved and tend to be appreciated. People often do not assert themselves even where they have a good or legitimate reason to do so.

(4) “AIMAI” (vague; ambiguous) :

It is often said that the Japanese do not express themselves clearly or straightforwardly. It is not unusual that people hesitate to take a clear position on some occasions. Politicians are often criticized that their statement is “GENGO MEIRYOU but IMI FUMEI”, which means that they make a statement with a lot of clear words, but the message is so vague that it is not understandable (this virtually means that there is no message) . (Interestingly, however, Prime Minister Koizumi who tends to reply to questions with few words or in a clear-cut manner is often criticized as negligent or blunt.)

(5) “TATEMAE and HON-NE” (formal statement vs. real intention; what a person says and what he/she really thinks) :

It is not unusual that what a person says differs from what he/she really thinks. It is often the case that even if one is positive in “TATEMAE”, he/she is negative in “HON-NE”. This applies to a case that a politician takes a position of “SOURON-SANSEI but KAKURON-HANTAI” which means “affirmative in principle but negative in the particulars (in reality) ”.

(6) “SASSURU”; “HAIRYO-SURU” (gather from; have thoughtful regard for others) :

It often happens that a person tries to gather the other’s intention from various factors such as reactions including facial expressions, e.g., when the person thinks it is impolite to be straightforward in finding the other’s real intention (as the other can be embarrassed, etc.) .

(7) “KOUSHI-KONDOU” (to mix up public and private matters) :

This is often used in such a case where a person takes advantage of an official position to his/her personal benefit or treats an official interest as his/her own.

(8) “SEKENTEI WO KI-NI-SURU” (to pay attention to other people or the community) :

This attitude can result in concern about how one is viewed by other people; or concern about a social reaction rather than what one wishes to do. This description applies to a case like: Japanese are often said to pay too much attention to what other people (the community) think or tend to worry about appearances.

(9) “HITONAMI” (decent; average; a wish to be on a level with others) :

Japanese people are often said to want to enjoy what others do. In that way, parents in Japan usually want to do as much for their children as other parents do for their children. (Sometimes, they cannot feel happy or secure if they find they are behind the average in something.)

(10) “NARE-AI and MOTARE-AI” : (too intimate and interdependent) :

A particular human relationship which gets so intimate as to be dependent on and spoil each

other; a strong “live and let live” mentality.

(1) “KEN-I SHUGI” (authority-ism; authority-conscious) :

Respect for authority; dependency on authority; to take advantage of authority. Government officials or staffs of top management sometimes take advantage of the authority of their boss in trying to realize their intention even if the intention is not legitimate.

(12) “HAPPOU-BIJIN” (a lady every aspect of whom is beautiful) :

One who tries to be a nice person in an effort to be popular or who always tries to satisfy all concerned. This usually means a person who always tries to please others.

(13) Insufficiency in spirit of criticism

(14) Insufficiency in logical way of thinking or reasoning power:

In the course of school education, the training of a logical way of thinking or reasoning power is not necessarily emphasized. A person who always speaks in a logical way in daily conversations may not be popular as he/she can appear to be making things too clear or even offensive. Not a few Japanese can feel uncomfortable in too logical way of talking.

(15) Insufficiency in individuality and creativity

Now, what do these words and remarks tell us? One of the common elements we notice would be that most of them have something to do with other people, human relationships or their community. Hence we are first led to believe that human relationships have certain special significance for Japanese people.

If we look at the essence of these words and remarks closely from that point of view, we would find that the elements contained in those could be reduced to some tendencies in behavior, and those elements could be grouped by such tendencies. The tendencies in relation to (1) to (15) above would be:

(a) not to assert oneself too much (“HIKAEME” as a pattern of behavior; a way to preserve “WA”; “Insufficiency in spirit of criticism” as an outcome) ;

(b) not to make things too clear (“AIMAI” as a pattern; “Insufficiency in logical way of thinking” as an outcome) ;

(c) not to be too conspicuous (“HIKAEME” as a pattern; “Insufficiency in individuality and creativity” as an outcome) ;

(d) to be nice (“SASSURU”; “HAIRYO-SURU” and “HAPPOU-BIJIN” as a pattern) ;

(e) concerned about how one is viewed and what others do (“SEKENTEI WO KI-NI-SURU” as a pattern; “HITONAMI” as a value to be pursued) ; and

to rely on:

(f) authority (“KEN-I SHUGI” as a pattern) ;

- (g) group (“NARE-AI and MOTARE-AI” as an outcome; “SHUDAN-SHUGI” as a pattern) ;
- (h) close personal ties (“NARE-AI and MOTARE-AI” as an outcome) ; and/or
- (i) excuse (“TATEMAE and HON-NE” as a pattern) .

(see Figure1. Items (a) to (i) above are identical to (a) to (i) in Figure1.)

As we will see from this grouping accompanied by some words or remarks in parentheses, it can be found that one or more of these nine tendencies applies or apply to one or more of the words and remarks (1) to (15) above, either in the form of an example of cases or of results of a cause-and-effect relationship. Later, in addition to these, some cases which reflect these tendencies will be taken up for further review of the applicability.

Then, what are the motives at source for those tendencies? If we visit the inner mind of the Japanese, we would be able to find something. As we will consider in detail in Section III, what we should do would be to search the possible reasons for such tendencies together with the background.

The results of this study and my own experiences and observations to date seem to tell us that we the Japanese have three major motives for those tendencies and patterns of behavior. They are: that Japanese people (A) are afraid of being disliked by other people; (B) are afraid of being placed in an awkward or embarrassing situation; and/or (C) tend to seek a “shelter” or “asylum” as machinery or a last resort for securing their interest and/or safety. It should be noted that they think and behave in such a way to the benefit of themselves in a broad sense, whether or not they are aware of it. In other words, it is believed to be suitable for living a comfortable life in this society.

The next question would be how such motives come to be. In short, the Japanese society as a small closed society would require those. As we will review later, a small closed society is a society that has no or few places for the residents to run or hide themselves in that they can be identified or found easily. This very fact means to people that the society is small, regardless of the size of the area. It would be one of the most significant or serious factors for the residents.

For further review, it will be useful to look at the prominent views presented in the studies published in the past.

2. Prominent Views on the Japanese Way of Thinking

The studies on Japanese people published to date focus on various aspects of the Japanese mind and way of thinking. Following are the essence of some prominent studies on the characteristics of the mind and behaviors of Japanese people. Although some of the studies are described as a study of Japanese “culture”, apparently, in substance, they focus on the behaviors of Japanese people. Accordingly,

reference to those studies will be important to make this study productive.

As we will see below, what these studies clarified seems to be the phenomenal aspect of the Japanese people's behaviors and not necessarily the motives.

First, let us look at the view of Ruth Benedict⁴: She presented a view to the effect that Japanese people's behavior is characterized by the fact that they are based on group consciousness (or collectivism) and the sense of shame. Japanese people pay substantial attention to what other people ("SEKEN") think in choosing a course of action. In short, right and wrong is judged by the general public based on the significance of shame, i.e., they are careful not to put themselves to shame in front of people (in public). People would refrain from an action which could put others to trouble. They would hold back from taking action even to defend their rights if such an action could be a nuisance to others (this is the core of collectivism). Whether or not their conduct brings others to shame is their criterion in choosing a course of action.

Second, Chie Nakane's view⁵: She presented a view to the effect that the Japanese society is a vertical society, and the behaviors of people in a vertical society is decisively influenced by a vertical order or vertical human relationships, and not based on a relationship between independent individuals. In the case of a talk program between two scholars, she says, if one is senior to the other, the audience could easily predict there will be no heated discussion not because a certain resume is distributed beforehand but because it is usually the case that the junior is considerate enough not to argue against a senior's view, respecting the senior for seniority or longer experience. Japanese people's lack of spirit of criticism and logical thinking which has been pointed out often stems from this structure.

Third, Takeo Doi's view⁶: His view, in essence, is that the Japanese style of child rearing causes the mentality of dependence ("AMAE"). The elements of the close relationship between a mother and her child come to constitute a basis of human relationships. It results in: pursuit of emotional stability; passive pursuit of others' love; psychological dependence on others' goodwill; expectation of indiscriminate equality from others, etc. The sensitivity to "GIRI and NINJYOU" (a sense of duty and human compassion), insularity, vertical structure of a society and so on also emanate from "AMAE".

Forth, Eshun Hamaguchi's view⁷: He presented a view to the effect that the Japanese are the "contextual" people who put a particularly high value on the relationship with other people and they control themselves for preserving the cooperation with others. They do not stick to their own opinion or position and even voluntarily follow other relevant people or the organization to which they belong, such as an "IE" (family or clan) and a local community. Japanese people believe such a style will be to their own benefit in the long run. In that sense, the style is strategically adopted. (E. Hamaguchi himself

calls the style “relatum-ism” as opposed to collectivism.)

Fifth, the view of Yasusuke Murakami, Shunpei Kumon and Seizaburo Sato⁸: They presented a view to the effect that the group-oriented nature as often pointed out as a characteristic of the Japanese’ behavior is a “human relationship-ism” rather than a simple collectivism. The Japanese society is a society based on the “human relationship-ism”, and it should be understood as an “IE (family or clan) Society”. It has (i) the principles of organization comparable to that of “IE” and, at the same time, (ii) “MURA”-type democracy system which is a combination of “MURA” (village) principles and the principles of western democracy. “MURA”-type society has a principle of equality, and the order of society was supported by the principle of consensus backed up by a certain leadership behind the scenes. The core of the structure of the Japanese society has been an “IE Society”, and it led Japan to the economic growth. In that course, (i) and (ii) coexisted for sometime, and (ii) got dominant after World War II.

There are many other views on Japan or the Japanese presented to date, but any of those do not seem to have clarified or focused on the causes of or the motives for the distinctive way of thinking and behaviors of the Japanese.

III. Motives for the Way of Thinking and Behaviors of the Japanese — Life in a Small Closed Society which Has No Place to Run

For finding out the reason why we the Japanese think and behave that way, the nature of the Japanese society would have to be considered.

In short, as perceived at the beginning of Section II in considering the definition by a dictionary “KOUJEN”, Japan could be described as a small closed society. Obviously, however, defining a “small closed society” is not a simple task, and, furthermore, even if it is successfully defined, it would be extremely difficult to identify whether Japan is one and why the Japanese tend to form a small closed society. Probably, the help of specialized methods of various sciences such as history, anthropology, cultural anthropology and sociology would be necessary for devising a complete notion. On the other hand, it has been often pointed out that each of modern sciences has its own scope of analysis, and, therefore, each approach tends to confine itself to a certain particular aspect of Japan or Japanese people. In view of this, an approach free from a particular science may be able to present a proper view.

As it can be expected that the motives for the distinctive way of thinking and behaviors of Japanese people could be clarified by making a certain definition, it would be worth attempting.

For that purpose, let us define a “small closed society” as a society which is small and closed

geographically, institutionally, and/or psychologically, and, therefore, there are virtually no or few places to run for the residents as it is easy for the people or the authorities to identify or find any one of the residents. In simple terms, it would be as if people were monitored.

In such a society, people would make efforts to find an appropriate way to live safely and comfortably within the society. This would be one of the most significant or serious factors for those who cannot easily leave the society for various reasons.

With the assistance of this definition, let us attempt to find the common motives for the behaviors and way of thinking of Japanese people, taking the above-referenced words and remarks on Japan and the prominent views on the Japanese way of thinking into consideration.

Under the definition, Japan will be found to be a “small closed society”. That is to say — in addition to the size of area in relation to its population, Japan is small and closed and has no or few places to run in that: (1) it is substantially easy to identify or find a person from geographical and institutional perspectives primarily because Japanese people tend to live in Japan throughout their lives (and do not renounce citizenship); (2) as a result of people’s tendency to form or join various groups, it is easy to identify or find a particular person within the group; (3) it can happen that the members of a group can identify the members of another group depending on the relationship between the two groups (e.g., industry associations); and (4) as Japanese people put a high value on human relationships, they naturally are used to or interested in tracing people (in regard to birth, lineage, personal history, who’s who, etc.). In addition, we should pay attention to another aspect, psychological aspect, i.e., the members of a community or group tend to share a fellow-feeling, and such feeling in turn sometimes creates a kind of exclusive mind in relation to the outsiders in a broad sense. This mind will result in making the society “closed” or “virtually closed”.

For further clarification of this notion, it will be convenient to draw an image of a “large city”, like Tokyo, and that of a “small village” in rural area. In doing so, the elements of a closed society and open society as well as whether Japan is a small closed society would be clarified. Many of the readers, particularly the Japanese, could be convinced by an analogy of characteristics of “urban area and rural area” (or a large city and a small provincial village). A large city and a small village will be characterized respectively by the following words and descriptions:

Large city: (i) there are many residents but it is relatively frequent that outsiders settle down, and residents leave; (ii) many visitors; (iii) the number of relatives, friends and acquaintances is limited; (iv) residents do not share fellow-feeling; (v) residents keep their distance; not too intimate; businesslike; (vi) few shackles or fetters; (vii) not easy to find or identify people. → there is a place to run; (viii) explicit

statement necessary as residents may not share the same common sense/values/standards/way of thinking; (ix) people tend to make things clear; self-assertive;

Small village: (i) it is rare that the residents leave and outsiders settle down; (ii) not too many visitors; (iii) there are many relatives, friends or acquaintances; (iv) residents share a fellow-feeling; (v) intimate relationship; (vi) not easy to break through the shackles of convention; (vii) easy to find or identify people. → few places to run; (viii) explicit statement is not necessary because the residents share the same common sense (values/standards) or way of thinking; (ix) people do not make things too clear; avoid confrontation.

Here, a question will arise why Japanese people tend to form a closed society nationally or locally. This is a big question and will remain to be answered on later phases of my study. At this stage, however, it could be partly answered although it may be of a preliminary nature. It would be true that once people form a closed society or group, they can be protected by the society or group in one form or another. In some cases, certain protection will be an objective of forming or joining a group (society). As a result, in any case, they can be enchanted by the protected status and rely on the group (which must be comfortable). Thus, the formation of, or staying in, a closed society can breed their mentality of dependence, and such mentality, among others, could lead them to formation of a closed society.

Generally, a group of people, in comparison with a single person, will have more influence or presence in achieving something (like in the case of a labor union), and a group would be suitable for defending themselves. This means if a single person has enough presence or power, he/she would not need to form a group. However, if a person does not have one, he/she may choose to form or join a group. If a person lives in a small and closed society where there are few places to run, he/she will make efforts to be accepted by the society (unless the person chooses to leave the society). In either case, the group will be helpful in that (i) the members can achieve their objectives relatively easily and that (ii) any burden from outside can be blocked or shared by the group. It will be attractive to people.

By analogy, a small village would be a small closed society, and a large city would be a large open society. In considering this way, it should be noted that the mind of people in Tokyo and other large cities is changing, but as they definitely are part of Japan, the substance of the mind of people will remain to be Japanese although it is relatively different from the mind of people living in rural areas.

In a rural area, people are not heavily exposed to the outside world in that they are not frequently visited by people from different countries or cultures. This will be applicable to Japan as a whole where people are still not heavily exposed to different cultures in that neither the immigration nor the emigration is massive, largely due to the insufficient deregulation and the mentality of people.

This understanding in the form of description of the background would fairly explain the Japanese' behavioral tendency to form a group.

As to the reason to form a small closed society, here is a view which draws our attention. Hiroshi Imanishi in his book entitled "HAIJO NO KOUZOU" (the Anatomy of Exclusion) points out that people tend to form a group or unite in reaction to a certain fear or crisis and exclude certain strange members first.⁹

This view is persuasive and tells us that it is not unique to the Japanese. However, since a fear or crisis is an extraordinary thing, it does not seem to apply to the present Japan. Instead, it would be reasonable to assume that, in a word, Japanese people's mentality of dependence, which can be bred by a closed society, would be a motive for forming a closed society. Of course, we could try to find an answer from various other points of view, historical, sociological, and so on. Again, I would say it will be left to future studies.

Nevertheless, it would make sense to illustrate a consecutive process of forming a group, even in a generalized and simplified manner, for finding the motives for the Japanese way of thinking, taking Imanishi's view into account:

(1) Fear/crisis/psychology of dependence (→common objective/interest) → (2) Form/join a group → (3) Group to take root or get fixed (→fellow-feeling; unity; exclusiveness) → (4) Group to act as shelter; mutual watch (→loyalty; self-restraint;dependence mentality)

In looking at this process, we can find various important implications. There seems to be a breeding ground of, among others, "AMAE" (dependency mentality), "TATE (vertical) society", authority-oriented society, and age seniority-oriented society. For example, "AMAE" appears to be an outcome of the nature of a small closed society, and it is not necessarily the case that a "TATE society" is caused by "AMAE", contrary to Takeo Doi's view.

Likewise, "TATE society" could be an outcome of a small closed society. In short, a "TATE" structure must be fit for governing a small closed society. A close look at this illustration would allow us to present a view that a small group will not need or cannot provide many posts since the number of people is so limited as to be governed by a simple or flat organization, while a large group will or can do since the number of people is big enough to need an elaborate organization. In other words, a large group or society composed of many people tends to need a hierarchical structure of organization, and a hierarchical structure tends to provide relatively many posts in a group. In a primitive group, as history tells us, authority is a convenient tool of ruling people, and age-seniority can often be a proper authority.

In addition, it would be reasonable to assume that as a result of such a process, people will form a

small closed society which would not need elaborate rules (from laws to contracts) as the members who live together for a long time can share a common sense or value and, at the same time, they can be used to a self-restraint in contrast to a large open society. Indeed, this would have something to do with the contract practices in the Japanese industries where an elaborate or detailed contract is not prevalent and companies are not litigious, while in the American industries, contracts are always detailed and elaborate, and companies are litigious.

If there is virtually no place to run, it could be a natural psychology for the residents to believe it is wise to make efforts to be accepted or liked by other residents for sustaining their stable or comfortable life even at the expense of restraining their desires. Specifically, in their inner mind, the residents would:

(A) Be afraid of being disliked, and, therefore, try not to be disliked

For that reason, people try: (i) not to make an enemy; (ii) to avoid confrontation or friction; or (iii) not to make others uncomfortable.

Specifically, people tend to try: (a) not to assert themselves too much; (b) not to make things too clear; (c) not to be too conspicuous; and/or (d) to be nice;

(B) Be afraid of being placed in an embarrassing or awkward situation

For that reason, (e) people are concerned about how they are viewed and/or what other people do;

(C) Seek a “shelter” or “asylum” as machinery or a last resort for securing their interest and/or safety

For that purpose, people tend to rely on: (f) authority; (g) group to which he or she belongs; (h) close personal ties; and/or; (i) excuse.

In looking at this grouping, we would be convinced that the psychology from (A) to (C) would act as an engine to behave with the tendencies described in the grouping (a) to (i) (all of the nine items are reinstated in the above grouping) in Section II.

This will explain most of the way of thinking and behaviors of Japanese people. Following are the cases which will reveal this view is applicable. These are still just examples, and we will be able to find cases or stories that reflect this view almost every day with ease on TV news, in our daily lives, etc. For convenience, the stories are grouped by some fields, i.e., political, diplomatic, corporate, and social.

<Political>

Case 1. Avoid Competition in Party Head Election, etc. — “KADO WO TATENAI”; “WA-oriented”:

During the course of an election of the head of a political party, it is sometimes the case that the members believe only one candidate is desirable, and they try to skip an election because an election can leave hard feelings among the candidates. The Government, in the course of various reforms, tend to make even substantial compromises in an effort to satisfy as many people

concerned as possible (supporters, interest groups, superiors, etc.), and the final plan often results in a reform in name only. The behaviors of people involved could be interpreted as a case revealing the “consensus-oriented” nature which is as a result of an effort to avoid confrontation. It would be understandable that if there is no place to run, people may tend to avoid confrontation anyhow.

Case 2. Reform Bills often Mutilated — “Excuse”- seeking; “HAPPOU-BIJIN”:

The postal reform at issue sets the timing of its full implementation only in 2012. It can be said that this is a typical excuse-seeking style. There is no particular objection. A virtual postponement, which is often observed in Japanese politics, can please opponents as it appears to be a kind of compromise and can nullify the opponents. The Government tries to indulge all interested groups, pretending to have taken all parties interest into consideration.

Case 3. Policy-making by Advisory Bodies — “Excuse”-seeking: “KEN-I SHUGI”

In devising a proposed policy, as a system of administration, every ministry first refers a policy matter to its advisory body called “SHINGIKAI” (the Council) which comprise certain number of specialists. Advisory opinions of the Council are almost always accepted and introduced by the ministries as their proposed policy. This body can play a role of excuse for ministries, and sometimes the ministries make use of the Council’s role as an excuse. On the other hand, for most of the Japanese people including specialists, it is honor to be appointed to be a member of any of such Governmental organs. Once he/she becomes a member of Council, a specialist who is criticizing the ministry can easily change or moderate his/her opinion to please the ministry.

<Diplomatic>

Case 4. Keep Silence about Invasion of Territorial Waters — “Avoid Confrontation”:

In early 2005, a Chinese submarine invaded a southern part of Japan’s territorial waters as admitted by the Chinese Government later. In that event, the Japanese Government did not take any action while the Maritime Self Defense Force kept watch on what the submarine did from the beginning to the end. It would be legitimate to understand that there was much room for the Japanese Government to take various appropriate actions even if there was any obstacle behind the scenes.

This will be an example of “WA”-oriented behavior of the Japanese which came out most probably as a result of their conscious or unconscious efforts to avoid friction.

Case 5. Thoughtful Burden-sharing of Hosting U.S. Forces — “Try to be nice”; “HAIRYO SURU”:

The Japanese Government volunteered, tens of years ago, to bear and has since been bearing, in addition to utility bills, etc., the costs and expenses incurred relating to the employment of Japanese

workers within the facilities of the U.S. Forces stationed in Japan. It was obviously in the hope of something in return, but since the arrangement was voluntary as the name “OMOIYARI-YOSAN” (“thoughtful gift” budget) shows, there was no written commitment from the American side. Apparently, the Japanese Government expected something from America without expressing the intention clearly. The Japanese Government hoped America could gather (“SASSURU”) Japan’s intention from Japan’s various reactions as the Japanese often do. This way of thinking could be interpreted as “AMAE” and would not work particularly in the international field.

<Corporate>

Case 6. “Even if it is unjust, act as ordered by boss” — “GROUP-oriented”; Obedience to “Authority”:

A survey revealed: In reply to a questionnaire “What do you do if you are ordered by your boss to use such means as unlawful or against your conscience for making a profit?” 40% of respondent (new employees) answered “ We would have to act as ordered because the pursuit of profit is an enterprise’s objective.”

Case 7. Contracts Not Too Detailed — “Not to make things too clear”; Avoid “shame”:

Contracts between Japanese companies are much less detailed than those between American companies. Quite a few businessmen say that too detailed contracts can be unnecessary or inconvenient because such contracts can reduce flexibility or they can manage business trusting each other based on a long business relationship. In addition, Japanese companies are not litigious partly because they do not like confrontation, and sometimes they think it is disgraceful to be a party to litigation.

Story 8. Hesitate to Do Something New — “Afraid of being disliked”; “Sensitive to social pressure”:

According to a survey, some 70% of business people are in support of the Government-promoted idea of working without necktie (so-called “Cool Biz.” style) , but only 28% of them do so for the reason that they believe (i) the style will be impolite to their customers or (ii) they feel pressure that the style is not acceptable to other members of the company.¹⁰ It can be said that the businessmen are considerate about their customers and other people in that they do not want to make other people uncomfortable, but, more specifically, it could be said at the same time that they do not want to be disliked by other people, particularly, their customers (to avoid a possible negative impact on their business) .

A problem here would be that they may treat particular people (e.g., insiders) and others differently (their consideration can be partial to the senior, influential, etc.) .

<Social>

Case 9. Too Courteous — “Try to be nice”; “HAPPOU-BIJIN”:

It is often observed that in a daily conversation, people: seem to be unusually cheerful; tend to be smooth talkers; and/or are nodding their head frequently, as if they were trying to please the other. It would be a possibility that they “try to be viewed as a nice person” (in an effort to maintain a good human relationship for one reason or another) .

Case 10. Ex-government Officials Never Criticize the Ministry — “Fellow-Feeling”; “Group-oriented”:

Government officials, after their early retirement, sometimes become a critic and many of them are successful. It is generally believed that their successful business is partly or wholly thanks to a continued relationship with the ministry they used to work for as well as their own effort and career. Meanwhile, it should be noted that almost none of those critics ever criticized the ministry even when the ministry made a serious mistake. Instead, they try to defend the ministry even if it is obvious that the ministry is wrong.

Case 11. “What was his facial expression?” — “TATEMAE vs. HON-NE”:

Quite often on TV news, an anchor first asks a news reporter “What was his (e.g., a politician’s) facial expression?” before asking what the politician stated. This tells us that the press people are on the premise that politicians do not tell the whole thing honestly. In other words, the statements of politicians are usually understood as “TATEMAE” (an official position) , and “HON-NE” (what he really thinks) is something else. People are used to such status and do not take it up as a problem.

This is not unique to the politicians and mass media. Another factor involved in this story is that the people’s reaction is emotional and not issue-oriented. This type of emotionality can be often observed in the Japanese society.

As we will see from these examples, most of the behavioral tendencies (a) to (i) stated in Section III and the motives (A) to (C) stated above are contained in each of the stories in the form of a case or a cause-and-effect relationship. This will reveal how the behaviors and the way of thinking of the Japanese come to be.

Figure1 describes an overview of the behaviors and mind of people in a small and closed society. The key words and notions relating to the patterns of behavior of the Japanese, psychological tendencies and possible common motives therefor which were reviewed above are put together in order. Figure1 will reveal cause-and-effect relationships in the inner mind of the Japanese.

Meanwhile, Figure1 will help us find, among others, two points. One is that almost all of the Japanese

words and remarks cited in Section II can be placed in position in Figure1. The other one is that most of the key notions presented in the prominent views on the Japanese including the “Chrysanthemum and the Sword” fall within the scope of the “Patterns of Behavior” and not of the “Motives”. It is part of what this study intended to explore as stated at the beginning.

In addition, it would be found that the notions presented here apply not only to Japan but to other countries which are a “small closed society”.

The Japanese often point out the inefficiency in individuality and creativity in themselves, and many people have insisted on the need for change in educational systems of Japan. However, no dramatic change has taken place to date. In considering this, again it seems necessary to focus on the background, i.e., the motives for Japanese people’s way of thinking. From this point of view, we could say that so far as people are afraid of being disliked in various respects, it would be safer for them to be a follower, and, in such context, there would not be enough motives for seeking individuality or creativity which could invite certain negative reactions from other people. Again, it would be reasonable to say that in the background of this, Japan would be a small closed society where there are few places to run.

In a broader sense, the rigid individualism could necessarily result in a crash between people involved because each individual would stick to a position of his/her own, which destroy “WA” (harmony) , in the eyes of the Japanese.

IV. Conclusion

Needless to say, it is always extremely difficult to encompass everything in a single theoretical statement, and I am aware that much remains to be done before the Japanese mind and way of thinking can be fully explained. Accordingly, I intend to keep exploring this subject in an attempt to refine the view and devise a theory, and in such context, this will be only the initial phase.

On future phases, more extensive studies including a detailed study of why Japanese people tend to form a closed society will be necessary. In addition, why the Japanese are generally emotional should be explored because it appears to be related to their way of thinking. Both would be very important in clarifying the bases of characteristics in the Japanese way of thinking and behaviors. Probably, such studies would require the assistance of experts in relevant fields. In addition, a comparative study of a closed society and an open society would be necessary. For example, an analysis of the countries like Singapore as a small open society, China as a large closed society, and America as a large open society.

At this stage, I hope this study will serve as a key to the inner mind of the Japanese for foreigners visiting Japan or working with the Japanese in understanding them.

A question “Can Japan change?” is sometimes raised by the Japanese themselves as well as foreigners. This is too big a question to be answered by this little study. However, as the question relates to the subject of this paper, I would dare to touch upon that.

The question is raised often in the context of proposed reforms in various fields such as political and administrative. It appears that the question represents the skepticism whether Japan could cease to be conservative. As far as we could gather from Figure1, we the Japanese would remain conservative unless we discard, for example, one of the motives “to avoid confrontation” all the time. We would have to be free from fear for change (which includes accepting the unknown in a broader sense) which could invite negative reactions from others or could damage a quiet life or “stability” in some ways.

We would first need to get used to any change and different people or cultures. Although it may be comfortable to stay in a closed homogeneous society, we should be prepared to jump into heavy exposure to different peoples or cultures. If we are surrounded by different people all the time, we will be accustomed to different ways of thinking or values and, at the same time, will be forced to come up with a universally understandable way of communication and, possibly, a universally understandable way of thinking. Otherwise, we would keep facing difficulties in this globalizing world, e.g., in mutual understanding in the international society. A response to the “need for internationalization of Japan” as often pointed out should be found in our own mind in every day life and not somewhere else in separate and special forms.

Referring to the “relatum-ism” presented by Eshun Hamaguchi, he himself defined it as a strategic and appropriate way of living in Japan where people put a particularly high value on human relationships as we saw in Section II. However, the “strategic way”, which must have come out of the nature of a small closed society and best fit for the society, may not work in a society where people have a different value.

Thus, the view presented in this study would lead us to a conclusion that if Japan ceases to be or form a “small closed society” in one way or another, Japanese people could change dramatically, and if not, they could not. One concern is that the majority of Japanese people do not seem to be aware of the points which this study presented.

I often suggest my students to be skeptical of everything, think over by themselves, and express themselves coming up with their own opinion. I do so in the hope, among others, that they can be aware of the “motives” for our way of thinking and try to change the status of Japan as a “small closed society” when they find it necessary.

I wish to add that my discussions with the American exchange students who visited Tokiwa University from September 2004 to January 2005 and appeared to be convinced by my view encouraged me to

present this paper. I hope this paper will be useful as a discussion paper for our study with the American students expected to visit Tokiwa University in the years ahead.

Acknowledgements

Finally, I wish to express my sincere thanks to Professor Frank Berberich from Tokiwa University for his encouragement and help extended to me in the course of this study.

Figure 1

<u>Motives</u>	→	<u>Tendencies</u>	→	<u>Behaviors of People in a Small Closed Society</u> <u>Patterns of Behavior</u>
To live a comfortable life:				
(A) Afraid of being disliked and: - Try not to make an enemy; - Avoid confrontation/friction; - Try not to make others uncomfortable;	→	Try: (a) not to assert oneself too much; (b) not to make things too clear; (c) not to be too conspicuous; (d) to be nice.	→	- Consensus-oriented, “WA”-oriented <e.g.> “KADO WO TATENAI”; “TATEMAE v. HON-NE” - Hesitate to take the initiative (in decision making; position taking, etc.) <e.g.> “SAKI-OKURI”; passive diplomacy; “TATEMAE v. HON-NE” - Vague or ambiguous: <u>not direct/straightforward/logical</u> <e.g.> “AIMAI”, “TAMAMUSHI-IRO”, not litigious - <u>Group-oriented</u> , “NAKAMA-ISHIKI” → “KOU-SHI KONDOU” - Thoughtful, polite, well-behaved, co-operative, reserved, passive
(B) Afraid of being placed in an embarrassing or awkward situation;	→	(e) Concerned about how one is viewed and what others do.	→	<e.g.> “SASSURU”; “HAPPOU-BIJIN” → <u>lack of spirit of criticism</u> - Sensitive to social pressure/atmosphere → “SEKENTEI”; “HITONAMI” <e.g.>parents want a disciplined child; “average”-conscious; fashion-conscious - Hate: <u>shame</u> ; face loosing; desipement; etc.
(C) Seek “shelter” as machinery or last resort for securing interest and safety.	→	Rely on: (f) authority; (g) group; (h) close personal ties; (i) excuse.	→	<e.g.>afraid of making a mistake; gloss over one’s faults; laugh off - “KEN-I SHUGI” → bureaucrats’ paradise; age seniority, education - Interdependent, exclusive → “ <u>AMAE</u> ”; “KOU-SHI KONDOU” - “NARE-AI+MOTARE-AI”; “KEIRETSU”; rare change in power - Pass the blame/responsibility to others <e.g.> administration by means of advisory body; piecemeal reforms

Note: Items in the three columns do not all link one to one horizontally; Underlined words are the notions presented in prominent views on Japan.

Notes:

- 1 One is “the Anatomy of Dependence” which is the title of an English version of “AMAE NO KOUZOU” and the other is the English title “Introduction to Japan” which is attached to the Japanese original entitled “NIHON NO SUBETE”.
- 2 “KOUJIEN”, Iwanami Shoten, 1986. Translation of the difinition by Koiso.
- 3 Kimura, S., et al, “NIHON NO SUBETE” (“Introduction to Japan”), Sanseido, 2004; Tobioka, K., “NIHONJIN NO MONO-NO KANGAEKATA” (Japanese Way of Thinking) , Jitsumu Kyouiku Shuppan, 1999.
- 4 Benedict, R., “The Chrysanthemum and the Sword: Patterns of Japanese Culture”, Charles Tuttle, 1954.

- 5 Nakane, C., “TATE-SHAKAI NO NINGEN-KANKEI: TAN-ITSU SHAKAI NO RIRON” (Human Relationships in a Society with Vertical Structure: A Theory of Homogeneous Society), Kodansha Gendai-shinsho, 1967.
- 6 Doi, T., “AMAE NO KOUZOU” (“Anatomy of Dependence”), Koubundou, 1971.
- 7 Hamaguchi, E., “NIHON-RASHISA NO SAI-HAKKEN” (Re-discover the Japanese Nature), Kodansha, 1988.
- 8 Murakami, Y., Kumon, S. and Sato, S., “BUNMEI-TO-SHITE NO IE-SHAKAI”, (“IE” Society as a Civilized System) : Chuoukouronsha, 1979.
- 9 p. 79, pp. 210-215 “HAIJO NO KOUZOU” (Anatomy of Exclusion), Tokyo, Chikuma Gakujutsu Bunko, 1992.
- 10 NHK radio news, August 31, 2005.

研究ノート

Selected Sources in Larry McMurtry's novel, *The Wandering Hill*

Clay Bussinger

Larry McMurtry's novel *The Wandering Hill* is the second of four novels about the Berrybender family, a rich aristocratic English family traveling through the American west in the early half of the 19th century. While the book is fiction, McMurtry includes many figures from the American West, notably the mountain men/guides such as Kit Carson, Tom Fitzpatrick, Jim Bridger, and Zeke Williams, among others. In the novel, these mountain men lead relatively quiet lives, as quiet as can be expected in the American West of the early 19th Century. This paper looks at some of the actual events in the lives of these amazing men.

The Wandering Hill is subtitled *The Berrybender Narratives*, Book2, the second of four novels. It continues the saga of the Berrybender family, a rich aristocratic English family traveling through the American west in the early half of the 19th century. The patriarch, Lord Berrybender, has dragged his wife and children out into the dangerous territories of the American west in order for him to kill animals. His ambition is to kill at least one every species of animal on the continent, and his ambition is great. Berrybender kills massive amounts of buffalo, a feat that is a reflection of the reality of the early 19th C. He often sacrifices his family and servants to his reckless ambition. By the end of *Sin Killer*, the first novel of the series, he has already lost his wife and a number of servants, not to mention various appendages of his own body, such as legs, fingers, and toes.

One of the more intriguing aspects of the Berrybender series is the plethora of actual characters from the west, and the accuracy of the authentic sources that McMurtry includes in his novel. While he often peoples his novel with historical characters, and even writes entire novels based on characters from the west, in the Berrybender series, he includes many historical characters. In earlier novels, the readers

finds characters from the American west such as Billy Bonney (aka Billy the Kid), Annie Oakley, the great Sioux warrior, Crazy Horse, and so forth. McMurtry was so taken with the Crazy Horse story that he made him the basis for an entire history.

This paper will look at some of the historical characters, and historical sources of some invented characters, found in the four novels of the Berrybenders series, and in particular the second novel. There are four main groups of characters in the novels, the Berrybender family, the mountain men, the Native Americans, and the other Europeans from many different countries, including adventurers, artists, and scientists. In a previous paper, Larry McMurtry's, *Sin Killer*, a most likely source was explored. While most of the characters in the tetralogy have quite transparent sources, I will show some of the historical characters, and some of the true incidents of these characters in this second novel, *The Wandering Hill*.

Many of the Native Americans in this series of novels, have actual historical bases, although a lot of their actual history is dotted with empty pages – there were few historians on hand to record what went on in accurate detail; however, this paper will focus mainly on the European guides, mountain men, and trappers that join the Berrybender expedition. The mountain men found in McMurtry's tetralogy – Hugh Glass, Tom Fitzpatrick, Jim Bridger, Kit Carson, Eulalie Bonneville, Joe Walker, Milt and Bill Sublette, and Zeke Williams – are all historical figures from the American west, and while in the novels their characters and actions are often underplayed and decidedly human, their historical counterparts are more colorful, performing on the whole quite astounding feats of courage and stamina. In his Berrybender novels, McMurtry usually gives the majority of the exploits to the character of Jim Snow, “The Sinkiller,” perhaps fearing the actuality of the actions of the historical figures is too unbelievable for fiction. One exception is at the beginning of the second novel in the series.

The Wandering Hill opens in the “big room of Boisdeffre's trading post” (p.1) with a raging Hugh Glass attacking Tom Fitzpatrick and Jim Bridger, who are shocked to see the man alive as they were under the assumption that he was dead. The reader soon learns that Hugh Glass had apparently been attacked and “killed by a enraged mother grizzly,” (p. 5) the deadliest animal on the North American continent, and Tom Fitzpatrick and Jim Bridger had left him for dead. Hugh Glass claimed to have crawled 2,000 miles to take his revenge on his traveling companions.

Although Hugh Glass's history is not generally well known, this particular story is found in the *Saga of Hugh Glass: Pirate, Pawnee and Mountain Man*, by John Myers Myers. Suite101, an online university has summarized the story succinctly. The story of Hugh Glass is quite amazing, having been captured by the infamous pirate Jean LaFitte, and was forced to become a pirate captain. He only escaped by swimming two miles to land with a friend. He and his companion were captured by Indians,

who then burned his friend to death. Glass escaped the same fate as his friend by offeri9.5

Unfortunately Hugh ran into a female grizzly protecting her cubs. Before he could fire a shot, the bear attacked him. His arm and back were quite scraped and mangled by the bear's claws. The back of his scalp was also marked. He finally got off a shot that mauled her but too late to protect himself.

He was then left for dead by the pair of Fitzpatrick and Bridger, who felt they would also perish if they stayed with the seriously injured Hugh Glass. Glass survived by eating roots, berries, a rattlesnake, and by driving wolves off a buffalo calf, and eating the remains.

Hugh did not die. He went in and out of delirium for several days. He finally woke up and was able to drink from a stream they left him by. He also ate some berries and killed a rattlesnake and mashed it into a stew. After several days he gained enough strength to go after the men who abandoned him, though he had to crawl because he was too weak and injured yet to walk. He managed to sustain himself with berries and by digging up roots that he knew, by living with the Indians, were edible. By sheer luck he came upon some wolves eating a buffalo calf they had recently killed. He managed to chase them off so that he could eat the meat. He stayed there several days, eating and regaining his strength. Finally, he could continue walking instead of crawling. ¹

Hugh Glass never managed to take revenge on the pair who had abandoned him, but did manage to retrieve his favorite rifle, which Fitzpatrick had taken from him when he abandoned him. Following these incidents, Glass survived many other attacks by Indians, attacks that claimed the lives of many of his companions. He was shot in the back with an arrow, but managed to survive until he found a doctor. Finally Hugh Glass's "luck ran out when he and his friends were ambushed and killed by Arikaras." ²

The story of Hugh Glass is an amazing tale of hardiness and survival in the most hostile of conditions. The stories of the other mountain men are also amazing to the modern reader. While McMurtry relates the strength, tenacity, and sheer power of Hugh Glass in this novel, the other guides are shown in a much dimmer light. In this series of novels, two other of the mountain men/trappers, turned guides, figure prominently - Kit Carson and Jim Bridger are youthful members of the Berrybender party, guiding and taking care of the essentially helpless English. Kit Carson was a very short, young man, barely 16, when

he left his apprenticeship and started into the unexplored western mountains to trap beaver.⁴

Kit Carson, one the true heroes of the American west, was illiterate, having left school to fight Indians when he was very young, yet could converse in 15 languages, including English, French, Spanish (which he spoke at home), sign language, and 10 Native American languages, such as Navajo, Apache and Ute. Carson ran away to the west and survived desert, mountains, Native American attacks, and wild animal attacks. He was famous in his day, and many novels were written about his exploits – he was constantly running into people who wanted to talk with him and learn of his life. He survived battles with Native Americans – Blackfeet, Klamath and Utes, and fought a duel for his first wife, a member of the Arapaho tribe. On an expedition to the Pacific Ocean a group of natives took their livestock, and Carson, with one other guide was able to “in a savage desert, pursue day and night an unknown body of Indians into the defiles of an unknown mountain--attack them upon sight, without counting numbers, and defeat them in an instant,” according to the famous John C. Frémont, a lieutenant with the Corps of Topographical Engineers.

Kit Carson's exploits in the west made him famous all over the country, and he was feted when he landed in Washington on a mission from Fremont. The elite of the capitol wanted to know him personally. He was equally famous throughout the country, and in one sad incident in which fiction meets fact, a woman was found killed by Indians, and in her hand was a book in which Kit Carson figured prominently:

Settlers, traveling along the Santa Fe Trail, read dime novels about his exploits by the light of their campfires. One specific incident unnerved the man with nerves of steel. A white woman captured by the Apaches was found dead in their camp. At her side was a book that chronicled a fictional account of Kit Carson's rescue of a woman in a similar situation. In his memoirs, which Carson dictated in 1856, he recalled: 'In camp was found a book, the first of the kind I had ever seen, in which I was made a great hero, slaying Indians by the hundreds.... I have often thought that Mrs. White [the slain white woman] read the same...would pray for my appearance that she might be saved.'⁵

This incident, like the incident featuring Hugh Glass and the grizzly, is perhaps too juicy for McMurtry to ignore, hence he includes it in this tetralogy, as Kit Carson had also included this sad incident in his own memoirs.

Many of Kit Carson's fellow guides in *The Wandering Hill* are similarly famous – stories of Tom Fitzpatrick and Jim Bridger are equally well known and quite inspiring. Jim Bridger also plays a rather

tepid role in McMurtry's novel. Yet like Kit Carson, Jim Bridger, born in 1804, was apprenticed as a young boy, 13 years old, and like the young Carson, Bridger struck out for the west as a young man. When he was 18 he joined the expedition of the fur-trading General William Ashley, a man who also appears in the pages of McMurtry's tetralogy. It was on one of Ashley's expeditions when Bridger discovered the Great Salt Lake in Utah:

One particular discovery early on in Bridger's career brought him lasting celebrity. To settle a bet in the winter camp of his trapping party of 1824, Bridger set out to find the exact course of the Bear River from the Cache Valley. He returned and reported that it emptied into a vast lake of salt water. The men were convinced he had found an arm of the Pacific Ocean. In reality, he was the first white man to view The Great Salt Lake.⁶

Bridger, like his friend Carson, also ran into the Blackfeet tribe, and got a similarly cool reception:

Continuing to trap beaver in the mountain streams, in the fall of 1832, Bridger and Fitzpatrick led their brigade toward the head of the Madison River. In that area, on October 25, they ran in to a conflict with a band of Blackfeet. The outcome, among other mishaps, was that Jim received two arrows in his back. The arrowheads remained there until the rendezvous of 1835 when the missionary Doctor Marcus Whitman removed them.⁷

Unlike other mountain men, Bridger was an acute businessman, and established the famous Bridger Fort. Later in his life he talked about the fort:

I have established a small store, with a Black Smith Shop, and a supply of Iron on the road of the Emigrants on Black's fork Green River, which promises fairly, they in coming out are generally well supplied with money, but by the time they get there are in want of all kinds of supplies. Horses, Provisions, Smith work &c brings ready Cash from them and should I receive the goods hereby ordered will do a considerable business in that way with them. The same establishment trades with the Indians in the neighborhood, who have mostly a good number of Beaver amongst them.⁸

Jim Bridger's astute judgment served the settlers, explorers and military well: the Bridger Fort was a stronghold of various companies for many years, and in the end became a base for the U.S. Army.

The Berrybender guides are shown to be rather inept socially, preferring their own company, and the

company of the Native Americans to the company of other white people. However, like Carson, Bridger was an able guide and a linguist: "He guided more wagon trains than all other scouts put together on the westward trek. He had an almost photographic memory for terrain. And he spoke not only English, French and Spanish, but six Indian tongues as well. And he was chief of five Indian tribes. . . ." ⁹

The main male character in the novels, Jim Snow, is a rarity, in that he did not exist in reality. However, McMurtry appears to have taken his qualities from various of the frontier men. This composite figure by the end of the tetralogy has fought off countless attackers, both human and animal, survived blizzards, and even survived the onslaught of his wife, Tasmin Berrybender, the elder offspring of Lord Berrybender. While Jim Snow of all the guides receives the majority of the attention in the novels, the historical characters of Jim Bridger, Kit Carson, Tom Fitzpatrick, and the others, are the real heroes, and any cursory research will yield a treasury of stories. Besides a fine novel, Larry McMurtry provides the reader of *The Wandering Hill* with a ready-made list of the Who's Who of mountain men and guides of the American West for further reading.

Notes

1. "Hugh Glass, Mountain Man (Part 1)." Suite University. http://www.suite101.com/article.cfm/old_west/103632.
2. "Hugh Glass, Mountain Man (Part 2)." Suite University. http://www.suite101.com/article.cfm/old_west/103633
3. "Kit Carson: The Runaway Boy." Mary Trotter Kion. October 19, 2001 http://www.suite101.com/article.cfm/great_american_plains/81961
4. "Kit Carson: American Hero." S.J. Reidhead. Wild West Magazine. The HistoryNet.Com <http://historynet.com/we/blkitcarsonamericanhero/index.html>
5. Reidhead, *ibid*.
6. "The Mountain Men: Pathfinders of the West 1810-1860." Emily Zimmerman. Created as a part of the University of Virginia's American Studies project on Henry Nash Smith's Virgin Land <http://xroads.virginia.edu/~HYPER/HNS/Mtmen/jimbrid.html>
7. "Jim Bridger. Part 2. The Fur, The Fort, The Farm." Mary Trotter Kion. July 1, 2004 <http://www.suite101.com/article.cfm/13796/108912>
8. Kion, *ibid*.
9. Wilda Sandy. Suite 101. July 1, 2004. <http://klesinger.com/jbp/jbridger.html>

Selected Bibliography

Alter, J. Cecil. *James Bridger, A hogshead of life*. Salt Lake City, 1925. Bibliography. Republished by Long's College Book Co., Columbus, Ohio.

Billington, Ray Allen. *Westward Expansion; A History of the American Frontier*, 4th ed; and *The Americans: A Brief History*, by Henry F. Bedford and Trevor Colbourn, ed. John Morton Blum. Harcourt Brace Javanovich. New York. 1976.

Ellis, Edward S. (Edward Sylvester), 1840-1916. *The Life of Kit Carson: Hunter, Trapper, Guide, Indian Agent and Colonel U.S.A.* Free online book by the Gutenberg Project. <http://www.gutenberg.org/etext/7882>

Harris, John Colter, pp. 108-109; and Aubrey Haines, "John Colter," *The Mountain Men and the Fur Trade of the Far West*, ed. LeRoy R. Hafen, 10 vols. The Arthur H. Clark Compan. Glendale, California. 1965-1972

Harvey L. Carter & Guild, Thelma S. *Kit Carson: A Pattern for Heroes*. University of Nebraska Press. Lincoln, Nebraska, 1984.

Milo Milton Quaipe, ed. *Kit Carson's Autobiography*. Kit Carson - author, Publisher: R.R. Donnelley & Sons Co. Chicago, 1935.

Myer, John. *Pirate, Pawnee, and Mountain Man: The Saga of Hugh Glass*. Little Brown & Co., Boston, 1963.

Paul Chrisler Phillips, *The Fur Trade*, with concluding chapters by J.W. Smurr, 2 vols. University of Oklahoma Press. Norman, Oklahoma. 1961

Westal, Stanley. *Jim Bridger: Mountain man, A Biography*. William Morrow & Company. New York – 1946

学会展望

日本国際政治学会 2005 年度研究大会 (JAIR 2005)

渡 部 茂 己

**Japan Association for International Relations
Annual Convention: November 18-20, 2005**

日本国際政治学会(以下、国際政治学会)の2005年度研究大会は、11月18日(金)～20日(日)の3日間、札幌市のコンベンションセンターで開催された(筆者は18日は公務(授業等)と重なるため、19日と20日の2日間参加した)。従来は、他の社会科学系学会と同様に、春と秋の年に2度、土曜と日曜に大規模大学の持ち回りで開催されていた。しかし、社会科学系の学会としては日本で最も大きな学会のひとつである国際政治学会は、もはや大学における開催が不可能となり、1999年以降は毎年1度、各地の国際会議場を利用したコンベンション方式で行なわれるようになった。

*

全学会員が顔を合わせる唯一(総会と懇親会を別とすれば)の企画である「共通論題」は、19日の16:00-18:30に特別会議室で行なわれた。共通論題では、「国際政治におけるリージョナル・ガバナンス」という統一テーマの下に、「東アジア地域のガバナンスの可能性と限界」(国分良成・慶應義塾大学)、「中東におけるリージョナリズムとリージョナル・ガバナンス」(立山良司・防衛大学校)、「バルカン地域のバルカン化と非バルカン化」(月村太郎・神戸大学)の3つの報告がなされ、納家政嗣一橋大学教授の討論(コメント)が付加された。

(1)「東アジア地域のガバナンスの可能性と限界」において、国分は、まずコーポレートガバナンスやグッド・ガバナンスの用法を踏まえて、グローバル・ガバナンスの概念そのものを整理し、中国語によるその使われ方と比較しつつ、東アジアにおける地域ガバナンスの可能性と限界を地域主義との関わりで詳細に検討した。本稿では、WTO 閣僚会議が2005年12月に開催された直後の香港に、筆者が立ち寄った経緯もあり、国分報告についてのみ、やや詳述してみたい。現実的実証的な手法により、国分報告は、他の地域と比較して、どちらかという可悲観的に受け止められている状況を、ひとたび受けとめる。それは、筆者があえてさらに簡潔に整理すると、①東アジアに

においては国家主義とナショナリズムが優位を占める傾向が強く、②依然として社会や民間の担い手、すなわちシビル・ソサエティ（筆者注：NGO などの意）の成長が緩やかなものにとどまっており、③東アジアにおいては明確な価値規範が存在せず（文化、イデオロギー、体制、宗教、倫理観、そして歴史観のいずれについても）、④東アジア地域のガバナンスは、その評価や選好はいずれにせよ、アメリカという巨大な国家の存在の上に成り立っている、からである。たとえばこの第 4 の点についても、論者は、表面的な示唆にとどめず、東アジアの各国の対米貿易に基づく経済成長、域内貿易にしても最も信頼され使用されているのは米ドルであり、安全保障面でも圧倒的であり、この地域のエリートの多くがいまだにアメリカ留学組であり、そもそも、地域内のコミュニケーションは英語によっている、点などを踏まえて現実論を展開する。

しかし、東アジアには、むしろそのよう状況だからこそ（？）、地域ガバナンスを必要とする「共通課題」が山積することについての「共通認識」をもっているとして、将来の可能性を見る。周知のことが多いと思われるが、論者の指摘した「共通課題」をそのまま掲げると、大量破壊兵器拡散、テロ、貿易・投資、IT、金融、知的財産権、貧困、エネルギー、環境保全、食糧、保健衛生、感染症、麻薬、犯罪、海賊などである。そのような共通課題を中心に、近年は様々な枠組みでの組織や会議が急速に増えてきつつある（実は国分報告はこの点についての丹念な分析こそが秀美である）。筆者の感触としては、これらの「共通課題」はそのままひとつ残らず、世界の共通課題でもあるので、論者も触れていたようにグローバル・ガバナンスと地域ガバナンスとの絶えざるフィードバック作用が必要とされるであろう。東アジアの地域ガバナンスは、この地域、ましてや各国の孤立したガバナンスに引きずられては如上の限界を打破することは不可能で、世界のグローバル・ガバナンスとの連携にかかっているのではないか。なお、冒頭で述べたように、コンベンション方式に切り替わった最初の国際政治学会は、1999 年に木更津のかずさアカデミアパークで開催され、筆者は、「環境問題と国際機構論—グローバル・ガバナンスの担い手としての国際機構の意義」と題する拙い部会報告を行ったが、ここでの結論と関連する点も含まれたものであった。

＊ ＊

そのほかの 2 人の報告については簡単に触れるにとどめる。問題の構造は類似しているからである。(2)「中東におけるリージョナリズムとリージョナル・ガバナンス」においても、(3)「バルカン地域のバルカン化と非バルカン化」においても、それぞれの地域研究の第一人者が、組織化の進展を問題点を指摘しつつ的確に概観した。問題点の一部のみ示せば、アラブ連盟は国連より若干早く 1945 年 5 月に設立されたものであるが、複雑な組織をもつが制度を伴わないこと、アラブ諸国間の貿易は 10%以下に過ぎないこと、米国による安全保障の大きさ、そのことを巡っての「パックス・アメリカーナ」と反米主義の軋轢、そして EU とのパートナーシップ協定、このように諸大国との強い繋がりを持ち、しかもその関係が基本的にハブ・スポーク構造であるという問題、報告

者は触れてないが、さらにもうひとつの経済大国すなわち、石油をめぐっての日本との関係についても同様のことが言えよう。バルカン地域においては、まず、バルカンとは何か、バルカン化とは何かについて、オスマン帝国そしてローマ帝国の分裂にまで遡って専門家同士で熱い議論となった。もちろん90年代のボスニア内戦による国家の分裂と地域統合の流れ、その延長としてバルカン諸国のEU加盟が進展し、バルカン諸国のヨーロッパ化(逆説的なインターフェイスからの脱皮)、さらに、EUあつてのバルカン諸国の主権的安定性との結論に真っ直ぐに繋がる。東アジアにおけるアメリカ以上に、バルカン地域ではEUという「大国」の役割が決定的であることになる。この地域では、むしろ、そのことを肯定的因子として認識しているのは明らかである。

フロアーからの質疑・コメントとしては(発言者については公開されてないので、明記は差し控えるがいずれも著名な国際政治学者である)、たとえば、「アジア地域にはInstituteは既にある。どう動かすかが問題ではないか」、「ECと比べるとき、どこが違うかではなく、似たところを捜す必要がある。また完成したECと比べるのではなく、プロセスで比較すべき」、「領土的なものか、機能的・規範的なものに代わりうるのか、それ如何によってリージョナル・ガバナンスの成否が決まる(、のか)。グローバル・ガバナンスとの違いは、リージョナル・ガバナンスは領域性をもっているのをそれをいかに克服できるかが問題」、「共通テーマとして、組み合わせの悪い言葉を設定することで、リージョンとか、ガバナンスをより深く考えることになった。自己認識としての『リージョン』の重要さがある」、「対立の和解と資源の共有からガバナンスが行われるのでは。EUも完成品としてではなく、過程を見れば、そう言えるのでは」、など、いずれも示唆深いものであった。

共通論題のほかには、例年のごとく、それぞれの研究領域に分かれて様々の分科会や部会が開催された。2005年に特徴的であったのは、創設後60年を経て、人間でいえば還暦を迎えた国連について、国際政治学会中のいくつかの分科会、また国際政治学会以外でもいくつかの学会で(筆者が参加したものとしては、国際法学会、日本国際連合学会など)、様々な切り口から検討が重ねられたことである。今回、筆者が司会等の担当を兼ねて出席したのは、19日の13:30~15:15に行なわれた、「国連研究分科会」である。国連研究分科会は、「国連憲章第7章下の安保理の活動に対する審査について—冷戦終結後の『平和』と安保理の責任—」(小森雅子・沖縄大学)と、「国連平和維持活動への参加人数の計量分析—植民地・安保理改革・受け入れ経験—」(久保田徳仁・防衛大学校)の2つの報告がなされ、筆者、渡部茂己(常磐大学)の討論者兼司会という役回りで討議が重ねられた。

小森報告は、平和と安全の維持に関する役割に関して、国際社会で最も強力な権限を付与されているのが、国連の安全保障理事会であり、時に、直接に間接にその実力を行使している現状がある。そのような安全保障理事会に対して、国内社会での三権分立のような仕組みで、何らかのコントロー

ルを行うことが国連のメカニズムにおいても可能かどうかを、理念的・実証的の両面で分析しようとするものであった。通常考える司法審査の面については、争訟事件としてロッカビー事件、勧告的意見としてナミビア事件、などの例をとりあげ、さらに、総会のもつ（全加盟国、それは今日では国際社会の全国家を意味する、によって代表されているという）正統性を重視する内容の報告である。国連創設から 60 年を経た今日の国際社会の抱えている問題は、単なる国家間の紛争にとどまらず、小森報告の表現では、「人権保護、人道支援、環境保護、その他の分野における法の遵守」などの問題が大きくなっている。「60 年前に想定された『平和』と、現在の国際社会が達成すべき『平和』の中身の範囲」にずれが起きていて、それはもはや国連創設時に想定された安全保障理事会の権限を越えていると言う意味に受け取った。

久保田報告は、実証的というよりもさらに、定量的に、国連による今日の国際社会の平和の担い手として、もっとも広く活動している国連平和維持活動 (PKO) への各国の参加人数を分析する。国連には常設の部隊がない以上、平和維持のための PKO の派遣が必要とされたときに、いかに早く、必要な要員を組織し、派遣できるかが（経費、装備、要員の練度などは二次的な問題とする）、その成否を決定的とする。PKO は基本的に、ようやく成立した暫定的平和をそのまま凍結させ、再発や拡大を防ぐために、両紛争当事国（または当事者）の合意をもとに、国連などの中立的公平な国際組織が、軍事要員を派遣して、停戦ラインや兵力引き離しの監視を行う活動だからである。久保田報告は、J. Lebovic (2004) などの先行研究に基づき、その観察期間を、過去と現在の両時点で拡大することで、より一般化しようとしたものである。また、要員提供の有無、と提供人数（量）を区別して分析することが特徴である。結論の一部として興味深いのは、先行研究で指摘された民主化度の影響は、機会の面では有意でも、量の点では 90 年代以降は有意な影響はないこと、冷戦期には言われていたミドルパワーの効果も一時期を除き強くはないこと、貧しい国が金銭的配当を求めて参加するという説も一般的妥当性はないということ、である。前年度の実績が翌年の派遣の機会と量とに、もっとも強く関わるという結論については、一応納得するものの、PKO についての特徴と、人間（およびその社会としての国家）の行動パターン一般における特徴との違いについて今一步踏み込んでほしいところでもあった。また、研究対象の期間をどうせ拡大するならば、将来的には、1984 年からといわずに、活動の当初から分析の対象とし、期間を分割（年代毎になど、あらかじめの区切りではなく、有意な結果が見られるように分割）して、それぞれについて政治的背景と比較しつつ分析することも有効ではないだろうか。

*

国際政治学会全体として、冷戦期までのパワーポリティクスを中心とする単純な国際政治構造の把握を越えて、複雑化し、グローバル化した国際社会を、今日の現実に照らしてより実証的に、重層的に分析しようとする傾向が一層強まっている。

常磐大学国際学部・常磐国際紀要寄稿規程（抜粋）

平成8年11月14日

（目 的）

第1条 常磐大学国際学部は、教育研究の推進および成果の公表と相互交換を目的として、研究紀要『常磐国際紀要（Tokiwa International Studeis Review）』（以下「紀要」と言う。）を発行する。

（投稿資格）

第4条 紀要の投稿資格者は、国際学部の授業を担当する者および委員会が特に認める者とする。

（掲載内容）

第5条 委員会は、別に執筆要項を定め、研究論文、研究ノート、書評、学界展望、委員会が特に認めるもの等（以下「論文等」と言う。）を募集し、編集する。それらの内容は、次の通りとする。

1. 論文は、理論的かつ実証的な研究成果の発表を言う。
2. 研究ノートは、論文作成の途中にあって、著者の研究の原案や方向性を示したものを言う。
3. 書評は、新たに発表された内外の著書・論文の紹介を言う。
4. 学界展望は、諸学会における研究動向の総合的概観を言う。

② 前項に規程するものは、未発表を原則とする。

（掲載内容の選考）

第6条 委員会は、第5条第1項に規程するものについて、委員会が委嘱した者の査読を経た後に、「掲載の適否」を判断する。

② 委員会は、投稿者に対して、必要に応じて、内容の修正を求めること、または掲載見送りをすることができる。

（配 付）

第7条（第1項略）

抜刷は、論文等の執筆者に対して、50部を配付する。それを越えて必要とする場合には、印刷費を請求者が負担する。

附 則

1. この規程の改廃には、教授会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
2. この規程は、平成8年11月14日より施行する。

上掲条項は「常磐大学国際学部研究紀要発行規程」による。

なお執筆にあたっては「国際学部紀要執筆要項」を厳守されたい。

※第2条、第3条及び第8条～第10条は省略。

編 集 後 記

国際学部が創立して10周年をむかえた。草創期の専任教員の配置も大きく様変わりして、新人専任が増加し、そのことによって『紀要』の内容も大きく変化することになった。特に英米語学科の教員の充実が顕著である。かつての国際協力学科、国際ビジネス学科中心の論稿が学科増設に伴ない、それを底上げするような形になってきたのは大変喜ばしいことである。

あたり前のことであるが、本学部の『紀要』は、『学部』専任教員のみならず、学部を支えていただく非常勤の寄稿によってもサポートされている。国際社会に国際学部のステータスを確立していくには、この方向性はとても重要であろう。あと望むならば、学部教員の共同研究の成果をさらに充実した形で『紀要』に投稿していただくことも課題かもしれない。いずれにせよ本書が学部の専門的研究、学際的研究に大きく寄与していくことを期待し編集後記としたい。

紀要編集委員会

波多野 勝（委員長）

中 田 光 雄

F.J.Berberich

柳 田 恵美子

林 和 生

— 執 筆 者 (掲 載 順) —

中 田 光 雄	常 磐 大 学 国 際 学 部	教 授
渡 辺 千 枝 子	常 磐 大 学 国 際 学 部	教 授
G.F.Kirchhoff	常 磐 大 学 国 際 学 部	教 授
林 和 生	常 磐 大 学 国 際 学 部	助 教 授
小 磯 滋	常 磐 大 学 国 際 学 部	助 教 授
山 本 晋	立 命 館 ア ジ ア 太 平 洋 大 学	教 授
渡 邊 真 由 美	常 磐 大 学 国 際 学 部	助 教 授
粕 谷 雄 二	常 磐 大 学 国 際 学 部	教 授
福 嶋 壽	常 磐 大 学 国 際 学 部	教 授
C.R.Bussinger	常 磐 大 学 国 際 学 部	助 教 授
渡 部 茂 己	常 磐 大 学 国 際 学 部	教 授

常磐国際紀要編集出版に際し、格別の御協力をいただきましたレフェリーの方々に、紀要編集委員全員より厚くお礼申し上げます。

常磐大学国際学部紀要 常 磐 国 際 紀 要 第10号

2006年3月30日 発行

非 売 品

編集兼発行人 常磐大学国際学部 〒310-8585 水戸市見和1丁目430-1

代表者 大友賢二 電 話 029-232-2511(代)

印刷・製本 株式会社タナカ